

平成25年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成25年3月4日開会
平成25年3月26日閉会

宿毛市議会事務局

平成25年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成25年3月 4日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	4
出席要求による出席者	4
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第63号まで	14
(提案理由の説明)	
市 長	14
散 会 (午前11時29分)	
請願文書表	21
陳情文書表	22
----- . . . -----	
第 2 日 (平成25年3月 5日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成25年3月 6日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成25年3月 7日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成25年3月 8日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成25年3月 9日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成25年3月10日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成25年3月11日 月曜日)	
議事日程	23

本日の会議に付した事件	2 3
出席議員	2 3
欠席議員	2 3
事務局職員出席者	2 3
出席要求による出席者	2 3
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	2 5
1 高倉真弓議員	2 5
市 長	2 6
高倉真弓議員	2 7
市 長	2 7
高倉真弓議員	2 7
市 長	2 7
高倉真弓議員	2 7
2 宮本有二議員	2 8
市 長	2 8
宮本有二議員	2 9
市 長	2 9
宮本有二議員	3 0
市 長	3 1
宮本有二議員	3 1
市 長	3 2
宮本有二議員	3 3
市 長	3 5
宮本有二議員	3 5
市 長	3 6
宮本有二議員	3 6
市 長	3 6
宮本有二議員	3 6
教育委員会委員長	3 7
宮本有二議員	3 8
市 長	3 8
宮本有二議員	3 8
教 育 長	4 0
宮本有二議員	4 0
市 長	4 0
宮本有二議員	4 1

	市 長	4 1
	宮本有二議員	4 1
	市 長	4 2
	宮本有二議員	4 2
	市 長	4 2
	宮本有二議員	4 3
	市 長	4 3
	宮本有二議員	4 4
	市 長	4 4
	宮本有二議員	4 4
	市 長	4 5
	宮本有二議員	4 5
3	野々下昌文議員	4 6
	市 長	4 7
	野々下昌文議員	4 8
	市 長	4 8
	野々下昌文議員	4 8
	市 長	4 8
	野々下昌文議員	4 8
	市 長	4 9
	野々下昌文議員	4 9
	市 長	5 0
	野々下昌文議員	5 0
	市 長	5 0
	野々下昌文議員	5 1
	市 長	5 1
	野々下昌文議員	5 1
	市 長	5 2
	野々下昌文議員	5 2
	市 長	5 2
	野々下昌文議員	5 3
	市 長	5 3
	野々下昌文議員	5 3
	市 長	5 3
	野々下昌文議員	5 4
	市 長	5 5
	野々下昌文議員	5 5

教育長	5 5
野々下昌文議員	5 5
教育長	5 6
野々下昌文議員	5 6
教育長	5 6
野々下昌文議員	5 7
教育長	5 8
野々下昌文議員	5 8
教育長	5 8
野々下昌文議員	5 9
教育長	5 9
野々下昌文議員	5 9
教育長	6 0
野々下昌文議員	6 0
選挙管理委員会委員長	6 0
野々下昌文議員	6 1
選挙管理委員会委員長	6 1
野々下昌文議員	6 1
市 長	6 2
野々下昌文議員	6 3
市 長	6 3
野々下昌文議員	6 3
4 松浦英夫議員	6 3
市 長	6 4
松浦英夫議員	6 4
市 長	6 4
松浦英夫議員	6 4
市 長	6 5
松浦英夫議員	6 5
市 長	6 6
松浦英夫議員	6 6
市 長	6 6
松浦英夫議員	6 7
市 長	6 7
松浦英夫議員	6 8
市 長	6 8
松浦英夫議員	6 8

市 長	6 9
松浦英夫議員	6 9
市 長	6 9
松浦英夫議員	6 9
教 育 長	7 0
松浦英夫議員	7 0
教 育 長	7 0
松浦英夫議員	7 1
教 育 長	7 1
松浦英夫議員	7 1
教 育 長	7 2
松浦英夫議員	7 2
教 育 長	7 2
松浦英夫議員	7 2
教 育 長	7 2
松浦英夫議員	7 3
市 長	7 3
松浦英夫議員	7 4
市 長	7 4
松浦英夫議員	7 4
市 長	7 5
松浦英夫議員	7 5
市 長	7 5
松浦英夫議員	7 6
市 長	7 6
松浦英夫議員	7 7
延 会 (午後 4時04分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 25 年 3 月 12 日 火曜日)

議事日程	7 9
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	7 9
欠席議員	7 9
事務局職員出席者	7 9
出席要求による出席者	7 9
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	8 1

1	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 1
	山戸 寛議員	8 2
	市 長	8 2
	山戸 寛議員	8 2
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 3
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 3
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 4
	市 長	8 4
	山戸 寛議員	8 4
	市 長	8 5
	山戸 寛議員	8 5
	市 長	8 5
	山戸 寛議員	8 6
	市 長	8 7
	山戸 寛議員	8 7
	市 長	8 7
	山戸 寛議員	8 7
	市 長	8 8
	山戸 寛議員	8 8
	市 長	8 8
	山戸 寛議員	8 9
	市 長	8 9
	山戸 寛議員	8 9
	市 長	9 0
	山戸 寛議員	9 0
	市 長	9 1
	山戸 寛議員	9 1
	市 長	9 2
	山戸 寛議員	9 2
2	浦尻和伸議員	9 3
	市 長	9 3
	浦尻和伸議員	9 4
	市 長	9 5

浦尻和伸議員	9 5
市 長	9 5
浦尻和伸議員	9 6
市 長	9 6
浦尻和伸議員	9 6
市 長	9 7
総務課長	9 7
浦尻和伸議員	9 7
市 長	9 7
浦尻和伸議員	9 8
市 長	9 8
浦尻和伸議員	9 8
市 長	9 9
浦尻和伸議員	9 9
市 長	9 9
浦尻和伸議員	1 0 0
市 長	1 0 0
浦尻和伸議員	1 0 0
市 長	1 0 1
浦尻和伸議員	1 0 1
市 長	1 0 1
浦尻和伸議員	1 0 2
3 岡崎利久議員	1 0 2
市 長	1 0 2
岡崎利久議員	1 0 2
市 長	1 0 2
岡崎利久議員	1 0 3
市 長	1 0 3
岡崎利久議員	1 0 3
市 長	1 0 4
岡崎利久議員	1 0 4
市 長	1 0 4
岡崎利久議員	1 0 4
市 長	1 0 5
岡崎利久議員	1 0 5
市 長	1 0 5
岡崎利久議員	1 0 5

市 長	1 0 5
岡崎利久議員	1 0 5
市 長	1 0 5
岡崎利久議員	1 0 5
市 長	1 0 6
岡崎利久議員	1 0 6
市 長	1 0 6
岡崎利久議員	1 0 6
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 7
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 7
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 7
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 7
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 7
市 長	1 0 7
岡崎利久議員	1 0 8
4 山上庄一議員	1 0 8
市 長	1 0 8
山上庄一議員	1 0 9
市 長	1 0 9
山上庄一議員	1 0 9
市 長	1 1 0
山上庄一議員	1 1 0
市 長	1 1 0
山上庄一議員	1 1 0
市 長	1 1 1
山上庄一議員	1 1 1
市 長	1 1 2
山上庄一議員	1 1 2
延 会 (午後 2時04分)	

----- . . . -----

第10日 (平成25年3月13日 水曜日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5

欠席議員	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 5
出席要求による出席者	1 1 5
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 1 7
1 浅木 敏議員	1 1 7
市 長	1 1 7
浅木 敏議員	1 1 8
市 長	1 1 8
浅木 敏議員	1 1 8
市 長	1 1 9
浅木 敏議員	1 1 9
市 長	1 1 9
産業振興課長	1 1 9
浅木 敏議員	1 1 9
市 長	1 2 0
浅木 敏議員	1 2 0
市 長	1 2 0
浅木 敏議員	1 2 0
市 長	1 2 1
浅木 敏議員	1 2 1
市 長	1 2 1
浅木 敏議員	1 2 2
市 長	1 2 2
浅木 敏議員	1 2 2
市 長	1 2 3
浅木 敏議員	1 2 3
市 長	1 2 3
福祉事務所長	1 2 4
浅木 敏議員	1 2 4
市 長	1 2 4
浅木 敏議員	1 2 5
市 長	1 2 5
浅木 敏議員	1 2 5
市 長	1 2 6
浅木 敏議員	1 2 6
市 長	1 2 6

浅木 敏議員	1 2 6
市 長	1 2 7
浅木 敏議員	1 2 7
市 長	1 2 7
浅木 敏議員	1 2 8
市 長	1 2 8
浅木 敏議員	1 2 8
市 長	1 2 8
浅木 敏議員	1 2 9
市 長	1 2 9
浅木 敏議員	1 2 9
市 長	1 3 0
浅木 敏議員	1 3 0
市 長	1 3 0
浅木 敏議員	1 3 0
市 長	1 3 1
浅木 敏議員	1 3 1
市 長	1 3 1
浅木 敏議員	1 3 1
教 育 長	1 3 2
浅木 敏議員	1 3 2
教 育 長	1 3 2
浅木 敏議員	1 3 3
教 育 長	1 3 3
浅木 敏議員	1 3 3
教 育 長	1 3 4
浅木 敏議員	1 3 4
2 濱田陸紀議員	1 3 4
市 長	1 3 4
濱田陸紀議員	1 3 5
市 長	1 3 5
濱田陸紀議員	1 3 5
市 長	1 3 5
濱田陸紀議員	1 3 6
市 長	1 3 6
濱田陸紀議員	1 3 6
市 長	1 3 7

	濱田陸紀議員	1 3 7
	市 長	1 3 7
	濱田陸紀議員	1 3 7
3	寺田公一議員	1 3 7
	市 長	1 3 7
	寺田公一議員	1 3 7
	市 長	1 3 8
	寺田公一議員	1 3 8
	市 長	1 3 8
	寺田公一議員	1 3 9
	市 長	1 3 9
	寺田公一議員	1 4 0
	市 長	1 4 0
	寺田公一議員	1 4 1
	市 長	1 4 1
	寺田公一議員	1 4 1
	教 育 長	1 4 2
	寺田公一議員	1 4 2
	教 育 長	1 4 3
	寺田公一議員	1 4 3
	教 育 長	1 4 3
	寺田公一議員	1 4 4
	教 育 長	1 4 4
	寺田公一議員	1 4 4
	市 長	1 4 5
	寺田公一議員	1 4 5
	市 長	1 4 6
	寺田公一議員	1 4 6
	市 長	1 4 6
	寺田公一議員	1 4 6
	市 長	1 4 6
	寺田公一議員	1 4 6
	市 長	1 4 7
	寺田公一議員	1 4 7
	市 長	1 4 7
	寺田公一議員	1 4 7
	市 長	1 4 8

寺田公一議員	1 4 8
市 長	1 4 8
寺田公一議員	1 4 9
市 長	1 4 9
寺田公一議員	1 4 9
市 長	1 5 0
寺田公一議員	1 5 0
市 長	1 5 0
寺田公一議員	1 5 1
市 長	1 5 1
寺田公一議員	1 5 1
市 長	1 5 2
寺田公一議員	1 5 2
市 長	1 5 3
寺田公一議員	1 5 3
市 長	1 5 3
寺田公一議員	1 5 3
市 長	1 5 3
寺田公一議員	1 5 4

散 会 (午後 3 時 1 0 分)

----- . . ----- . . -----

第 1 1 日 (平成 2 5 年 3 月 1 4 日 木曜日)

議事日程	1 5 5
本日の会議に付した事件	1 5 5
出席議員	1 5 5
欠席議員	1 5 5
事務局職員出席者	1 5 5
出席要求による出席者	1 5 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 6 3 号まで	1 5 7
質疑	1 5 7
1 今城誠司議員	1 5 7
総務課長	1 5 8
保健介護課長	1 5 9
千寿園長	1 5 9
企画課長	1 6 0
商工観光課長	1 6 0

	建設課長	1 6 1
	教育次長兼学校教育課長	1 6 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 6 2
	今城誠司議員	1 6 2
	千寿園長	1 6 3
	副市長	1 6 3
	企画課長	1 6 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 6 4
	今城誠司議員	1 6 4
2	高倉真弓議員	1 6 4
	福祉事務所長	1 6 4
	商工観光課長	1 6 5
	高倉真弓議員	1 6 6
3	岡崎利久議員	1 6 6
	総務課長	1 6 7
	企画課長	1 6 7
	福祉事務所長	1 6 8
	教育次長兼学校教育課長	1 6 8
	岡崎利久議員	1 6 9
	福祉事務所長	1 6 9
	企画課長	1 6 9
	教育次長兼学校教育課長	1 7 0
	岡崎利久議員	1 7 0
	教育次長兼学校教育課長	1 7 0
	岡崎利久議員	1 7 0
4	浅木 敏議員	1 7 0
	企画課長	1 7 1
	産業振興課長	1 7 2
	教育次長兼学校教育課長	1 7 2
	浅木 敏議員	1 7 3
	産業振興課長	1 7 4
	企画課長	1 7 4
	教育次長兼学校教育課長	1 7 4
	浅木 敏議員	1 7 4
	教育次長兼学校教育課長	1 7 4
	浅木 敏議員	1 7 5
○日程第2	議案第64号	1 7 5

(提案理由の説明)	
市 長	175
質疑	175
委員会付託省略(議案第1号から議案第3号まで)	175
委員会付託(議案第4号から議案第64号まで)	175
散 会(午後 0時00分)	
陳情文書表	177
議案付託表	178

第12日(平成25年3月15日 金曜日)	休会

第13日(平成25年3月16日 土曜日)	休会

第14日(平成25年3月17日 日曜日)	休会

第15日(平成25年3月18日 月曜日)	休会

第16日(平成25年3月19日 火曜日)	休会

第17日(平成25年3月20日 水曜日)	休会

第18日(平成25年3月21日 木曜日)	休会

第19日(平成25年3月22日 金曜日)	休会

第20日(平成25年3月23日 土曜日)	休会

第21日(平成25年3月24日 日曜日)	休会

第22日(平成25年3月25日 月曜日)	休会

第23日(平成25年3月26日 火曜日)	
議事日程	181
本日の会議に付した事件	181
出席議員	181
欠席議員	181
事務局職員出席者	181

出席要求による出席者	182
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第64号まで	183
(議案第1号)	
討論・表決	183
(議案第2号)	
討論・表決	183
(議案第3号)	
討論・表決	183
(議案第4号から議案第64号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	183
総務文教常任委員長	185
産業厚生常任委員長	187
質疑	
(議案第4号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第64号まで)	
討論・表決	189
(議案第17号)	
討論・表決	189
○日程追加 決議案第1号 議案第17号に対する付帯決議	190
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	190
質疑	190
委員会付託省略	190
討論・表決	190
○日程第2 議案第65号	191
(提案理由の説明)	
浦尻和伸議員	191
質疑	191
委員会付託省略	191
討論・表決	191
○日程第3 請願第2号外2件及び陳情第15号外1件	
委員長報告	
総務文教常任委員長	191
産業厚生常任委員会副委員長	194
質疑	195
(請願第3号)	

討論・表決	195
(請願第2号)	
討論	
松浦英夫議員(反対)	195
西郷典生議員(賛成)	196
浅木 敏議員(反対)	197
表決	198
(請願第4号)	
討論	
松浦英夫議員(反対)	198
寺田公一議員(賛成)	199
浅木 敏議員(反対)	200
表決	201
(陳情第15号)	
討論	
浅木 敏議員(反対)	201
表決	203
(陳情第16号)	
討論・表決	203
○日程第4 委員会調査について	203
継続調査	203
○日程追加 決議案第2号 沖本市長に対する問責決議	203
(提案理由の説明)	
今城誠司議員	203
質疑	204
委員会付託省略	204
討論・表決	204
(閉会あいさつ)	
市長	204
閉会(午後1時22分)	
委員会審査報告書	207
請願審査報告書	213
陳情審査報告書	215
閉会中の継続調査申出書	217
決議案第1号	220
決議案第2号	221

----- . . ----- . . -----

付 錄

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 4
議 案	付- 4
請 願	付- 8
陳 情	付- 9

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成25年3月4日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第63号まで

議案第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 平成24年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成24年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 9号 平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第13号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第14号 平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第15号 平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第16号 平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第17号 平成25年度宿毛市一般会計予算について

議案第18号 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第20号 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第21号 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第22号 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第23号 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

- 議案第 24 号 平成 25 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 25 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 25 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 25 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 25 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 25 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 32 号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 33 号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 34 号 宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 35 号 宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 36 号 宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 37 号 宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 38 号 宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について
- 議案第 39 号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第48号 宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第49号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第54号 宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について
- 議案第55号 幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第56号 幡多西部消防組合規約の一部を改正する規約について
- 議案第57号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第58号 幡多西部消防組合との間において工事の施行等に関する平成24
年度協定の一部を変更する協定を締結することについて
- 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第61号 市道路線の認定について
- 議案第62号 市道路線の認定について
- 議案第63号 市道路線の認定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第63号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
市民課長	河原敏郎君
税務課長	佐藤恵介君
会計管理者兼 会計課長	弘瀬徳宏君
保健介護課長	村中純君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	松岡博之君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	野口節子君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成25年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西郷典生君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（浦尻和伸君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る2月28日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月26日までの23日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月26日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、請願3件、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会

へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月5日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。行政方針の表明をいたします。

平成25年第1回宿毛市議会定例会に当たり、私の市政運営に対する基本方針並びに主要な施策についての所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様への御理解と御協力を賜りたいと思います。

私の就任1年目となる昨年は、我が国では、ロンドンオリンピックでの日本選手団の活躍など、明るい話題もありましたが、長いトンネルを抜け出せない我が国の景気に追い打ちをかけるように、領土問題をめぐる日中関係の悪化や、ヨーロッパでの政府金融危機など、新たな危機対策が求められる年でありました。

一方、昨年12月には、税と社会保障の一体改革をめぐる国会運営に端を発しました衆議院の解散総選挙が実施され、衆議院の第一党の交代により、安倍内閣が発足いたしました。

新しい政府は、約10兆円にも及ぶ緊急経済対策による平成25年度の経済成長率を2.5%程度と目標を掲げ、インフラ整備等の公共事業を推進することを発表しています。

今回の政府の予算措置は、自主財源が少なく、インフラ整備のおくれています本市にとっては

追い風と考えており、財政状況も勘案しつつ、安心安全なまちづくりを目指して、活用できるさまざまな事業を積極的に取り入れてまいりたいと考えています。

それでは、平成25年度の市政運営の基本方針について、分野ごとに申し上げます。

財政状況について申し上げます。

本市の平成23年度決算に基づく財政健全化比率を、全ての項目について早期健全化基準を下回る数値となっているものの、市の借金であります市債の比率を示す実質公債費比率は、市債の借りに当たって、県との協議が必要な18%を超えており、平成18年度から、公債費負担適正化計画を定め、平成25年度までに18%以下を目指し、取り組んでいます。

平成24年度決算では、目標の達成は図られる見込みですが、今後、市民の方々の安全を守る南海地震対策関連の事業の増加等により、市債も増加することが想定されることから、決して楽観できる財政状況ではありません。

平成25年度予算の特徴としましては、一般会計では、宿毛消防署及び防災センター建設事業の終了等により、対前年度比7.4%減の101億498万3,000円の予算となっています。

歳入は、景気の低迷により、自主財源である法人市民税や固定資産税などの税収の減少が避けて通れない中、自治体の財政需要を担う地方交付税が減額となる見込みとなっており、不足する財源は、財政調整基金の取り崩しにより、予算を計上しています。

平成25年度の予算により、長年の懸案事項であった土地開発公社の長期保有土地の問題について、一定のめどが立つこととなりますが、今後も学校等の建設、耐震化、消防救急デジタル無線設備の整備など、大型事業も多く見込まれていますので、引き続き、国の動向を注視し

ながら、新制度の活用や、必要な事業の精査等に鋭意努め、健全な財政運営を目指してまいります。

防災対策について申し上げます。

昨年は、東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震の最大規模の新想定が内閣府より公表され、本市も最大震度6強、市内全域の平均津波高1.2メートルと、厳しい想定の中、各種防災対策が最重要課題となっています。

また、県から10メートルメッシュでの被害想定図も発表され、その周知や、市民の危機意識の向上のため、市内43カ所で説明会を実施しました。説明会で出された意見をもとに、現在、津波避難場所の整備や、地域防災計画などの抜本的な見直しを行っているところであります。

本年4月からは、防災対策の取り組みをさらに強化するため、新たに危機管理課を設置、組織体制の充実を図り、津波避難場所などのハード整備を推進するとともに、市の事業継続計画や、初動対応マニュアル等の作成も行ってまいりたいと考えています。

災害での被害を少しでも減らすためには、防災への市民意識を高めることが、何よりも重要でありますので、自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に取り組みつつ、住宅の耐震化やブロック塀等の耐震対策も、引き続き進めてまいります。

消防行政について、申し上げます。

宿毛消防庁舎につきましては、本体工事は本年3月末の完成予定で、本年5月末には、運用ができる見込みとなっています。

新たな消防庁舎の運用開始により、これまで以上に消防活動の充実が図られますので、職員の技術の向上にも力を入れ、より高いレベルで、市民の安心安全の確保に努めてまいります。

救急業務につきましては、年々出動件数も増

加する中で、複雑多様化する救急需要に対応するため、救急救命士や気管挿管資格者の育成と、技術の向上に取り組み、救命率の向上に努めてまいります。

行政の電算システムについて申し上げます。

市民サービスの向上、並びに戸籍事務の効率化、適正化を目的に、平成22年度から戸籍の電算化を進めてまいりましたが、当初の予定どおり、昨年12月をもって、全ての作業が完了し、戸籍電算システムを運用しています。

平成25年度は、災害時における戸籍の完全滅失の防止、及び戸籍の迅速な再生を目的に、戸籍副本データ管理システムの構築を予定しています。

また、住民基本台帳システムを中心とした総合行政システムにつきましては、昨年4月から、住民基本台帳法及び介護保険法の改正にあわせ、住民基本台帳及び介護保険の業務を先行して、システム業者の提供するクラウド型業務システムへの移行を行いました。

クラウド型業務システムとなっていない税務システムや、選挙、教育、その他の業務システムにつきましても、引き続き、本年8月を目標に移行するよう、調整を行っています。

クラウド型業務システムへの移行により、ネットワークを通じたデータの庁外への保存が実現することから、災害時に庁舎及びシステムが破損した場合でも、早期のシステム復旧が可能となるなどのメリットが考えられます。

ICT部門の業務継続計画、いわゆるBCPの策定につきましては、地域防災計画の改定を踏まえ、市全体の業務継続計画の策定とあわせて検討してまいります。

産業振興について、申し上げます。

農林水産業は、本市にとって欠くことのできない重要な基幹産業であり、宿毛の将来を担う後継者の育成支援が、取り組むべき最大の課題

であると考えています。

農林水産業に従事する方々が、地域に根差し、家族を安心して養うためには、何よりも所得の向上を図ることが重要であり、地域におきまして、農林水産物などの1次産品を加工し、付加価値を高め、商品化する6次産業化を進めてくることが、これからのキーワードになると考えます。

農業につきましては、ブントやナオシチなどのかんきつ類を、特産品として販路拡大を促進するとともに、搾汁工場の有効活用により、6次産業化を推進し、所得の向上を目指してまいります。

また、高知県が生産量、生産面積でトップクラスのシェアを持つ洋ランについて、関係事業者が高知県産業振興計画の地域アクションプランを活用し、通年での集出荷体制の確立、及び販路拡大を目指し、宿毛市で集出荷の拠点施設の整備を計画しており、その取り組みについて、支援してまいります。

一方、高齢化が進み、疲弊していく地域農業を、持続可能な農業経営と転換を図るため、集落営農組織による農地集積を進め、まとまった農業経営を推進するための支援や、担い手である農業後継者への育成に対しても、支援してまいります。

また、今後の地域農業のあり方を盛り込んだ人・農地プランを地域ごとに作成し、集落営農、新規就農者の支援、農地の集積等の推進を図ってまいります。

畜産業につきましては、価格の下落傾向が続く中、配合飼料価格は依然として高い水準で推移しており、畜産経営は非常に厳しい状況となっています。

今後とも、疾病予防対策や所得向上に向けて、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

林業につきましては、木材価格の下落傾向が

続く中、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより、依然として厳しい状況が続いています。

今後も、公共建築物等に、地元産材の積極的使用を奨励してまいります。

また、林業従事者の雇用を確保するため、県等の雇用対策事業を活用し、引き続き、市有林の除間伐作業を実施してまいります。

水産業につきましては、昨年、田ノ浦のすくも湾中央市場に整備しました冷凍冷蔵施設を活用して、宿毛湾水産物のブランド化と、付加価値の向上に努め、魚価の向上を目指すとともに、地産外商による販路拡大等の支援を行ってまいります。

具体的な取り組みとして、漁船漁業につきましては、漁業後継者の育成に対して支援するとともに、水産資源の増殖を図るため、宿毛湾の主要魚種であるイサキ等の種苗放流を実施してまいります。

養殖漁業につきましては、経営の安定化に向け、水産加工業等との連携を支援しつつ、引き続き、資金の借りに対する利子補給等の支援を実施してまいります。

6次産業化に向けた重点的事業としましては、県の地域アクションプランを活用し、水産加工施設の拡充、加工機器の整備等を行い、沖の島で漁獲される水産物の商品供給体制や、営業、販売体制の強化に対し、支援してまいります。

また、宿毛湾沿岸の環境保全対策につきましては、近隣の市町村等関係機関と連携する中、オニヒトデやマキガイの食害により、被害を受けているサンゴ礁を保全するため、引き続き、環境生態系保全を目的とした交付金等を活用し、駆除等による保全活動を推進してまいります。

産業祭について申し上げます。

産業祭の開催につきましては、平成24年度に庁内のプロジェクトチームを立ち上げ、プロ

ジェクトチーム並びに庁外のメンバーを含めた実行委員会を立ち上げ、本年11月に、宿毛市総合運動公園で開催を目指し、実施内容等について、検討、協議を行っているところであります。

本市の1次産業を中心とした産業全般を市内外に発信し、今後の産業振興につなげていく重要なイベントとして考えておりますので、開催に当たりましては、多くの市民の皆様の御協力をいただく中で、積極的に取り組んでまいります。

商工業について申し上げます。

商工業を取り巻く経営環境は、長引く経済不況や、個人消費の低迷により、厳しい状況にあります。本市におきましても、企業及び個人事業者にとりましては、依然として厳しい経営状況にあり、特に中心市街地商店街の空洞化は深刻な問題となっています。

このため、引き続き、中心市街地活性化協議会とも連携を図る中、中心市街地の再構築に向けた基本計画の策定を目指し、安全安心、安全でにぎわいのあるまちづくりの推進に努めてまいります。

観光について、申し上げます。

観光振興につきましては、社団法人宿毛市観光協会との連携を引き続き強化し、だるま夕日などの観光資源の利活用はもとより、豊富な魚種を有し、本市の大きな魅力であります、海に着目した観光メニューの開発、企画等に取り組んでまいります。

中でも、漁村における生活や、漁業体験を提供するブルーツーリズムを初めとした滞在型、体験型観光につきましては、実績のある栄喜地区における取り組みのように、幡多広域観光協議会と連携し、地域の協力を得ながら、教育旅行の誘致を進め、入り込み客の増加に努めてまいります。

沖の島、鵜来島につきましては、宿毛湾の海洋レジャーにおける中心的な地域として、地元資源を生かした観光メニューの開発や、地域イベント等を開催することで、観光客の誘致や島内の活性化に努めてまいります。

市民の憩いの場として利用されております咸陽島公園につきましては、念願の市道大島中央線が開通し、利便性が大きく向上しましたので、今後も市民の皆様へ、快適な公園として利用していただきますよう、整備してまいります。

市民祭宿毛まつりにつきましては、引き続き、実行委員会を主体に、内容の充実を図りながら、市民の皆様が心から楽しみ、参加していただけるような催しになるよう、努めてまいります。

また、平成25年度の新たな取り組みとして、幡多地域内で幡多地域観光キャンペーン「幡多博」の実施が決定しています。

内容は、幡多地域6市町村の行政、商工会議所等の官民が一体となった実行委員会を組織する中、県内外に幡多地域の魅力ある情報を積極的に発信するとともに、より多くの観光客等の誘致拡大を目指して、各地でさまざまなイベント等を開催することとなっています。

現在のところ、本市では、市民祭宿毛まつり、産業祭を基幹イベントとして考えております。

企業誘致について申し上げます。

高知西南中核工業団地では、現在、製造業20社、物流センター協業組合25社が操業し、約720人が就労しています。

長引く景気低迷により、国内の企業の投資意欲が停滞する中でありますが、平成24年度より、誘致活動をしておりました木質ペレット製造事業と、バイオマス発電事業を行う企業の立地が決定し、平成25年度より、施設整備に着手し、平成26年秋より、試験操業を行うこととなりました。

本事業がスタートすることにより、幡多地域

の豊富な森林資源の活用と、林業振興や、新たな雇用の創出に大きく貢献していただけるものと考えています。

宿毛湾港工業流通団地では、現在、造船会社2社が操業し、34人が就労しており、雇用の確保はもとより、地域の経済、産業の発展に多大な貢献をいただいています。今後も、これまで以上に、関係機関との情報交換を密にし、迅速な情報提供に努めるとともに、さらなる雇用の場の確保に向け、未分譲地への新たな企業誘致に努めてまいります。

交通運輸体系の整備について、申し上げます。

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通として、市民の通勤、通学などの日常活動はもとより、観光振興などにおきましても、重要な役割を果たしています。しかしながら、沿線地域における人口の減少や、高速道路等の整備などにより、利用者が減少し、非常に厳しい経営状況が続いております。

このため、高知県や沿線市町村と連携して、利用促進に向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、鉄道を存続させるため、経営の安定化に向けた財政支援を継続してまいります。

宿毛佐伯航路につきましても、景気の低迷などの影響を受け、依然として旅客数及び貨物量の減少傾向が続いています。

本航路は、四国西南地域と、九州を結ぶ海の国道として重要な航路であることから、引き続き、安定した経営ができるよう、幡多6カ市町村、高知県で財政支援を行い、佐伯市や大分県とも連携を図りながら、利用促進に努めてまいります。

地域の公共交通を長期的に存続させるためには、何よりも市民の皆様へ、積極的に御利用いただくとともに、観光資源のPRや、各交通機関の環境改善など、利用者の増加につながる事業に、関係機関と連携して取り組んでまいりま

す。

一方、公共交通の空白地域における高齢者等の交通手段の確保につきましては、平成25年度に舟ノ川、石原地域及び藻津や宇須々木、西町等の西地域を対象に、県の補助事業を導入して、実証的に、デマンド方式による交通手段の確保に取り組みたいと考えています。

1年間の実証運行を通じて、利用状況等を精査し、本格運行に向けた環境づくりに努めてまいります。

本市における大型建設事業について、申し上げます。

宿毛湾港の整備につきましては、港湾の静穏度を保つため、平成21年度より第2防波堤の整備が進められています。今後も港湾機能の充実のため、第2防波堤380メートルの早期完成に向け、関係機関へ要望してまいります。

また、港の利用、活用につきましては、これまでも実績があり、船会社に受け入れ等について、高い評価をいただいています、クルーズ客船の誘致を進めてまいります。

平成25年度は、4月25日に日本丸、7月12日に「ぱしふいっくびいなす」が入港することが決定しています。クルーズ客船入港時には、地元料理の提供や、特産品の販売、地元高校生の演奏等を通じて、温かいもてなしで送迎を行っておりますが、本年4月の入港時には、本市でコナツの収穫体験を楽しんでいただくプランも考えていただいております、地域の活性化にもつながるものと考えています。

また、引き続き、関係機関と連携を図り、ポートセールスや企業誘致に取り組み、貨物を初めとする物流の拠点として発展できるよう、取り組んでまいります。

中村宿毛道路につきましては、昨年より、全線で用地買収が行われており、用地買収が完了した箇所から、順次、工事が着手されています。

今後も引き続き、早期完成に向けて、積極的に要請するとともに、四国8の字ネットワークの一部でもある宿毛、内海間についても、早期に事業化されるよう、取り組んでまいります。

横瀬川ダムの整備につきましては、国土交通省が、本年1月25日に建設を継続すると、方針を決定し、1月29日の閣議決定を受けて、16億円の予算計上がなされました。

今後も、横瀬川ダム建設にあわせて、国や県と連携した河川改修や、排水ポンプ施設の設置等、内水対策と連動した取り組みの必要性を訴え、早期完成に努めてまいります。

道路整備について、申し上げます。

市道につきましては、現道拡幅や維持修繕の必要な箇所も多い中、部分的な補修など、暫定的な改修のみでなく、一体的な改修も視野に入れ、施設の長寿命化を図るための調査、点検を実施する中で、緊急性、優先度等を十分に勘案し、計画的に整備してまいります。

また、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

都市計画について、申し上げます。

都市計画につきましては、都市防災の観点から、避難道として位置づけられた道路整備を実施することで、お年寄りや子供にも優しく、住みやすいまちづくりに努めてまいります。

国土調査について申し上げます。

国土調査事業は、平成22年度に山奈町の長尾近辺から現地調査を再開しました。

平成25年度も、引き続き山奈町の現地調査を実施するとともに、市民の皆様に調査の必要性や、効果を十分に理解していただきますよう、普及啓発に努める中で、地籍の明確化を図り、土地の保全、及び活用の促進に努めてまいります。

市営住宅について、申し上げます。

平成24年度に、公営住宅等再編基本計画を策定し、平成25年度は、その計画に沿った具体的な取り組みとして、改良住宅の建てかえに向けた基本設計を行い、現入居者や関係者と連携する中で、再編計画の実現に向けて取り組んでまいります。

水道事業について申し上げます。

水道事業は、潤いのある市民生活に欠かすことのできない重要な事業であり、安全で安定的な給水の確保に向け、市内の配水管を計画的に更新、改築を行っております。

平成25年度は、市道藻津海岸線ほか12路線の配水管整備工事などを実施する予定です。

また、現在、用途別で水道料金の算定を行っていますが、口径別料金の導入に向けて、検討をしてまいります。

下水道事業について、申し上げます。

下水道事業は、「下水道きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、市民の生活環境の向上と、公共水域等の環境保全を図ることを目的として、宿毛地区で公共下水道、二宮地区で農業集落排水事業、大海地区で、漁業集落排水事業を実施し、管渠整備が完了した範囲の2,796戸が、下水道利用可能となっております。

しかしながら、本年1月末現在の加入世帯は1,618戸で、加入率が57.9%と少ないため、水洗便所等改造資金利子補給及び水洗化促進奨励金制度のほか、平成25年度まで、水洗化促進特例奨励金制度を設け、加入促進に取り組んでいます。

また、平成23年度からは、未加入世帯への戸別訪問を実施し、接続工事、奨励金制度等の説明と、パンフレットの配布を行っており、今後も引き続き、加入促進に取り組んでまいります。

一方、雨水対策としましては、松田川の河口

にあります宿毛ポンプ場のポンプ施設が老朽化していますので、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、平成22年度から5カ年計画で、雨水ポンプの長寿命化を図り、市街地の浸水対策に努めています。

教育環境の整備について、申し上げます。

建設場所等の選定により、建設がおくれています宿毛小学校と松田川小学校の統合校舎につきましては、市議会小中学校再編調査特別委員会の最終報告に対する採択結果等を踏まえ、高台の適地調査を行うとともに、市内で組織しています小中学校建設等プロジェクト会議で、10数回にわたって協議を重ねてまいりました。

最終的に、保護者や地域の皆様、議会の御意見等を踏まえて、学校建設に向けた関連予算を、平成25年度予算に計上をしました。

そのほかの学校につきましても、保護者や地域の皆様と協議をし、子供の安心安全を確保するために、できる限り、早急に耐震化に努めてまいります。

今後も、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、子供たちにとって、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

人権について、申し上げます。

本市では、これまで、人権が尊重される社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定、人権施策に関する宿毛市総合計画の策定を行い、人権啓発講演会や、人権教育推進講座等を実施し、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成25年度も、引き続き関係機関と連携しながら、部落差別をなくする運動強調旬間での人権啓発講演会、街頭パレードや、人権フェスティバル、人権教育推進講座の開催等、あらゆる人権問題の解消に向けた取り組みを進め、市民一人一人の基本的な人権が尊重され、人権について、みずからの問題として、認識と理解を深

めることができるよう、さまざまな機会を通じて、人権教育啓発に努めてまいります。

福祉について、申し上げます。

高齢者や障害者の福祉につきましては、平成23年度に見直しを行いました第5期宿毛市高齢者保健福祉計画や、幡多西部障害者計画に基づき、高齢者や、障害者が、安心して、住みなれた地域で生活ができるような環境づくりを推進するとともに、現在、国は新たな法律の策定に取り組んでいます状況等も勘案しながら、引き続き、制度の拡充に努めてまいります。

また、本年10月には、60歳以上の方々を中心とした、健康と福祉の総合的な祭典であり、健康づくりの高揚、社会参加の促進を目的とした第26回全国健康福祉祭 高知大会「ねんりんピック よさこい高知2013」が、高知県内で開催され、本市におきましても、剣道交流大会を実施する予定となっています。

開催期間中は、全国各地から、選手、監督及び競技関係者等約1,000人の来場を見込んでいますので、全国の皆様の思い出に残る大会となるよう、取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、各種児童福祉施策及び母子福祉世帯支援施策を推進し、次代を担う子供たちが、心身ともに、健やかに育む子育て環境の充実に努めてまいります。

また、児童虐待など、あらゆる児童問題の解決に向けて、関係機関と連携し、要保護児童の早期発見と、その家庭への継続した支援に努めてまいります。

要保護者対策としましては、平成23年度に策定した宿毛市災害時要保護者避難支援プラン全体計画に基づき、高齢者や障害のある方などが、安心して暮らすことのできる地域づくりに努めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、平成23年度に策定した宿毛市地域福祉計画に基づき、全

ての市民が、住みなれた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

保育所につきましては、少子化の影響により、園児数が減少し、効率的な保育所運営ができていく状況の園があります。そのため、保護者や地域の皆様と協議を重ね、保育園の統廃合を実施しており、このたび、小筑紫小学校区のみなみ保育園と小筑紫保育園の協議が整い、高台にある旧田ノ浦小学校のグラウンドを建設場所として、平成25年度当初予算に、統合保育園の設計及び地質調査の業務委託のための予算を計上し、平成26年度の完成を目指して、取り組みを進めてまいります。

今後も、引き続き、小中学校の再編計画や、南海地震対策とあわせて、統廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら、協議を進めてまいります。

また、平成22年度に策定した次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく、次代を担う子供たちが、健やかに生まれ育つ環境づくりや、安心して子供を預けることができるよう、保育サービスの充実と、子育て支援の推進を図ってまいります。

保健事業について、申し上げます。

本市では、生涯を通じて、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るという意識啓発に取り組んでいるところです。

健診事業につきましては、年に1回、体のチェックをしていただくため、平成24年度から、特定健診の無料化に取り組みました。

その結果、受診率は21%から25%まで伸びておりますので、引き続き、無料化に取り組むとともに、健診受診後の保健指導として、食

生活改善と、運動教室を組み合わせ、より実践的な指導を行い、健康的な生活習慣への改善に努めてまいります。

また、各種がん検診の受診率の向上にも努めるとともに、医療費の適正化と抑制を図るため、レセプト点検の強化に取り組み、医療費分析を実施する中で、地域の課題を把握し、適切な保険事業につなげてまいります。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、本市在住の妊産婦が、安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の公費負担を継続し、より一層の子育て支援に努めてまいります。

精神保健事業につきましては、自殺予防への取り組みとして、相談窓口の充実を図るとともに、気づき・つながり・見守りをポイントに、意識啓発を進めるなど、自殺予防活動の強化に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定した第5期宿毛市介護保険事業計画に基づいて、さらなる地域包括ケアの推進を行ってまいります。

また、介護サービスの質の確保と向上、保険給付の適正化を図ることで、制度の信頼性を高め、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者の生活実態等の把握を積極的に行い、高齢者が元気で生きがいを持って生活が続けられるよう、健康相談などを通じ、介護予防知識の普及啓発に力を入れ、介護予防サービスの充実を図るとともに、高齢者のさまざまな相談に対応するための地域包括支援センターの機能強化、充実も図ってまいります。

一方、現在、本市の直営で運営しています特別養護老人ホーム千寿園の今後の運営方針等に

ついては、平成22年度に庁内で組織する委員会で検討を行ってまいりましたが、その後、協議ができていないため、平成25年度は、市内の介護保険事業所等の運営にかかわっている方々などに委員となっていただき、経営診断や運営方法などについて、御提言をいただく中で、今後の千寿園のあり方について、一定の方向を定めてまいりたいと考えています。

環境問題につきましては、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない多くの課題があります。

これらの課題を、行政の力で全て解決するのは困難で、市民の方々の協力が必要不可欠です。

幡多クリーンセンターへの本市からのごみの持ち込み量は減少傾向にあるものの、処理費用として、年間で約1億2,000万円の負担をしているのが現状です。このため、ごみ減量化のための家庭用電気式生ごみ処理機等の購入者に対する補助制度を継続するとともに、ごみの発生抑制、再資源化、再利用を市民に対して積極的に啓発してまいります。

また、家庭ごみの収集運搬業務を一部委託しています財団法人宿毛市清掃公社は、平成25年度から公益法人化し、支援を要する世帯に対して、安否確認も含めた個別収集を開始する予定となっています。

CO₂削減のための取り組みとしましては、住宅用太陽光発電システム設置の補助制度を継続し、あわせて市民に対して、節電の重要性も積極的に啓発してまいります。

環境保全につきましては、市民の皆様にご協力をいただく中、宿毛市クリーンデーを年2回実施するとともに、不法投棄や野焼きの防止についても、パトロールを行ってまいります。

生活排水による水質汚濁を防ぐため、公共下水道等が整備されていない地域につきましては、

引き続き、合併処理浄化槽の補助を行うことと
しています。

以上、平成25年度を迎えるに当たりまして、
市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、
依然として厳しい財政状況が続く中、南海地震
対策や、地域振興のための各種事業など、今後
一層、推進しなければならない課題が山積して
います。

この上は、本市のおかれている現状を積極的
にお知らせし、ともにこの状況乗り越えてい
ただきたいと考えております。

市民並びに議員の皆様におかれましては、よ
り一層の御理解と御協力をいただきますようお
願いを申し上げまして、所信の一端といたしま
す。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長の「行政
方針の表明」を終わります。

この際、5分間休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

日程第3「議案第1号から議案第63号ま
で」の63議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 提案申しあげました議
案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「監査委員の選任につき同意
を求めることについて」でございます。

内容につきましては、監査委員の柴岡 敏氏
から、平成25年3月31日をもって辞職した
い旨の辞職願の提出がありましたので、後任と
して、美濃部勇氏を選任することについて、地
方自治法第196条第1項の規定により、議会
の同意を求めるものです。

議案第2号及び議案第3号は、「固定資産評
価審査委員会委員の選任につき同意を求めら
れることについて」でございます。

内容につきましては、固定資産評価審査委
員会委員3名のうち2名の委員が任期満了とな
りますので、引き続き現委員の山下博文氏、並
びに佐田忠孝氏を選任することについて、地方
税法第423条第3項の規定により議会の同意
を求めるものです。

議案第4号は、「平成24年度一般会計補正
予算」でございます。

主な内容は、職員の早期退職による退職手
当の増額や決算見込みによる補正です。総額で
3億1,460万6,000円を増額しようとする
ものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税1億
5,000万円、国庫支出金1億1,232万
5,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、県支出金
3,977万6,000円などです。

一方、歳出で増額する主なものとしましては、
総務費では、職員退職手当2億830万円、防
災対策費9,293万1,000円、民生費で
は、国民健康保険事業特別会計繰出金1,75
0万5,000円、特別養護老人ホーム特別会
計繰出金2,827万7,000円。

農林水産業費では、県営集落基盤整備事業負
担金346万8,000円。

土木費では、国直轄港湾事業負担金5,55
0万円、地方道整備事業3,526万円、都市
再生整備事業6,970万円、土地区画整理事
業特別会計繰出金5,792万3,000円。

教育費では、沖の島小学校耐震補強工事1,
107万5,000円を計上しています。

また、歳出で減額する主なものとしまして、
総務費では、衆議院議員選挙費626万7,0
00円、民生費では、療養給付費市町村負担金

1, 079万8, 000円、児童手当扶助929万円、児童扶養手当給付費扶助1, 000万円、生活保護扶助費2, 031万5, 000円、衛生費では、宿毛市清掃公社運営費補助金625万8, 000円。

農林水産業費では、宿毛市新規就農研修支援事業費補助金480万円、宿毛市種子島周辺漁業対策事業費補助金2, 005万1, 000円。

土木費では、がけ崩れ住家防災対策工事費820万2, 000円。

消防費では、幡多西部消防組合分担金1, 706万2, 000円。

教育費では、要保護、準要保護児童生徒援助費328万7, 000円。

災害復旧費では、農業施設災害復旧費2, 360万円、林業施設災害復旧費448万円、土木施設災害復旧費4, 411万1, 000円などを減額しています。

議案第5号から議案第16号までの10議案は、平成24年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しています。

議案第17号は、「平成25年度宿毛市一般会計予算」です。

総額で、101億498万3, 000円を計上しています。

財政状況につきましては、行政方針の中で申しあげましたので、省略させていただきますが、前年度より8億1, 109万5, 000円の減額予算となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税20億7, 835万8, 000円、地方交付税41億円、国庫支出金11億3, 861万7, 000円、県支出金8億3, 536万4, 000円、繰入金3億3, 335万3, 000円、市債8億3, 163万3, 000円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金として1億8, 929万円、高台適地調査に伴う不動産鑑定評価手数料として240万円、移動手段のない石原地区、西地区の2カ所で予定しております乗合タクシーの実証運行を行う委託料として90万円、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の経営助成を行っている基金について、平成25年度から平成29年度までの5カ年計画で再造成を行うため、鉄道経営助成基金負担金として2, 311万3, 000円、宿毛・佐伯間のフェリー航路の支援を行うため、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金として2, 000万円。

防災対策費としまして、防災行政無線屋外子局設置工事費として1, 260万円、避難道の、避難誘導標識整備工事費として1, 050万円。

また、沖の島地域でのプロパンガス価格の格差の解消をするため、業者への航路運賃を補助する沖の島プロパンガス価格安定事業補助金として、50万円などを計上しています。

民生費では、本年10月に開催される「ねんりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会補助金」として、2, 503万9, 000円。小筑紫・みなみ統合保育園調査設計業務委託料として、2, 300万円などを計上しています。

衛生費では、医療救護所の立ち上げに伴う物品等購入費として209万円、水質及び環境保全に向けた取り組みとして、水洗トイレの普及を図るため、引き続き、宿毛市浄化槽設置整備事業補助金を1, 380万円、地球温暖化対策、クリーンエネルギーの普及促進のため、市内の住宅に太陽光発電システムを設置するものに、太陽光発電システム補助金を240万円などを計上しています。

労働費では、緊急雇用創出臨時特例基金事業

が16事業、産業振興推進ふるさと雇用事業が4事業で、総額で1億704万円を計上しています。

農林水産業費では、県のアクションプランに追加予定事業である洋ランの集出荷施設の建設等への補助として、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金を1,400万円、11月に開催を予定しています宿毛市産業祭の実行委員会への補助金として400万円、中角地区で予定しています、集落における持続可能な農業経営の転換を図るための機械導入等への補助として、集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金を1,193万4,000円。

県のアクションプランの事業でもある、沖の島の水産物等の付加価値向上へ取り組む事業への補助として、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金を2,250万円、漁港内の竣業等の市単独の漁港工事費として1,520万円などを計上しています。

商工費では、観光パンフレット、観光ポスターの印刷費として147万1,000円。本年度、幡多地域の観光振興の目玉として期待しています幡多博への補助金として、1,120万円などを計上しています。

土木費では、一般国道56号中村宿毛道路の延伸に伴い、周辺の整備を行うため、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事費として800万円、市道平井蕨尾線等の道路改良工事を含む地方道整備事業として1億5,393万5,000円。

国が行う宿毛湾港の第2防波堤整備の負担金として、国直轄事業負担金を1億9,125万円、市営住宅の建てかえの基本設計委託料として1,100万円、中心市街地活性化に向け、社会資本整備総合交付金を活用し、中央線の道路整備等を行うため、都市再生整備事業費として2,119万9,000円などを計上してい

ます。

教育費では、宿毛小学校を現地で建設するための移転補償調査委託料として450万円、宿毛小学校の高台移転候補地の敷地造成設計業務委託料として1,910万円。

中学校に防災ヘルメットを配備するための費用として350万円、市内の中学生が韓国の中学生と交流を図る事業への補助金として、中学生海外交流事業実行委員会補助金を50万円。アマチュアスポーツの合宿誘致の推進を図るための補助金として、キャンプ誘致推進補助金として80万円。

諸費では、宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として1億7,044万2,000円などを計上しています。

議案第18号から議案第29号までの12議案は、平成25年度各特別会計及び水道事業会計予算です。

11特別会計の総額は、71億1,236万9,000円で、企業会計の水道事業会計は、7億6,674万2,000円を予算計上しています。

議案第30号は、「宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について」です。

内容につきましては、幡多西部消防組合宿毛消防署と合築で建設しました宿毛市防災センターの設置等について、規定する本条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、「宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」です。

内容につきましては、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されることに伴い、本市においても、新型インフルエンザ等の対策について、総合的に推進調整するための対策本部を設置することに関し、必要な事項を規定する本条例を制定しようとするものです。

議案第32号「宿毛市指定地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第33号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、議案第34号「宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の制定について」、議案第35号「宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」、議案第36号「宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」、及び議案第37号「宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」までの6議案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次一括法」が公布されたことに伴い、これまでの国により定められていた権限が、地方へと権限移譲されたため、本市において関係のある事項について、それぞれ条例を制定しようとするものです。

いずれも、これまでの基準と大きな変更はありませんが、本市にとって影響のないものは条例化しないなど、実情に応じて制定をいたしております。

議案第38号は、「宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について」です。

内容につきましては、故兵頭健吉氏からの寄附を原資として設置しています「宿毛市立学校施設整備等基金」について、同氏の親族から、「故人の意志としては、寄附金の収益金を宿毛小学校の図書購入にのみ充当してほしい」との申し出があり、教育委員会の意見としても、寄

附者の意志を尊重すべきであるとの判断となりましたので、「宿毛市立学校施設整備基金等条例」を全部改正し、「宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例」を制定しようとするものです。

議案第39号は、「宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、平成25年度より、南海地震対策業務の強化のため、総務課の「危機管理係」を廃止し、新たに「危機管理課」を新設するとともに、機構改革により統合・再編していました「建設課」を、業務量の増大の解消を図るため、「土木課」及び「都市建設課」の2課へ再編することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、「宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されること等により、文言等を改める必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号は、「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、引用している条項を改める必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、「宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、職員の超過勤務手当の算定方式を、労働基準法の規定を充足する算定方式に改めること、及び、国においては、平成4年度に制度化されている、管理職員特別勤務

手当を本市でも制度化することについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部改正を考慮し、平成25年4月1日から、長期勤続者等の退職手当に係る調整率を引き下げるとともに、その調整率の経過措置を2年間設けるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、「宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、本市の旅費の支給方法で、旅費条例に記載のない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律を準用することとしていますが、事務処理方法等を明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号は、「宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例」です。

内容につきましては、国から英語指導助手の新規雇用者の報酬額の運用改善等の通知がありましたので、国の通知に準拠し、平成24年度以降の新規英語指導助手の報酬額の変更時期等を明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号「宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第47号「宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案につきましては、議案第40号の改正と同様に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されること等

に伴い、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、「宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、空き家の適正管理について、庁内でさまざまな検討を行ってまいりましたが、新たに条例を制定する場合、財産権や行政代執行法に絡んで、現状ではクリアしなければならない課題が多いため、むしろ、空き地の適正管理に関する規定のある本条例に、空き家についても同様の規定を盛り込むことの方が現段階では妥当ではないかと考え、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第49号は、「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、定期船事業については、利用者等への利便性と効率的な運営のため、乗船客への発券や貨物の取り扱い等について、定期船が停泊する4カ所でそれぞれ取扱者へ委託していますが、近年、利用者や貨物の減少等により委託料が年々減少していることから、基本委託料を1カ月「1万300円」から「3万1,500円」に変更することについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第50号は、「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、議案第32号から議案第37号までと同じく「第2次一括法」の公布により、都市公園の設置基準等について地方公共団体に定めることになりましたので、これまでの国の施行令を参酌して、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号は、「宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、「道路法施行令」及び「道路整備特別措置法施行令」の一部改正に伴

い、太陽光発電装置や、津波避難施設等を道路区域内に設置する場合の占用料について、新たに規定する必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第52号は、「宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、「第2次一括法」により、下水道の構造の基準等について各地方公共団体の条例で制定することになりましたので、これまでの国の取り扱いに準じて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第53号は、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、議案第42号と同様に、企業職員についても、管理職員特別勤務手当を加えること等について、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第54号は、「宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について」です。

内容につきましては、議案第30号により提案しています「宿毛市防災センター」につきまして、地方自治法第252条の14第1項の規定により、平成25年5月31日から、宿毛市防災センターの管理及び執行の事務を、幡多西部消防組合に委託することについて、規約で定める必要がありますので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第55号は、「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」です。

内容につきましては、議案第27号、議案第40号及び議案第46号と同じく「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、関係する条文を改めることに

ついて、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第56号は、「幡多西部消防組合規約の一部を改正する規約について」です。

内容につきましては、幡多西部消防組合の事務所の位置を、新消防署の完成に合わせて、宿毛市和田1412番地1に変更する必要がありますので、本規約の一部を改正しようとするものです。

議案第57号は、「こうち人づくり広域連合規約の一部変更について」です。

内容につきましては、こうち人づくり広域連合広域計画が改正されたことに伴い、こうち人づくり広域連合の処理する事務等に変更が生じ、本規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第58号は、「幡多西部消防組合との間において工事の施工等に関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについて」です。

内容につきましては、平成24年5月10日に締結した協定の内容につきまして、工事の完成期日を、平成25年5月31日までに変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第59号及び議案第60号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」です。

内容につきましては、沖の島辺地に保育施設を追加すること、及び栄喜辺地に簡易水道施設の事業費を増額することに関し、高知県との協議が整いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本計画を変更することについて、議会の議決を求めるもので

す。

議案第61号から議案第63号までの3議案は、「ヌカツカ線」、「大島中央2号線」及び「田ノ浦4号線」の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上が、提案申し上げました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から3月8日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月8日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月5日から3月10日までの6日間休会し、3月11日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時29分 散会

請 願 文 書 表

平成25年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 2 号	平成 25. 2.13	宿毛湾港「海上自衛隊潜水艦 部隊等」誘致について	団 体	総務文教
第 3 号	25. 2.25	社会福祉法人清育会「大島保 育園」高台移転地（轟）への 土地借上と移転木造新築のお 願いについて	団 体	産 業 厚 生
第 4 号	25. 2.28	「伊方原発の再稼働に反対し て廃炉を求める意見書」の採 択を求める請願について	団 体	総務文教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成24年3月4日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

陳 情 文 書 表

平成25年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第15号	平成 25. 2.25	子ども・子育て支援新制度の 見直しを求める意見書提出に ついて	団 体	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成25年3月4日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成25年3月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員 長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 委 員 長	野 口 孝 夫 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。1番、高倉でございます。一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、本日は、2年前の東北大震災、大津波、その後の原発事故を招いた日でもあります。お亡くなりになられました皆様、被災されました皆様、今なお多くの皆様方が避難を余儀なくされている現状に、市民クラブを代表いたしまして、心からのお悔みとお見舞いを申し上げ、被災地の皆様には、どうぞお体に御自愛賜りますようお願いを申し上げます。

今回、質問いたしますのは、市長に対しまして、防災4点であります。

私の所属しております議会内会派市民クラブ、松浦英夫、山戸 寛、山上庄一、私・高倉、4名は、一昨年6月、東日本大震災のあった3カ月後、被災地の現場から見えるものとの演題で、神戸国際大学教授の、阪神・淡路大震災で復興に携わられました大津俊雄先生をお招きし、宿毛市・安全・安心まちづくり学習会を開催いたしました。

先生はその後、何度も被災地を訪問し、つぶさに現状を把握されました。その資料をいただきながら、多くの宿毛市民の皆様には現状をおわかりいただきたい。

では、宿毛ではどうしたらよいか、そこで第2回の学習会を開催いたしました。そして、ことし1月12日、宿毛市自主防災会連絡協議会様の共催をいただき、地区長連合会様の後援をいただき、南海地震は予知できるとの観点から、

予知現象、兆候を見逃さず、まず命の安全をとの思いから、NHK四国羅針盤で、全国放送にもなりました、地震を予知するバスの運転手、土佐市宇佐町の中村不二夫先生をお招きし、第3回の学習会を開催いたしました。

それぞれの学習会で学びましたことは、自分の命は自分で守る、その意識、準備でした。備えあれば憂いなし、減災につながることです。ですが、市民の皆様には自助努力の大切さが十分に浸透しているとは言いがたいのではないのでしょうか。

今回、危機管理課の発足に当たり、防災の今、今後をお伺いいたします。

まず、1点目。自助努力の点からお伺いします。

大災害において、自己責任において、自分で自分の命を守る、そのことへの啓発、訓練はどのようになっているのか。地区懇談会43カ所で、最も多かった意見は、どのようなもので、どう対処されたのかをお伺いいたします。

2点目、共助について伺います。

大変重要な位置づけであり、共助、自主防災組織もだんだんと整いつつあり、そのお力をなくしては、助け合いはあり得ないと存じます。

先ほど御紹介いたしました学習会にも、多くの自主防災組織の皆様方に御参加をいただき、その意識の高さに心からお礼を申し上げ、頭が下がりました。本当にありがとうございました。

自主防災組織において、今後の体制、整備についてをお伺いいたします。

3点目、公助についてお伺いします。

今回、危機管理課の発足を受け、心丈夫に思うのは、私一人だけではないと存じます。今後の期待を含め、現状をお示し願います。

最後に、4点目、高台の利活用についてお伺いをいたします。

今回、西地区にも高台候補地があったことは、

大変喜ばしいことです。公共施設について、高台移転は、今後の課題でもありますし、防災の観点からも、大いに期待できるものであると考えます。

高台の利活用について、お示しを願います。

以上、1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

その前に、きょう3月11日は、一昨年、東日本大震災の発生した日でもあります。亡くなられた方々、あるいは被災された方々に対して、心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。そして、東北地方の皆さんの、一日も早い復興を心から願っているところでございます。

それでは、質問に答えてまいりたいと思いません。

まず、自助についてでありますけれども、大災害発生時には、何よりも自分の命は自分で守ることが必要であり、防災対策の基本でありますので、地区座談会や防災学習会などにおきまして、市民への周知、啓発を行っているところでございます。

訓練におきましても、昨年9月には、高知県下一斉の訓練に合わせ、避難訓練などを行い、2年に1度は総合防災訓練を行っているところでございます。

昨年行った地区座談会におきましては、今後とも防災学習会や、訓練などを継続する中で、いかに参加者をふやしていくか。避難路、避難場所の整備、備蓄するための防災倉庫の整備や、二次避難場所の確保など、多くの意見をいただいております。今後も、防災学習会や訓練などで、まず自助の大切さを周知、啓発していくとともに、市民の皆様の要望に応えるべく、避難路、避難場所の整備など、南海地震対策に全力

で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、共助についてであります。大災害発生時、公的支援には限界があり、地域の人たちの助け合いが必要不可欠であります。

各自主防災組織の皆様には、避難訓練、炊き出し訓練や応急救護訓練など、独自に取り組みを行い、災害への備えをしていただいているところであり、昨年には宿毛市自主防災組織連絡協議会、並びに幡多地区自主防災会連絡協議会が設立されております。

市の支援といたしましては、現在、自主防災組織の設立時には、資機材等の整備に対する補助を行っておりますが、今後は、既存の組織に対しましても、資機材等の老朽化などへの再整備につきましても、支援するとともに、まだ設立されていない地区におきましては、自主防災会の組織化を図っていきたくと考えております。

次に、公助についてであります。自助、共助で行うことができない行政機関による救助活動や、支援物資の提供、公営企業によるライフラインの復旧活動など、災害支援活動がこれに当たります。

現在、地域防災計画の見直しを行っており、また、業務継続計画、BCPなど、災害時には迅速な対応ができるよう、備えてまいりたいと考えております。

大災害発生時には、公的支援にも限界がありますが、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで、災害を最小限にできるとともに、早期の復旧復興につながるものと考えておりますので、今後も取り組みを強化してまいりたいと考えております。

最後に、高台の利活用についてであります。防災対策として、津波浸水想定地域では、広場などとして利用できる高台が非常に少ない状態ですので、この高台を確保することで、2次避難場所や、仮設住宅の予定などとして、利活用

してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 1 番高倉真弓君。

○1 番（高倉真弓君） 1 番、再質問いたします。

御答弁ありがとうございます。市長のお答えの中から、市民の安全、安心を第一に考えていることが伝わってまいりました。

まず、1 点目に、その確認をお願いいたします。

自助、共助、公助それぞれ問題や課題もありますが、市民お一人お一人の意識の向上が第一であると考えますので、危機管理課は、今からのスタートではありますが、今日まで積み上げてこられました実績を生かし、市民の不安を取り除いていただきたいと思います。

高台の件、大変よいことであると思います。スーパーコンピューター「京」を活用し、今後、5 年以内に津波到達予測を 5 分以内に、リアルタイムに通信網が遮断されるまでに第一報を出せることが可能であると、高知新聞に載っておりました。

そうなりますと、高齢の方や介助が必要な方も、車にて移動ができる。そのためには、高台へは大きく、広く、四方八方から登って行ける避難道路が必要になります。

また、地区、地域の指定、ルールを策定し、避難訓練により、1 台でも多くの車を温存することは、復旧、復興に役立つことは言うまでもありません。

車での移動は問題点もありますが、また多くの命を守ることも事実であります。

市民の命を預かる市長といたしまして、2 点目、高台利活用の点から、計画段階からしっかりと考慮していただきたいと思います。お返事をいただきありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

地震も早期検知や、精緻な情報発信については、地震や津波を事前に察知できることで、避難行動を容易にし、減災につながるものであると、大いに期待されるものであります。

その際の車での避難については、やはり渋滞など、懸念される課題も多くありますが、災害時の要援護者避難には、必要不可欠であると考えておりますので、避難用、避難時の車使用のルールづくりなど、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 1 番高倉真弓君。

○1 番（高倉真弓君） 1 番、答弁ありがとうございます。

1 点目のお答えをいただいております。大変大事なことであります。もう一度、お伺いいたします。

市長のお答えの中から、市長は、市民の安全安心を大事に考えていると、私は受け取りましたが、その点についての御確認をいただきたいと思います。お願いしておりました。お返事をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃられるように、私は、そのつもりで、これからも取り組んでまいりたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 1 番高倉真弓君。

○1 番（高倉真弓君） ありがとうございます。

今のお答えは、今後につながる大変大事なお答えでありますので、非常に重要な思い、気持ちを持って受けとめました。ありがとうございます。

努力した人が助かるとは限らない。しかし、助かった人は、皆、努力をしている。これは、高知市の危機管理課の方が大切にしているお言葉だそうです。市民お一人お一人においては、助かる努力をしていただき、宿毛市においては、助ける努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（中平富宏君） この際、5分間休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） おはようございます。12番、一般質問を行います。

まず、ちょうど2年前のきょう、東北の大地震が起きましたが、そのとき、ちょうど3月議会でありまして、私たちも市役所におりまして、テレビの映像に流れる恐ろしいような、本当に現実のものとは思えないような様を見ました。

東北の方の、一日も早い復興を願っておりますが、我々が得た教訓は、とにかく逃げなきゃならん。逃げれる道と場所を構えないかんということが、大きな教訓ではなかったかと思っております。

通告に従いまして、質問をしてみたいです。

ちょうどお昼にかかるのではないかと心配しておりましたが、同僚の高倉君が、ちょうどいい時間で私に譲ってくれまして、たっぷり90分残っておりますが、全ての時間を使わずに、沖本市長とはっきりとお答えを願うように、私、一般質問で、細かく通告したことはございませんけれども、今回は、答えがくるわないように、このようなことをお聞きしますよと通告を渡し

ておりますので、皆さん、テレビで見てらっしゃる方も、学校問題は特に御心配をなさってますから、私の言ったことが聞きにくかったり、わかりにくかったりしたら、どうぞ聞き返していただいて結構ですから、答えたことは、変わらないということで、お願いをしたいと思います。

まず、きょうは大きく4つに分けておりますが、最初の市長の政治姿勢について、二つばかりお伺いをいたします。

政治姿勢、余り私も聞いたことはないんですが、その前に、SWANテレビを見ているある御婦人が、「宮本有二さんという人は、沖本市長をほんまに嫌いながやね」と、こういうふうに言うたらしいんですが、別に好きではないですけど、きょう、その御婦人がこのテレビを見られておりましたら、決して嫌いなんじゃないと。仕事でやっておるんだということを、御理解をいただきたいと思えます。

まず、ちょっといやらしい質問になりますが、市長の政治姿勢の中で、さきの議会で、同僚の寺田公一君が、「沖本市長は、まだ共産党ですか」と、こういう質問に対しまして、市長は、「若いころから共産党にもいた。心の中は全て変わってはいないけれど、私は市民党です」と、はっきりここで明言をされましたが、気持ちが変わっていないんだったら、まるっきり共産党じゃないかという、突っ込んだ質問がございました。

市長が市民党であるという意味を、明確に、まずお答えをいただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

私は、市長選挙に立候補するときから、市長という立場は、特定の政党に属すべきではない、このように考えておりましたし、当選後も、こ

のことは肝に銘じてまいりました。

この間の政治姿勢を判断していただければ、御理解いただけるもの、このように思っております。

私の政治スタンスは、これは全て宿毛市民にとって有益であるかどうかの判断をいたしております。今後も、まさに市民党として、進んでいくつもりでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） しっかりと宿毛市民のために働くという決意のほどは、お伺いをいたしました。

そこで、若干、確認をいたしますが、市長はこれまで1年間の間に、私も随分、変わられたなというふうな実感はしておるんですが、たとえば言いますと、最近、自民党の大会が各種ありますが、御招待をされると、市長は、出席をさせていただいておる。

例えば、参議院選挙に立候補する高野君の事務所開きにも、駆けつけていただいた。非常に政党色を持たずに行くということは、私はいいことであろうかと思えます。

その中で、今回、商工会議所会頭 田村 章氏より、議会にも請願が参っておりますが、海上自衛隊誘致活動、議会にも後押しをしてくれと。一緒に働いてくれということで、今回、検討してまいりますが、さきの海自海将 金田氏の講演会が宿毛でございまして、秋沢でやりました。

「日本海 波高し」という題で、1時間ぐらい講演をして、質疑応答されて、その後、懇親会をもったわけでございますが、市長は、その会には参加できなかったが、懇親会には来ていただいて、ぜひとも潜水艦、あるいは掃海部隊の宿毛湾利活用をお願いしたいと。会議所会頭の思いも、8の字ルート of 早期完成や、もろも

ろの経済効果を見て、宿毛の今、沈んだ状況をアップしようとしておるわけでございますから、米軍のタッチアンドゴーをやったような基地をつくるわけではございませんので、この点に關しましては、尾崎知事もかなり前向きな姿勢で、宿毛市議会にも、頑張ってくださいというメッセージもいただいております。

その流れを見ますと、本当に宿毛市民のためになると思えば、元は市長も共産党であって、この議場にある日の丸にも反対をなされたこともあるし、もろもろ私とは意見の食い違い、自由民主党の市議団との食い違いもございましたが、これは、強いて聞きますが、その市長の政治姿勢の中で、変化した中でも、本気の取り組みと、このように考えてもよろしいでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、再質問にお答えをいたします。

この間も、私の政治スタンスの中で、今後、商工会議所が海上自衛隊の基地の誘致、これを動いているけれども、市長はこれについてどのように考えるかという御質問でございました。

私も、昨年でしたか、防衛庁のほうにも訪問いたしました。そのときには、初めてこの話は知ったわけですが、会頭などがこのような誘致をしているということ。

私としては、とにかく宿毛湾港に、宿毛湾に海上自衛隊の、そのような艦船が寄港してほしい、休憩によってほしい、そういう思いもありまして、そのような要望に行ったわけですが、そういうのが、今の私の基本の考えです。

今後、ここが基地化するという形の方向については、私としては、市民の中にもいろんな意見が分かれる部分がございます。ですから、私はやはり、こういう方向というのは、市民の皆さんの本当に大きな要望、大きな運動、そ

うものがある初めて成り立つものだというふうに考えております。

そのような点で、私としては、そのような市民の皆さんの、大勢の皆さんのそのような方向が、本当に宿毛市全体として進めていく方向になるのかどうなのか、そういうことも、自分としては判断をしながら、考えていかなければいけない。

とにかく、このことによって、今の政争的な形ではなくて、本当にこの宿毛市の将来の方向も考えていく中で、先ほど言われましたような8の字ルート、この辺の地域の活性化、さまざまな、総合的な観点の中で、考えていくべきものだと思っております。

そして、もう一つつけ加えるならば、私は、東日本大震災を目の当たりにしまして、自衛隊の果たしている役割、本当に涙が湧き出る、そういう思いにもなったことがありました。そういう点で、私は本当に、今、そういう日本の部分にとっては、非常に必要な存在だなという思いも持っております。

ですから、そのような立場で、今後、このような要望、あるいは招致運動については、取り組まさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、お聞きして、若干、弱い部分があるんですが。私を感じるの。

その市民の声は大切でありますけれども、市民の声をどのように聞くのか。そして、まず、市長がどのような決意で臨むかによって、聞き方も違ってまいりますけれども、この軍事基地じゃないんですから、利活用と、そして潜水艦や掃海艇等が寄港して、いわゆる軍事基地でないという意味は、米軍のような基地ではなくて、それほど大がかりなものになるわけではないけ

れども、一応、そういうものが入ってくるといふことになると、これは反対運動は、必ず起こります。必ずあります。

大きく言えば、沖縄の普天間なんかも、辺野古に移ることは、町がうんと言わない限りは、政府もなかなか突破口がない。そういう状態になります。

誘致活動が佳境に至ったときには、かなり揺れます。なかなか今の状況からいうと、その話の内容では、日本の自衛隊の基地が追加されたところは、北海道、小樽のさきの余市と、舞鶴港のあたりに二つしかない。それも、余り大規模なものは、追加をされなかったという状況で、今、日米の軍事協定の中の見直しの中で、若干、この太平洋側の宿毛湾港が有力視までとはいかないが、可能性を持ちつつあるという中に、会議所なんかも運動に入ったわけですから、順次交渉していくときに、政府が最も気にするのは、その当該自治体の首長が、やる気があるのか、押し切っていくことができるのか、ここを見きわめないと、まずは交渉は進みません。

民間がいかに動こうが、議会がいかに動こうが、首長が首を縦に振らない限りは、私は事ばならんと思っておりますから、市民の声も、確かに聞かないけないが、これが宿毛の経済にとって、有意義なものになると。いろいろな観点から、そういうことが見えたときに、市長に一つ、もう一回確認するのが、ぶれずに前へ進む勇気があるかどうか、このことが一番大切であろうかと思えます。

こういう問題は、水面下では、なかなかやりません。防衛庁も来るとなったら、真っ向勝負で来ますから、その中で解決をしないと、裏取引とか何とかでやったものは、全部、崩れてしまいますから、真っ向勝負のときに、市長がぶれずにやるかどうかということ、もう一回、確認をさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私も、まだこのような運動、あるいは客観的な情勢、そのようなところ、まだまだ理解していないところもたくさんございます。そのような形の中で、このような状況等について、自分なりに、もっと詳しく精査もし、市民の皆さんの、まさに総意となっていける形が望ましいし、そうでない場合には、非常に、先ほど言われた厳しい選択もあるかと思えます。

私はやはり、今の宿毛市の抱える現状の中で、どのような宿毛市を目指すべきかという、そういう方向も考えながら、市民総意の方向の中で、私はこれから進んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） これ以上は申しませんが、総意とはなりませんので。総意は、何%で判断をするかということが、肝心なことになるかと思えます。

きょうはたっぷり時間もありますので、一つ例を出しますと、東洋町の田嶋町長だったですか、高レベル放射性廃棄物の最終埋立地というものに手を挙げまして、御記憶にあると思いますが、あの人口4,000人ぐらいの町が、もう親子兄弟げんかをするほど賛否が分かれました。

結果的には、反対派が、もうこれをやめさせたという形になりましたけれども、私は、いい悪いは別にして、田嶋町長は、ある意味、勇気があったなど。負けはしたけど、失職しましたからね。勇気があったなど。

高レベル放射性廃棄物、科学者が来て、1万年先が危ないとか何とかいうような議論も聞きましたが、彼が目指したものは、政府が安全だということを感じて、やろうとした。あのときの経済効果は、固定資産税だけで、15年の限

度ですが、6,000億円。東洋町の予算というのは、4,000人ぐらいですから、20億円前後でしょう。一般交付税は、もう地方交付税はもちろん減額、ゼロになりますが、15年で6,000億円というのは、400億円来るわけですから、20億円の町がどのようになるのか、検討もつかんお金ですが。

そういった建設に係る準備段階から、いろいろきますから、トータルでは、大体、経済効果は2兆円であろうと言われてました。

手を挙げたところは二、三ありましたが、全部、住民運動の反対でつぶされた。

私はそのとき、たまたま、後日、5年か6年前に、窪川町に前麻生総理、当時、自由民主党の幹事長でしたけれども、幹事長が来て、自由民主党の市議会、町議会議員が窪川に参集しまして、麻生さんの話を聞いて、どなたか質問ありますかと言うから、手を挙げて、麻生さんに、「麻生さん、もしあなたが総理だったらという仮定の話ですが、田嶋さんを見殺しにしましたね」と。どういうことですかと言うから、反対派は、物すごいエネルギーでこれをつぶそうとして、いろんな方が集まってきて、東洋町で運動をしたと。そのときに、たしか政府のほうは、産業大臣は甘利さんだったと思いますが、彼は、コメントしただけで、何もしなかった。

麻生さん、あなたが総理だったら、あなたはそこに来て、助けますかと言ったら、ちょっと答えに苦しんだんですが、ボタンのかけ違いをしないようにしますから、それを答えとしてくださいという答えでした。

だから、この誘致活動なんていうのは、住民の運動がどんどん反対になると、政府も余り来なくなるんですね。だから、地方の自治体は、非常に困る。

だから、首長は、多分、首をかけることになると思うんですよ。そういうことも、市長も心

得て、やるときはやると。

だから、総意といっても、どこまでが総意として判断できるパーセントなのかということで、これは住民の利益向上につながるなら、やるという構えでやっていただきたい、そういうことを要望しておきます。

それでは、政治姿勢の2番目の話をさせていただきます。

平成25年度の予算編成についても、お尋ねになります。高知新聞で、高知県全体の予算がずっと出てまいりましたが、断トツのいいところもございすけれども、各県下の自治体を見比べてますと、宿毛市は、今、消防庁舎の建築費が終わったということもございまして、前年度比7.4%の減少、約8億。一般会計予算が101億となっておりますが、私はこれは少し少な過ぎるんじゃないかと。

いわゆる安倍内閣発足前に、民主党との戦いの中で、大体、自由民主党が今回は勝つというのは、マスコミの予報でわかったと思うんですね。そうすると、かなり大型の予算を組むだろうなという予測はできたわけですから、この時点から、各自治体は取り込みで動いてた節を、新聞で見れば大体わかりましたね。

前倒しの12月補正あたりで、どんどんと前倒しをして、予算を獲得しておる。やっぱり、国の予算というのは、情報をキャッチしたら、すぐに動かないと、よそに取られるというふうになりますから。

例えば、合併特例債なんかも、10年間で持ち出しを余りしなくても、起債は全部お返ししてあげますよというような、有利なものがあったけど、メニューを持っていったら、総務省も、どこもかしこも持ってくるんで、なかなか対応してくれないというようなものもありまして、政府予算というのは、早く動かないととれない。

そういう中では、宿毛市も、努力は多少なさ

っておると思うが、余りにも101億というのは、例年よりマイナスというのは、ちょっと少ないんじゃないかという思いがしますので、市長はどのような編成方針であったのかということ、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問にお答えをいたします。

宿毛市の防災対策の経費等について、御説明を申し上げますと、先日の高知新聞紙上で報道されました幡多3市の防災対策費を見ますと、四万十市が、平成24年度3月補正と25年度当初予算の合計額で約35億円。土佐清水市は、25年度当初予算で約8億円。本市が、平成25年度当初予算で4億2,000万円となっております。

四万十市が、3月補正も合計したのとなっておりますので、同じように3月補正を足し合わせると、土佐清水市で約9億3,000万円、本市で約6億5,000万円となります。

この時点でも、確かに宮本議員のおっしゃるとおり、2市に見劣りする予算のように思われるかもしれませんが、これに、平成24年度12月補正まで計上した防災対策経費を足し合わせますと、四万十市で約44億円、土佐清水市で18億円、本市で約22億円となります。

四万十市は、本市の倍以上を要する予算となっております主な要因としましては、西土佐総合支所、並びに消防署調査建設費に約7億円、そして小中学校の耐震対策に13億円、避難路整備等に約7億円を計上されているようであります。

一方、土佐清水はと言いますと、保育所の高台移転に約2億円、津波避難タワー整備に、同じく約2億円、市役所施設庁舎の耐震化に約3億円を計上されているようであります。

本市は、庁舎の耐震化には、コストの低いS

R F工法を採用していること。実質公債費比率は高く、公債費負担適正化計画に沿って、市債の借入れを制限しつつ、効果的に事業を推進していることを勘案しますと、決して幡多3市の中で、そのように低い防災対策予算にはなっていないと考えております。

また、国の補正予算に対して、本市は予算取りができていないのではないかとの御指摘でございます。本市も当初予算の前倒しだけでも約1億1,000万円を、前回の補正予算に計上しております。

内容としましては、宿毛ポンプ場の長寿命化対策工事や、避難道であります土居の後線整備工事、そして中央線の無電柱化事業などがあります。

また、防災資機材等備蓄施設の建設工事や、津波避難ビル屋外階段の設置工事費など、既決予算であります1億2,000万円は、市の実質負担がゼロである、さらに有利な今回の国の補正予算へ振りかえております。

その他にも、住宅耐震業務や、あるいは耐震改修補助金、林道や道路のストックの点検業務なども計上をいたしております。これらを合わせますと、本市としましては、額にして3億を超える予算を、国の補正予算に沿って、計上しております。

以上、このような答弁とさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今の答弁で、理解できる部分もたくさんございます。

宿毛市は、公債費比率、若干、実質公債が高いということもわかっておりますが、中でも、若干、扶助費がちょっと、パーセントが上がってますね。それと、人件費比率は、分母が小さい割には、かなり抑えていると。18.9でしたか、かなり抑えているなど。

その中で、補正を合わせて聞くと、22億ぐ

らいのものをやっておるし、取り込みも1億1,000万、トータルでは3億ぐらいはやっていると、こういう話でしたが、今年度の予算については、これから議会のほうで、見らせてもらいますけれども、宿毛市の101億をざっくり評価すると、土佐清水の人口と比べたら、かなりな差があるんですが、土佐清水の108億は、例年アップしながら、着実に進んでおるものも、公共事業もあるわけですね。

建物としては、中学校とか、消防庁舎とか、もろもろ、もう既にやっておりますから、年々アップしながら、また今回も若干、上積みをしておる。

四万十市の場合は、西土佐とか、そういう分署、消防分署であるとか、支所であるとか、そういうのは、多分、合併特例債の期限が、平成27年に切れますから、もうこれ、取り込みでやっていると思うんですよ。

中でも、四万十市も、かなり人口の率で見ると、宿毛市がかなり少なくないというのは否めないんじゃないかと思うんですが。

例えば、国の借金が1,000兆円というのを、国民で割れば730万円ぐらい、1人背中に背負っているもんだよというような感覚で、ちょっと割り算をしてみますと、宿毛市、四万十市いきましょうか。ちょっと、私も計算とろいで、電卓押して、ちょっと書いてきましたのでね。

率直な感想なんですけど、四万十市185億というのを、まず、ゼロを四つ取って185万円にしますか。3万5,000人は、3.5人になるんですが、185万円を3.5人で割ると、53万円。土佐清水は108万を1.8ぐらいで、1万8,000ぐらいで割ると、60万。宿毛市の101万円は、101億ですからね。2.3名で割ると、44万円。そうすると、土佐清水が60万、ぼったり使えるわけじゃない

ですけど、事務的経費も要りますから。この普通建設事業に割り当てた金額の比率を見ても、やっぱり宿毛市、ちょっと弱いんですよ。

だから、取り組んだのは、努力もしているけれども、まあ例えば1億1,000万取り込んで、中央道とか、土居の後線とか、それからもう一つ、何かありましたね。そういうものをする。

事業計画がたくさんあれば、もっと取り込めたかもわからないけれども、それだけじゃなかったんじゃないかという思いがしますから、もう少し、やっぱり予算獲得に努めていってほしいなど、こういう思いがあって申し上げたんですが。

まだ間に合いますからね。笹子トンネルの崩落事故から、インフラ整備にも金を出すと。多分、特措法なんかもできて、お金が出るはずでございまして。

安倍さんの3本の矢は、金融・財政・成長産業ということで、財政出動のかなりの分が、公共事業、インフラに回ってきますから、やっぱりアンテナを張って取り込む。

このときに、沖本市長、私が一番大事なのは、「市民党」の意味をなぜ聞いたかと言うと、自衛隊だけじゃないんですよ。やっぱり今までの、きついようなことを言いますけれども、市長の姿勢の中で、市長は、ある程度、批判勢力ではあったと思うんですよ。あなたの政治家としての、市議会であろうが、県議であろうが。西の風をつくって頑張っておられたけれども、やっぱり尾崎県政に対して、是々非々ではあっても、若干、批判が強かったんじゃないかなと。

そうすると、やっぱり人間関係というのは、県にしても国にしても、密に、やっぱり信頼関係をつくって、うん、あの人やったら教えてやらないかな。これちょっといいものがあるぞとか、また、職員が、頑張って、例えば国会議

員にも秘書もいるし、政策秘書が必ずついているわけですから、そういうところに情報をキャッチできるようなルートをつくって、まずは沖本市長が、もう宿毛市のために何でもやりますよと。尾崎知事にも会って、それから国の代議士にも会って、そういうお願いをしながら、信頼関係をつくっておくと、とんでもないようなところに、国は予算を持っているんですね。

例えば、香南市、この間、仙頭さんがやめて清藤さんにかわったんですか。あそこは、避難タワーを9基の予定が、19基にふやしたと。その10基は、私もちょっと記憶、定かでないんですけども、農業関係のところから予算を入れているんですよ。こんなところから予算が入るのかなと。

あれは、誰かから教えてもらったと、私は思うんですが。梶原町長なんかは、もう巧みに、コンサルまで使って取ってましたよね。

だから、取り合いに負けると、頑張りを通じないということになりますから、そこで、私たち自民党の市議団も、そんなに、じゃあ予算取ってきたかよと言われたら、そうでもないんですけども、宿毛市の重点課題をひっ提げて、毎年、自民党市議団で尾崎知事と会い、そして宿毛市出身の部長、課長と会い、懇親会をしながら、もちろん割り勘ですよ。しながら、意見交換をして、何とかこれこれのことを早期にやりたいから、予算をくださいよと、これ、県下で争っているわけですよ。

国交省は、高松の整備局に行って、お願いをする。そのときに、今までは自由民主党と当市の市長が一緒になって、頭を下げに行きました。でも、前回は、沖本市長が誕生して、沖本市長抜きで行きました。安澤副市長が気を使って、私を連れていってくれんかと言ったけど、これは悪いけど、市長の腹が決まらんうちに、自民党と一緒に行動はできんよということで、

丁重にお断りをしました。余り丁重でなかったかもしれませんが。

だから、ここは沖本市長に腹を聞きたいんですが、市民党という意味でも、何でもやるという中で、私の一存ではいきませんよ。まず市長の腹を聞いて、市長がやるということであれば、ことし、早速、知事とも会うし、国交省にも行きますから、自民党の市議団で協議して、今、支部長の西郷さんと浦尻幹事長と、皆さんと総務会を開いて、じゃあ、一緒に行こかという向きになろうかと思えますから、私もなるように努力しますから、ここで沖本市長の、我々と一緒に行くかとかいうんじゃないで、それも含めて、そういう姿勢で臨まれるのですかということ、まずもう一回、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私も、市長になりまして、国への要望等も、ずっと行ってまいりましたし、ことしになってからも、特別交付税の増額と、あるいは確保ということで、総務省にもずっと陳情に行く、そういう形での国に対しての要望活動、あるいは政党に対しても、本県選出の国会議員の皆様には、全部訪問する、そういう形もずっととらしてはいただいてまいりました。

また、県との関係におきましても、私は、松田川の、横瀬川のダムに関しては、相当、意見の食い違いがありましたけれども、そのほかのことにしまして、私はほとんどそういう政策的な違いは感じておりませんでしたし、そういう追求もしたこともございませんでした。

ですから、今の現職の県議員の方々からも、林活連等の中で、一生懸命、一緒に活動させていただきましたし、そういう流れもあって、今回、宿毛に木質バイオマスの発電所が、あるいはペレット製造、そういうものの一つの、私が

県議のときに活動しよった男やと、あの市長は、そういう形もあって、私は、一目もおいてくれた、きっかけとしてですね。

そういうこともあると思うし、私は、そういう形で、決して、そういう野党的な形の中で、単なる批判勢力ということで活動してはまいりませんでした。

そのことは知っていただきたいと思えますし、今後は、当然のことながら、自民党の皆さんの力もお借りしたい。特に、これから、まさに政権与党として、そういう各地域に支部を持ち、さまざまな政策能力を持っている政党でございますので、当然のことながら、我々はこれから、お世話もしていただきたいし、また、それは他の会派とも、皆同じですけども、持っている力を、全ての皆さん方の、そのような宿毛市がよくなっていくという方向の中では、お力をおかしたいと思えます。

今後は、ぜひともそういう形の中で、市長として、ともに陳情していただける形があれば、進んで、こちらからお願いしてしなければいけないくらいに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） よくわかりました。

それじゃあ、次の質問に移ります。

次は、住居表示ですね。これは、さきの12月議会で質問しましたから、もう余り詳しく言わないんですが、中央という町名になって、平成6年から2年がかりでやって、宿毛市宿毛という旧番地が、もう飛び散って、おさまりがつかんということで整理をした。

そこで、1丁目から8丁目に区切ったわけですが、十六、七年たっても、まだ覚えなし。道聞かれても、中央6丁目どこですかと言ったら、答えられない。

地元の人が答えられないというのは、よその

人も困りますよね。名前を聞いても、知らん人はわからん。知っている人やったら、あつというふうな感覚ですね。

これから育つ子供たちが、中央で覚えていくんだから、その人たちはいいだろうけれども、懐かしさだけじゃなしに、やっぱり通称であっても、土居下と本町は住所があって、残りは全部、通称になったと言うが、我々は通称で、住所と思う。その思いで、覚えてきましたから、やっぱり文化的にも歴史的にも、一つ価値のあるものじゃないかということで、沖本市長に、ついでに水道通りとかは、例えば梓通り、文教センターの前はバカヤロー通りでもいいじゃないかと。観光客、全国に発信するときも、バカヤロー通りからの発信のほうが、ユニークでおもしろいよというような内容のことを申し上げて、質問をしたら、住民の皆さんの意見を、わかりづらいという意見もたくさんあるから、真摯に受けとめて、中心市街地活性化協議会等の中で検討していくということであったんですが、これは、1回でも検討されましたかね。されたかされないかだけでも、おっしゃっていただけますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住居表示の見直しにつきましては、前回、中心市街地活性化協議会で検討する、このように申しておりました。昨年12月から今議会までの間に、協議会の開催がなかったために、検討しておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。中活の会議がなかったら、中活の会を招集して、どうかなというぐらいのことは、やってもらいたかったですね。そんな遠いところから集まるわけでもないし。

きょうは地区長さんが大勢見えてますから、私が後ろ向いて、地区長さんに聞くわけにいかんですから。住民の意見を聞くのには、地区長さんに聞くのが、一番、集まりやすいと思いますから、地区長さんも来ているから、沖本市長、これ前向きに取り組むんだったら、地区長さんも来ますから、地区長会の中におろして、検討をするという気持ちがあるんなら、そのことだけでもお聞かせ願えますか。

それで、我々が一般質問を通して、必ず、最終日には、「大変貴重な御意見を承りまして、今後の市政に生かしていく」というような、これもパフォーマンス要らないですからね。やらないかんですよ。

ちょっと、地区長さんもいますから、そのことをちょっと、最後に確認をしておきますが、お願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

当然のことながら、そのような会を開いて行うべきであると思います。

ただ、商工会議所主導の会でありますので、その辺との兼ね合いの中で、このような形で、この3カ月間にやることができなかったということでございます。

今後は、住居表示を進める上では、住所変更に伴う免許証や通帳、あるいは登記書類等の書きかえ等の住民負担も生じます。こういうことから、関係住民の御理解と御協力は必要不可欠です。今後は、関係住民の意見の把握に努めるとともに、まちづくりの一環としての中心市街地活性化協議会と、より広い枠の中で論議されるよう、取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 住居表示は、ちょっ

と時間が押してきましたので、これでやめましょう。

それでは、次は、「新教育委員長の所信表明について」という題にしておりますが、増田全英さん、御就任おめでとうございます。と申しますか、ありがとうございますと申し上げたほうがよろしいかもしれませんが。

教育委員の人事案件が、本議会に提案をされましたときは、満場一致で、誰一人反対なく選ばれました。これ、ひとえに増田さんのお人柄のたまものであろうと思います。

新しく教育委員長になられた所信の表明をお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（増田全英君） おはようございます。12番、宮本議員の質問にお答えいたします。

お答えをする前に、まずもって、初登壇の機会をいただきました宮本議員に、敬意を表したいと存じます。

平成23年11月22日に、教育委員に就任して以来、宿毛市の教育に携わってまいりました。前委員長の任期満了に伴いまして、平成24年12月24日、新たに委員長に就任いたしまして、その責任の重さを痛感している次第でございます。

さて、教育委員長としての所信表明をということでございますので、私の委員長としての方針について、お話をさせていただければと考えております。

私は、長きにわたり、宗教とかかわってまいりました。お大師様の教えの実践です。その職業を通じて、考えることがあります。

教育とは何ぞや。教育とは、御承知のとおり、教えることと育てることです。教育の基本とは、国語や算数を教える以前に、人間にとって、一番大事なものは何かを教えることでし

よう。そして、その大事なものを大切にすることを育てる。人間にとって、一番大事なものは、命、その大事な命を大切にすることを育てる、これが教育の基本ではないでしょうか。

自分の命の尊さに気づけば、自分と他人の命をも傷つけることなく、慈しむ心がわいてくることは当然のことです。この慈しみの心こそが、いじめ、体罰、そして自殺等の社会問題解決のキーワードとなってくるのではないのでしょうか。

まず、学校教育につきまして、指針となる学習指導要領も、国際社会の状況等を考慮し、ゆとり教育から、確かな学力の育成へと改訂されるなど、子供たちの教育を取り巻く環境は、社会の変化と同様に、大きく変化しております。

いかに社会が変化しようと、知・徳・体の調和のとれた、生きる力の育成を大きな柱として、生涯にわたって学び、社会の一員という自覚を持ちながら、課題を見つけ、みずから学ぶ、みずから考え、主体的に判断し、行動できる、たくましい子供を育成していきたいと考えています。

学校再編につきましては、教育委員会として、効果的な学校運営、教育環境の改善が図れることと、子供たちが安心して学校生活を送れるような、施設の整備の両面から取り組みを進めていきたいと考えております。

学校教育のほか、少子高齢化、グローバル化、高度情報化などの社会情勢を背景に、市民の価値観や、ライフスタイルが変化しており、多様な学習機会の充実が求められており、学校教育と、両輪で社会教育、生涯学習にも力を注いでいきたいと考えております。

いずれにしても、教育行政方針にのっとり、学校、家庭、地域の方々の御協力をいただきながら、新教育委員長として、教育委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりま

すので、皆様の一層、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） どうも、新教育委員長、ありがとうございます。大変、心を打たれる所信の表明でございました。

今、本当に命が薄くなって、扱われて、いじめも絶えません。

NHKで放送されている「八重の桜」の中に、会津の仕の掟というのがございますが、ひきょうな振る舞いをしてはならぬ。弱いものをいじめてはなりません。ならぬことはならぬものです。論理ではなくて、これはやっぱり、やっちゃあいけないことはいけないのだという教え方も必要ではないかと思えます。

今、話を聞いて、本当に優しさとか、命の大切さは、どう取り組んでいくか、大変な課題であろうと思えますから、大変重責ではございますが、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

学校再編と小学校の建設についてという事案でございますが、まず、その前に大変関連がありますので、きょうは保育園の園児の御父兄からも、新聞にも出ておりましたが、この宿毛小中学校再編の中で、一小学校一保育園ということが、基本方針として決まっておりますけれども、今回、田ノ浦の跡地に小筑紫の2園が統合されて、移るということは決まっておりますが、基本的に、他の保育園も大事なことでありますけれども、津波で浸水する場所に、咸陽と中央保育園、公立ですが、私立で、大島と宿毛保育園がございます。

この4園は、市長の基本的なお考えを、まずお伺いしておきたいと思えます。お答えをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

津波浸水域にあります咸陽保育園と中央保育園の公立2園、並びに大島保育園と宿毛保育園の私立の2園の高台移転についてという、どのように考えるかとの質問でございますけれども、津波被害が想定される保育園の高台移転につきましては、喫緊の課題として捉えております。

有事の際において、リスクの高い保育園児の安心安全を確保するには、高台移転しかないと思えます。

私立の保育園につきましては、まず、法人で基本方針を立てていただくことが大事だと考えております。平時の安心を第一に考え、公立、そして私立を問わず、双方で協議しながら、取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） まず、高台が基本であるということも、お伺いをいたしました。そして、公立、私立を問わず、これから方向性を示すということでございますから、やはり一定の方向性をはっきりと示していないと、それぞれに、大島保育園も今回、請願が出ておりました、大島中央道のできたところに移転をしたいと。

宿毛保育園も、私立ではありますが、前中西市長に、小学校を建てるときに、同時に検討してほしいと。非常に古いからという要望も、先に受けております。

やっぱり、全体の中で、このようにするんだという一つのガイドラインを示さない限り、てんでに自分たちが高台を目指すとか、いろんな方向が決まってきますので、やはり市が先に、このような方向でいくとなると、二重になる部分も防げるかと思えますから、この点は、今のお答えで十分ですから、早速に取り組んでいた

だきたいと思います。

それでは、小中学校の学校再編に移りますが、まず、簡単に経過をいくと、平成17年の行革大綱の中で、宿毛中学校と橋上、そして小筑紫の3校を統合するという案が策定をされまして、平成19年に、全体の学校の計画を出しました。

中学校は、将来、子供たちがどんどん少なくなるので、そのときの考えでは、一番最盛期に500人おった子供たち、小筑紫中学校でも500人おったんだと。全体が、もう510名ぐらいになるから、数の問題もあって、1中学校でいいんじゃないかと。

小学校は、もちろん沖の島小中学校を除けば、10校を4つにすればいいというような形で、ロードマップが示されました。

あのとおりいってたら、今、宿毛小学校が平成25年に完成、宿毛中学校1校ですから、27年に完成、最後に回された東の学校も、30年には完成をしとったんですが、平成22年に見直しが行われて、1中では拙速ではないかということで、柱は3中、片島、宿毛、東。そこで、小筑紫は、当面、維持するが、生徒数が減少すれば、片島か宿毛に統合するという形の中で、再度、見直しをされた。

小学校も、平成21年5月に、22年に見直されたその1年ぐらい前に、麻生内閣の経済対策で、1億8,000万ぐらい入るから、仮校舎の分も持ち出しが要らないし、これをやらせてくれと。もともと、大島は設計ができていましたから、統合する以前にも、そのことで問題があったんですが、一つ例外をつくりました。これは決していいことではなかったとも思いますけれども。

その中で、平成22年に見直しの学校統合の形が決まりました。そこで、松田川に宿毛中学校と橋上中学校が統合されて移る。そして、宿毛小学校は、現在のグラウンドに建てる。併設

ではグラウンドが狭くなるから、一つは移るということで、計画案が示されて、これは設計段階で、前市長の随契の問題とか、非常に高いんじゃないかと。

それから、コミュニティーホールそのものの意味合いが、はっきりわからんから、というような理由で、議会でも認めていただけずに、選挙戦になって、沖本市長が誕生し、沖本市長も、小学校のグラウンドは同一敷地内と考えるということで、計画案を示されたが、これまた設計が近隣の市町村を参考にしたとはいえども、余り確かなものじゃないということで、見直しがなされて、現在に至っておるわけですが。

私は、そこで教育長にもお伺いしたいんですが、先に。この22年に見直しされた原案は、そのまま続いておりますね。そこで、我々も、特委をつくった発端は、大津波なんですよ。

混迷した、計画がなかなか思いどおりに進まないというのもあって、本来なら、議会が執行部のやることに、余り特委をつくるのもどうかと思ったんですが、特委をつくれという話は、もうずっと前からあったんですが、余り特委をつくって締めつけるのはよくないよと。一定の案が出て、是々非々の立場でやりゃいいんじゃないかということで、特委をずっとつくらずにおったんですが、選挙の公約も、市長の公約もあって、現在地というのは、非常にこれはもう、見直しをせないかんなど。あの津波を見て、わざわざつかるところにつくるべきなのか。逃げればいいという話もありますけれども、やっぱり学校に在る間は、安心安全で、御父兄がもう安心なんだということになれば、逃げおくれた子がいないだろうかといって、探しに行って亡くなった方が、東北はたくさんおりますから、そういう教訓は生かして、やっぱり逃げなくてもいいところへつくりゃいいんじゃないかということ、その特委の中でも、よく議論をした

わけですけれども。

そこで、教育長にお伺いしますけれども、まず、この平成22年に立てた今の案は、そのままいくと、やはり大島小学校、咸陽小学校、もちろん、片島中学校も当然ですが、宿毛市内も当然ですが、これ全部、どんぶりこと波にかかるんですよね。そうするとやっぱり、東北のような大きなことがあったときには、教育委員会のほうで、率先してその議論をしたと思いますけれども、これは、立田教育長に聞く話ではなくて、本当は岡松教育長のときに、若干、議論をしなきゃいけなかった問題でもありますけれども、立田教育長の思いは、今、3カ月経過して、この現状は、やはり執行部に言われなくても、教育委員会として、見直しを、私はすべきことではないかというふうに思うわけですけれども、教育長の今のお気持ちをお伺いをさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 12番、宮本議員の御質問にお答えをいたします。

再編計画の見直しについては、特に東北での震災被害を受けて、浸水エリアに位置する学校のあり方を含めて、御質問をいただきました。

学校再編計画については、学校の適正配置、適正な規模等、総合的に勘案する中で、計画を策定すべきであり、策定後において、状況の変化があれば、当然のことながら、状況に応じて修正していくことは必要であると考えております。

議員御指摘のように、大地震時の津波被害を考えますと、学校は高台にあるべきことが望ましい、そういう考えは、私としましても同じであります。これからも前向きに見直していくことは、大事なことでと考えております。

今後、再編計画の見直しはしてまいりたいと思っておりますので、御承知ください。

以上です。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長にも、このお考えのほうを聞こうと思うんですが、市長には、順次、質問の中でも、このようなことについては聞けると思いますので。

宿毛小学校の建設についてをお聞かせをいただきたいと思います。

まず、予算の出し方なんですが、一つの小学校をつくるのに二つの予算、場所が違うものを出してくるというのは、これは本来なら一つに絞って出すべきのが当たり前だと思うのですが、二つに出したのは、市長、これはどういうことでお出しになったんですか。

まず、このことについて、お答えを願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

本議会に提案している二つの予算に関する御質問をいただきました。

議員御指摘のように、本来は、第一の目的である高台の整備に全力を注ぎ、早期整備の可能性がなくなれば、現在地の建設に力を注ぐべきであると考えております。

しかしながら、現在の宿毛小学校施設の地震への耐震性、そして老朽度、何よりも、津波より先に来る震災時の子供たちの安心安全を考えると、一刻も早く学校を建設しなければならない、このことを強く考えております。

仮に高台の設計委託料のみを計上した場合、高台の用地買収が難しいと、一定、判断しなければならぬ状況になってから、現在地の建設に取りかかると、そういうことになると、必然的に、その方向での建設がおくってしまうこととなります。

子供たちの命を預かる私としては、大震災を想定すれば、これ以上、宿毛小学校の建設をお

くらせてはならない、このように考えており、今回の宿毛小学校関連の予算については、宿毛小学校の建設について、何よりも子供たちの安全安心のために、一刻も早く取りかかりたい、このように考えて予算を計上させていただいておりますので、どうか御理解をいただきたい、このように思います。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） まずは、この2通りの予算はそのまま、聞くだけ、ここでは聞いておきましょう。

後で整理する中で、またこのことについても申し上げますから。

まず、市長がちょっと整理をしてこなきゃならんのは、議員協議会では、高台にはいくんだが、時間がかかるので、その間、現地に建てらせてほしいと、こういうことの説明を受けました。じゃあ、現地に建ったら、その建物、移転後、何に使うんだという質疑もしました。

住民との、その後10日ぐらいして意見交換会の中では、高台は非常に困難だと。だめに近い。見通しが立たん。だから、現在の小学校の耐震も無理だから、できないから、現地に新築すると。

議会の協議会とは、全く異なる意見交換会のこと、新聞にも出ておった。それで、その後、高知新聞の中に、また元に戻って、高台は8年かかるから、とりあえず、安全確保のために、現在のところに建てたいと。民地を購入して、準備がしたいと。

今さっき言った、安全の確保のためにやりたいと、こういうことに戻ったんですが、ちょっと二転三転して、意見交換会、私出てませんが、仄聞すると、少し話が、議員協議会と食い違っているなというのがありましたから。

これ、本当は、市長、どうなんですか。そのとき答えたことがどうであったとかじゃなくて、

今の気持ちで、高台に行く気持ちがあるのかなのか、その辺のこと、はっきりと答えてくれますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校の高台移転についての質問をいただいておりますが、まず議員協議会と、意見交換会での説明に相違があるとの指摘でございますが、意見交換会においても、議員協議会で説明したことと、全く同じ内容で、冒頭、説明をいたしました。

しかしながら、意見交換を行う中で、議員協議会では、高台の整備は順調に進捗したと仮定しても、8年かかると説明をしましたが、意見交換会においては、高台の整備には、用地取得等に不測の事態が予想され、時間がかかると。このことを強調する余り、高台の整備が極めて困難で、高台への移転はないと、一部、誤解を与える結果となりました。

私の方針としては、議員協議会で説明しましたとおり、宿毛小学校については、高台への移転を目指していきたい、このことには変わりはありませんので、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） ということは、意見交換会での議論が、ちょっと誤解を与えたかもわからないというのは、多分、まずい答弁だったと思うんですね。そのことについては、もういいですね。

要するに、今、結論は、高台を目指すということで、間違いはないんですね。わかりました。

その中で、高台は非常に時間がかかる、見通しが立たんということについて、もうこれは簡単に、時間が迫っておりますから、余り長々とやられると次ができませんから。見通しが立たん主な理由は、簡単に述べて、何ですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

高台整備前において、現地で建設せざるを得ないと判断した要因につきましては、高台の整備にとにかく時間がかかるとした判断についてでございますけれども、ことし1月に委託業務を完了した適地調査の結果、高台整備の候補地は、3カ所との結果が出ています。

この結果に基づき、高台3カ所の候補地について、それぞれの諸言をまとめ、現時点で調査可能な範囲で権利調査を行い、おおよその権利者数、面積等を把握し、あわせて概算工事費についても積算を行いました。

高台3カ所の候補地についても、最もベターと考える萩原地区につきまして、時間がかかると判断した要因は、高台用地の確保についてでございます。

この萩原地区は、残念なことに、国土調査が行われていないために、字界や土地の境界が確定しておりません。さらに法務省に出向き、土地登記簿等の確認を行うとともに、萩原地区の方にもお聞きした結果、権利者本人が死亡している土地があること。また、元号が明治の日付の記載以降の所有権の移転登記が行われていない土地があることも、判明をいたしております。

このような状況を踏まえ、来年度から本格調査に移行したとしても、行政側の努力のみでは解決できない境界設定や、権利者死亡による相続人の確定には、相当の年月、時間を要すると考えざるを得ません。

このようなことから、不測の事態を生じるおそれがあると発言したものであります。

この宿毛市の将来を担う子供たちに、これ以上の危険性と負担を強いることは、絶対にあってはならない、そのような思いから、さまざまな御意見はあると思いますが、現在地での建てかえについて、判断をいたしましたものでございま

す。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 理由についてはわかりましたが、おおよそ公共事業をするときに、国調が済んでないところは、これはもう多いもんですよ。権利者がそのような状態になっているのも、多々ある。でも、これは、まあ言えば、法的な手段もできるんですが、土地収用にかかるまでに、例えば、住所不明の方には、公示送達をして知らしめてやる。一定の期間をおけば、作業は進むわけですし、もろもろ、供託制度もあれば、台帳面積で供託することも、私はできるんじゃないかとも思うし。

そういう中で、一生懸命やれば、さほどにこれが困難性があって、なかなか不測の事態が起こるというようなことを、そうですかとは言いづらい面がございますが。

もう一つ、その中で、意見交換会の中でも、議員協議会の中でも、耐震ができるというような言い方もされていますが、耐震はどんなもんでもできるんですよね。国宝級の1000年たったお寺だって、金かけたら柱数本残ってたなら、耐震できるんですよ。だから、耐震ができんということはないと思うんですよね。

だから、それは恐らく、市長の考えを代弁すれば、費用対効果の面で、たくさんかかるとか、そういうことの意味ですか。

そのことをちょっと、時間があんまりないんですが、耐震ができんと言うた意味はどういうことですか、簡単に言えば。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおりでありまして、現校舎の耐震補強は、全く不可能だというものではございません。

ただし、宿毛小学校については、建築後50

年を経過していることから、倒壊防止の対策だけでは、南海地震の揺れから、子供たちの安全を担保するのは難しいのではないかと考えており、そのため、宿毛小学校校舎の耐震化を図る上では、倒壊防止対策と合わせて、大規模改修が必要になってくると考えておりますが、大規模改修には、7億円近い費用が想定されます。また、大規模改修には、仮校舎を建設する必要があり、教育の環境の面からも、望ましいとは考えておりません。

意見交換会での発言については、宿毛小学校の耐震補強が、物理的に不可能というのではなく、多大な経費と期間がかかることや、費用対効果、教育環境面から判断して、現実的ではないという意味でありましたので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） その面についての説明は理解できます。

そしたら、本来なら、一番簡単なのは、一番シンプルなのは、耐震が本当に安価できて、高台を目指していくというのが、ストレートにシンプルなんですけれども、もろもろ事情も若干あるのはわかります。

だけど、P連からも、高台がいいと。現地はだめだと。園児の保護者会からも、後に小学校へ入っていくわけですから、安心のできるのは高台だというのは、タイムリーに陳情や意見書が届いておりますけれども。

この、やっぱり萩原地区、いろんな困難性はあるにしても、私は、第一歩として、おかしいなと思うのは、やっぱり現地に入って、地権者の方々と会って、そして地域の住民の方も含めてはいいですから、その萩原の高台を学校として確保させてくれないかと。そして、住民の避難場所としても活躍する場所になりますから、

やっぱりこの北側の山は、急峻で、そんなに平らなところは残ってないんですよ。タネで言えば、そのくらいなものじゃないですか、もう。

西のほうには、なかなか町の人には、高台に逃げられませんし、いろんな箇所をつくってないと、東北でもわかったとおり、車が3台や4台、がちゃんといったら、もう通れないんですよ。必ず渋滞にもなる。

そうすると、この町の人が、金毘羅さんのほうに向かって逃げるときに、非常に貴重な場所ですから、そういうことも含めて、まず現地に足を踏み入れて、執行部が努力をする。努力をして、今申された、さまざまな要因も片づかないということになれば、これは一定、高台は諦めざるを得ないんですよ。じゃあ、どこに建つんだという議論になりますから。

努力するつもりがありますか。高台を目指すと言っても、高台は机上の空論だという。今までの経験則から、困難だというだけでは、ちょっと納得しがたいんですよ。やっぱり現地に行って、説明を熱心にして、入手する。造成にも2年かかれば、高台の入手に何年かかるから、8年かかるというけど、短時間でそれをやるような努力、これがないと、なかなか見通しが立たないと言っても、そうかとは言えませんが、やる気ありますか。地元説明会とか、そのことをお答えくれますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 議員の今おっしゃることについて、そのとおりであるというふうに思っております。

高台の実施設計と合わせて、地権者への説明会については、実施する必要があると、このように考えております。

ただし、いわゆる、ここは本当に買えるかどうかということが判断できるのは、相当の時間を要する。これは、集会をして、説明会をして、

はい、わかりましたということで、すぐにかかれるものではないです。やはり、そこで地権者、所有者ときちんと契約行為を結んで、そこで予算投下ができるということでございますので、その間の期間というものが、先ほども、前の答弁でも御説明いたしましたけれども、相当、時間がかかる可能性がある。

早く解決しても、3年くらいは、私にかかるんじゃないかなと。一番早く、最短のここが、この方向で進めると確定するに、そのくらいの時間はかかるのではないかとというふうに判断をしております。

それからの、じゃあ宿毛小学校を現地に建てるという方向で、判断の結果、するのがいいのか、それとも、今の、我々のさまざまな全体の知見、あるいは情報の中で、両方を進めながら、こちらはやっていくという方向がいいのか、現地を。その辺を、我々が判断したのが、今の、ベストではなくても、ベターな方法だということで、現地を建てたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） あてずっぽうに3年かかるなんてことは、とんでもない、言っていないと思いますよ。でも、ちょっと長いねという気がしますね。もっと早く合意が得られるんじゃないかと。

土地を取得するための合意は、努力次第では、もっと早く得られるんじゃないかという可能性もないことはないと思いますよ。やり方ですね。

本当は、整理すると、高台を本当に目指すというのであれば、不転の決意で、現在の小学校450万の予算は潔く取り下げると。これが一本化の道の一番明快な答えなんです。

単純に聞きますが、今議会に提案されたあなたの提案権は尊重しますが、一本化をして、とりあえずの期間、集中的にやるというこ

とだったら、予算はいつでも、臨時議会でも組めますから、1回取り下げてもいいですか。

そのことについて。余り長々言わないように、決意のほどを言ってください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在の校舎の耐震性、老朽度などから、耐震化はするとしても、多額の費用がかかるなど、何よりも震災時の子供たちの安心安全を考えると、一刻も早く学校を建設しなければならない、このように考えた中で予算でありますので、よろしくお願いをしたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） そうですか。取り下げませんね。

私によろしくと言っても、議会は全員の意思で立ったり座ったりしますから、なかなか難しいと思いますよ。

そしたら、もう時間もないから、もう1点だけ聞きましょう。

市長が安全の確保をしたいというのは、議会も一緒なんです。これは、否定するものでも何でもない。高台が本当に難しいということになったら、これは安全確保のための第二の策を、当然やらなきゃいけない。

でも、今の状態で、同時進行、いかなものかとも思うけれども、例えば、高台が非常に時間がかかると仮定しましょう。現在地に建てる、小学校を建てる。恐らく建築費は、前回の予算の中で見たら、本体に15億、体育館やプールを入れたら5億、総額20億に用地買収費、幾らかかるか知りませんが、追加をして、20数億の箱物をそこへ、宿毛小学校として建てる。やがて、さらに安全を確保するために、高台を手に入れる動きはするわけですから、移ると。

それが4年後に移るのか。築4年後に移るのか、築7年後に移るのか、8年かはわからないけれども、移ると。それが本当の安心安全の担保だと。

この地震が今来たらどうするかと言ったら、打つ手はないんですから、長期の中で、余り焦り過ぎもせず、余りゆっくりじゃないやり方をしなきゃいかん。

そうすると、4年や5年の間を、空間の中で、この残った、20数億かけた、でき上がった宿毛小学校を、移転後は何にお使いになるおつもりですか。このことは、非常に大事なポイントになると思いますから、今、考えている中で結構ですから、どのようなものに再利用するかということをお答え願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

高台に学校を建設した後の、現在地に建設した学校につきましては、公共施設として、例えば宿毛中学校、あるいは市庁舎、並びに住民の皆様方の避難場所機能をあわせ持った防災施設など、さまざまな形で、有効活用できるよう、検討してまいりたい、このように考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 当然、変化もあるでしょうけれども、一応、ここで伺いますと、議員協議会でも、私も市長にも言ったが、庁舎とかに使うということは、非常に構造物が違いますからね。大規模改修も必要になると思います。その後、庁舎に使うためにはね。

それと、補助金の問題もありますけれども、庁舎に使うんだったら、そのときに言ったのは、庁舎として建てて、間仕切り等で小学校にその間、使わせたらどうかと。そしたら、高台に行くことが担保されますからね。

市長を疑うわけじゃないけれども、小学校を

建てておいて、高台やめたということにはならんわけですよ。庁舎として建てて、小学校に使わせれば、必ず小学校は高台に行くんですから。

そういう意味も含めて、そういう話もしました。

今、中学校ということも聞きましたが、私は、中学校のバスターならば、先に中学校仕様で建てておけば、もう改造も要らずに、小学校が移転したら、宿毛中学校の本体も、築30数年たって、一応、今回、7,900万で耐震するんですか。でも、これは包帯工法でしょう。完全な安全ではないですわね。

そうなる、建てた学校を新校舎として、中学校が使えば、無駄がないと思うんですよ。でも、仮にそうだとすると、今の場所よりも、小学校のグラウンドのほうが一体感があって、道路をまたいだような学校になるよりも、あちらに建ったほうがいい、思いもしますね。宿毛小学校を、現在地を、民地を買って建てるよりも、中学校が使うのであれば、小学校のグラウンド側に建てて、中学校の移った後は、今の古くなった中学校を解体すると。

そうすると、小学校と体育館と特別教室が並ぶ。若干、北側を向く面もあるけれども、職員室のとり方では、運動場が見渡せると、こういうことになりますから。

今の小学校用地に移転してくると、道路と運動場を挟んで、特別教室と体育館が存在する。先生が職員室からも非常に見づらくなる。長くなりますからね。

その辺も、やっぱり考えて、現予算はおろさないけれども、そういうことも考えれば、検討に値するんじゃないでしょうかね。これは提案ですから、ここでそうしますとは言えないでしょうけど。

そのときに、私がもう一つお願いしたいのは、例えば、保育園。その間にぽつんと入るわけで

すよ。当然、高台が一番いいけれども、あの保育園の場所ならば、例えば五、六メートルかさ上げすれば、津波の6.5の浸水はクリアできますから、津島道に向かって逃げるにも、対対になりますから、道路と。園舎のかさ上げぐらいは、小学校全部かさ上げをすとか、中学校をかさ上げするというのは、お城みたいになりますけど、園舎の場合は、たやすくできると思いますから。

あそこ、結構、広いんですよ。3,000平米ぐらいあるでしょう。だから、一部かさ上げして使えば、園児が遊ぶすべり台なんかも置ける。そして、小学校のレイアウトも出してこられる、ということも考えに入れていただければ、それはそれなりにいい絵がかけるんじゃないかという思いもします。

したがって、余り、これじゃないといかんと。もう議案出したから、もうやるんだということだけじゃなくて、やっぱり大津波を見てからの、教育長にも見直し論をお伺いしましたが、やっぱりころころ変わるのぶれるんだけど、見直すのは、いい方向に向かえばいいと思うんですね。

市長、ここは私の提案ですから、答弁要りませんよ。決めてますか。異議ありますか、中学校のほうへ。

それは、これからまだ質問議員がたくさんおると思いますから、まだまだ私よりもいやらしく聞くんじゃないですか、後の方は。

私は、きょう、冒頭申しました、宮本有二君いうたら、えらい市長をいじめるがやね言うけど、これ仕事で、随分、優しかったと思うんですよ。

30秒残して、もうやめますから。

議長、一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、野々下でございます。一般質問をさせていただきます。

間もなく大震災があった時間を迎えますが、死者1万5,881人、また31万人にものぼる人が、まだ避難を続けております。亡くなられた皆様に、心から哀悼の意をささげますとともに、避難されている方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

午前中に、宮本議員が質問されまして、学校問題、市長の政治姿勢については、同じような結論のところに行きつくかと思っておりますけれども、私なりの角度から質問したいと思いますので、市長におきましては、誠実な答弁をよろしくお願いいたします。

私、ふだんから野々下さんはええ人や、ええ人やと言われておりますが、きょうは、あんなに、野々下さんいやらしい人やったんかと言われるような質問になるかもしれませんので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、初めに、市長の政治姿勢について、お尋ねをいたします。

宿毛小学校の移転問題についてですが、私たち、この背景を市民の皆様も見られておると思っていますので、少し経過を話しておきたいと思えます。

私たち議会は、この問題につきましては、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会で、9月において最終結論として、中学校は耐震の上、しばらく使用し、小学校は耐震改修の上、速やか

に高台へ移転すべきという報告を行っております。

これを受けて、執行部は庁内プロジェクトチームとして、独自の調査を行い、高台3カ所を選定し、高台移転に対する調査結果として、去る2月7日、議員協議会の中で説明をしていただきました。

宿毛小学校の統合移転は、3カ所の高台候補地のうち、萩原地区への高台移転を目指すべきと考えを示しております。しかし、萩原地区は、地権者が多く、国土調査も進んでおらず、境界の策定等に手間がかかること。用地買収に不測の時間がかかることが予想されることから、まず、地震に対する安全安心を担保するために、現在地で改築を行い、10年後、法的根拠もあって、補助金等適正化法という法的根拠もあって、新たな高台ということも可能だと考えていると。

また、同僚議員がそのときに質問をしております。「現在地に、現敷地内に学校を建てても、10年後、高台へ移る、移転をするということは考えているのか」という質問に対して、「考えている。その後の学校利用に対しても、いろいろ考えている」とおっしゃっておられました。

それが、2月22日に行われた保護者や地区代表との意見交換会においては、和田地区の地区長さんだと思いますけれども、「市の教育委員会と松田川地区との話し合いでは、松田川小学校と宿毛小学校の統合小学校は、現在地に建てるとなっている。10年後、高台へ移転するとなると、松田川地区との協議内容と異なることになり、地区住民を裏切る行為ではないか。

説明責任も果たさない中で、10年後、移転するのであれば、市教育委員会との学校統合に対する協議内容は、地区としては、白紙撤回する」との指摘がございました。

そのときに、市長は、「いや、そういうこと

は、さっきから一つもそういう話はしておりません。高台移転は、次の、また次の課題として、さまざまな皆様に御意見をいただきたいと思っておりますが、我々、そのような考えは持っておりません」と言われたと思います。

区長はその時、それでは、現在地でやるということですか尋ねると、「はい、そうです」と市長は答えられました。そのように答えたと思います。

「はい、そうです」ということは、10年後の高台移転はしないという内容になります。

2月24日の高知新聞にも、その日の内容は少し載っておりました。保育園の保護者が、「現在地に新築した後、高台移転は極めて難しいという認識か」という問いに、市長は、「はい」というふうに答えたということが載っております。

市長、この日、私も傍聴させていただいております。全ての答弁で、高台移転は難しい。無理だということ、終始一貫して、強調しておられたような気がいたしました。そのように思いました、私は。

議員協議会の説明内容と、住民との意見交換会での答弁内容が、ここまで違ってくると、私たち議会も、市長に対して不信感を感じずにはおれません。

そこで、市長、15日間の間に、ここまで気持ちが変わられた理由。いつごろ、どのような理由で変わられたのか、市長の真意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

宮本議員の質問にもお答えいたしましたけれども、私の本心としては、議員協議会で説明したとおり、宿毛小学校へは高台への移転を目指していきたいという方向に変わりはありません。

ん。

しかし、高台移転には、相当な期間を要する、このように考えており、宿毛市の将来を担う子供たちに、これ以上の危険性と、負担を強いることは、絶対にあってはならない、このような思いから、さまざまな御意見もあるとは思いますが、現地で建てかえについて、判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

午前中の宮本議員の質問、答弁ですね。市長は、小学校の跡地は、例えば中学校にということをお話されました。議員協議会の中で、宿毛中学校も、高台移転も考えているといったように思いますが、小学校の跡地に中学校が入るとなると、高台へといったことは、整合性が合わなくなる、そのように思いますけれども、その点、どのように考えておりますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校を建てた後の、移転した後の使い方についての質問でありましたけれども、私は、宮本議員の質問に対して、例えばという形でのお答えを、野々下議員も言われましたように、例えばという形の中で、さまざまな選択肢がある中で、こういうことも考えられますよと。

ですから、決して、そこに縛られているということではなくて、その先には、さまざまな議論もあることは、想定しておりますので、このような内容で答弁をさせていただいております。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

市長、今、事前の会派説明会の中では、私た

ちに説明していただきました。そのときには、市長は、保育園、小学校も中学校も、市役所も高台へ行きたい、そのように話しておられたと思いますが、そういうお気持ちは、今でもございますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このような公共的な建物が高台にあることが望ましいということは、当然のことでありまして、しかし、さまざまな施設の規模によって、それが果たされない場合もあるかと思いますが、市民的な合意、議会の合意、そういう形の中で、目指すべきは、基本的には、私はそういう方向が望ましいというふうに考えております。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問をいたします。

当然、全てのものが高台へ行くべきだと、私は思っておりますが、市長の先ほどの話であれば、高台が造成できれば、高台へ移転をするという気持ちは変わっていないんだと。一貫して、その気持ちは一緒だと言われておりますが、この高台移転も、現地で建つ、市長の言われていることも、今現在では、いつできるか、全く決まっていないことです。両方とも、同じ条件だと思います。

が、2月28日の高知新聞では、先ほど、宮本議員も説明されました、現宿毛小跡地に、敷地内に新築すると同時に、萩原地区の高台を移転候補地として、民有地分の買収と造成を進め、新校舎を建てて移転する方針を表明。

高台の新校舎関係、移転は、造成着工から、少なくとも8年を見込んでいるという、28日の新聞、これは私、即座に前の日の住民説明会、意見交換会と大変違いましたので、新聞記者に聞きました。

これは、市長の考えかと聞いたら、そうだと

いうことでしたので、続けさせていただきます。

8年後の移転を目指していくということですが、市長は、住民説明会の中でも、もし現在地へ新築することができれば、4年後に開校ができるというふうに言われました。この間のタイムラグは、ほんの4年ほどになります。同じような形で取りかかるとですよ。今現在は、全く同じ条件ですので、今の形で取りかかると、高台移転へ4年ほどのタイムラグとなりますが、高台移転ができる8年後から逆算をすると、5年後には、高台は完成をしていることとなります。4年後、現在地で小学校を開校して、明くる年には高台へ、2回目の小学校の建設の動きが出さなくてはならないという計算になります。

このような、財政的にも、大変に無理のある、また、他の学校の再編計画に、多大な迷惑をかける。そして、非常に無駄のある、このような計画が、保護者や市民や、また議会から支持を得られるとお考えなのか、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

野々下議員がおっしゃられますように、それぞれ現地に建てるにしても、高台に移転、建てるにしても、造成するにしても、どちらも確定という形ではありません。

現地に建てるにしても、当然、地権者の皆さんの協力を得なければいけない。今は、そのスタート地点であろうというふうには思っております。

しかしながら、このような2本立てにしたのは、もう宮本議員にも何度もお答えしましたように、とにかくこの高台の、この間、調査してくる中で、用地買収が極めて厳しい。議会で、協議会で説明した後、我々執行部のほうには、プロジェクトチームのほうには、さまざまな情報が寄せられてきましたけれども、非常に高台の造成には時間がかかる、不測の事態が生じる

おそれがある、そういうものがどんだん強まってくる形にもございました。

そういう中で、説明会には、若干、そのような困難というのは、さきに表明したような形で、誤解として受け取られた部分もあるわけですが、こうした中で、どうしても現地ですることが、子供たちのそういう命を担保するということで、これは必要なことではないかというふうに、予算の措置をしようとしているわけですが、すけれども。

そもそも、私が聞いたところでは、聞くというか、学校の編成方針の中では、松田川小学校に宿毛中学校を移転、新築をして、さらにその移転後、宿毛小学校は現在地で改築する、こういう方針であったというふうに聞いておりました、私は、そのような、議会や学校再編の方向性の中でも、この宿毛小学校、宿毛中学校については、改築していくという、基本的な方向は存在をしていた、そういう中で、このような形、予算的な形が重なる部分もありますけれども、後の建物の利用等のことも、例えばの話ですけれども、勘案しながら、よりよい、今の子供たちが、この4年間を、このままの今の校舎で、非常に不便を強いられる、安全が脅かされる、そういう可能性もある、そういうところには、一刻も早く改築をして、つぶれるよりも、とにかく倒壊することから身を守り、それから避難をしていく、こういうことをしていくことが、行政としての、我々が子供に対する責任ではないかという思いもあって、このような形での予算の提案をさせていただいているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市民の皆様から、市長、今の気持ちとして支持を得られるという思いですかという問いなんです、どうでしょう

か。お答え願います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私は、そういう点では、議会の皆様も、そのような形で、市民の代表としての立場にいていただけるわけですから、この議会を通じて論議をしていく中で、私としては、ぜひともこれを理解していただく、そういう活発な形での論議をしていきたいし、また質問していただき、私は、積極的に答弁をしていきたい。

そして、市民に理解していただける、そういう方向に全力を尽くしたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

先ほど、宮本議員の話の中でもありました、きょう、本日、宿毛小学校のPTA連合会から、陳情が、また幼稚園、保育園の保護者から、要望書があがってきております。

PTA連合会の話をしませんが、先日の新聞に載っておりましたので、そこから話をしたいと思えます。

PTA連合会は、新校舎を現在地で新築後に高台へ移転する市の計画に反対をすることを決めたということですが、3月7日の会長会で議論の結果、市に対して、高台移転の真剣な検討。もう一度、高台へ検討し直してくれと、また、宿毛小1校への予算注入ではなく、速やかに、市内全ての小中学校の耐震化、宿毛小学校を2度建てるような無駄なことをしないで、早く全小学校、中学校の耐震をしてくれということです。

そして、いびつな形になってきております再編計画、これ自体も、もう一回考え直してくれというような、そのようなことを求めて、市の宿毛小新築移転計画に反対する方針を、全会一

致で決めたという内容でございます。

その理由として、市の説明不足や、計画の不透明感を指摘をしております。

市長は、行政方針の教育環境の整備についてという中で、最終的に、保護者や地域の皆様、議会の御意見等を踏まえて、学校建設に向けた関連予算は、平成25年度予算に計上しましたというふうに言われております。

今回、出てきたPTA連合会からの陳情は、宿毛小の現在地へ新築し、高台移転という計画には、全会一致で反対をすると。少なくとも、市長の言われる、行政方針の中でいわれている市内の保護者の意見を踏まえたという形には、なってないと思えます。

保護者の皆様は、市長やプロジェクトチームと意見交換は一度もしていない。先日の意見交換が初めてだというふうに言われておりました。

行政方針とは、宿毛市の1年間の指針とするものですが、その根幹となる部分の説明に、整合性がないということになっております。

つまり、虚偽の説明、このような言い方、ちょっとあれかもしれませんが、このような説明になっている訳ですが、このことについて、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私どもの市民に対しての、結果的に説明不足であるという形は、現在、このような市P連や保護者会からの要望をいただく中で、感じているところではあるわけですが、私どもといたしましては、この学校の建設をめぐる議論というのは、ずっと今まで積み上げられてきて、最終的に、今、この議会の皆さんが高台への特別委員会を設置して、高台へ行くべきだというふうな、そういう特別委員会の報告を出す、非常に論議というのは、どんどん深まって、選択肢が狭まってきている中での、我々は今回の方

針を出したということにして、保護者会の皆さん方も、私どもの考えとしては、とにかくこの地震が起こったら危険な宿毛の中で、市の中で、一番耐震化の、築後50年以上もたっている宿毛小学校を、何とか早く耐震化してほしい、こういう思いが、私どもは強く強くあるというふうに思った、そうした中の一つの土台とした案でございます、このような形が、保護者の皆さん方に、今の時点で十分理解されていないということについては、先ほど言いましたように、我々も説明不足、これはあるというふうに感じております。

そういう点で、今後も、我々がこの議会中を通じて業務をしていく中で、よりよい方向を、議会議員の皆さん方とともに、また保護者の皆さんのそういう御意見、いろんな形の中でもあるかと思っておりますけれども、そういういい、よりよい方向へ、皆さんが、どちらにしても全会、全ての皆さんが一致するという方向はあり得ないと思っております。

そこで、より多くの皆さんが賛同していただける、そういう保護者の皆さんにも、我々もまだ説明も、そういう形では、特定の中においておりませんので、執行部の考え方もよく聞いていただかない中での判断もあろうかと思っておりますし、これからも、丁寧な説明をしながら、御理解をいただく、そういう方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中平富宏君） 暫時休憩にいたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

先ほど言いました行政方針というのは、1年間の宿毛市の指針となるものでございます。

その中で、先ほど、繰り返しになりますけれども、保護者や地域の皆様、議会の御意見等を踏まえて、学校建設に向けた関連予算を、平成25年度予算に計上いたしましたということでございますが、この保護者や地域の皆様、きょう出てきております要望書や意見書との整合性が合っておりませんので、お聞きをしたいと思います。

この保護者や地域の皆様、保護者というのは、どちらの保護者のということになるのでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

保護者というのは、当然のことながら、校下のPTAの皆さん方や、あるいはこれからの保育園、そういう方々の意見も、保護者の意見も、これはまた参考にもしなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 保護者の意見を参考にしなくちゃいけないというふうに、今、言われましたけれども、市長は、意見等を踏まえた上で決めたこの予算は、保護者の皆さん、地域の皆様、議会の御意見等を踏まえて、この予算を決めたんだというふうに、行政方針で言われております。

非常に、中学校のP連の皆さんも、一度も市長とも、またプロジェクトチームとも意見交換はしていないというお話を、私、伺いました。先日の意見交換会が初めてだと。そのときには、もう決まってきたという話でございます。非常に、市長の行政方針、整合性がとれませんので、私は聞いたわけですが。

そうすると、宿毛小も、用地物件移転補償調

査費、全然、整合性も合わない、虚偽の説明の上で予算を計上したということになるかと思いますが、先ほど、宮本議員の中でもありましたけれども、私はこの450万、取り下げはどうかというふうに思いますが、市長、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私は、長年、この学校建設をめぐる議論というのは、先ほどもお答えしましたけれども、長い間、保護者の皆さんや、あるいは議会、執行部、それぞれの形で議論してきた何年もの流れが背景にあるし、そうした中での選択肢が、非常に狭まれている中での、現在の方針を、我々はよりベターである。今の段階では、ベストであるという思いで提案をさせていただきました。

そうした中で、高台調査の結果が出るのも、年内に入りましたし、また、すぐに予算編成もしていかなきゃいかん。あるいはまた、議会上程する議案も提出しなければいけない、そういう約束をさせていただきました3月議会には、何らかの学校建設をめぐる関連の予算は、上程をしたい、こういう形の方向もありましたので、議員協議会に説明をさせていただき、そして保護者の皆さんにも、ああいう形での説明会をさせていただいた、意見交換会を行ったということで、我々としても、一つの方向を出している中で、あの段階で、この予算はすぐ処理しております、あれは問題がありますという形での、我々は、こっちの答弁はもうできない状況でございましたので、いかに皆さんの、その中での今後の方向の中で、議会の中での議論をしていく中も含めて、そういう意見をいただきたい、そのような思いで開催をさせていただいた形であります。

ですから、結果的に、このような、きょう、きのうの段階になって、あのような意見を、

我々は拝聴する、要望を聞くという形になりましたので、先ほど申しましたように、取り組みとして、不十分さは多々あったというふうには思っておりますけれども、現在の我々が今、上程させていただいている予算については、もう全力で考えた、子供たちを守るために、一生懸命考えた方針であるということについては、我々は今、そう思っておりますし、そのことでも、議論を、またこの議会の中でも続けていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の説明だと、行政方針で書かれているような、このような書き方はしてはいけなかったのではないですか。地域の皆さん、保護者の皆さんの意見を聞いたというふうに言われてました。

その意見交換会に参加した保護者の方は、「きょうの会は、単なる説明会であって、とても自分たちの意見が反映される意見交換会だとは思えなかった」というふうに言われておりました。

全く、もう決まっちゃって、市長の言われる、今まで言ってきた保護者の皆さんの意見を聞くというふうな方向の会ではなかったと言われております。そのように感じた。全く聞かれておりませんでした。

そのときに、現在地に宿毛小が新築をし、高台移設は極めて難しい状況で、4年間は今のまま危険な校舎を使うのですかという問いに対して、市長は、そういう考えだというふうにも申されましたね。その考えは、今も変わりませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在の学校を建設していく過程の中で、最低でも最短の時間として4年間は必要という思い

で、そういう答弁をさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の大体の考え方はわかりました。

次の質問に移りたいと思います。

宿毛小学校の耐震補強について、お聞きをします。

宿毛小学校の耐震化についてですが、議会では、9月の特別委員会で、最終報告で、小学校はまず耐震改修をして、速やかに高台へ移転するというのを議決しております。このことに対して、市長は、宿毛小学校は50年以上過ぎた建物であり、劣化して耐震改修ができないとか、耐震改修をすれば多額の費用がかかる。先ほども言われました。

改築ありきで、きょうまで耐震改修を行わずにきました。

実際のところ、宿毛小学校は何年後に、どこに建つかもまだ決まっていない状況であります。私たち議会は、まずは子供たちの命を守らなくてはいけないということで、早急に簡易な耐震改修をして、倒壊を防ぐことで、子供たちの命を守るということを、議会議決しております。

地震はいつ起こるか、誰もわかりません。一日も早い対応が必要でありますし、2月2日の地区住民との意見交換会の中で、市長は、私は宿毛小学校について、耐震補強はできないと思っていると、2回も繰り返して言われました。

正式には、耐震診断、耐力度調査も行わない中で、何を根拠に耐震化できないと言われているのか、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校の耐震改修に係る議決について、どのように考えているかという質問でございます。

す。

宮本議員の質問でもお答えをいたしましたように、宿毛小学校については、建築後50年を経過していることから、倒壊防止の対策だけではなく、壁や床面なども含めた大規模改修が必要となってくると考えております。

大規模改修を行うには、7億円近い費用が想定されております。費用対効果の面と、そして仮校舎を建設する必要があります。教育環境の面からも、望ましいとは考えておりません。決して議会議決を軽視しているわけではなく、高台への移転については、議会議決を尊重して、中で、私たちも同じ考えのもとに、方針を現在、打ち出しております。

しかしながら、宿毛小学校の耐震化については、先ほど申し上げた理由により、現実的ではない、このように判断したものでございますので、その点については、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の意見は、議会と同じ気持ちなんだということを言われておりますけれども、正式に、数字的根拠というのは、どこにも挙がっておりません。

市長の今まで言われたのは、高台移転の調査にしても、またこの耐震診断にしても、全て改築ありきの市長の思いの中での判断にすぎないというふうに思います。

この数字的根拠はどこにあるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校が、いわゆる簡易な形での耐震化ができないかということの数字的な根拠を示せという質問でございます。

私どもも、建設課を中心にしまして、校舎の

さまざまな調査をいたしております。そのような中で、判断したものでございまして、今、ここで細かく、数値的な形で、その危険度等というのが望ましいのかどうか、その辺は、具体的な形より、こういうところの場よりは、もう少し皆さんときちっと、その根拠、理由もわかる形での説明したほうが、保護者や、現在の子供たちに心配をかける、そういうことにもつながるのではないかという思いもございまして、細かく、そのような形での答弁は、今の段階では差し控えさせていただくのが妥当ではないかという思いで、先ほどのような答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 耐震化というのは、これはできない建物はない。私もずっと建設現場におりましたので、コンクリートの建物、どういう構造でできているかというのは、よくわかっているつもりでございます。

そもそも耐震化できない建物などありません。今回の場合、今も言われたように、数値的根拠を出さないほうがいいんじゃないかと考えているというような答弁ですが、私からずっと見ておきますと、本当に、現在地へ、改築ありきの判断基準にすぎないような気がいたします。

私は、個人として、早急に、議会として、議会議決した立場として、早急に耐震化を行い、子供たちの安心安全を、まずは担保すべきというふうに考えております。

先日、黒潮町へお話を聞きに行く機会がございました。黒潮町では、24年度、25年度の防災行政事業に乗せるために、全職員200人が全町内を分担して調査を行って、これ、7月、8月の2カ月で、全てこの対策を完了したというふうなお話をしておりました。

この大変な中を200人が手分けをして、全

町内を回って調査をして、全て24年、25年度の防災減災事業に乗せた、これが非常に後の行政運営によい結果になったというお話をしておられました。

どこも予算は欲しいわけで、結局、必死で知恵を絞って、努力したところがより多くの予算を獲得することになります。

私、この勉強に行かさせていただいて、一番思ったのは、本当に今回は、長の一念ということ強く感じました。トップの一念だなというようなことを感じました。これは申し上げておきたいと思います。

そして、このたび、国のほうは24年度の補正予算、また25年度の予算の中に、地域活性化雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気交付金として、27年度の耐震完了計画を文科省は出しておりますね。それを前倒しをすることも可能な学校耐震化等、学校施設環境改善交付金というのを、国の補助率が3分の2、臨時交付金を充てれば、地方分担の80%をカバーしてくれると。財政力の弱い自治体には、90%の予算措置もしてくれて、地元自治体が出すのは、たったの3.3%で、耐震化ができるという予算もございました。

仮に耐震診断に3,000万かかるとしても、単純な話ですけれども、99万でできるというお話でございます。

これも乗れてないと思いますけれども、早くからこういうことも予定して、いろいろ準備をしてくれば、先ほど、宮本議員の話にもありました、県や国の情報をパイプを太くして情報を取っていれば、いろいろな情報があるわけです。いろいろ有利な予算もあるわけですね。

こういう予算もありました。ですから、そういうパイプの大きい、国からも県からも、向こうから言ってくれるような、そのような体制づくりをお願いをしていきたいと思っております。

次に、学校再編についてでございますが、先ほど、学校再編については、教育長、答えていただきました。同じ問いでありますので、市長、学校再編について答弁を願います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁いたします。

学校再編についての市長の考えをとということでもございましたけれども、教育委員会として、再編計画について、見直しが図られるのであれば、当然のことながら、市長部局とも連携してまいりたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） わかりました。

次の大きい間の2番、市内の学校施設全体の耐震化について、お聞きをいたします。

平成24年度の補正予算で、どこまでこれができるのかということですが、教育長にお聞きをいたします。

文科省は、先ほど申しましたように、平成27年度までの、できるだけ早い時期に、耐震化を目指すという目標を掲げております。今回、地域活性化雇用創出臨時交付金では、公立学校の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震化対策に対応するために、1,884億円が計上されております。

今回の補正予算は、各自治体が耐震化を進めるのではなくて、もう十分な額であるというふうに言われております。本市においても、この機会を捉えて、国の補正予算を最大限活用し、平成25年度以降に計画をしている耐震化等の事業も、可能な限り、前倒しをして、実施すべきと考えますが、本市においては、この予算を利用して、どこまで耐震化が進むのか、また体育館を含めて、耐震化できないところはどれだけ残るのか、合わせて所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 6番、野々下議員の御質問にお答えをいたします。

学校施設の耐震化について、平成24年度補正予算及び平成25年度予算で、どこまで進むのかとの御質問をいただきました。

宿毛市の学校施設の耐震化については、現在、44.4%であり、全国的にも取り組みがされており、8月には文部科学大臣より早期の耐震化に取り組むよう、通知をいただきました。

現在の取組状況としましては、耐震化のスケジュールを策定し、計画的に取り組んでいるところでありまして、統合校舎を建設し、耐震を図る計画の宿毛小学校、松田川小学校以外の施設については、平成27年度に耐震化が完了することを目標に取り組んでいるところでございます。

議員御指摘の、今年度及び来年度の補強工事の予定といたしましては、今年度の補正予算によりまして、沖の島小学校校舎の耐震化を行うべく、予算を計上いたしております。

平成25年度につきましては、昨年12月補正予算において、山奈小学校、平田小学校、橋上小学校、東中学校の校舎について、耐震補強計画費委託料を計上させていただき、現在、設計に取り組んでおりますので、それが終わり次第、補正予算で対応させていただくことを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） よくわかりました。

国のほうも、この宿毛市のような自治体、大変おこなっているわけですね。この自治体のことを思って、国のほうも、大変な予算措置をしてくれるわけですから、本当にアンテナを張って、取りやすい予算はどんどん取って行って、耐震化を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

松田川、宿毛小は、統合改築のつもりで残るということですが、この先ほどの話の続きになりますけれども、やはり松田川小学校は、保護者会の時も出ておりましたけれども、もう一度、再編、考え直していただきたいというような話もございました。

そういう部分を含めて、教育長、どのような意見を持っているのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 先ほど来、答弁させていただいておりますように、再編計画については、十分に配慮した上で、考慮していきたいと考えております。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 次の質問に移ります。

非構造部材の耐震化についてでございますが、東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生し、柱や梁など、構造体の被害だけではなく、天井や照明器具、本市には天井のある屋内運動場はありませんけれども、天井や照明器具、外壁や内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や、児童生徒がけがをした例も発生をしております。

昨年9月に文科省から、平成25年度中に学校施設設置者が、責任を持って総点検を完成させるとともに、平成27年度までに落下防止対策を完了させるよう、要請があったと思います。

本市の学校の屋内運動場の照明器具、バスケットゴール等について、学校設置者による点検、耐震点検、これはどのような施設で、どのような点を実施されているのか。また、耐震点検の結果、対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらの対策の実態はどうなっているのかについて、伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 野々下議員の御質問にお答えをいたします。

御質問いただきました東日本大震災においても、天井部材の落下などによる人工的被害が生じる例もあり、私としましては、非構造部材の耐震化の必要性につきましては、十分に認識をいたしております。

しかしながら、本市におきましては、倒壊を防ぐという意味においての耐震化ができていない学校がある現状であり、その改善を優先して、進めているところであり、非構造部材への対応といたしましては、万全を期しているとは言いがたい状況にあります。

現在、非構造部材への取組状況といたしましては、文部科学省の作成した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに従いまして、設置管理者としまして、非構造部材の点検を、昨年度から建設課の職員に依頼して、実施しております。沖の島小学校以外の施設については、点検を継続的に行っているところでございます。

また、日ごろ、施設を利用する学校現場において、点検することも重要であることから、各学校においても、点検するように依頼をし、対応をお願いしているところでございます。

また、非構造部材への対応が万全を期しているとは言いがたい現状を考慮する中での対応としまして、今年度は、全小学校児童・教職員に、防災頭巾を整備しております。来年度には、全中学校生徒・教職員に整備していくことを予定しており、本会議に来年度当初予算として、提案をしているところでございます。

非構造部材への今後の対応としましては、点検を重ねる中、危険度等総合的に判断し、改善が必要な事例が生ずれば、早期に対応を図ってまいりたいと考えておまして、より専門的な点検項目、専門の機材など、必要なものにつきましては、今後、業者に委託することも検討してまいりたいと考えております。

これまで、具体的に、いつと言える段階では

ございませんが、できるだけ早く、耐震化対策を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

失礼しました。先ほど、「人工的」と申し上げましたが、「人的被害」の間違ひです。失礼しました。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 時間がなくなりそうですので、次に移りたいと思ひます。

学校施設の老朽化についてですが、文部科学省が8月に発表した老朽化対策ビジョンによれば、老朽化対策が喫緊の課題であることが強調されるとともに、老朽化対策の今後の進め方として、中長期的な整理計画の策定、建物の長寿命化、規模の適正化など、重要な点があることは示されておりますが、こうした検討結果を踏まえて、国の平成25年度予算では、建物の耐久性の向上や、水道、電気、ガス管といったライフラインの更新への補助を行い、長寿命化改良事業というの導入されると聞いております。

長寿命化改良事業を活用することで、通常、公立学校は40年程度で改築をされるわけですが、技術的には、70年、80年程度の使用が可能になってくると。この改築と比較すると、工事費のコスト面だけでなく、廃棄物が抑制されるなど、環境面においても非常にメリットが生じるとされております。

この長寿命化改良事業というのは、この25年度の予算で出てくるわけですが、築40年以上の学校施設を対象に、コンクリートの中性化対策や、設備更新などによる長寿命化改修等を実施し、従来は40年で建てかえていた学校施設の寿命を、70年から80年に延ばすというふうな、そういう予算でありまして、新たな補助制度では、抜本的な老朽化対策を実施するために、上限は特に設けないことにしていると。

補助率は3分の1とするが、建てかえと同様に、地方交付税交付金等を充てることで、自治体負担を実質13%程度まで、軽減ができるという予算でございますので、この予算もございまして、改築ありきではなくて、いろんな使い方があると思ひますので、このような予算も使いながら、長寿命化も図っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思います。

次に移りたいと思ひます。

通学路の安全対策について、お尋ねをいたします。

昨年度9月議会で、議案質疑において、浅木議員の質疑に対して答弁されたところもございまして、なお、詳しく答弁を願ひたいと思ひます。

平成24年度補正予算と、25年度予算において、防災安全対策交付金など、交通事故から子供を守るための財源が盛り込まれております。

警視庁によると、平成23年度の通学路での交通事故による小学生の死傷者は2,500人にのぼっております。そして、昨年、平成24年度4月には、京都府の亀岡市で通学中の児童らの列に車が突っ込む事故が発生するなど、その後も痛ましい事故が、相次いでテレビ等で放映をされております。

公明党は、これまでも党をあげて、通学路の総点検に取り組んでまいりました。事故現場の調査活動を初め、関係省庁や交通情報関連の民間事業者、交通事故、遺族会など、意見交換を重ね、政府に対して、二度の緊急提言を申し入れを行ってまいりました。

こういう動きを受けて、通学路の安全対策が大きく昨年より動き出しました。

政府は、昨年、全国で小学校通学路の緊急点検を行っております。ことし1月に、約7万5,000カ所で対策が必要という報告がされてお

りますが、本市においては、宿毛小学校区で2カ所、咸陽小学校区で2カ所、松田川小学校区で3カ所、山奈小学校区で3カ所、平田小学校区で2カ所、大島小学校区で3カ所、小筑紫小学校区で7カ所、計22カ所の通学路の安全対策箇所が盛り込まれております。

それぞれ対策中ではありますが、対策内容によって、事業主体が異なっております。例えば、国、県、市それぞれの道路管理者であったり、警察公安委員会、また学校とか分かれておりますが、子供たちの通学路の安全対策であります。現在の進捗状況、今後の取り組みについて伺います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 野々下議員の御質問にお答えをいたします。

通学路の安全につきましては、昨年12月に、私が教育長を拝命いたしました12月議会で、浅木委員の質問でもお答えをいたしておりますが、全国各地で通学中の児童の痛ましい事故が相次ぎましたことから、文部科学省、国土交通省、警察庁など、連携して、全国に通学路の安全点検の実施が呼びかけられ、行ったものです。

宿毛市における対策取り組みに対する周知につきましては、道路管理者、警察、学校、教育委員会が行う通学路危険箇所の対策案、対策箇所図を、宿毛市建設課がまとめ、市のホームページのお知らせ欄に掲載しております。

既に対策を実施し、目で確認できるものがありますが、道路拡幅等、対策の完了まで、一定の期間を要するものでありますので、平成24年度の取り組み実績や、進捗状況等について、今後、各学校を通じて、保護者の皆様にも周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 7万5,000カ所

のうち、5万カ所がまだ未整備で残っているということですが、昨日ですか、3月6日の我が党の代表質問で、安倍総理の答弁の中で、この未対策箇所に関しては、予備費を充てて実施して、未実施箇所をゼロにするという答弁がございましたので、予算措置が決まっております。速やかな対応を、今後もよろしくをお願いしたいと思います。

次のアレルギー疾患を持った子供への対応について、お尋ねをいたします。

本市のアレルギーを持った子供の掌握のことですが、昨年12月20日、東京調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどにアレルギーがある5年生の女子児童が、給食を食べた後に死亡した事故が起こり、冬休みを前に、大変、残念なニュースが全国に流れたことは思い出されます。

給食を食べているときに、女子児童がおかわりを希望した際、担任の男性教諭が誤ってチーズを使った料理を手渡していたことは明らかになっております。

市の教育委員会は、医師や弁護士を含む検証委員会を設置して、再発防止などを検討すると、新聞に掲載をされておりました。

本市の子供たちが、学校給食で命を落とすようなことは絶対あってはならないと考えております。

そこで、本市の食物アレルギーの子供は、どのように把握をされているのか。今回の事故は、学校も保護者も注意をしていたわけですが、それでも防げなかったという事実がございます。このような事故が起きないために、どのような取り組みが行われているのか、あわせて伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

まず、子供たちを取り巻く生活環境の変化等

に伴い、アレルギー疾患を持つ子供は増加しております。

宿毛市の学校給食におきましても、当施設で可能な範囲で、食物アレルギーへの対応を行っているところです。

現在、学校給食センターで対応している食物アレルギー疾患の子供の数は20名で、食物アレルギーの原因の種類は、卵が5名、卵と乳が3名、卵と魚介類等が1名、卵と乳と魚類複数が5名、マヨネーズ等限定したものが3名、その他刻み食等が3名等となっております。

その児童への対応といたしましては、アレルギーの原因となる食品を取り除いたり、他の食品に代替し、給食を提供しております。

具体的には、学校給食センターで献立表を作成した後、除去するアレルギー食品についてチェックを行い、学校の養護教諭、学級担任、保護者に除去対応の献立表を配付し、アレルギー疾患の情報を共有し、理解しながら、相互に確認を行っております。

それをもとに、学校給食センターで献立指示書を作成しまして、調理を行っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

この調布市の学校では、10月にも別の児童が誤って給食を食べて、アレルギー症状を起こして病院へ搬送されたということも明らかになっております。

このケースは、配膳の配り方に問題があったようではありますが、児童が別の給食を誤って食べてしまったということでございます。

このようなおかわりのときの盲点や、配り方の問題、ケアレスミス、うっかりミスが明らかになっておりますが、本市ではどのような対応をしているのか、伺います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

おかわりや配膳につきましては、本市の学校給食は、学校給食センターでまとめて調理する共同調理方式で行っておりますので、その日の食数を一括調理し、各学校に人数分、配送しておりますので、特におかわりとしての配食はいたしておりません。

食物アレルギーの子供へ除去食や代替食の配り方につきましては、専門容器に個人ごとに名前を記入し、確実に本人に届くよう、調理員から配送担当へ、配送担当から学校へと注意を払いながら、対応をしております。

また、学校での配膳につきましては、アレルギー用の献立表を確認しながら、対応食が間違いなく対象児童に配膳されるよう、職員室や各教室で担任の指導のもとに行っております。

今後も、食物アレルギー疾患のある児童への対応につきましては、十分注意しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 注意をさせていただいているということは、よくわかりました。

エピペンの取り扱いについて、お尋ねいたします。

この調布市の事例では、担任が女子児童のランドセルからエピペンを取り出して、児童が嫌がったわけですね。それで担任の先生が、ちゅうちょしたと。女子児童、担任とも、児童のぜんそくと勘違いした可能性があると言われております。

結局、校長先生が、10分後に打つわけですが、10分後で間もなく心肺が停止したということですが、エピペンを30分以内の投与でできるかで、救命率が大きく異なると言われております。

現在、本市において、教員の皆さんが、いざ

というときに、的確なエピペンの対応ができるのかどうか、そういう対策がとられているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

エピペンの取り扱いについてですが、現在、食物アレルギーの対応している学校に、重篤な食物アレルギーを起こす恐れがある児童生徒がいないために、常備はいたしておりません。

エピペンは医師の診察を受けて処方されるものであり、食物アレルギーの症状が出たときに使用し、医療機関で治療を受けるまでの補助治療剤であります。

使用のタイミングは、主治医の指示に従う必要がありますが、生命を脅かすような事態に至らぬよう、教職員が緊急避難的に使用する場合に備えておくことが大切です。

エピペンを学校に常備しなければならない場合は、学校、保護者等と十分協議しながら、対応してまいりたいと考えております。

今後も、全教職員が食物アレルギーについての知識、理解を深め、情報を共有しながら、迅速かつ適切な対応ができるよう、各関係機関と連携を保ちながら、食物アレルギーのある児童生徒が、ほかの子供たちと同様に、安全安心な学校生活を送ることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、幸い、本市においては、極端な重症者はいないということでございます。食物アレルギーを持つ子供は、この10年間、10年前と比べて倍増をしております。どこの学校でも、深刻なアレルギーの問題に直面するおそれがあると言われておりますが、NPO法人のアレルギー支援ネットワークの栗木理事長という方が言われてお

りますが、エピペンの取り扱いについて、人が行う行為には、必ずケアレスミス、うっかりミスがついてまわる。そう考えると、トラブルが起きた際、いざというときに、生命が間違いなく守られるようにしていくことが不可欠であるということで、日ごろの緊急時の対応訓練が重要だと言われておりますので、そのような対応を、今後もとっていただきたいと思っております。

では、次の質問に移りたいと思っております。

最後の質問となります。

期日前投票の宣誓書の取り扱いについてでございます。

昨年の衆議院選挙での期日前投票において感じたことなのですが、高齢者の方からもいろいろな話を聞いたことですが、高齢者の方や、また特に体に障害を持たれている方、特に片手で宣誓書を書かなくてはいけない方については、立会人の皆様の前で書くことが、異常に緊張をすると。また、時間がかかってしまうことに、非常に嫌な思いをするということをお聞きもしました。

今後ますます高齢化の時代を迎えるわけでありましたが、他の自治体では、投票入場券の裏側に、宣誓書が記載をされていて、事前に家から宣誓書を書いてくることができる、そういうものや、ホームページからダウンロードができる自治体もございます。

本県内においても、土佐市は入場券の裏側に、宣誓書が記載をされておるとお聞きをしております。期日前投票が非常にスムーズにいくというふうなことをお聞きをしました。本市においても、高齢者や障害者に優しい施策となると思っておりますが、委員長、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） 野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

期日前投票における宣誓書の取り扱いにとい

うことですが、期日前投票の制度につきましては、野々下議員も御承知のように、選挙当日、仕事や旅行等で投票所に行けない方に、平成15年からできた制度でございます。

先ほど指摘がありましたように、不快感を与えないということですが、我々としたしましても、常に期日前投票内でそういうことがないように、心がけてはおります。

それから、期日前投票につきましては、先ほど言われましたが、昨年の12月に執行されました衆議院選挙では、2,300名の方が、この制度を利用して、投票をされております。

選挙管理委員会といたしましても、期日前投票期間中におきましては、2名の臨時職員を雇用いたしまして、高齢者の方や障害者の方の介助や、宣誓書への記入の方法についての助言、そして代筆等の対応もさせていただいております。有権者の皆さんの利便性を図ってまいってきております。

具体的な方法といたしまして、今、提案のありましたホームページに乗せてはどうかということですが、御指摘のとおり、全国では岡山県の玉野市等、既にホームページに載せておる市町村もございます。

高知県内におきましては、まだ載せた市町村はないわけですが、管理執行上の問題も考えられます。今後、県の選管と協議をしながら、掲載については検討もしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点の入場券の裏面の印刷です。これは、入場券につきましては、各市町村、方法等がまちまちでございます。私ども宿毛市の選管といたしましては、裏面には、お知らせということで、期日前投票の期間であったり、投票に当たっての諸注意の記載をしております。

そのような事務的な問題もありますし、また、先ほど申しましたような執行管理上の問題も考

えられますので、現時点では、入場券への裏面印刷については、考えておりません。

しかしながら、議員さん御指摘のように、事前にどうしても宣誓書が必要という方がおられるわけですが、その方につきましては、事前にお話をいただければ、選管のほうで対応はしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 委員長に最後、提案でございます。

投票所の筆記所に、投票用紙を片手でも固定されることのできる文鎮というか、書類の重しをかけるような、小さな、投票用紙を固定をできるような形の物が用意できないかということなのですが。

ずっと書類を差し込むこともできるようなものもあると思いますし、また、書類をよく丸い鉄の重しを、布のようなくるんだものがございしますが、そのようなものを置いて、ずっと片手でも書きやすいような形、そういうものも工夫をできないかという、ちょっとこれ伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） 野々下議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘の件につきましては、本当に適切な御意見だと思います。

私どもも、7月には参議院選挙が執行を予定されております。方法につきましては、いま一度、事務局内で検討はいたしますが、期日前投票も含めて、全投票所でそのような対応はとれるように実施いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、再質問と言いますか、最初の質問に戻るわけですが、午前中

の宮本議員に対する答弁の中で、小学校跡地や、例えば中学校にということがあったということですが、私の質問では、会派説明会の中で、保育園も小学校も中学校も、市役所まで高台に移すという市長のお話があったわけですが、例えば、中学校について、非常に今、宮本議員も指摘されたように、大変、22億も25億もかかる建物を、例えばという形で言われたと思うんですが、非常に、何と言いますか、ちょっと整理ができなくなっていますが……

○議長（中平富宏君） 午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時44分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

本日、東日本大震災の発生から2年目を迎えるに当たり、政府主催による東日本大震災2周年追悼式がとり行われております。

この式典においては、地震発生時の午後2時46分より震災により犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表し、心からの御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱がささげられることとなっております。

本市議会といたしましても、これに合わせ、1分間の黙禱を行いたいと思いますので、本日、御出席の皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願いいたします。

○事務局長（岩本昌彦君） ただいまより、1分間の黙禱を行います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○事務局長（岩本昌彦君） 黙禱を終わります。
皆様、御着席ください。

○議長（中平富宏君） 野々下昌文君の一般質問を継続いたします。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行いたいと思います。

一番最初に質問した内容ですが、議員協議会の中で、市長は中学校も高台にというふうなお話をしたと思いますが、宮本さんの答弁の中では、庁舎、中学校、また防災拠点として、この小学校の跡地を使用したいと言われました。

私の答弁の中では、例えばというふうに言ったんだというふうには、非常に22億も25億もかかる建物のことを、軽はずみな、軽く扱ったような言葉で答えられましたが、その「例えば」という真意を伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

野々下議員の、協議会では、中学校も高台に行くと言いながら、さきの質問では、小学校のあとの建物利用についても、例えば中学校と申したということの、その違いについてということだと思います。

相当、これから中学校の高台を目指す、先ほど言いましたように、公共的な建物については、私は全て、基本的には高台にあることが望ましいという思いもある。そういう点で、高台を目指していきたいという思いは持っておりますけれども、しかし、相当、スパンの長い、先の話でございまして、さまざまな情勢の変化も考える中で、私は、そういうことも考えられるのではないかと。一つの、現在地の小学校を中学校にという、本当に多額な予算を伴うものでございまして、いかに有効にこの施設を利用するかということについては、相当、考えた形の中で、対応しなければならないというふうに思いましたので、そういう軽い気持ちということではありませんけれども、今後、非常に有効にこ

の施設を利用したいという思いの中で、こういう答弁というものをさせていただいたということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） もう一つ、学校の耐震化の問題でございますが、さっき、市長は、宿毛小学校の耐震化、数字的には言わないほうがいいと言いましたけれども、先ほど、今城議員からありましたように、この宿毛小学校の耐震化の数字に対しても、きちんとした書類を要求したいと思っておりますので、どうかその点、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど、耐震化の数値という答弁をしたということですが、求められましたので、同じ言葉で数値化という話はさせていただきましたけれども、これは、いわゆる資料の中におけるそういう数字、例えば図面の中で、実際の深さであるとか、幅であるとか、そういうものが建設課のほうから提示されておりますので、そのような資料が存在をするということを説明をさせていただきました。

今後、委員会等の中に、このような資料等、あるいはまたほかのものも含めまして、先ほど申しましたことに関係する資料については、全面的に提出させていただきたいと、このように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の言われる、宿毛小学校は耐震化できないと言うんなら、そのできないという数字を示して、書類を提出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、松浦でございます。ちょっとやわらかくいきたいというふうに思います。

余り再質問を求める部分での質問はないかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

まず、2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災、大津波、それに伴う東京電力の福島第一原発の事故から、きょうでちょうど2年が経過いたします。東北地方を中心に、人々の生活基盤は根こそぎ奪われ、放射能事故の恐ろしさを痛感したはずの我が国であります。原子力エネルギー政策の見直しもされないばかりか、昨今の新聞報道を見ていますと、原発事故の原因すら、いまだに解明をされておられない中で、原子力発電所の再稼働ありきの動きが加速をいたしております。

私たちがいたしましては、人の命を大切にす政治をつくらなければならないとの強い思いから、これからも原発の再稼働を許さないとの立場で、活動を続けておる市民の皆さんと連携をして取り組んでいく所存であります。

それでは、通告いたしておる内容につきまして、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

まず、市長、まず初めは、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

沖本市長は、基本的な政治姿勢として、全ての市民に公正でなければならない。そして、市政運営に当たっては、公平性と透明性が最も重要であり、何事にも説明責任を果たし、真に市民の目線に立つ中で、市民本位の宿毛市を実現しなければならないと、常々言われておりますけれども、1年2カ月たった今日でも、こうした基本的な考えに変わりはないのか、まずお伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

市政運営についての基本的方針に変わりはないかとの質問でございます。

私の市政に対する基本姿勢は、就任当初から変わることなく、市民の目線で公平、公正な市政運営を目指すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 多くの市民も期待をいたしておる部分ではございますので、そうした今の思い、初心忘れず、市政運営に努めていただきたいということを申し述べておきたいと思っております。

それでは、2点目であります。市長は、市職員との関係において、職員の知恵と力が発揮できるように、連携をして取り組みたい。そして、各種の会議についても、提案型の会議にしていくと述べられております。

就任して1年2カ月が経過するわけですが、そのために、具体的にどのような取り組みをしてきたのか。また、会議の内容は、どのように改善をされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

職員との連携や、提案型の会議の取り組み等、これにつきましては、毎日、8時半からの副市長、総務部長、総務課長、企画課長との幹部会での情報の共有や、週1回は、そこに教育長を交えて、幹部会として、情報の共有等、方針の確認をしながら進めております。

そして、毎月2回開催しています幹部職員との庁議を初め、月1回開催の課長補佐会議や、係長会議、ここにおいて、私の各種施策に対する基本的な考え方について説明するとともに、

私からの一方的な報告とならないよう、職員からの意見等についても、十分聞き、情報共有する中で、共通認識のもとに、各種事業の推進に取り組んでいます。

職員の協力なくして、市民への説明責任や、公平公正な市政運営はできないものと考えておりますので、今後もこれまで以上に庁舎内を歩き、庁舎外の職場にも出て、現場をよく知り、現場をよく見、職員の意見に耳を傾けて、職員と連携して市政運営を進めてまいりたい、このように考えております。

さまざま職員の意見も、もっともっと聞いてやっていく、そういうフリーな、職員の意見が反映する、そういう形に改善をしてまいりたい。またしていつているんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。現場の第一線で市民サービスを提供し、一番、現場を知り尽くしておるのは職員だというふうに思っております。そういう面では、まさに職員は宿毛市の財産であるという思いがいたしております。

ぜひ、これからも職場の声、職員の声などに耳を傾けて、職員を大事にする姿勢を続けていただきたいということを申しおきます。

次は、平成25年度の予算編成について、お伺いをいたします。

午前中、宮本議員も、この予算編成の部分について御質問があったわけですが、私は、また角度を変えてお伺いをさせていただきます。

今議会に、総額約101億円に及ぶ平成25年度の一般会計予算が今議会に提案されておりますが、この予算については、市長みずからが、初めて編成をした本格的な予算であります。

市長として、この1年、取り組んでいく考え

や内容については、行政方針でも、議会初日に示されました。

そういう面で、予算はそうした行政方針を実行していく上での裏づけとなるのではないかというふうに思います。そこで、25年度の予算編成に当たって、市長としての基本的な編成方針はどのようなものであったのか、お伺いをいたします。

そして、市長が掲げる市民本位、市民の目線という考え方の中で、最も重点を置いたのは、どのようなところであったのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

毎年、11月の初旬に、新年度の予算編成方針を各課に通知しているわけでございますけれども、私にとりましても、それに基づく予算要求を、各課から受けて、財政担当の総務課長査定、及び市長査定を経て、来年度の25年度当初予算の編成をしております。平成25年度当初予算編成においては、各課に通知した編成方針の内容としましては、経済状況が依然として厳しく、市税や地方交付税、これが落ち込む中で、南海地震対策等の喫緊の課題に対し、国や県の予算編成における情報を的確に把握した上で、予算編成をするように方針を定めてきたところでございました。

その中で、市長の予算編成における基本的な考えということでございますけれども、私の公約であります産業の振興、またこの防災対策、まず防災対策ですね。教育振興や福祉の充実、市民の暮らしを守ることを重視した予算編成を行ったというふうに考えております。

今年度の新規事業は、昨年度よりもふやしましたし、継続事業とあわせて、厳しい予算の中で、積極的な予算を提案できたものというふうに思っております。どうかよろしくお願ひいた

します。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面で、市民本位の市政をやりたいと。その思いの中で、本年度予算を作成をしたということでもあります。

後でもいろいろ、何点か質問いたしますけれども、その中にも一部、見られておるかなという思いがいたしておるところでございます。

それでは、地区懇談会の開催についてということで、質問をさせていただきます。

市長は、市民の声を大切にしながら、市民の声を市政に反映をしていくとの強い思いを持っておりますが、このことは、大変重要なことであろうかと思っております。

市政に対する御意見や思いを聞く機会は多々あるかと思っております。例えば、議会における一般質問を通じて、議員から届けられる市民の声や、毎年、8月に地区長連合会の皆さんとの間で開催をされます市政懇談会を初めとする各種の会合の中で、届けられる声等があると思っております。

しかし、私自身、何よりも重要であると考えるのは、市長みずからが地域の中に積極的に入っていき、ひざを突き合わせながら、市民の生の声を直接聞くことだと思います。

地域懇談会において、参加をされた住民に対し、行政は行政で、行政の課題や、そして実施しようとしている事業等について、詳しく説明をしていくことができるのであります。

こうした取り組みをすることによって、市長と市民、行政と市民の関係が非常に身近なものとなってくるものと考えます。それぞれ生活環境も違う中で生活をされております。市政に対する思いや考えも、当然、さまざまであろうと存じます。

そうした市民の生の声を、市政に少しでも反

映していく、そのことが、まさに市民本位の市政ではないかと思えます。

そうしたことを考えますと、昨年、市内8地区、9カ所で開催をしました地域懇談会は、大変、先ほども言いましたけれども、評価をいたしております。そこで、来年度、25年度においても、引き続き、地域懇談会を開催する考えがあるかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

平成25年度も、引き続き地域懇談会を開催する考えはあるかとの質問でございます。

この地域懇談会につきましては、市政を運営していく上で、より多くの市民の皆さんの声をお聞きし、その声を可能な限り、市政反映できるようにしたいとの思いから、開催したものでございます。

昨年度、平成24年度は、市内8地域9カ所で開催をし、全体で262名の市民の皆様に参加をいただきました。

懇談会では、市政を執行していく上での基本的な考えや、主要施策について御説明申し上げる一方、それぞれの地域の皆様からは、各地域の課題や、市政全般にわたる問題等について、要望や御提言をいただくなど、直接、市民の皆様と懇談する中で、改めて認識を深めることができたと思っております。

平成25年度におきましても、開催方法等については、さらに検討を加えながら、引き続き、地域懇談会を開催してまいりたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ぜひ、引き続き、また懇談会の内容等も検討しながら、引き続き開催をしていただきたい、するという思いであります。

ですので、了といたしたいと思います。

それでは、地域公共交通対策について、お伺いをいたします。

私自身、過疎化の進行と少子化によって、利用者の減少が進み、地域から公共交通がなくなった地域で生活をしている、いわゆる移動手段を持たない高齢者にとっては、日常生活を営む上での買い物や、病院などへの通院等の問題について、大変、不自由をしているのが、宿毛市の今の実態であります。

地域の公共交通が脆弱な宿毛市の今日的な状況を少しでも改善しなければならないとの思いから、幾度かこの本会議においても、一般質問をしてまいりました。

そのような中、今年度の当初予算を見てみますと、現在、公共交通がない西地区、並びに石原地区の対策としての乗り合いタクシー運行委託料として、わずかでありますけれども、90万が予算計上されております。

このことは、沖本市長として、住民の足を守るために、何かをしなければならないと考え、初めて予算化されたことに対し、大変、評価をするところであります。

市長は、これまでの私に対する議会答弁の中で、高知県の事業として、新たに地域の実情に沿った、きめ細やかな移動サービスを提供する事業が検討されており、高知県との協議を行いながら、導入に向けて、積極的に検討していきたいと述べられています。

今回のこうした取り組みや、高知県との協議に基づくものと思いますが、あくまでも実証運行のようであります。システム導入に伴い、料金体系や運行主体となるべく、事業所をどのように考えているのかを含め、事業の計画内容について、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成25年度に舟ノ川、石原地区及び藻津、西町等の西地区で実証運行する事業の内容についての御質問でございました。

これは、議会でも松浦議員などからの御指摘をいただく中で、検討してまいりました。

この事業は、公共交通の空白地域で、移動手段のない地域に対して、最低でも週1回、または2回、1日3便程度の移動サービスを受けることができる地域づくりを目指して、平成25年度は、両地区において、デマンド乗合タクシー方式として運行する路線計画を、地域公共交通会議に図ってまいりたいと考えております。

料金体系につきましては、乗合タクシーの観点から、タクシー料金よりも低く設定し、バス料金程度の料金をと考えておりますが、宿毛市公共交通会議の中で、さまざまな御意見を踏まえて、最終的に判断してまいりたいと考えております。

運行主体につきましては、現在のところ、宿毛市がタクシー会社に委託して運行することを考えておりますが、今後、タクシー会社と協議してまいります。

実証運行でありますので、路線や時刻表については、見直しを行いながら、交通手段を持たない方が、より利用しやすい形になるよう、運行したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） そういう面で、そうした地区における皆さんにとっては、一定の朗報かなというふうに思います。

そういう面で、このシステムの内容等について、やはり関係する地域の皆さんには、利用の仕方とかを含め、丁寧に、詳しく周知することが、大変必要かなという思いがいたします。

一人でも多く利用していただきますよう、取り組んでもらいたいというふうに思います。

このデマンド交通を利用することによって、高齢者の交通事故の問題も、数字的にはわかりませんが、かなり減っていくのではないかなというふうに考えております。ぜひ、本格運行になるように、努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、今、舟ノ川、石原地区、並びに西地区というふうに、今回のこの予算の中では、実証運行をしていきたいということでありまして、けれども、まだまだ宿毛市の現状を見た場合、ほかにも手だてを打たなければならない地区があるようにお伺いをし、また、私も質問をさせてもらっております。

こうした問題を含めて、宿毛市として、今後の取り組み、これらが、残された地区、対策を必要とする地区に対する今後の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

他の地区もということで、橋上地区など、同様の課題を抱えた地区に対して、今後、どのような取り組みを考えているかとの質問だと思います。

スクールバスの一般混乗として運行している地区につきましては、橋上地区と栄喜地区、沖の島地区の3路線でございます。

橋上地区と栄喜地区については、朝、学校に行く便から夕方の下校の便まで、バスの利用ができないことから、利用勝手がよくない、こういう話もございます。

一方、昼間の時間帯については、学校が社会科見学等で使用することが多いために、地区住民のために運行することは困難であるというふうに考えております。

今後、平成25年度に実証運行する地区での経過等を踏まえて、橋上地区や栄喜地区の住民にとって、より使い勝手のよい交通手段を検討

していきたい、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） そういった面で、まだまだ残された地区が、対策を必要とする地区があるわけですので、そこらあたりも、25年度に、ぜひ将来的なことについて、検討していただきたいというふうに思います。

公共交通のこの問題を解決していく方法としては、いろいろあろうかというふうに思います。先ほどのデマンド交通の導入もあるわけですが、1点、私なりに質問をさせてもらいたいというふうに思います。

というのは、今回は、西南交通の運行体系の改善について、市長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

現在、宿毛駅と中村駅の間における平日の運行回数を調べてみますと、土佐くろしお鉄道は、1日に特急を含めて上りが14便、下りが15便あります。一方、西南交通は、同じ区間を、上下便とも7便が運行されております。バスや自動車には、それぞれに果たすべき役割と利便さがあると思いますけれども、このように、同じ路線をバスも自動車も運行が必要と、こういうことについて、市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

同じ路線をバスと列車が運行していることについて、そのことについての市長の考えをということでございますが、松浦議員の御指摘のとおり、宿毛駅と中村駅との間では、バスと列車が同じ路線を競合しています。

しかし、バスの停留所は58カ所、列車の駅は8カ所、その位置や数については、それぞれ大きく違ってきます。

列車につきましては、バスと比べますと、停

車する駅が少なく、宿毛、中村間の通勤、通学や、高知方面への利用、観光客など、市外からの利用が多くみられます。

バスにつきましては、列車より停留所が多く、各地域の中を走っているため、通勤、通学はもとより、高齢の方など、家からより近い場所に停留所があることで、生活路線として利用されております。

こういったことから、議員の御指摘のように、同じ路線を競合はしておりますが、それぞれの役割があると考えており、現状において、どちらかに集約することは、市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 一定、今、市長の答弁があった部分で、それぞれの利便性があるということについては、理解をいたしますけれども、西南交通が市内で走っておるのは、今、宿毛駅と言いましたけれども、片島から中村駅まで。そして、宿毛駅から清水までという路線しか走っておりませんで、そういうことで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

私は、こうした部分を、抜本的に見直してはどうかという思いで質問させていただきます。

というのは、宿毛駅から中村駅の間、いわゆる基幹の部分については、駅が、自動車14便とか15便走っているわけですので、その宿毛・中村間については、土佐くろしお鉄道に任務を負っていただくと。そして、西南交通については、宿毛駅をキーとして、それぞれ公共交通のないところの任務をとっていただくと。そうすることによって、ことしも1,600万円の路線バス運行の運営補助金が、宿毛市から出ているわけですので、そこらあたりの、この金も、より身近に、住民の足として活用されれば、生きてくるんじゃないかなという思いがいたし

ましたので、そこらあたり、任務分けの問題等を含めて、これも当然、答えは、公共交通会議にかけんと、という答えになるとは思いますが、ここらあたりも、やはり検討していく一つの策かなという思いがいたします。

市長の答弁を求めます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、お答えをいたしましたとおり、バス、列車それぞれに役割を持って、運行しているものというふうを考えておりますし、両者とも、それぞれ地域の公共交通としての役割を十分認識して、利用者の利便性の向上や、健全な経営に向けて、努力をさせていただいておりますので、現状の運行形態を直ちに直視することは、これはできないのではないかなというふうに、私は考えております。

中村から宿毛、そして大月、足摺岬を結ぶバス路線につきましても、広く生活路線として捉えており、各市町村が路線運行補助金で補助しておりますので、今後も利用促進に努め、乗って残す取り組み、これを今の段階で進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 乗って残そうという部分については、わかるわけですが、そういう面で、どういう方法が住民の足を確保するために大事なのか。大事というか、どういう取り組みをすれば、住民の足の確保するためになるのかという部分での、一つの提起でございます。

経営的な部分もあろうかと思えますし、今まで親しんできた住民の足でもあるわけですが、検討するぐらいのことはしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、再度。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松浦議員が、検討するという方向で取り組みはどうだということでございます。

現在、くろしお鉄道などの運行に関しましても、非常に厳しい状況が続いております、県も含めまして、抜本的な方向を、これから検討しなければいけないという状況にもなっております。

そういう全体的な地域の公共交通機関、これの全体を見直す中で、取り組むということの中で、私は対応する、そこの中に、課題として浮かび上がってきた段階で、整理をしていく必要があるんじゃないか。いずれ、そういう形の流れというか、検討の内容はこれからですけども、そういう形の中での検討はしていく必要がある、そういう時期が必ず来るのではないかなという思いも持っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、スポーツの振興という部分について、市長並びに教育長にお伺いをさせていただきます。

まず、先月27日に、平成24年度の宿毛市スポーツ賞の表彰が行われました。団体部門では9つの団体、個人では21名の方が表彰を受けられます。受賞された競技種目も、陸上やサッカーを初め、多岐にわたっております。

改めてスポーツ人口の多さや、いろいろなスポーツ活動が行われていることに対し、感銘をいたしました。

受賞されました皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

それでは、スポーツの振興、まちづくりという観点から質問をいたしますが、まず、初めは、花へんろマラソンについて、お伺いいたします。

宿毛花へんろマラソンが、本年度、第5回大

会をもって中止するとのことであります。

宿毛市から巨額の補助金や、人力を投資しての大会であったために、当初から長続きするかどうか、大変、危惧はいたしておりました。中止の決定は、非常に残念であります。

この大会の開催を通じて、地域のコミュニティーづくりや、交流人口の拡大等に多大な貢献をいたしております。

そればかりではなく、郷土出身の間 寛平さんの友情出場もあり、宿毛市のPRにもつながっていったと思います。

私のところにも、この大会の中止を残念がる市民の声が届いております。

そこで、この大会がもたらした経済効果は、大変、大きいものがあったと思いますが、まず、経済効果について、どのように把握をしておるのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

花へんろマラソン大会の経済効果に関しては、今年度、花へんろマラソン実行委員会ですまざまな検討を行ってまいりました。

費用対効果の分析につきましては、国土交通省などの分析方法を参考として、貨幣換算できる効果と、貨幣換算できない効果をそれぞれ算出、分析することとし、貨幣換算できる効果の算定については、観光やイベントで用いられることの多い経済波及効果によって行いました。

経済波及効果の分析につきましては、高知県が公表している高知県経済波及効果簡易分析ツールを使い、第4回宿毛花へんろマラソン大会における収支決算書の数値やアンケート結果などをもとに、費用額や宿泊者数などを推計して、経済波及効果を推計いたしました。

その結果、経済波及効果、約4,120万円、事業費は約1,539万円ですので、費用対効

果は2.7となり、大阪マラソン10.0や、神戸マラソン9.2などの都市型のマラソンや、ほかの競技と比べると、費用対効果は低いものの、一定の効果は見られました。

また、貨幣換算できない効果として、ポスターやチラシ、月間ランナーズや、会員数が20万人のランナー専門サイト、ランネットというのがございますが、そこへの掲載効果により、交流人口の拡大に、重要な知名度の向上やイメージアップ、地元特産品の販売、宣伝効果など、経済面及び観光面での効果も、一定、あったと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、費用対効果の観点で、都市型のマラソンほどではという部分で、2.7ですか、あったということであります。

そしてまた、お金に還元できない部分で、いろいろな部分で、この大会がもたらす波及効果という部分も示されております。

そういった本市にとって、一大イベントでもあるわけでございますが、2.7という費用対効果から考えて、費用対効果の割が少ないということで中止という判断をしたのかどうか。そしてまた、ほかに、中止に至った理由があるとするれば、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛花へんろマラソン大会の見直しにつきましては、今年度、花へんろマラソン実行委員会ですまざまな検討を行ってまいりました。

先ほど申し上げましたように、経済波及効果の検討では、大阪マラソンなど、都市型のマラソンや、ほかの競技と比べると、費用対効果は低いものの、一定の効果が見られました。

しかし、3月の実施が、年度末や異動の時期と重なり、多くの団体に多大な負担をかけてお

り、継続していくための大きな課題となっております。

そのため、時期の変更について、専門家の意見も聞きながら検討をいたしました。高知龍馬マラソンや、四万十桜マラソンなど、近隣のマラソン大会など、ほかの大会と競合することとなり、時期の変更については困難であり、また、協議の実施について、外部委託することなどについても検討してまいりましたが、その場合、費用負担が大きくなります。

そのため、宿毛花へんろマラソン大会の実施を見直すこととなりました。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 本当に、この大会の中止、先ほど言いましたように、非常に中止の決定について、残念な思いがいたします。

何回も言いますが、費用対効果の問題、そしてまた、いろいろな波及効果の問題考えると、宿毛市におけるこのイベントいいですか、マラソン大会が果たした影響というのは、はかり知れないものがあるんじゃないかという部分で、残念であります。

そして、次にお尋ねをいたしますけれども、第1回から第4回までの実補助金が、決算資料の中を開きますと、2,838万9,964円。そして、24年度の当初予算で、補助金として850万が計上されております。合計しますと3,688万9,964円、この5回の大会を通じて、宿毛市が投資をしてきた金額であります。

5回で休止をするという分であれば、当初から5年で見直しをするような話も聞いておるわけですが、これは後ほど聞きます。

そういう面で、膨大な金を、市の一般財源から投入したということについて、余りにも計画性がなかったんじゃないかなという思いがして

おります。そしてまた、この金額的な部分に加えて、職員の人的な部分、人件費、超勤とか含め、そこらあたりの人件費を含めると、これ以上になるわけであります。

この計画性の問題について、どう考えておるのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

花へんろマラソン大会につきましては、それまで正月に実施をしておりました宿毛ロードレースを継承発展し、宿毛市を全国に売り込むこと。また、交流人口の増加による効果を求めて始めたものでございます。

宿毛花へんろマラソン大会は、第1回大会当初より、第5回までは継続し、第6回大会以降の実施については、継続の有無も含め、抜本的な見直しを行うこととしておりました。

参加していただいたランナーの皆さんからは、御意見や要望もございしますが、参加して本当によかったという感想もいただいております。

また、先ほど申し上げましたが、経済波及効果についても、一定の効果が見られましたが、実施の時期や体制など、多くの課題があり、宿毛市の充実した体育施設を、より有効に活用するため、新しい種目の検討をし、取り組みを充実させていこうと決定されたものでございます。

マラソン大会の実施については、参加者や応援など、交流人口の増加や、知名度の向上、また市民のボランティア意識の高まりや、地域での取り組みが活発になるなど、一定の成果もあり、今後につながる取り組みであったと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今回の第5回大会をもって中止をするという決定は、実行委員会だけで決められておるといってお話を伺いをいたしま

した。せっかく盛り上がってきたこの大会であります。そのことを考えますと、市民の皆さんからの御意見なり等も、し直しを検討する材料の一つにすべきでなかったかなという思いがいたします。

この点について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

今回の決定につきましては、今年度、宿毛花へんろマラソン実行委員会で、さまざまな検討をし、決定をしたものでございます。

実行委員会には、最も住民の方々の意見を代表していただける地区長連合会の会長さん、副会長さんを初め、各支部長さん、総勢10名を初め、婦人会や商工会議所の方々など、市民各層の44名の皆さんに委員になっていただいております。

その委員の皆様にも、これまでの大会の評価や、課題等を検討していただき、最終的に今回の実行委員会の決定になったものでございます。

市民一人一人の御意見はお聞きはしておりますけれども、市民各層の御意見を踏まえた上で、判断をしたものと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、このマラソンの関係で、最後の質問にさせていただきます。

マラソン大会の中止を受けて、来年度から発展的な方向で取り組みをしていくということですが、現時点でまだ、そういう面では、まだ計画等も十分できてないかなという思いがいたしますけれども、そこらあたり、教育長の、こういうところは所見で構わんと思います、来年度以降の、花へんろマラソンにかわる取り組みとして、構想的なものがあればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

特に現在、構想があるわけではございませんが、宿毛市の場合には、非常にすぐれた体育施設がございますので、それを活用する中で、いろんな方面を模索しながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） マラソン大会の分については、これまでとし、次に、スポーツの振興という部分について、1点教育長にお伺いをいたします。

宿毛市は御案内のとおり、前々から相撲や野球等に多くの選手を輩出しております。きのうから始まった大相撲でも、豊ノ島が活躍をいたしております。

そして、今では、恒例となっております関西学院大学や日本生命の野球部の春のキャンプも、ことしも開催をされます。現在は、東北学院大学のキャンプが行われておるところでございます。

このように、当市は、気候的にも温暖で、大変、スポーツをするには適した地域であると思っております。各種のスポーツを通じて、青少年の健全育成や、市民の健康増進にも、大変、貢献していると思っております。

そこで、スポーツの振興を図ることの重要性について、教育長としては、どのような認識であるのかお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

スポーツ振興の重要性について、御質問いただきました。

スポーツは、人生を豊かに、充実したものにすることでありますし、明るく豊かで、活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発

展に必要で、スポーツに親しむことは、極めて大きな意義があると考えております。

また、体を動かすという人間の欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等、精神的充足感や、心身の両面にわたる健康や、保持・増進に資するものであると考えております。

青少年の心身の健全な発達を促し、住民が交流を深めて、住民相互の連携の促進とともに、地域の連帯感も醸成し、年齢や障害の有無にかかわらず、スポーツを行うことにより、心身ともに健康で、活力ある生活が期待できるものと思います。

スポーツは世界共通の文化の一つであり、同一のルールのもとで、相互理解し合い、有効と親善にも資するものであると考えます。

スポーツを見て楽しんだり、スポーツを支援することも、大変、有意義なことと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、市長にお伺いをいたします。

スポーツを振興するという部分について、私としては、産業として捉える観点も、これまた重要じゃないかなという思いがいたします。

各種のスポーツ大会を開催する、誘致することで、地域経済における波及効果は大きいものがあると思います。

ここで一つ、資料としてお示ししますが、これ、ちょうど宿毛FC、少年サッカーのチームからいただいた資料なんですけれども、平成24年度に、FCの皆さんが中心となって、宿毛市で開催してきた競技の数とか、参加人数、そしてまた宿泊人数等をいただいておりますけれども、大会については、月に一遍ぐらい、高知大学との交流を含め、市内で市長杯を初め、

各種行われておりますけれども、24年度においては、参加選手が3,880名、そして宿泊をした参加選手が2,430名という資料が、宿毛FCの皆さんからいただいております。

この宿泊人数は、参加をした子供さんたちだけでございまして、当然、父兄の皆さんも、松山や高知の市内からも、多くのチームが来ておりますので、当然、御父兄の皆さんもありません。御父兄の皆さんについては、数字的には把握はいたしておりませんが、そういう面では、3,000人を超えるのかなという思いがいたします。

そういうことで、一つの大会でも、こうした経済効果、いわゆる観光言いますか、宿泊言いますか、そういうところにかかなりの影響があるわけがございます。

これを組織的に、今後、することによって、地域経済に影響を与えることができるという考えを持っております。

そういう面で、この産業として捉えるべきじゃないかという思いがいたしますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

スポーツ振興が産業として、地域経済にもたらす効果ということで、御質問がございました。

宿毛市では、ただいま、議員が御紹介いただきましたような少年サッカー大会を初め、陸上大会や相撲大会、卓球、野球大会など、年間を通じ、市内外からたくさんの方に参加をいただき、少年から大人まで、さまざまな大会を実施しております。

また、現在、東北学院大学の野球部がキャンプを行っていますが、毎年2月の中旬より、関西学院大学や日本生命など、野球のキャンプが行われています。

このような大会の実施やキャンプの誘致によ

って、たくさんの方が宿毛を訪れ、宿泊やお土産、飲食など、交流人口の増加による消費が生まれ、宿毛市にとって、大変、大きな経済効果となっております。

スポーツを通しての取り組みは、市民の健康増進だけでなく、先ほど言われましたような、大きな経済効果、産業としての効果があると思っております。

今後も、温暖な気候や、充実したスポーツ施設を生かし、市内からたくさんの方に来ていただけるような大会の実施や、キャンプの誘致を推進してまいりたいと考えております。

先ほど紹介いただきました宿毛FCの皆さん方には、本当にこの子供たちの健全育成も含めまして、このような宿毛への産業効果、非常に大きなものをいただいているというふうに思いまして、常々感謝をし、我々としても、できる限り、そのような取り組みに支援をさせていただきたい、このように思っているところでございまして、今後も、先ほど申されましたような、非常に組織的な支援体制、そういう形の中で取り組んでいくべきではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、先ほど、教育長の答弁の中にもあったわけですがけれども、宿毛市にとって、本当に県下に誇れる施設、運動公園があるわけでございます。

そこで、この公園を核として、スポーツによるまちづくり、そしてまちの活性化を図るべきであるという思いがいたします。

市長の、この運動公園の活用を含めて、まちづくり、活性化についての、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議員の提案は、非常に貴重な提案だというふ

うに思っております。

宿毛市におきましては、陸上競技場を初めとする総合運動公園、市営野球場、平田運動公園など、充実したスポーツ施設がたくさんございます。

このようなスポーツ施設を使って、スポーツの振興を図ることは、市民の健康増進、スポーツを通しての仲間づくり、生きがいづくり、あるいは高齢者の医療費の節減など、非常に多くの効果があるものと考えております。

私は、何よりも健康が第一であると思っております。日常的に健康づくりに取り組み、体力の維持、向上を図ることは、健康で充実した人生を送ることにつながります。

一昨年から始めた、市民みんなでスポーツをする取り組みであるチャレンジデーなどを実施し、市民一人一人が健康で充実した人生が送れるよう、生涯スポーツの振興にも取り組んでいきたいと考えております。

また、スポーツは、競うという要素に加え、楽しむ、見るという行為を通しての潤いと豊かさ、そして感動をもたらすものであり、スポーツを通して、人と人の交流が広まり、すばらしい地域づくりに結びつくものと考えております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 最後の質問に移らせていただきたいと思っております。

今、教育長、市長から答弁をいただきました。スポーツの振興についての推進等、そしてスポーツの振興をすることの重要性について、認識としては、同感であります。

そして、今年度の当初予算を見据えますと、新規の事業として、アマチュアスポーツの合宿の推進を図るというための補助金として、キャンプ誘致推進補助金が、初めて計上されております。

これに、各種のスポーツ大会を積極的に誘致しようとする姿勢は見ることはできますが、まだまだ施設の整備も課題があるかというふうに思います。

そして、何よりもスポーツの振興を積極的に推進しようとするのであれば、現在の人員をふやして、さらに取り組みを強化すべきでないかなという思いがいたします。

については、スポーツ振興課、今の生涯学習課で一括、スポーツ振興も扱っておりますけれども、そこを分離をして、スポーツ振興を図る一つの核となるべきのスポーツ振興課、仮称でありますけれども、これについて、検討する用意はないか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

スポーツ振興を図るために、専門の課を設置してはどうかという、具体的な提案をいただきました。

スポーツの振興を図り、さらなる健康増進や、地域の活性化を図ることは、大変、重要で、有意義であると、私も考えております。

スポーツ振興については、現在の体制で一定の効果は上げているものと考えておりますが、さらにスポーツ振興を図っていくため、今後とも、市民の皆様や、関係団体の協力も得ながら、積極的に、効率的に推進していく中で、教育委員会とも協議しながら、検討してまいりたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今まあ、市長、スポーツの振興課の創設については、検討していくと教育委員会とも協議しながら、検討していくと

いうお話をいただきました。

ぜひ、それぞれの長の立場で、この問題についての重要性については、認識をいたしておき、効果的な部分についてもあるという認識でありますので、それこそ、ただ検討するんでなしに、前向きに検討していただくことを、強く求めておきます。ありがとうございました。

次は、保育園の防災対策についてお伺いをいたします。

平成25年度の予算書を見てみますと、小筑紫保育園とみなみ保育園の統合保育園調査設計業務委託料として、2,300万円が計上されておりますが、ここに至る経過、並びに建築に向けた今後のスケジュールについて、お伺いをいたします。

なお、建築に当たっては、行政方針でも市長述べられておりますが、地元の木材を活用した建物になるよう、強く要望するところであります。このことについても、答弁を求めます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小筑紫、みなみの統合保育園につきましては、平成24年9月議会における松浦議員の一般質問で答弁しましたように、統合へ向けて、両園の保護者及び小筑紫内の地区長と協議を進めてまいりました。

その結果、園児及び職員の安全を確保するには、高台への移転しかない、そういうことで、旧田の浦小学校のグラウンドへ統合保育園を建設することの御理解を、全会一致でいただきました。

このことを受けまして、今議会の平成25年度当初予算に、建設に係る設計業務委託料1,700万円と、地質調査業務委託料600万円の計2,300万円を計上させていただいております。

今後のスケジュールといたしましては、今議

会で議決をいただきましたら、直ちに設計及び地質業務調査に取りかかり、平成25年12月に本体工事に係る補正予算を計上し、議決後、業者の選定及び事業に着手する中で、平成26年度中の完成を予定しております。

園舎の建設に当たっては、地元の木材を活用するようにとのことでございますが、行政方針の中でも表明しているように、公共建築物等につきましては、地元産材を積極的に使用するよう考えておりますので、両保育園の保護者や、関係者とも協議する中で、その内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、最後の質問に移らせてもらいますけれども、この、今から質問する問題については、午前中の宮本議員が質問した部分とほぼ関連をいたします。私の思いと宮本さんの思いが一致をしたわけでございます。

そこで、私なりに、質問をしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

9月の議会でもお伺いをいたしました。その中でも、市長としては、喫緊の課題であると認識をいたしております。津波の浸水域内にある保育園の対策については、

今現在予想される津波の浸水域内には、先ほどの質問しました小筑紫保育園を除く公立の保育園が4園、並びに私立の保育園が2園あることは、御案内のとおりであります。

園児を預かる職員の皆さんや父母の皆さんも、本当に、先日もある保育園に行き、お話を聞いたわけですが、毎日が不安であるという声が届けられました。

幼い子供たちの命を守るために、一刻も早く、安心をして、保育のできる高台につくっていただきたいという思いがあるわけでございます。

そのことを、本当に今、真剣に考えていかなければならない課題だというふうに思います。

そこで、私なりに質問させていただきます。少子化が進む中における今後の保育園のあり方や、高台移転計画について、私立、公立という立場もあるわけでございますけれども、その垣根を越えて、具体的に双方で検討していくことも大切ではないかなという思いがいたします。

この問題について、私立の保育園の経営方針もあろうかと思えますし、また、職員の身分にかかわる問題でもあります。

そういう面で、私立保育園の問題について、余り宿毛市としても、踏み込むことは難しいかなと思いますけれども、本当に将来的な部分を踏まえて、早急に取り組んでいかなければならない課題ではないかなという思いがいたしますので、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これは、平成24年9月議会でもお答えをいたしました。市といたしましても、園児並びに職員の安全を確保する意味からも、津波浸水が想定される保育園の高台移転につきましては、まさに喫緊の課題として、受けとめなければならない、強く強く認識をしているところでございます。

そういう点で、松浦議員のそういう強い思い、こういうことも強く受けとめてまいりたいと思えます。

私立の2園につきましては、宿毛保育園、あるいは大島保育園の2園につきましては、社会福祉法人が運営する保育園であり、法人で基本的な基本方針を立てていただき、園児の安全安心を第一に考えていく中で、公立、私立を問わず、双方で協議しながら、全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

そういう動きを、早く進めていかなければな

らない、このような認識を持っているところでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ぜひ、そういう、本当に経営に係る部分でもあります。けれども、子供たちの命を守るという、この大事な観点に立って、保育園のあり方、高台移転の問題、本当に早急に取り組みをしていただきたいということを申し添えておきますし、先日、ある保護者の皆さんとお話しする機会がありました。咸陽保育園に子供さんを預けている方から、届いた声であります。

あの咸陽保育園は、どうも、聞くと埋立地の上にあるのではないかなというお話も聞きましたし、その前に、液状化の問題も発生するんであろうというようなことで、避難計画にあります、避難に要する時間についても、大変、計画どおりいくかどうか、危惧をいたしておりますし、建物そのものも、老朽化をしておるといいう実態であります。

保護者の皆さんからすれば、安心できる今の咸陽保育園の近くと言え、西町の高台が予想される。私たちは、そこを望みたいというお話も聞きました。今後の保育園のあり方の問題等にも関連するというふうには思いますけれども、そこらあたりも、十分、組み込んでいただいて、検討していただきたいということを強く申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決し

ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時04分 延会

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成25年3月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長補佐 楠目建一君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員 長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。本日、私は大項目で二つ、木質バイオマス関連事業と、宿毛小学校の移転問題について、お尋ねいたしたいと思えます。

早速、質問に入らせていただきます。

まずは、木質バイオマス事業、ペレット製造と発電施設の建設についてでございますが、去る2月21日、高知工科大学教員主導のエネルギー会社、グリーンエネルギー研究所が、その新規事業の候補地を当初予定していた、香美市から宿毛市に変更し、県の財政支援も受けながら、2014年度の操業開始へ作業を加速するという記事が高知新聞に掲載されました。

3月4日には、当議会の議員協議会でも概略の説明が執行部からなされましたが、私などには、どうなっているものやら、一向にわからない部分がある上に、市民の関心もなかなか高くなっている。その点を考慮して、何点かお尋ねしたいと思えます。

まず、事業内容と事業の進行計画についてでございますが、この事業の主体は、国や県の補助を受けて実施するとはいえ、あくまでも民間の企業ということもあって、どこまで市として把握できているのか、細部にわたっての話はこれからということなのかもしれませんが、どのような事業内容で、具体的な進行計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに木質バイオマス発電事業及び木質ペレット製造事業の内容と進行計画について、御質問をいただきました。

本事業は、先月の高知新聞にも掲載されておりましたが、高知工科大学発の環境ベンチャー企業である株式会社グリーンエネルギー研究所が、地域経済、産業、環境保全への貢献を図り、地域社会の持続的発展を目的に事業を計画しているものであります。

化石燃料の永続性や、原子力発電に対する将来性の不安を解消すると同時に、地域発の産業として、雇用や経済効果に直接的に寄与できる事業と考えており、宿毛市としても、積極的に誘致してきた経緯がございます。

木質バイオマス発電の概要につきましては、発電出力6,500キロワットで、年間発電量は約4,500万キロワット／アワー、一般家庭1万2,000世帯分の発電能力があります。

使用燃料の種類は、主に未利用材や広葉樹林の木材チップで、燃料使用量は年間8万8,000トンを予定しております。

次に、木質ペレット製造の概要につきましては、生産能力が年間5,000トンを予定しており、最大で1万5,000トンまで増産が可能となっております。

原料は、杉やヒノキの針葉樹の原木や、背板やおがくずなどの製材端材等で、製品ペレット種は、樹皮を含まないホワイトペレットということになっており、主に県内農業ハウスや、温浴施設、公共施設などでの使用を予定しております。

今後の操業までの工程につきましては、平成25年、ことしの7月から現地工事に着手し、平成26年9月に木質ペレット工場を竣工、そして26年12月に木質バイオマス発電所の竣工を予定をいたしておるところでございます。

総事業費は、約40億円を見込まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 針葉樹、杉やヒノキの原木と製材の際にできる端材などを使ったペレットの製造と、木製チップによる発電ということですが、ペレット5,000トン当たり、木材1万1,000トンが必要ということなので、計画の最大値となる年間1万5,000トンのペレット製造が実現すれば、必要な木材の使用量は年間3万3,000トンが見込まれることとなります。さらに、発電用の燃料として使うチップの量は、毎年、年間8万8,000トンということなので、最盛時には、合計で12万1,000トンという膨大な量の木材が必要になるわけです。

発足すぐにそういうことではないにしても、この事業は、原材料としては、全て国産材を使うということになっているようですので、これまで放置されてきた切り捨ての間伐材や伐採残渣、製材くず、さらには広葉樹の活用といった面でも、林業に与える影響というか、林業への波及効果の大きさははかり知れないものがあります。

さらには、工場そのものによる雇用、附随する施設や流通のための雇用など、相当な数の雇用につながる事業であると考えられるわけですが、地域の産業や雇用への波及効果について、市としてどのように想定されているのか。

宿毛市の公式ホームページの市長のコラムの欄で、るる触れられておりますが、市民に広く御理解をいただくという意味でも、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問にお答えをいたします。

木質バイオマス事業による地域経済への波及効果につきましては、本事業に係る幡多地域全体の波及効果となりますが、事業者、林業関係事業者、その他森林整備や運送などの間接的効果を含めて、年間13億円から20億円程度を見込んでおります。

また、工場そのものによる雇用につきましては、20名程度を想定していますが、原料の調達、加工部門における雇用効果としては、少なくとも50名以上の雇用が見込まれております。

さらに、関連する企業の立ち上げ等にもつながり、地域の産業への振興にも大きく役に立つ、このように考えているところでございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、想定される波及効果というか、期待値には大きなものがあるということを知りましたが、しかし、そのためには、幾つかの気になる点がございまして。ちょっとそれについて、御質問したいんですけれども。

事業進行上の諸課題ということで、お尋ねいたしますが。

まずは、周辺地域住民への説明と理解ですね。企業が進出するとなると、しかも大規模な木材消費を伴う、発電などの企業となると、やはり地域住民の理解を得ることが不可欠なわけなんです。事業主体である会社による説明など、どのようになっているのでしょうか。

新聞の記事でしか知らされていない市民、特に周辺地域の住民は、一体、どうなっているのか。一方的に決められても、と困惑しているのが実情です。

この周辺地域住民を中心とする市民への説明と理解のために、市としては、あるいは県としては、どのような取り組みを進めておられるのか。あるいは、今後、どのように進めていかれるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本事業を実施するに当たり、国、県の補助金や、民間金融機関の融資の問題等、基本的な部分が確定していなかったために、最終的な事業計画を明らかにすることができずに、新聞発表まで、幡多地域の森林関係者や周辺地域の住民の皆様に対して、事業概要等を説明できなかったことは、大変、申しわけなく思っております。

この事業を円滑に進めていくためには、何よりも地域の皆様や、幡多地域全体の林業関係者等の御理解と御協力が必要であります。

大変遅くなっておりますが、今月25日に、市と事業者合同で、平田地域の方々を対象としました説明会を開催する予定であり、その場で事業概要等について、説明をし、御理解と御協力をお願いしたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 周辺地域住民への説明ということで、よく理解しました。

さて、次の問題になるのは、環境とか、交通への影響ですね。

例えば、騒音や振動、発電に使用した温排水、排煙などの環境問題、さらには、大量の原材料の運搬に伴う交通量の問題等々、周辺地域への影響というのは、相当なものになりはしないかという不安があるわけですが、この点、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

発電事業等に伴う周辺環境への影響についての御質問でございましたが、木質バイオマス発電施設につきましては、昨年、企画課の課長以下担当職員が、大分県日田市にある同規模以上の発電施設の視察を行っておりますが、発電に関する施設では、振動、粉じんなどの影響はほとんどなかったと聞いております。

騒音につきましても、施設内では、木材の破砕等の音はしていましたが、周辺への影響はほとんどなかったと報告を受けております。

宿毛市で行う発電事業では、使用する水は1日1、200トンを用意をしておりますが、この水のほとんどが、発電時の蒸気の冷却用を使用するため、熱により蒸発し、少量の水が排水されるのみとのことであります。

煙突から出る煙につきましても、バグフィルターにより、微小な灰を除去するために、夏場であれば目に見える煙はなく、冬場に白い煙が出ますが、木材に含まれる水分が、寒い冬場のみ煙のように見えるとのことでございます。

また、原材料の運搬に伴う交通上の問題についてであります。1日最大30トンの原材料の搬入を見込んでおり、1日数十台程度の交通の増加となるため、周辺地域への大きな影響はないと考えております。

工業団地内の全体の公害対策としましても、進出企業とは、事業に伴う公害の発生を予防し、地域住民の健康と生活環境の保全のために、公害防止協定を結び、公害防止に係る、法令に基づく規制基準を順守することを義務づけております。

また、工場団地内にあります沈殿池からの排水を、毎月測定しており、水質につきましても、管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 市長、今、1日30トンという言われませんでした。1日30トンじゃ合わん。300トンの間違いじゃないかと思うんですけども。

ちょっと、その点お尋ねいたします。私の聞き間違いかもしれませんが。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 1日30トンと申しま

したけれども、計算の間違いで、300トンで
ございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 原料の製造と供給の体制の問題について、次、お尋ねしたいんですが。

進出を予定している事業会社の事業内容から判断すると、ペレットの製造と木材チップによる発電ということのようですので、ペレットの製造には、プレーナーチップという、製材時にできるおがくずや、電気かんなの削りかすのような、小さく砕いた材料が必要になります。

また、発電には、燃料とするチップ、もっと大型のものが必要なことは言うまでもありません。どうも、この木材の原木の供給にばかり目が向いて、そんな大量の材が、果たして山から出てくるのかどうか、そっちばかり気になる、そんな感じがするのですが、この会社が使うのは、プレーナーチップと燃料用のチップという、一種の製品なんですよ。

この細かなプレーナーチップと、より大きなサイズの燃料用のチップの製造、つまり、この事業の最終的な原料となる2種類のチップの製造と供給の体制は、どのような組織が担当することになるのか。

この事業会社が、2種類のチップに関しては、私の想像、お聞きして判断するところでは、一種の消費者というか、製造者から買い取る。一種の顧客ということになるように思うのですが、その場合、どのような組織が、その製造と供給部分を担うのか。その点、どのように想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

木質バイオマス発電や、木質ペレット製造に伴うそれぞれの原材料の調達についての質問をいただきました。

ペレットの製造に必要な原材料としては、御指摘のように、製材時に出るおがくずや、かんなの削りかすなどの細かな原料となりますが、これらの原料調達は、基本的には、この事業者が直接、杉やヒノキの針葉樹の原木や、製材端材などを仕入れ、工場内で製造する、このような計画となっております。

そして、バイオマス発電に必要な、より大きいサイズの燃料用チップにつきましては、チップ製造会社から購入を行うこととしており、現在、四万十市にあります大成木材からの購入が予定されております。

これらの木材の調達につきましては、事業会社が高知県森林組合連合会を初め、幡多地域の森林組合等の森林関係者と協議を重ねていくこととしておりますけれども、宿毛市としても、去る2月26日の幡多地域の広域や、森林組合等の森林関係者と高知県との研修会の場で、原材料の調達について、協力要請を行いました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） プレーナーチップと発電用の燃料チップの製造は、進出する発電会社そのものと、民間の事業者が担当すると、そういうことのように思いますが、10万トンから、それ以上に及ぶ木材をチップ化するだけの能力となると、相当なものが要求されるんじゃないかと思えます。

発電とペレットの製造は、そのための原料となるチップの製造施設と、林業者や製材業者、あるいは個人によって搬入されるチップそのものの原材料、つまり木材。原材料となる木材の購入とストックの体制が整わない限りは、それこそ道のないところにかけた橋みたいなもので、機能のしようがないこと。

そのためのチップの製造工場と木材のストック用地の確保についても、今言った発電会社そ

のものと、想定されている事業者の土地だけで十分、確保できるのでしょうか。

過日、私たち市民クラブで、岡山県の真庭市へチップの工場、チップ製造している工場、それからバイオマス発電の工場を見学したわけなんですけれども、これだけの事業を支えていくためには、相当な面積の敷地が必要となることが予想されるわけです。その点、どのように把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

原材料をストックする場所等の確保についての質問でございましたけれども、発電事業に使用するチップにつきましては、基本的には、外部からの搬入によるものを予定をしております。敷地内のストックヤードやサイロでは、数日分のチップのストックとなるために、一定の広さがあれば、対応可能というふうに聞いております。

また、ペレット製造用の原木等のストックヤードにつきましても、現在の敷地内に確保している面積、4,000平米での対応が可能というふうに聞いております。

なお、今後、ペレットの生産をさらにふやしていく段階では、私は、さらにいろんな、ほかの地域でもいろんな施設等が必要になってくる、機能が必要になってくるような状況も想定されるのではないかとこのように思っております。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 次に質問申し上げますが、市の役割と推進体制についてですが、ペレットの生産と発電の事業、その原材料である木材の生産と、供給という面での林業に与える影響は、先ほどからの話の中でもあるように、それこそ膨大なもの、甚大なものになることが想定されます。

長期的な、そして安定的な木材の生産と、供

給体制をどのように構築していくのか。宿毛市政の林業施策の見直しや、支援体制の改善が必要になることも想定されるわけですが、その点については、この林業の問題については、またの機会に質問させていただくこととして、この事業そのものの実施主体は企業であり、国や県の支援と、製材業者や県森連を初めとするさまざまな組織の関与によって推進される。つまり、市が主体となって実施する事業ではないとしても、主要な舞台となる場所は、この宿毛市であり、宿毛市は、この事業の一方の当事者ともいえるべき立場になるわけです。

今後の宿毛市の活性化を考慮すれば、宿毛市は、この事業の推進のために、最大限の協力体制と、しかるべき役割を担って、関与することが不可欠だろうと思います。

そのための体制、職員の配置は、どのように考慮されているのでしょうか。

前回、私の林業についての一般質問の際にも指摘させていただきましたが、市長のおっしゃる、多岐にわたる波及効果を実効あるものにしていくためには、県や国、あるいは森林組合などとの綿密な連携、協力体制を一層強化することが不可欠であるように思われてなりません。

担当職員の増員や、関係機関との交流はもちろんのこと、このような大規模な事業ともなると、一種のプロジェクトチーム体制によって、広範なアプローチを行うなど、積極的な体制づくりが必要となるのではないかとこのように思っておりますが、市の役割と、その効果的な遂行、事業の推進体制をどのようになさるつもりか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市の役割と効果的な遂行ということでございますが、ペレットの生産と発電事業を効果的に遂行するには、供給側である原木を生産する林

業者、原木を加工する事業者、発電を行う事業者が一体となって事業遂行を行うことはもとより、需給先であるペレットを有する消費者の理解も、大変、重要なことであると思います。

市として、推進体制についてでございますが、現在、高知県へ林業部門の専門職員を、産業振興課内へ配置できるよう、派遣要請しているところでございます。

林業に関する専門職員のノウハウをいかに発揮してもらい、このバイオマス事業が円滑に推進できるよう、取り組んでいただきたいと考えております。

この事業は、事業者と木材の関連機関、行政等が綿密に連携を取り合い、事業を推進していくことが、大変重要であると考えておりますが、そのために、幡多の林業に関係する国、県、各市町村、森林組合、そして造林関係者等で構成される協議会もございますので、関係機関と協議する中で、幡多地域が一体となって、バイオマス事業を推進していけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） この事業が円滑に遂行され、多大な効果を上げられることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

次は、宿毛市立宿毛小学校の改築についてでございますが、宿毛小学校の再建の問題に関しては、昨日、先輩議員である宮本、野々下両議員から、詳細、多岐にわたる質問が行われました。

重複する、屋上屋を架すということになる面もあるかと思うのですが、私も問題点を整理する意味で、御質問いたしたいと思っております。

「綸言汗のごとし」という表現があります。天子というか、君子というか、高い地位にある者の言葉は、まるで汗のようなもので、一度、

体から離れたら、二度と元には戻らない、取り返しはつかない。それほど重いものであり、慎重に発せられるべきであるという一種の戒めの意味を持つ表現だというふうに記憶しているのですが、どうも市長、この宿毛小学校の再建に関するあなたのこれまでの数々の発言は、ちょっとどうだったかと。

昨日来の両先輩議員の御指摘を待つまでもなく、私自身、疑問に思わざるを得ない点が多々ございました。

しかし、あなたのこれまでの発言を、あのときこう言った、このときああ言ったなどとあげつらってみたところで、そんな質問を聞かされる市民の中には、また始まったかと。もういいかげんにしろやと。そんなことより、もっと実のある話をしろと、批判的な反応を示される方が、決して少なくありません。

事実、昨日、私の支持者の方から、おまえまでそんな市長を責めるようなことはするなよと、きつく戒められたばかりでございますので、今回は、そのような形での市長への質問は一切、私に関しては封印させていただきます。できれば、この宿毛小学校の再建の問題の争点を、いま一度、整理する意味で、幾つかの要点について、御質問いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

一番目は、市内小中学校の耐震、改築等の計画についてですが、市内にある学校は、宿毛小学校だけではありません。耐震化の進んでいない学校、想定される津波の浸水地域にあって、その安全が危ぶまれている学校、さらには、保育園等々、やらなくてはならないことがいっぱいあるはずですよ。

市長はその意味で、ほとんど重要性を理解されておられるのかどうか、その点について、昨日の先輩議員の質問の繰り返しにはなりますが、あえてお尋ねいたします。

ここでは、その耐震化や再建計画の詳細までお示しいただく必要はありません。認識されているかどうか、簡潔にお答えください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山戸議員より質問いただきました耐震性の確保や、浸水エリアの学校、保育園の高台移転の必要性につきましては、認識しておりますし、現在、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 市長も認識されているということ。

次に、学校建築費と財源の確保の問題についてですが、市内にある学校の耐震化や、再建を行うには、当然、多大な費用がかかることになります。

宿毛小学校の校舎並びに附帯施設の建設費はどれくらいの額を想定なさっておられるのか、またその財源は、どのように確保されるおつもりなのか。宿毛小学校の校舎と附帯施設とで、20数億ということ、きのうお話がございましたが、そのうち、市の持ち出し分がどれくらい、補助金がどれくらいになると。その想定額について、これも概略で結構ですので、お答え願います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校校舎並びに附帯施設に係る建設費についての御質問をいただきました。

この点については、まだ実施設計を実施しておりませんので、今から申し上げる金額は、あくまで概算金額でありますので、御理解の上、お聞きくださればと思います。

まず、建築費についてであります。校舎については、15億4,000万円。体育館につ

いては、3億円、プールについては、1億円の、計19億4,000万円を想定しております。

その財源構成としましては、校舎については、15億4,000万円のうち、国の補助金である公立学校施設整備費国庫負担金として、2億8,100万円程度、起債借り入れとして、1億3,300万円、一般財源として、残りの1億2,600万円を想定しております。

続いて、体育館分の3億円については、補助金として、公立学校施設整備費国庫負担金6,400万円、起債借り入れとして2億1,000万円、残り、一般財源として2,600万円を想定しております。

また、プール分の1億円についてであります。補助金として、公立学校施設環境改善交付金、これで3,300万円、起債借り入れとして6,000万円、一般財源として700万円を、それぞれ想定をしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） やはり、市の一般財源はごくわずか、補助金や起債が中心になるということだとお聞きしましたが。

次に、萩原高台造成の見通しについてですが、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の最終報告に基づいて、当議会は、宿毛小学校は耐震改修の上、速やかに高台に移転し、宿毛中学校は耐震改修の上、一定期間使用するとするC案を、圧倒的な多数の賛成によって採択いたしました。

この議会採択を受けて、以降の執行部による宿毛小学校の高台移転の適地選定のための調査と、その調査結果に基づく高台移転の可能性に関する評価の取り組みには、深く敬意を表します。

高台移転に関しては、候補地の筆頭として、萩原地区が挙げられているわけですが、この地域には、1番の適地ではあるが、幾つかの問題

が存在し、特に用地買収のために、どれだけの期間が必要となるものか、予測しがたい旨の報告がありました。

土地の造成が終わって、学校が建つまでには、最短でも8年はかかるとか、いや、そんなにはかからないとか、あるいは、用地の全面的な買収は不可能であるとか、諸説ふんぷん、宿毛小学校再建に関する諸問題の最大原因ともなっているこの萩原高台に関する学校用地としての造成の見通しについて、かなりな困難があると、市長は昨日、お答えになっていますが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

また、高台造成の費用についても、補助金や起債といった、そういうものに大きく依存することになるという認識でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原地区高台造成の見通しについての、私の見解をということでございますが。

昨日も、宮本議員の質問への答弁と重なりますが、速やかな高台移転がベストな選択だと思います。

しかし、先の協議会で申したとおり、現実には最短でも8年、現在の想定では、調査設計等委託業務に約1年、用地、そして補償交渉に約2年、造成工事に3年程度、校舎建築に2年の、最短で、トータル8年はかかると申しております。

しかし、場合によっては、用地の取得にかなりの年月を要し、10年以上かかるかもしれませんが、現地説明会等は行っていきたいと考えております。

そして、先ほど、補助金等の措置についてという質問がございましたけれども、議員協議会や保護者の代表者の皆さんに御説明申し上げましたのは、この用地買収等についても、今、政

府自民党や公明党さんが、成案を目指している高台移転等の、巨大地震等の高台移転等が含まれた特別措置法の成立を見込んで、そしてその中に高台の用地購入費等が措置されているのかどうかということも見きわめながら、やっていきたい、このように説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 続きまして、現校舎の耐震化についてでございますが、特別委員会並びに当議会によって採択されたC案は、宿毛小学校に関して、高台移転と耐震改修という二つの要素によって成り立っていることは、御存じのとおりであります。

宿毛小学校の現校舎の耐震化に関して、理論的かつ技術的には、決して不可能ではない。しかし、きのうの答弁にもありましたように、大規模改修を行うとなると、7億円ほどと言われましたか、多大な費用がかかる上に、仮設校舎が必要となる。

仮設校舎での授業となると、教育環境的にも望ましくない。したがって、現実的に可能な耐震工事となると、どうしても限定的なものとならざるを得ないということになる。

C案で示す耐震改修の具体的な方法として、どのような方策が可能なのか。現実的に採用し得る耐震強化策によって、どの程度まで現校舎の耐震力が保障されるとお考えか、その点についてお尋ねいたします。

きのうの御答弁では、現校舎の構造から判断する限り、万全の耐震力は望めないような、そのような内容であったように思うのですが、その点について、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在の宿毛小学校の耐震化についての御質問

をいただいておりますが、この小学校の耐震化については、議員の御指摘のとおり、理論的、技術的には、決して不可能ではありません。

しかしながら、昨日の宮本議員の質問でも答弁しましたように、宿毛小学校の現在の施設状況を考えると、倒壊防止対策と同時に、大規模改修をしなければならない、このように考えております。

しかし、大規模改修には、先ほど言われましたように、仮校舎が必要であり、経費と期間も要することから、教育環境や費用対効果を考えると、望ましいと考えておりません。

次に、現実的に採用し得る耐震強化策、つまり授業を続けながら、仮設校舎の建設を行わずに行える耐震強化策で、どこまでの耐震力を保障できるかとの質問でございました。

この点について、簡潔にお答えをいたしますと、包帯工法より柱などを補強することで、建物が倒壊しない対策をとることは可能と考えておりますけれども、宿毛小学校の築50年を超える現在の施設状況を考えますと、例えば、床や天井、壁の崩落などの危険性があるのではないかと認識をしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 現校舎の耐震化には、その方法と、確保される耐震力の問題以外に、新校舎の再建に関する補助金等の問題が存在します。

耐震化を実施すれば、その同一敷地内での再建に際しての補助金等の、そういうものが大きく制限されるとお聞きしています。

昨日は、この点に関しては、質問も御答弁もございませんでしたが、その点について、お答え願えませんでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校を現地で建設する場合の補助金に対しての質問をいただいておりますが、学校建設において、国から補助金をいただく場合には、通常、資格面積に対して、建設にかかる補助単価と補助率を掛け合わせた金額を補助してもらう形となっております。

議員御指摘の制限と言いますのは、仮に、今の宿毛小学校校舎を、何らかの形で耐震化しますと、一定、耐震性が上がることは明らかでありますので、危険建物と判断される可能性が、極めて低くなり、そうすることで、保有面積の控除がなくなり、資格面積がわずかになるという考え方でございます。

金額にして申し上げますと、先ほどの答弁で申し上げましたように、概算金額ではありますが、宿毛小学校校舎建設にかかる補助金想定、2億8,100万円から、470万円程度まで減額してしまい、ほぼ補助なしで学校建設を行わなければならないというものであります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今まで、質問しましたことから、今後、市内の学校に関してやらなくてはならないことがまだあって、宿毛小学校の再建だけが全てではないということ。

それから、学校再建ともなると、多大な費用がかかる上に、その費用は補助金等に大きく依存していること。

高台移転のためには、筆界が未定であったり、これまでる説明、昨日来、されているように、多大な困難が予想されるということ。

宿毛小学校の現校舎に関しては、採用をし得る耐震策は限定されたものとなること。そして、それだけのやり方では、耐震力がアップしたとしても、到底、万全を期しがたい、万全と言いがたいという懸念を、執行部が抱いておられること。

耐震化を行えば、現在地での建てかえというのは、その資金の面で非常に苦しいことになる。言うならば、実質上、不可能となるということ、そのようなことをよく理解いたしました。

これまでの御答弁を総括すれば、宿毛小学校の再建に関して、採用し得る方策と新校舎の建設位置は高台、現在地の2点。それぞれいずれを採用するにしろ、条件が出てくるということになる。そういうふうに思います。

現校舎を耐震化の上、高台への移転を目指すということは、これから先、何年かかるか定かではないが、その間は、万全とは言いがたい耐震策で、現校舎をもたせなくてはならないことになる。換言すれば、高台への移転を望むということは不十分かもしれないが、精いっぱい、可能な範囲での耐震策で辛抱するということとイコールになりはしないかと思うわけですね。

つまり、高台への移転には、いつくるのかわからない地震に対する現校舎の耐震力の、耐震後の現校舎の耐震力の不安に耐えながら、高台での校舎や附帯設備の完成を待つ、そういう覚悟が必要であるということになるのじゃないでしょうか。

保護者は、この事実をどう認識しているのでしょうか。保護者は、何年ならこの事実には耐えられると言っているのか。保護者は、それまでの期間、不安に耐えながら、待ってもいいと言っています。

私は、決してそういう人ばかりではないのではないかと思うんです。

きのうも、市長は、あなたの保護者や市民に対する説明が不十分であるという指摘がなされ、その旨を指摘する文書も提出されているように聞いていますが、あなたは先ほど開かれた、保護者や地区代表者との意見交換会という現実的な問題点の説明と同時に、保護者を初めとする参加者の見解を確認する絶好の機会を、みすみ

ず逸することになった。そのことを、私は傍聴席にいながら、本当に残念でなりませんでした。

なぜ、問題を双方で直視し、共有しようとしていないのか、本当にもどかしくてなりませんでした。

しかし、保護者がそれでも高台を望んだときに、あなたはそれを容認しますか。あなたは、市政を預かる責任者として、宿毛市の将来を担う子供たちに対して、8年待て、10年待て、あるいはいつまでかかるかわからないが、可能な範囲で行うから、耐震化した現校舎で待ってくれと言われますか。

そうでないから、現在地に、まず再建してと。そういうことを考えておられるんだろうと思うのですが、その点について、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

山戸議員からるる御指摘の上の質問として、高台移転までの間、保護者、子供たちに待ってくれと言えるのかという、そういう要約した質問であったと思いますけれども、先ほどから何度も申し上げているとおり、高台を目指したいという考えはありますけれども、議員御指摘のように、市政を預かる私としましては、保護者や子供たちに、高台が整備できるまで待ってくれと申し上げることはできない、このように考えており、宿毛小学校については、現状では、現地に建設するしかない、このように考えておるところであります。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、市長から御答弁がございましたが、一方で、現在地に建てるということは、どういうことなんですか。これは、耐震化を行わない、実際上、行えないということになります。

耐震化を行えば、現在地での建てかえは、資金の面で難しい。ほとんどできない、そういう

ことになるでしょうかね。

この問題は、高台を選ぶにしろ、現在地を選ぶにしろ、現実的な問題と向き合わざるを得ない。つまり、どちらの危険性を選択するかということにあるわけです。

市長、あなたの発言が、市民に大きな不安と反発をもたらしている要因の大きな事項に、高台が造成されれば、そこに新校舎を建てて移転するけれども、その間は、現在地にも新校舎を建てるといふ、何とも突拍子もないとしか言いようのない発想があることを御存じでしょう。

市内小中学校の安全、安心を確保するために、今後、必要とされる事業と、その経費、市の財政状況、そんなものを考えれば、宿毛小学校を2度建てるなどという発想がどこから出てくるのか、私には到底、理解不可能です。

高台に移転するまでの時間稼ぎに、本格的な校舎を建てるつもりですか。仮設ではだめだからと。二重の費用をかけるつもりですか。それとも、そこそこの間に合わせの校舎で済ますつもりですか。

きのうの答弁では、ほかの目的での転用もあり得るということでしたが、校舎はどんな校舎をお考えなのか。本格的なものを想定なさっているのか、それとも、そこそこのものにするのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えを申し上げます。

先ほど来の質問の流れの中で、とにかく、今の時点で、どれだけ時間がかかるかもしれないけれども、高台を目指すべきだというのは、基本として持っております。

しかし、それにはどれだけのスパンがかかるかもしれません。きのう宮本議員御指摘されたように、20年、30年スパンで考えるべきじゃないかという提案もいただきましたけれども、

そういう方向性としては、きちんと持って、そこに現地での説明会も行い、何年かかるかわからないけれども、高台の造成ができる、学校建設できる、そういう将来に向けても、用地はどうしても確保しなければいけない、このように考えております。

そうして、現在地においては、もうこれは仮校舎ということではなくて、きちっと、正規の立派な学校を建てていきたい。

しかし、その設計や建築方法につきましては、さまざまな建て方というのは、現段階の中で、可能なことが、私はそういう可能性を見出しておりますので、そういう答弁をいたしたわけでございますけれども、学校としては、当然ながら、本当に子供たちにふさわしい教育環境の充実した、そういう学校は建てていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうも、市長、いろいろ考え方もあるんでしょうけれども、私なんかの考えでは、あなたのとるべき方策というのは、困難ではあっても、津波被害を避ける意味では、理想的な、高台での新校舎が整うまで、現校舎を耐震化して乗り切るのか、それとも、理想ではあっても、困難が予想される高台への移転計画を、将来は知りませんよ。将来はいざ知らず、少なくともあなたが市長である近年、これから数年、あるいはもっと先になるかもしれませんが、間は、きっぱりと諦めると同時に、現校舎の耐震化も行わない。行えない事実があるわけです。

一刻も早く、現在地での建てかえを進めるか、この二つに一つ。その方向性を明確に示すべきじゃないかと思うんですがね。そのほうが、問題を紛糾させないで、もっと前向きに進めるといふことになりやしませんか。

学校再編計画の見直しも、これから必要でし

よう。当然、教育長はきのう答弁で言われております。特に、宿毛中学校は将来の再編計画の中で、どう位置づけるのか、そういうことも問題となってくるでしょう。

しかし、そのような長期的な展望の中で流れる時間軸と、老朽化の進んだ宿毛小学校の現校舎の持つ耐震性への不安、ないしは欠如という、目の前にある問題の時間軸を混同するような議論で、時を無駄に過ごしている余裕なんかはないはずですよ。

高台、現在地、どちらを採用するにしても、問題の残る苦渋の決断となることは確かでしょう。しかし、もうこれ以上、市民は待てない。限界点にまで来ていますよ。あなた一人での決断が、重過ぎるとお考えなら、保護者の方々や地域の方々、並びに学校、教育現場の意向を参考にすべきでしょう。保護者は待ってくれますか。地域と学校、教育現場の意向はどうなるんでしょう。

あなたは、それらの方々の御意見を、どのようにとらえておられるのか。いろいろと考慮、検討した上で、選ばれた結論だろうとは思いますが、あえてお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

保護者や地域、学校、教育現場のそれぞれの意見を、どのように捉えているかとの御質問でもございました。この点につきましては、それぞれの団体の中でも、それぞれの意見があると思いますが、総じて申し上げますと、まず、地震対策を考えると、学校施設については、高台が望ましいという意向は、どの組織の中でも同じことだと認識をいたしております。

しかしながら、高台の整備が長期化するおそれがあるということを御理解いただいている方々の思いとしては、子供たちの安全、安心の確保、地区の皆さんの避難場所としての機能等

の観点から、一日も早い学校建設をしなければならないという思いを持っているのではないかと認識をしております。

それに従い、現在の方針を、我々としては提案をさせていただき、進めていきたい、このように考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 高台は、宿毛小学校の移転以外のほかの用途、多々あるはずですよ。そういうことを考えることにして、現在地での再建策を採用すれば、これはまたこれで、浸水地域であるという、こういう問題が懸念材料として浮上してきます。

しかしながら、地震による震動被害を乗り切れれば、子供たちの早急な高台への避難によって、津波の浸水被害から逃れる、あるいは軽減することは可能でしょう。

校舎に与える津波の被害に関しては、例えば、ピロティー形式など、工法の工夫によって軽減を図ることも可能だと、そんなふうに使われま

す。宿毛小学校の再建問題に合わせて浮上していた宿毛中学校のグラウンドの狭さという問題を考慮し、使い勝手のよい小学校の再建となると、やはり、今回提出されているように、北側の民有地の方々に御理解を願って、敷地の拡大を図る、これ以外ない、私はそんなふうにするわけですね。

仮に用地取得の必要がなくて、一番、工期が早く済む、グラウンドに建てるとしても、どっちみち建設中は現校舎のままで、耐震化はできません。その不安にどう答えるか。

方法が限られている以上、この建設中にどうするんだという問題は、どこに建てるにしろ、方法が限定されている以上、あす地震が発生したらどうなるのか。それと同じ次元の問題なん

です。

特別違うように思いますが、考えてみりゃ同じことなんです。高台に移転するまでの暫定的な校舎なら、グラウンドも可能なのかもしれませんが、市長は先ほど、本格的にちゃんとした学校を建てたいとおっしゃいました。長期にわたって使用するには、もしグラウンドに建てたら、私は使い勝手が悪過ぎる。その上に、特別委員会でも指摘している耐震改修によって、一定期間、使用する中学校のグラウンドの狭さというこの問題は、一向に解消されることにはなりません。

グラウンドと拡張後の現在地、いずれにしる、新校舎の建設に要する期間、その間は、大地震の発生時期がまだまだ先であることを、ほんまに祈るしかない。神頼みと言われようと、現在の校舎のままでいくしかない。だからこそ、現在地の拡大のための用地取得に要する期間が、最小限になるように、誠心誠意、最大限の努力を払い、早急な再建に努める。現実的な方法は、残念ながら、この方法しかないのではありませんかと申し上げて。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 重複になりますけれども、現在地の拡大のための用地取得に要する期間が最小限になるように、誠心誠意、最大限の努力を払い、早急な再建に努める。現実的な方法というのは、残念ながら、この方法しかないのではありませんかと、そういうふうに申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時20分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） おはようございます。

まず、初めに、東北の震災で亡くなられた皆様に対し、心から御冥福を申し上げますとともに、一日も早く復興をしていただきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

平成25年も3月になり、桜の便りが聞こえてくる季節になりました。小中学校を初め、高校では卒業式や受験、就職に大変忙しい季節になりました。就職する高校生は、市外、県外に仕事を求めて、ふるさと宿毛市を離れていきます。

また、大学に進学した生徒も、卒業後の就職活動は、市外、県外になります。我々の宿毛市には、働く場所がない。もし働く場所があれば、子供たちは宿毛に残り、働きたいと思っています。

毎年同じことを繰り返しながら、宿毛市の人口が減少し、じり貧になっていく宿毛市。このままでは、恐らく8年後には、宿毛市の人口は2万人を切る可能性があります。

それでは、本題に入ります。

沖本市長も知っていると思いますが、今から8年前、平成17年に大月町と宿毛市が合併合意がなされましたが、最終的には合併になりませんでした。

市長は当時、宿毛市議として、合併に賛成だったと思いますが、3市町村の県議も経験し、今は宿毛市のトップとして、合併についてどう考えているのか、市長の考えを伺いたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、浦尻議員の一般

質問にお答えをいたします。

合併の質問についてでございますけれども、現在の市の状況を鑑みて、市町村合併について、どう考えているのかという質問でございます。

議員の御質問の中にもございましたとおり、いわゆる平成の大合併時には、当市では、地方における危機的な財政状況の改善や、地域主権の推進に向けた取り組みを進めていく中で、持続可能な行政サービスを展開していくには、市町村合併は必要であるという基本認識のもと、消防事務及びし尿処理事務を、一部事務組合で共同で処理している大月町及び三原村との3市町村での合併協議を進めましたが、三原村の住民投票により、合併を断念せざるを得ない状況となりました。

その後、当市と大月町との合併協議を進めていく中で、最終的に大月町議会の否決により、合併を断念した経緯がございます。

議員も御承知のとおり、当時は、合併特例法に基づく合併特例債等の、いわゆるアメがあり、それらが合併を進める中で、一つの理由となっていました。現在では、それがなくなっています。

反面、当時に比べ、さらなる地方分権の流れの中で、当市の業務もより広い分野で、より専門性を求められている現状があり、合併をしていない当市では、それなりに対応するため、一部事務組合、広域連合及び機関等の共同設置により、住民サービスを維持している現状があります。

加えて、現在、国のほうでも道州制の導入について、議論がなされているところであり、それらを踏まえ、今後、当市の合併についても、検討していかなければならない状況が来ることは、考えられますが、これまでの取り組みを考慮すると、現在、直ちに合併を具体的に検討していくのは、非常に困難な状況ではないかと考

えております。

ただし、今後のさまざまな枠組みで合併を検討する機会が、いずれ出てくるのではないかと思います。もちろん、合併した地域全体の発展につながる合併でなくてはならないことは、言うまでもありませんが、その際には、さまざまな選択肢を、議会とも協力しながら、検討していけるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をさせていただきます。

ただいま、市長のほうから答弁がありました。きょうの新聞にありましたように、今、大月町では、これからの大月町を託す町長選が行われようとしています。

新町長が誕生したら、宿毛市と大月町の将来を語り、前向きな話をしては、市長、どうですか。そして、三原村にも呼びかけ、3市町村のトップ会談を、市長提案ではどうですか。

また、市長も知っていると思いますが、ここにデータがあります。まず、見てみますと、宿毛市の人口の推移について、国勢調査では、平成12年、宿毛市の人口は2万5,970名、平成22年、宿毛市の人口は2万2,610人、この10年間で3,360人の人口が減少をしております。

また、60代以上が8,761人、70代以上になれば、5,203名の高齢社会の宿毛市でございます。

次に、大月町は、平成14年、人口7,289人、平成24年、人口5,996人、この10年間で1,293名の減少になっています。

また、大月町の平成24年による60代以上2,938名、70代以上1,881人の、大月町も最高齢社会に突入しております。

それと、大月町の就労者のデータがあります

ので、見てみますと、平成22年、総数で大月町で2,288名の方が、仕事をしています。町内では、1,648人、宿毛市に572人、県外と言いますので、愛媛県のほうに64名の方が働きに行っています。

三原のデータはありません。

市長、宿毛市、大月町、三原村の生活圏の中心は、宿毛市であります。宿毛で買い物をして、大月、三原に帰る。そんな日常の生活を繰り返しています。行政機関を見てみますと、先ほど、市長の答弁にもありましたように、消防は幡多消防組合、し尿処理も3市町村が共有しています。そして、宿毛斎場を初め、ガス化溶融炉は6カ市町村、その他では、農協、漁協もありますし、また結婚式場や葬儀場も宿毛市にあります。

私が言いたいのは、じり貧になるのを待つよりも、3市町村で考え、汗をかき、協力して、市民、町民、村民の暮らしを少しでもよくする、合併すれば、トップも一人、議員定数も削減もある。合併は目的であって結果ではない。国の手厚い補助はないが、協力すれば、プラスのものがたくさんあると思います。

例えば、宿毛市の定期船が柏島に着くだけで、沖の島の観光客は大変ふえると思います。今すぐに合併できなくても、ちょっと長いですが、10年後に合併になれば、宿毛市の防災の整備ができ、大月もできる。もし、津波が来ても、大月、三原を活用し、災害弱者をさらに守れると思います。市長の考えを伺いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えを申し上げます。

大月町、三原との合併につきましては、前回、いずれも先方から断られた経緯がございますので、こちらから合併について、積極的に声かけ

をするのは難しいというふうに考えますが、先方からそういった話があれば、前向きに話し合っていきたいというふうに思います。

しかしながら、3市町村のそれぞれの首長が、地域の課題、あるいは3市町村の広域の課題、そういうことについての話し合い等は、これはぜひとも実施と申しますか、こちらからの申し込みも含めまして、話し合っていく、そういう連携した協力体制を、まず、もっともっと深めていくということは、非常に必要であると思いますので、言われたような方向、合併とは別として、このような連携する3市町村の方向を、私は求めていかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

市長、今の答弁にもありましたように、いきなり合併は難しいと思います。だけど、3市町村のトップ会談は、市長が中心として、できると思います。

その中で、まず提案なんです。三原には観光協会がないんですが、宿毛市、大月町は、観光協会がありまして、市の補助金、町の補助金で運営されてます。ぜひ、市長の提案で、新しい町長ができれば、宿毛市と大月町の観光協会を統合させるとか、そういう提案をしていただきたいと思います。

そういう提案ができれば、長期滞在型の観光事業もできますし、宿毛市も大月町も、本当にプラスになると思いますので、そういう部分について、市長の考えを伺いたいと思います。

3回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛市観光協会と大月町観光協会の合併についての質問がございま

たが、現在、幡多6市町村は、平成22年5月27日に、観光協会会長や、市町村長で組織した一般社団法人、幡多広域観光協議会を設立して、体験交流型観光等の交流人口の拡大を図るために、連携して、広域の取り組みをしているところであります。

御質問の宿毛市と大月町の両観光協会の合併の検討ということでございますが、観光協会からは、現在、そのような検討を行っているという情報は聞いておりませんが、今後において、両観光協会から、合併の相談があり、合併において、より積極的な観光振興がはかれるならば、宿毛湾でつながる、隣同士の自治体ということもありますので、宿毛市としても、ぜひ協力をしていきたいと思っております。

この3市町村のトップ会議、これが実現していくならば、実現したならば、このような話し合いについても、その素地等について、状況等の情報交換をしながら、それぞれの団体の方向と合わせて、我々は協力、支援していく方向を検討しなければいけない、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

市長から、今、答弁をいただきました。ぜひ、市長、宿毛市のトップとして、宿毛市に一つでもプラス、大月町でも一つのプラスになれば、前向きに進んでいただきたいと思っております。

それでは、次に入ります。

続きまして、行政方針にあります防災対策の取り組みを、さらに強化をするために、危機管理課を設置すると出ていますが、危機管理課は、庁舎内につくるのか、人員構成はどうなっているのか、説明をしていただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浦尻議員の質問にお答えをいたします。

危機管理課につきましては、防災行政無線等の設備が、本庁舎にあることから、今のところ、庁舎内に設置する予定です。

現在、建設中の消防庁舎に併設される防災センターへの設置については、今後、防災行政無線のデジタル化に移行するタイミングで、再検討したいと考えておりますし、人員構成につきましては、まだ、今の現時点ではお答えできませんので、御理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま、市長のほうから、冷たい答弁をいただきました。

危機管理課は、総務課の中につくるということですが、私のイメージとは、大分、かけ離れていると思います。今までと余り変わらないのではないかと。

私の意見としては、せっかく新しい消防庁舎ができるのに、総務課とは切り離して独立組織にしたほうがいいのではないかと。

また、今回、議案30号にあるように、消防署は防災センターと位置づける議案があります。私としては、消防署に防災対策室をつくり、南海地震対策と津波対策を専門に行う機関として、夜、地域の自主防災組織と話をするときがたくさんあると思いますので、職員は、昼から出勤してもいいし、市長直属の独立機関にしてはどうか。また、消防署員も1名、防災対策室の職員として、もし津波が来れば、骨折した市民、傷を負った市民ができる。そんなとき、初期の手当ができる自主防災組織を目指すべきであると思っておりますが、そして、先ほどの答弁にありま

したように、デジタル化はいつごろできるか、市長の考えを伺いたいと思います。

質問終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市役所全体の体制で見ると、現状では、危機管理課は本庁舎に置くことが最良であるというふうに、現段階では判断をいたしました。

その上で、危機管理課という新たな体制の中で、順次、防災体制の取り組みを、これまで以上に進めてまいりたいと、このように考えております。

防災無線の件に関しましては、所管のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、浦尻議員の質問にお答えいたします。

防災無線のデジタル化については、ここ数年後に、財政状況等も見ながら、やっていくことになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

ただいま、市長、総務課長のほうから答弁をいただきました。

私は、かねてから、宿毛市の防災対策については、他の市町村に比べて、大変おこなっているのではないかと感じていました。

ここに、県内市町村必要量と、市町村の備蓄量が出されています。24年6月1日現在となっていますので、報告をしたいと思います。

恐らく危機管理課は持っていると思うんですが、県内の市町村の必要量と、市町村の備蓄量。

まず、宿毛市は、避難者数の予測が、家屋の損壊で4,528人、そのうち、大破・焼失で、

避難者が予想される数字が2,361人、食糧が1万6,301食、毛布が4,722、水が1万3,584リットル、これが一応、予想される数値なんですけど、それに比べて、宿毛市の食料は0%、毛布は1.4%、飲料数は0.8%となっています。

ちなみに、防災対策、町をあげて調査やっています黒潮町におきましては、食料が78.4%、それと、毛布については84.4%、飲料数は118%となっています。

これだけ宿毛市のほうの、防災の部分についてはおこなっています。

市長、私は、個人的なんですけど、休みのときには、東は甲浦とか、西は清水まで、漁業集落を初め、市街地を見に行くときもあります。

高知県は、本当に低いところに家屋が密集し、市街地が広がっています。高知県だけでも、整備するのに莫大なお金がかかります。今後も、各市町村は、国、高知県の少ない予算の中で、南海地震に備え、避難道の整備を初め、一次避難所、二次避難所、そして必要品を備蓄し、災害弱者と言われる小さな子供からお年寄りを守るため、整備を急いでいます。

我々、宿毛市が一番おこなっています。きのうの宮本議員の質問にもありましたように、これからの5年間、10年間の計画を、しっかり目標を立てて、一人でも多くの市民を守るため、ハード、ソフトが充実した危機管理課であってほしいと思います。

市長の考えを伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、浦尻議員から、宿毛市の防災体制、例えば備蓄とかいうところも、例を示していただきながら、質問いただきましたけれども、私としては、今現在、防災体制、全力で取り組んでいるというふうに考えております。

そうした中で、不十分なところがあれば、さまざま、これから検討していく中で、危機管理課も創設するという流れの中で、今後、もっともっと充実した体制、御指摘をいただいたようなことについても、さらに検討を深めながら、防災体制の充実、そういう形の中に寄与する形で、取り組んでまいりたい。その課の設置をしていきたい、このように考えておりますので、これからのことで、いろいろと御指摘、またいただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま、市長の答弁で、防災については、全力で取り組むという、力強い発言もいただきました。

市長にお尋ねしたいんですが、ことしの予算で、避難道の標識の整備、避難道の誘導灯の整備、いつ災害に遭うかわからないため、宿毛市の避難場所の冊子を、全家庭に配布してはどうですか。

冊子と言いますと、バインダーで整備したところをつづっていく方法でふえていく、そういうふうな冊子なんですが、ぜひ宿毛市の避難道がどこにできたのか、標識もなかなか小さくてわかりませんし、避難道の誘導灯、夜、災害があれば、誘導灯がついてないと、懐中電灯を探す暇もないときもありますので、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

さまざまな御指摘をいただく中での質問であったというふうに思いますけれども。

避難場所への誘導灯の、誘導の標識等については、既に当初予算にも計上しております。

今後、そのことの広報等についても、今までも避難場所等については、さまざまな形で広報はしてきている部分はあるわけですが、より充実したという形の中では、今後も検討できるところは、してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 再質問を行います。

ぜひ、先ほど言ったように、私だけの意見じゃなくて、よく聞かれるんですが、災害は、いつ、どこで遭うかわかりません。宿毛市内の中で、集落で住んでいる場所じゃないかもしれませんが、家庭に1冊の冊子があって、ちゃんと皆さんが頭の中に叩き込むというか、わかっている、そういうふうな形が、より一層、災害弱者を守ると思います。

ここで、もうこの部分については最後なんですが、市長、例えば、今議会は、例えばが多いんですが、私の例えなんですが、きょうの新聞にも出ていましたが、津波避難タワーなんですが、各地区で建設がされています。津波避難タワーは、一時避難所に位置づけて、建設がされていると思います。しかし、雪や雨、そして風にさらされるものがほとんどだと思います。

例えば、どんな地震が来てもびくともしない建物。1階、2階が市民の健康促進を図る温泉、3階は備蓄基地、4階、5階は1次避難所と2次避難所として併設した建物を、宿毛のまちにつくればいいのではないかと。

今の時代だから、国に働きをかけ、そんな補助金を受ける。難しければ、国の要綱を変えてでもやりきったらどうですか。

そして、例えば、全ての保育園、小学校、中学校は、全て高台に行く、そういうふうな話なんですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

浦尻議員が提案していただきましたような、そのような防災の総合的な建物、非常にこの市街地、まちの中にあれば、本当に最高だというふうに思います。

しかしながら、さまざまな側面から、検討していく中では、現在、そのことで方向を定めていくというのは、非常に厳しい状況があるのではないかなと思っております。

各地域で、それぞれ地域懇談会をし、その地域の中の要望を聞く中で、細かなところも配慮しながら、避難道や避難場所の整備等については、順次、今、取り組んでおりますので、今の時点で、とにかく逃げる道、逃げる場所、これを確保していくことを最優先に、そしてさまざまな充実した体制がとれるように、そのように考えておりますので、思いはございますけれども、今、現実にごとでそうしますという、答える状況にはないと判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

市長の言葉尻をとるには悪いんですが、思いがあるということは、現実もあり得る可能性もありますので、ぜひ、そういう形で、自分の思いをなし遂げていただきたいと思います。

続きまして、市職員の人材育成について、伺います。

沖本市長の公約の中で、産業振興に精通した人材を確保し、宿毛市の産業振興の発展を目指す公約がありました。

恐らく、人材はなかなか見つからないと思いますので、市の職員をさらにレベルアップを図らなくてはならないと思います。

昨年、私は、一般質問で若い職員が能力を発揮できる市役所であるべきでないかと、質問を

した経過があります。

まず、結論から言いますと、若い職員に資格をとらせて、市民の負託に応える。レベルアップした宿毛市役所をつくる。

例えば、今は補助金についても、一般の会社に出すことが、県を初め、宿毛市にも出てきました。

担当課の職員に、公認会計士や企業診断ができる職員がいれば、助言もできるし、指摘もできる。たくさんの資格のある中で、総務課を中心にして、「こんな資格を取らず、講習料、試験料は半分、市が負担します、受講される方は、総務課に連絡をしてください。ただし、35歳まで」といったやり方でなくては、なかなか申し込みがないのではないかと。

昨年、沖本市長は、申し込みがあれば考えますとの答弁がありましたが、恐らく1年たっても進展がないと思います。

ぜひ、これから何十年も市役所で働く職員、道州制が導入され、合併になっても、宿毛市の職員は、本当にレベルが高い職員ばかりと言われると思います。資格を取らせることが、市民にプラスと思うが、市長の考えを伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

職員の資格の取得につきましては、職務上、必要な資格、ケアマネジャーや防火管理者、あるいは危険物取扱責任者などについては、これまでも職務命令により、取得を命じており、その場合、公費負担で対応しております。

これまでどおり、市民の負託に応えることができるよう、専門能力の向上と、職員のレベルアップを目指し、実施する高知ひとづくり広域連合での各種研修や、市町村アカデミーへの派遣研修の受講を通じて、職員の自己啓発及び自主学習の意欲を喚起するとともに、あわせて資

質の向上に役立てることを目的に、職員が異動により変わる場合等、職務上、必要と認められる資格や免許取得については、公費負担による支援を行い、社会情勢の変化に応じた、社会情勢の変化に、主体的かつ的確に対応できる職員の育成につなげておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

ただいま、市長のほうから、答弁をいただきました。

確かに、宿毛市としては、ケアマネジャーや危険物取扱者、防火管理者が必要だから取らせていると思います。

私としては、今までと違うこと、例えば、案なんですけど、今後、市役所も企業会計も導入すると思いますけど、最低でも簿記の3級を持っていたほうがいいのではないかと思います。やる事が決まって、ばたばたするより、早目に対応していく。

例えば、南海地震がいつ起きるかわからない。もし起きた場合、人命救助のため、緊急に瓦れきの撤去作業をしなくてはいけない場合があります。重機があっても動かせないことがあるかもしれない。最低でも、危機管理課の職員は、重機の資格を持つ。3日の講習と、試験で免許がとれると、今城議員に聞きました。

いろんな角度で人材を確保していただきたいと思いますので、さらなるレベルアップとしての市長の考えを聞きたいと思います。

質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど、答弁した形と、もう一つ、一回り、そのような将来に向けての資格等については、非常に、今後、有効に活用する、そういう方向

があると思います。

今後、検討をしながら、先ほど言われましたような、重機の運転資格であるとか、さまざまなことについても、もう少しよく考えて、その方向を検討していきたい、このように思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま、市長のほうから、前向きな答弁をいただきました。

きのうの答弁にもありましたように、課長とか副市長とか、いろんな問題を共有して、話し合いをしている。そういう中で、やはりこれからの宿毛市役所、若い者がたくさん入ってきた。どういうふうな人材をつくって、今後いくのか、そういう部分も十分、やはり議論して、先ほど言うたように、市民の負託の応えられる職員づくりにばく進をしていただきたいと思います。

次に移ります。

最後なんですけど、一本釣りの漁業権について、質問をいたします。

市長も知っていると思いますが、高知県は国の補助を受けて、室戸岬から清水、沖の島沖に黒潮牧場を15基と、中層型の牧場をつくっています。

カツオ船や、一本釣りのひき縄船がたくさん水揚げを行っています。

我々、宿毛湾の漁民も恩恵を受けています。しかし、宿毛湾内の小型の船外機を使用する一本釣りは、養殖のえさが生えさから配合餌料になり、また、高齢化と水揚げの減少により、年々、減船になっています。

今回の提案は、養殖漁場に使っていない場所があります。そこに魚礁を設置し、ロープで枠をつくり、遠くに行かなくても、そこに行けば魚が釣れる仕組みをつくり、高齢化の漁民の振興

につなげてはどうか、市長の考えを伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浦尻議員の、一本釣り漁業者の振興策についての質問にお答えをいたします。

市内の一次産業の振興は、大変重要であると考えており、これからも一次産業振興策について、当該関係機関等と連携する中で、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

現在の一本釣り漁業者への支援としましては、イサキとかカサゴを毎年放流し、資源の維持を図っており、本年度も引き続き、宿毛湾漁協と連携しながら、放流を行い、一本釣り漁業者の水揚げにつながるよう、努めております。

浦尻議員から提案のありました魚礁を利用した一本釣り漁業の振興策についてであります。従来のような沿岸への魚礁設置については、高知県は費用対効果について検証が難しく、積極的な根拠を見出せないとしております。

当市としましても、魚礁利用について、一定の費用対効果の検証は必要と考えますが、平成19年度には、種子島周辺漁業対策事業で、沖の島南方に中層魚礁を設置しており、そのような国の事業の利用についても考慮しながら、またその中で、市としての漁船漁業への振興策について、魚礁の設置を含め、漁協や関係機関と連携して、高齢化の進む漁業者への支援を検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。お昼になりまして、同僚議員には大変申しわけないんですが、もう少し待っていただきたいと思います。

ただいま、市長のほうから、答弁をいただき

ました。答弁の中にあつたように、毎年、イサギ、カサゴ、アサリを、市と提携を結びながら放流をしています。

また、ことしの3月4日には、市内の小学生を対象に、森林組合、農協、漁協がダム湖周辺に落葉樹の植樹もさせていただきました。そして、ことしからは、先ほど言いました森林組合、農協、漁協が、川の清掃作業もすることで、決定をしています。

木質バイオマス発電により、間伐材の利用を初め、森の整備ができて、海には大変、いいと思っています。

さて、魚礁なんですが、県のメンバーによっては、効果があるのかないかわからないと思っている職員もいますが、場所によっては、光合成の問題もありますし、大きい石を落したほうがいいのか、ケーソンをくり抜いた空洞型のほうがいいのか、市販しているちょっと高いんですが、アコヤガイの貝殻がいいのか、調査はすべきと思っています。

答弁の中にありましたように、19年には沖の島周辺に、種子島周辺漁業対策事業で中層型の魚礁を設置しました。また、平成23年には、弘瀬地区の前に、石で魚礁をつくりました。

漁民に聞いてみますと、一定の効果はあるそうです。今回、リマ種を利用すれば、国は75%、県10%、市7.5%、漁協7.5%の補助になります。事業費3,000万であれば、宿毛市の負担は225万円になります。

実際、県にはもう話をしていますので、市のほうも、前向きに取り組んでもらいまして、宿毛市の一次産業の振興は、市長の基本ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、最後に市長の答弁を聞きたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

浦尻議員が、宿毛湾の漁協の組合長として、

本当に一次産業を守るために頑張っていたいでいることに対しましては、本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

先ほど、提案をいただきましたこの魚礁の設置の件でございます。我々としても、今、この段階でという答弁にはならないと思いますけれども、当然のことながら、そのことの方向性、検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

先ほども木質バイオマスの発電のこともございましたけれども、行く行くは、本当に山を守ることが川を守り、そして海、そして魚の生態系にも非常にいい影響を与える、そういう長い長いスパンになるかもしれませんけれども、漁業の振興についても、関連として、我々も誘致した経緯もございます。

そういう点から見ても、海のそのような、魚が産卵し、そして育っていく、そういう環境づくりについては、これからも引き続き、我々として、行政としても、支援していかなければいけない、このような認識は持っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 市長、ありがとうございました。

これをもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、第5回宿毛花へんろマラソン2013について、お伺いをいたします。

昨日、松浦議員からも質問がありましたが、なるべく同じ質問を避け、質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

平成21年3月22日に、第1回宿毛花へんろマラソン2009を初めて開催をし、今回、第5回目を迎えることができました。

第3回大会では、当初、実施をしていた5キロ、3キロの種目を廃止し、新たに10キロの種目を設け、現在は、フルマラソンと10キロ、二つの種目による大会になっています。

そこでお伺いをいたします。

第5回宿毛花へんろマラソン2013のフルマラソン、10キロの参加申込者数をお伺いしたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

フルマラソンについては、1,181名、10キロメートルの部に371名の参加申込をいただき、全体で1,552名の参加者となっております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、再質問をいたします。

前年度と比較をして、申込者の状況はどうだったのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

第4回大会の参加者が、フルマラソン1,186名、10キロメートルに339名、合計1,525名ですので、ほぼ前回並みの参加者の状況となっております。

ただし、地域別に見ますと、北海道、東北と中国地区が増加し、関東、近畿地区が若干、減

少しています。

また、全体の7割を超える参加者の四国地区については、全体で、ほぼ前年並みですが、高知県の参加者は61名の大きな減少になっております。

これは、今年度より始まった高知龍馬マラソンの影響であろうと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

今、市長より説明がありました前回並みの人数であるということでございます。また、昨日も松浦議員からも質問がありまして、経済効果についてであるとか、中止に至った理由については、お伺いをいたしましたので、あえて質問はいたしません、本当にもったいないことである。やめることについては、もったいないことであるなどということは、私自身思っております。

それで、次の質問ですけれども、3月6日にメール便で、大会事務局より、第5回宿毛花へんろマラソン参加案内が届きました。この中には、宿毛市の観光パンフレットであるとか、前夜祭の案内であるとか、いろいろな資料が入っていたわけですが、今回をもって大会が終了する旨の文書はありませんでした。

今回、参加していただく参加者の皆様に対して、どうして、大会が中止になったのかを知らせる方法として、この参加案内と一緒に、文書を送るべきだったと、私自身思います、その点、お伺いをしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛花へんろマラソン大会の見直しにつきましては、広報すくも3月号でお知らせするとともに、掲載がございましたが、現在、同様の内

容をホームページ上でお知らせをいたしております。

議員の御指摘のとおり、参加案内を発送するとき、お知らせを同封することもできましたが、事務局としては、ランナーの皆さんには、大会会場で来年度以降の大会のあり方について、お知らせすることといたしておりました。

そのために同封いたしておりませんでした。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 答弁、ありがとうございます。

若干、考え方の違いであるかと思っておりますけれども、私は、事前に文書をいただいたほうがよかったのではないかと、そのように思っております。

例えば、ホームページであるとか、広報紙であるとかに掲載はされていますけれども、広報紙に対しては、宿毛市の市民しか知ることができません。また、ホームページについては、全国各地で見ることにはできますけれども、全ての方が、今回、1,552名全ての方が見ることができるかと言われると、なかなか見ることができないと思っておりますので、その点、今、改善されて、文書がホームページ上に載っているということでございますので、この第5回大会がうまくいくように、当日はお願いをしたいと思います。

次の質問ですけれども、昨日、教育長に松浦議員がお伺いした点と同じになるかもしれませんが、今回をもちまして、宿毛花へんろマラソンをやめることに対して、もったいないという声をよくお伺いをいたします。

宿毛花へんろマラソンを単にやめるのではなく、新しい種目を検討するとのことですが、市長として、どのような種目を考えているのか。今現在、まだ考えはないかと思っておりますけれども、

どういふふうに、今後していきたいかの考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、花へんろマラソン大会を惜しむ声を、私も聞いております。

宿毛花へんろマラソン実行委員会の中でも、課題を解消して、何とか継続できないかといった議論もございました。

そうした御意見も踏まえ、さまざま議論した結果、今後については、宿毛花へんろマラソン大会の実施を見直して、他の競技を検討することとなりました。

新しい種目については、宿毛市の財産である、充実した陸上競技場を初めとする総合運動公園の体育施設を最大限に活用しながら、宿毛市を全国にアピールするイベントについて、一定の時間をかけ、継続可能なものを検討していきたい、このように考えております。

現在、具体的なものは決まっておりますが、例えば、小中学生の駅伝大会や、高齢者を対象とした競技なども、検討をされると思います。

以上でございます。

いずれにいたしましても、素晴らしい施設である陸上競技場を初めとする総合運動公園を、最大限に生かしたスポーツイベントの実施について、真剣に検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。今、市長より、小中学生の駅伝であるとか、高齢者の関係のスポーツをとということでございますので、まだこれは具体的な話ではなく、いろいろなところで話をもんで、実施に至るのではないかと考えておりますので、この点、期待をしたいと思っておりますけれども。

陸上競技場、かなり年数がたって、老朽化が進んでいる部分等ありますので、そこら辺も手入れをしていただいて、お願いしたいと、そのように私自身思っております。

次に、宿毛花へんろマラソンのキャラクターとして誕生した「はなちゃん」は、今後、どのように活用していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛花へんろマラソンのキャラクターとして誕生したはなちゃんにつきましては、最近のゆるキャラブームとも相まって、大変かわいいと評価をいただいているところであります。

これまでも、マラソン大会以外で、職員の夏用のポロシャツに活用をしたり、宿毛の推奨品にはなちゃんのイラストのシールを張ったり、宿毛まつりなどのイベントに、はなちゃんの着ぐるみが参加したりと、効果的なPRの手段として、活用してきたところでございます。

今後についても、さまざまに、活用していきたいと考えており、過去に作成されたはなちゃんのイラストや、その仲間のイラストについては、自由に活動できるような特許使用契約をアングルと契約しております。

せっかく評価をいただいているキャラクターですので、宿毛のマスコットとして、今後とも有効に活用していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

はなちゃんについては、今後、有効に活用するというところでございますので、よろしくお伺いをいたしたい、そのように思っております。

次に、ふるさと納税制度について、お伺いを

いたしたいと思います。

平成20年度から、ふるさとを応援したい。ふるさとに貢献したいという方々の思いを形にするため、地方公共団体に寄附をした場合、住民税や所得税が一定限度まで控除されるふるさと納税制度が制度化されました。各自治体がいろいろな工夫やアイデアを出し、より多くの方に応援をしていただき、市民のため、活用しようとして努力をされています。

当市でも、宿毛市に御縁がある方、関心のある方、愛着をお持ちの方、ふるさと宿毛を応援していただける方をお願いしていると思いますが、平成20年度から平成24年度、今現在までのふるさと納税の年度別の件数と金額について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ふるさと納税について、平成20年からの件数と金額についてでございます。

平成20年度は、7件、86万円。平成21年度は、6件、80万2,000円。平成22年度は、7件、76万円。平成23年度は、9件、72万円。また、平成24年度につきましては、3月1日現在で、件数は9件で、金額で269万473円となっております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番。次に、寄附をいただいた方々に、どのようなものを送っているのか、お伺いをしたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

寄附をしていただいた方へのお礼といたしましては、5,000円以上の寄附に対するお礼といたしまして、市の特産品として推奨している直七ポン酢、ドレッシング、しぼり汁のセットをお送りいたしております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ふるさと納税の年度別の活用状況、並びに今後の活用予定について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

寄附金の活用状況についての質問でございますが、状況につきましては、平成20年度に開催した第1回宿毛花へんろマラソンの事業費の一部として75万円を活用いたしました。

平成21年度からの活用事例はございませんが、平成25年度は、貝の放流や、荒瀬山の遊歩道の整備に活用することとしております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

ふるさと納税制度の周知の方法について、どのようにしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

周知の方法につきましては、基本的には、宿毛市公式ホームページで周知をしております。

平成23年度には、高知県の取り組みとして、関東高知県人大懇親会会場で、ふるさと納税のPRブースを設けてのパンフレット配布の際に、宿毛市のチラシも配布していただいたことがございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

各自治体を見ますと、年々ふるさと納税が減少する傾向にあると思いますが、ふるさと納税がふえる取り組みとして、どのようなことをしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

年々、減少傾向にあるという御指摘、質問でございましたけれども、24年度につきましては、金額的には大幅な増加をしている、こういうこともあるわけでございますけれども、ふるさと納税発足制度から年数が経過し、次第に関心も薄れていく部分もあると思っておりますけれども、幸い、宿毛市においては、件数も若干、増加をしておりますし、金額的にも、先ほど言いましたように、24年度は大幅に増加しております。

今後も、市のホームページ上でのお知らせを継続して行うとともに、東京宿毛会などでの働きかけについても、検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

ふるさと納税について、平成20年度から24年度3月1日付まで、詳しく、先ほど市長より答弁いただきましたが、平成20年度が7件、21年度が6件、22年度が7件、23年度が9件、24年度3月1日付で9件。金額の問題は、多い少ない、今回は269万と多かったわけでございますが、件数的にかなり少ないのかなという思いがしております。できれば、こちら辺ももう少しふえるような努力を、今、していただけるようですけれども、していただいて、各自治体では、このふるさと納税をもう少し寄附していただくための取り組みを、いろいろしている自治体もございますので、そういうところも参考にしながら、この件数が、金額でもすけれども、件数がふえれば自然に金額もふえるわけでございますので、件数がふえる取り組みを考えていただきたいなど、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、防災士についてお伺いをいたします。

防災士認定資格制度は、2003年にスタートいたしました。背景には、阪神・淡路大震災の際に、社会全体に広がった市民防災の意識の高まりがあったからです。

防災士は、NPO法人の日本防災士機構が認定する民間資格であります。研修講座を受講し、試験資格に合格し、消防署などが実施する救急救命講座を受講すると、防災士の資格を取得することになります。

研修の内容については、防災士の役割であったり、家族、防災会議での確認事項、身近にできる防災、防火対策、耐震診断と補強、地震・津波の仕組みと被害、風水害、土砂災害対策、気象情報、各種警報の理解、安否確認などあります。

防災士の育成を推進していくことは、災害への事前・事後の家族単位での取り組みが充実し、やがて地域、職場に広がり、防災意識の高まりを促し、市民に対する救命力の向上につながっていくものと考えております。

スタート時は全国で1,581名でありました防災士の数も、今年の1月末で5万9,741名に増加したということでもあります。

ちなみに、高知県は、今年1月末に268名の方が防災士に登録をされています。

そこでお伺いをいたします。

本市の防災士の人数について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

日本防災士会で公開されている会員名簿で把握している市内の防災士は、3名でございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 宿毛市における防災士の人数は、3名ということをお聞きをいたしま

した。

その中に、市の職員はいるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市の職員は含まれておりません。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 午前中にも浦尻議員から、同様の質問がありましたが、市職員に防災士の資格をとらせる考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの答弁で、市の職員は含まれておりませんと答弁しましたがけれども、市の職員はおりませんという形で表現させていただきたいと思っております。

今のところ、職員に防災士の資格を取得させる考えはございません。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 本市の防災士に対し、防災に関する勉強会であるとか、講演会を依頼したことはあるのかどうか、市長にお伺いをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

本市の防災士に講演会等を依頼したことはございません。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 防災士の資格を要する市民を把握し、協力をいただきながら、自主防災組織の評価をすべきだと考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市内の防災士の方につきましては、その力をぜひとも、地域の防災活動に生かしていただきたいと思いますが、防災に関する勉強会や、講演会などにつきましては、昨年4月に高知県が、地域の防災力向上のために創設した、日本防災士会高知県支部の会員などで構成されているこうち防災備えちよき隊の講師派遣などを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 地域の防災力の底上げを図るために、各種の自治体の地域のリーダー育成に本腰を入れていると、報道も目にしておるところであります。愛媛県の西条市では、各地区の自主防災組織のリーダーを対象に、受講料など、資格取得費用を市が全額負担するとか、石川県金沢市、愛媛県松山市などにも、資格費用の補助を行うなどして、防災士の養成、育成に取り組んでおります。

また、高知市におきましては、平成23年度におきまして、市民や市職員、教職員が防災士資格を取得するための関連予算等がつけられております。

そこでお伺いをするわけでございますが、本市においても、防災士の資格取得のための助成金について、する考えはあるのかないのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今のところは、防災士の資格取得に対しての助成等は考えておりません。

ただ、私としては、今後、この防災士の果たす役割と、宿毛市の全体の防災体制の中で、どういう位置づけの中で、有効にできるかどうかなのか、この辺も含めて、その辺を勉強させていただきたい、このように思っておりますので、

よろしくお願いいたしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今回、防災士について、一般質問をさせていただいたわけですが、今、自主防災組織で、リーダー的な役割をされている方が多々いらっしゃるかと思いますけれども、まだまだ人数的には少ないのかなと思っております。

一般的に、防災に関する知識を得るためには、今回、取り上げさせていただきました防災士のような資格を取っている方であれば、一般的に、基本的なことは全てわかってあるので、そのことに対して、啓発活動等々ができるのではないかと、そのような考えを持ちまして、今回、一般質問をさせていただいたわけですが、今後、役割について、検討をしてみるということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問のほうは終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時40分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番、山上でございます。質問内容につきましては、中身は、軽薄とそしりを受けるかもしれませんが、それにもめげず、質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問項目は、大別して3点でございます。

1点目は、振替休日のごみ収集について。2点目は、高規格道路について。最後に、振興計

画及び都市計画マスタープランについてということで、市長に御所見などをお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、振替休日のごみ収集についてでございます。

片島や大島方面では、現在、月曜日と木曜日のごみの収集日となっておりますけれども、月曜日が振替休日になることが多くありまして、特にことしは、例年より多く、月曜日が振替休日になるようであります。

振替休日になりますと、家庭ごみの処分ができないために、処理に苦慮している家庭が、私の周りにも多く存在しております。

1週間に2回の収集のところが、1回になってしまうわけですので、冬ですと、腐敗などの進行も遅いこともありますので、夏に比べると、まだましな部分はあるかと思います。

しかしながら、これから季節が変わり、気温が上がってまいりますと、腐敗も早くなりますし、ハエなどに悩まされることにもなりかねません。衛生上、極めて憂慮すべき状況になってしまうのではないかと危惧をされます。

そこで、振替休日のごみの収集について、市長はどのように認識され、どのような対応を考えられているのか、お聞かせください。

よろしくお願います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、祝日の偏りによる市民の皆様の御負担が、不均衡になってきている問題は、十分、認識いたしております。

これまでは、大型連休や年末年始などにつきましては、特別収集の実施や、収集日以外での各家庭からの排出は、清掃公社への直接搬入していただく受入態勢の整備などにより、対応しておりますが、基本的な解決とはなっておりません。祝日収集を実施すれば、収集業務に

おける予算が増大することや、委託事業者との調整、幡多広域市町村事務組合への受入要請の問題等の課題もありますが、市民の皆さんの負担軽減のために、これは必要なことと考えており、早急に検討してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうもありがとうございます。

ごみ問題は、生活にかなり、直接に関係しております大切な、切実な問題でありますので、ぜひとも早急な対策を講じていただきますように、振替休日でごみ処理に困る市民の方々にかわりまして、声を大にして要請しておきたいと思えます。

ごみ関連としまして、一つ指摘をさせていただきたいということが1点ございます。

それは、空き家対策でございます。

昨年より、質問などをさせていただいておりますけれども、先日、市長の議案の提案理由の中で、空き家の適正管理を、廃棄物処理法に基づく条例で対応したいという説明がありました。

空き家は、災害時などに危険があるというようなことで、対応していただくということですので、ごみとして対応するのではなく、建築的、あるいは防災的な観点から、対応をしていただく必要があるのではないかと申し上げておきたいと思えます。

県内の他の自治体では、空き家単独の条例等を制定しておりますので、優秀な職員ばかりの宿毛市でございますので、なぜできないのか、不思議に思うのですが、この件につきましては、委員会で論議されると思えますので、ここでは指摘にとどめさせていただきたいと思えます。

では、2点目の高規格道路、中村・宿毛道路のことになりますが、このことにつきまして、

お尋ねいたします。

先日、行政方針の表明にも、中村・宿毛線につきまして、言及されておりましたけれども、完成などの時期的なところには触れておられませんでしたので、あえてお尋ねしたいのですが、平田・和田間はいつごろ供用開始されるようになるのか、現在のところの見通しをお聞かせください。お願いします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国土交通省中村河川国道事務所からは、現時点で約90%の用地買収ができています。

一方、通常の手続による用地取得困難な土地があることから、用地交渉と並行して、事業認定収容手続を行い、円滑な工事進捗が可能となった段階で、供用開始時期が確定できる、このように聞いております。

用地買収が完了した区間から、順次、工事が着工されており、終点部分である和田インターチェンジ付近につきましても、国道56号線との交差点部分も含め、工事は進んでおりまして、早期供用開始を目指し、取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） まだ明確でないということがわかりました。ですが、中村・宿毛道路につきましては、一日でも早く供用できるように努めていただきたいことを思います。

高規格道路に関しまして、次に、愛南町におけるルートにおきまして、新港へのアクセスを容易にするルート案の可能性についてですが、現実問題として、その可能性はあるのかどうかということでございますけれども、新港の活用を図る上で、重要性は極めて高いと思えますので、現状のところ結構ですが、お聞か

せください。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛から愛南町間の高規格道路建設につきましては、現在、関係自治体である愛南町と、宿毛市で、市長、議長、会頭で構成される懇談会を4回開催をし、宿毛支部については、海岸ルートを要望していくことで、合意をいただいております。

これからも、愛南町と連携をとる中で、採択されるよう、努力してまいりたい、このように考えておりますし、進んでおります。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ルートの変更につきましては、合意をされているということでお答えいただきました。可能な限り、新港に近いルートとなりますように、御配慮いただきたいというふうに思います。

次に、高規格道路の防災計画について、お伺いをいたします。

昨年、議会で東北の震災復興の視察に行かせていただきました。

そのときに見ましたのは、高規格道路の重要性でありました。

まず、高規格道路そのものが避難場所になったということがありました。次いで、高規格道路が防波堤の役目を果たしていたということ。それに、復興に当たっては、物流の動脈として、十二分にその機能を発揮したこと。以上のようなことを、再確認させていただきました。

宿毛におきましての高規格道路は、どのような防災機能を付加する構想があるのか、その件についてお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

東日本大震災における高規格道路の果たした

役割については、テレビ報道等により、単に道路の機能としての役割以外、被災時及び被災後の復興に、中心的な役割を担ったことは、皆様の御承知のことと思っております。

宿毛市も、東日本と同様の地形であり、沿岸部においては、津波高が10メートルを超える区域がほとんどでございます。

海岸ルートで要望していくことは、先ほど申しましたが、沿道の住民の方の避難地として、また復興時の物流の幹線としての役割が担える道路として、関係団体と知恵を出し合って、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 高規格道路の防災機能としましては、最近ですが、高知県の東部になります、芸西のほうで避難路を設置されておりますので、ぜひとも、宿毛でもそのような機能など、付加していただければというふうに思っております。

高規格道路に関しまして、最後になりますが、中村宿毛道路の現在、窪川まで延伸されております高知自動車道とつながることになりますし、また、愛媛県側は、宇和島道路が津島まで来ておりまして、これらがつながりますと、最終的には、四国8の字ルートが完成することになるわけですけれども、完成することによりまして、ストロー効果が発生し、宿毛が衰退するのではないかと危惧される向きもございます。

道路が整備されますと、車での他都市への移動が容易になりますので、集客力のない都市などは、市外、あるいは県外へ需要を満たすために移動することが多くなり、吸い上げられるということから、結果として、都市間競争に負けてしまうということになります。

そうならないためにも、宿毛が都市間競争に勝つために、市外、あるいは県外からの集客力

を増強する必要があると思いますが、何か方策等ありましたら、お示しいただきたいと思ます。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

8の字ルートの完成により、都市間の移動時間の短縮等によりまして、人や物の流れは変わることが想定をされます。

この変化は、表裏一体の面があり、当然、プラスに働くこともあれば、マイナスに働くこともあります。

私は、行政方針の表明において、述べておりますとおり、これまで幡多地域全体が、道路網等のインフラ、未整備による大きなハンディキャップから解消されることで、高知西南地域の持つ魅力を、より身近な存在として発信できる、このように期待をしております。

マイナス面を無視することはできませんが、野菜や鮮魚の輸送時間短縮による市場の拡大、移動時間の短縮によるブルーツーリズムや、海上レジャー等の滞在型、体験型観光の広範囲からの誘致が可能となる等のプラス面が多くある、このように考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 8の字ルートの完成を、ポジティブに捉えていただいているということですが、宿毛の集客力アップ、魅力アップを、ぜひとも行っていただき、そのことによりまして、雇用機会の拡大等につながることを願っております。

では、3点目の質問項目、最後になりますが、振興計画及び都市計画マスタープランについて、お伺いします。

振興計画につきましては、一昨年ですか、平成23年3月の議会で議決され、制定されております。

しかしながら、この振興計画も、その他関連する計画も含めまして、昨年、津波の新想定高さが、政府から公表された時点で、破綻しているのではないかと思います。

特に、都市計画マスタープランは、先日、建設課のほうで、報告書のコピーをいただきましたが、防災に関しましての項目としては、台風などの水害とか、がけ崩れ、火災、それに地震の文言はありますけれども、津波の文言が記載がないように思います。

この都市計画マスタープランが策定されたのは、資料編等の記述から見て、平成9年か10年ころに策定されていると思います。

このころは、まだ津波に対する認識も、余り高くなかったがゆえに、文言としても、記載がされていなかったのではないかと想像をしております。

このことから、これらの計画につきましての見直しが必要ではないかと思います。都市計画は、市長の行政方針の表明では、避難道の整備に矮小化されているように思えてなりませんけれども、都市計画は、御承知のとおり、計画地区内の土地利用を規制したり、道路や都市施設の位置を決めるなど、法的な担保をすることですので、まちづくりにおいては、根幹をなすものと思ますし、行政的には、最も重要視されてしかるべき項目の一つであると思ます。

現在の地震・津波対策は、避難道の整備が中心でありまして、市民の命を守ることに重点が置かれておりますが、市民の財産を守ることにつきましては、手薄になっているのではないかとこのように思ます。

このようなことを踏まえまして、宿毛市をどのようにするのか。地震や津波をどう克服するのかといったことを、市民みんなで考えて、宿毛のあり方の計画をつくり上げていかなければ

ならないというふうに思います。

そのためにも、振興計画や都市計画マスタープランなどの見直しが必要であると思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市振興計画は、平成23年度を初年度として、平成32年度までの10年間の取り組むべき基本的な課題と、方策を示した基本構想、並びに平成27年を目標年次として、中期的な実施目標を、部門ごとに体系化し、具体的に実現する手段を示した基本計画及び実施計画で構成をされております。

基本計画は、5年ごとに見直すこととしておりますので、東日本大震災以降、大きく変化している社会情勢等も勘案する中で、必要なものについては、見直しを行ってまいります。

都市計画マスタープランについては、平成12年9月に作成されており、策定から10年以上が経過しております。

この間に、本格的な人口減少社会の到来、超高齢化社会の進展など、さまざまな社会情勢や、環境が大きく変化していることから、プランの見直し時期を迎えております。

今後は、高知県の策定する都市計画区域マスタープランや、宿毛市振興計画、宿毛市地域防災計画等、他の計画と整合性をとる中で、地域の実情に合った計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 今回の質問は、計画等の見直しをするかしないかというところの確認にとどめさせていただきたいと思いますが、市長は、見直しの意思はあるということですので、よろしくお願いをいたします。

それにしても、振興計画はできたばかりで、

見直しはもったいないというような考え方もあろうかと思えます。しかしながら、学校の問題もそうなんですけれども、消防庁舎の建設場所の問題などにしても、宿毛市をどのような都市にするのかといった全体像が明確にされていない、こういうところに問題の根源があるのではないかというふうに思いますし、それ故に対処療法的になっているのではないかというふうに思います。

宿毛市の将来像として、共有された空間イメージを、多くの市民の方々、あるいは市の職員の皆さんにしても、持っていないのではないかというふうに思います。

当然のことですけれども、私も持ち合わせておりません。

まず、市民みんなで、将来像としての共有できる空間イメージをつくるのが大切であるというふうに思っております。

公共施設を、市の土地があるから、あるいは土地が安いから、そこにつくるといようなやり方は、計画論的には、その体をなしていないというふうに思いますし、市民への説明責任も果たせないのではないかというふうに思いますので、計画の見直しなどを含めて、市民の手による計画づくりを行っていただきたいというふうに思います。

現在の都市計画マスタープランは、地域区分として、小学校区を重視するというふうに記述がありますので、既に統廃合が行われている状況からも、計画論としても、適正を欠いたものになっているというふうに思います。

次回以降から、都市計画等の質問をする場合には、もう少し詳しい内容でさせていただきたいと考えておりますので、その節にはよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時04分 延会

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成25年3月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中	純 君
環 境 課 長	岩 本	克 記 君
人権推進課長	岩 田	明 仁 君
産業振興課長	三 本	義 男 君
商工観光課長	松 岡	博 之 君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介 君
福祉事務所長	滝 本	節 君
水 道 課 長	川 島	義 之 君
教 育 長	立 田	壽 行 君
教育委員会 委員 長	増 田	全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子 君
千 寿 園 長	杉 本	裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島	厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐	健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

本題に入る前に、東日本大震災で被害に遭われました皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

また、犠牲になられました災害関連死を含め、2万853人の方々にお悔みを申し上げ、御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問通告に従い、質問いたします。

まず、1番目に、循環型自然エネルギーの普及についてであります。

この中の1番、木質バイオマスの活用について、質問します。

この件については、私はたびたび、この壇上からその必要性を訴えてきたことでしたが、このたび、やっと実現できる朗報を得ましたので、この事業を何としても成功させたい思いを込め、質問いたします。

日本一の森林率を誇る我が県におきまして、人工林の成熟期を迎えつつある今日、この資源の活用は、県内産業発展の重要な部門であります。

その中でも、この幡多地方では、建築等製品用材以外の活用が停滞したままになっていました。こうした中であって、このたびの木質バイオマス事業の開始は、本当に素晴らしいことです。

私の質問内容については、多数の項目を執行部に通告しておりましたが、昨日、山戸議員が

その多くをただしてくださいましたので、私は、議論の残った部分、疑問な点についてのみ、質問をいたします。

まず、宿毛市での木質バイオマス発電と、ペレット生産についてであります。

宿毛市行政としての助成と、事業支援について、お伺いします。

この事業が年間に使用する原材料の素材は、9万9,000トンとなっています。山林に資源はありますが、それを安定的に、長期に搬出するための対策が重要であります。

そのためには、原木生産者とチップ製造業者と、発電等の事業者との連携が重要であります。

関係者による協議会をつくる方向性は聞きましたが、その運営方法は、極めて大切であります。

宿毛市行政として、円滑で発展的な運営をどう支援していくかをお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、循環型自然エネルギーの普及について、木質バイオマスの活用と、その中で宿毛市としてどのような支援をするのか等の質問をいただいておりますので、順次、お答えをさせていただきますと思います。

木質バイオマスを活用していく上で、原料となる材料を確保することは、大変重要でございます。木材の買取価格につきましても、事業者と林業関係者との協議によって、決定するものであると考えており、その話し合いは、これからなされていくもので、現在のところ、市として、買取価格等への支援は考えてはおりませんが、また、林業振興事業の間伐に対する助成事業、あるいは森の工場活性化対策事業や、緊急間伐総合支援事業がございます。

このように、木材資源の有効利用を促進する

ために、このような事業を積極的に活用し、支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、木質バイオマス事業を行う株式会社グリーンエネルギー研究所が、これから森林組合などの関係団体に対し、具体的な協力要請をする予定であり、循環型自然エネルギーとしての木質バイオマス事業推進のスタートラインに立ったところでございます。

議員が言われますように、林業関係者や事業者等が相互連携をしていくことは、重要でございます。

幡多の林業関係者等で構成されている協議会等、幡多流域林業活性化協議会、現在は休止中でございますけれども、こういうものもございますので、関係機関と協議する中、組織の立ち上げについても、今後、検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から答弁をいただきましたが、その中で、原木生産者への助成、これは今のところ、するつもりないというような話を早々と聞きましたが、私は、これから先、この市長が言われました三者、搬出業者と発電業者、そしてまたチップ製造業者、この三者、手をつないでやってもらわないかんけど、ある面では、利益が、利害関係が生ずるという面もありますので、その中でも、原木の供給が非常に大事な問題ということですので、最初からどう、と言わなくても、もしそういう協議とか、いろんな場で、材価の低迷とか、いろいろな部分があって、大変な事態になる可能性もあると。そういう場合には、市のほうでバックアップしていかないと、原木生産が続かないんじゃないかと思うわけです。

市長、今、話したように、助成をしないという断言的な言い方ではなしに、今後の推移を見

て、これをどうしていくのか考えていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども申しましたように、いろんな形が今後、想定されるわけですがけれども、市としては、現在の市の制度の中で、支援してまいりたい。今後については、さまざまな状況の中で、検討していくべきではないか、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この事業は、今が船出でございます。非常に先がわからないという面がありますので、今、市長から答弁ありましたように、今後の推移によって、行政としての支援も含めた判断をしていただきたい。検討するということですので、それを待ちたいと思います。

次に、宿毛市における木質ペレット利用促進策について、お尋ねします。

木質ペレットについては、流通ルートで販売ができますが、この宿毛市でも、利用も大きく広げていくべきだと思います。

けさの新聞にも、このペレットが輸入してくるんじゃないかというような記事が載っておりましたが、私はそういう面も含めて、いろんな物を地産地消という言葉は使いますが、このペレットにつきましても、地元でつくったものを地元でできるだけ多く使う、こういう取り組みが必要であります。

この面で、当面、考えられるのは、園芸ハウスにおける利用についてです。この普及策、助成も含めてどうするか、お聞きします。

もう一つは、暖房用のストーブ、ペレットストーブですね。これを使うことについて、この

普及策と助成、これについてどう考えるか、この2点についてお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ペレットの利用促進という形の中での御質問でございますけれども、まず、農業者個人に対する補助事業はありませんけれども、森林組合や農業協同組合、あるいは法人などが事業主体となり、園芸ハウスや温泉施設を木質バイオマスへの転換をするための施設整備を図るための事業として、木質バイオマス利用促進整備事業がございます。

本市としても、このようなエネルギーを、普及という観点から、このペレットが安価で、安定した、循環型エネルギーの普及という観点から、ペレットが安価で安定した供給が可能となれば、市内各ハウスでの利用促進を図っていきたい、このように思っております。

まずは、農業協同組合など、関係機関と協議の上、園芸ハウス経営者などに対して、木質バイオマスの利用によるさまざまな効果等について、また補助事業の活用方法について、講習会を開催するとともに、個人用の暖房器につきましては、循環型エコエネルギーとしての効能などの啓発活動や、そして公共施設の整備の、設備の転換を図ることも検討する中で、ペレットのさらなる普及促進に取り組んでまいりたい、このように考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は今、法人への助成ならできるといってお話がありましたが、いろいろな農業団体においても、法人とまでいなくても、組合、そういう協働組織等をつくって、いろんな補助を受けたりしております。そういう場合も含まれるのかどうか、お聞きしたい。

それから、もう一つは、さっき話しました暖

房用のストーブですね。暖房用木質ペレットストーブ、これについて、どう普及していくのかのお返事がなかったので、お聞きしたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

担当課のほうからお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 浅木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど言いました法人につきましては、登記された事業体であれば含まれます。当然、農業協同組合、森林組合等も含まれます。

以上でございます。

失礼しました。

個人用の暖房については、補助事業はございません。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 農業の法人ないしは組合等についての説明は、今、いただきましたので、了解いたしました。

それから、ペレットストーブについての補助はないということですので、これは他の市町村でもやっている例等もあるようにも聞いているわけです。ストーブそのものをつくることについてですね。そういうこともありますので、今後、また研究していただきたいと思います。

次に移ります。

太陽光発電について、お聞きします。

太陽光発電への助成を、去年初めて予算化して、実行したわけですが、私の聞くところでは、好評だったと聞いておりますが、この実績がどうであったかの御説明。

特に、また助成を受けた利用者の評価はどうだったか、こういうことも含めて、御答弁お願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市の住宅用太陽光発電システムの設置補助金の、平成24年度の実績ですけれども、公称最大出力10キロワット未満の発電システム設置者に対し、1件当たり3万円、これはキロワット/アワー単位で4キロワットを上限として、10件で、合計115万8,000円を補助金として交付いたしました。

当初予定の10件を超える19件の申し込みがあり、抽せんとなりましたので、抽せんに漏れた方や、申込期限を過ぎての問い合わせも多く、太陽光発電の普及促進のために、さらなる予算の拡大を望む声が、多数寄せられました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長のお話では、非常に好評だったということであります。

今年度につきましては、去年の2倍の金額を予算化するとされておりますが、去年の19件ということからしたら、これでもまだ足らんぐらいになってくるんじゃないかという心配もするわけです。

なお、これにつきましては、積極的にアピールして、知らせていってほしいと思います。

次に、今年度の助成の取り組み、この中で私が以前、質問いたしました取り扱い要綱の問題ですね。取り扱い要綱をもっと早くこしらえてもらいたかったとか、いう意見がありましたが、あれが7月ごろになりましたので、それは、今年、去年のがあるので、引き続いてやっていけると思いますが、その要綱の中の第3条の1、これについて、私は撤廃してもらいたいと、この席で訴えたわけですが、検討するということになって、まだお返事は聞いておりません。

この条項につきましては、四国電力、この場合だったら四国電力ですね。電力会社と売買契約があったら補助対象にならないということ

でございましたが、今は、必ずしも電力と売買契約を結ばんづつ、蓄電型の取り付けをしている。自分のところで使う電気を、太陽光で起こった昼間の電気を、蓄電器にためといて夜使う、雨天の日に使う、こういうところもあるわけです。

こういった面も含めて、この1項については、撤廃してもらいたいと思いますが、市長の考えをお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の質問にお答えをいたします。

昨年9月議会でもお答えさせていただきましたとおり、国の補助要綱に準じて、本市の要綱も制定していること。売電した場合、しない場合を比較したときに、売電をした場合は、システムで発電した電力は、近隣の方も使用することとなりますが、売電しない場合は、システム設置者のみが使用することとなりますので、現段階での要綱改正はいたしません、国や他市町村の動向を見ながら、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 要綱は、国に準じたので変えないという答弁でございますが、国に準じていいものもありますが、やはり国より先にいいことをやっていくというのも、地方自治体の一つの方法であります。

国のやるとおりやればええというのではないと思いますので、今後、考えていただきたい。

次に、蓄電型発電の、蓄電設備への助成を求めます。

この蓄電方式というのは、昼間の発電の未使用分を蓄電し、夜や雨天時に利用、災害等で停電時にも、電源が確保できるという利点があるわけです。

こういう蓄電方式の場合は、無駄なく使えるという面があります。

例えば、太陽光による自家発電の電力を、自家消費または電力会社に売る。会社は、これを固定価格で買い上げるように義務づけられているわけでありませぬ。

しかし、この買い上げた電気は、必ずしも生かされているとは限られませぬ。

高電圧は、変電所で下げられ、地域に配電されますが、家庭用で起こした電源につきましては、柱状変圧器、トランスですね。電柱についているトランス、ここまではかえりませぬが、これから上へ、ボルト数の高いものについては、伝わって行かないということで、隣近所へは分けられるけれども、そこで全部、それ以上には、600ボルトとかには上がっていかないと。元に戻せないとこの面があるわけだ。

だから、せつかく42円で買うても、その周辺全部が太陽光発電になった場合は、42円で買ったものは、全部捨ててしまうと、こういう結果に、現在はなっているわけだ。

メガソーラー等の特殊な、つけた場合ですが、家庭用の電気はそういうシステムになっております。

こういったことから、無駄なく電気が使え、こういう使い方こそ、蓄電型。自分のとこで起こしたやつを、自分とこで使うて、その足らぬ分を電力から買うという、こういう方式、蓄電型が一番、無駄がないわけだ。

そういった面で、この蓄電池、これから普及していくと思ひます。蓄電型が。こういったものに対する助成も検討していただきたい、この点について、どう考えるか、市長にお尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

浅木議員から、蓄電システムの推進について

の御質問をいただきました。私も十分知っている内容もあるわけだ。ございませぬけれども、昨年の9月議会でも、お答えをいたしました。蓄電池の低廉化、あるいは蓄電システムの開発の進み中だ、既に国の補助事業、これ3分の1になるわけだ。けれども、開始されておりますので、この蓄電システム導入に関する普及推進も視野に入れる必要があると思ひておりますけれども、現段階では、国や他市町村の動向も踏まえながら、適時、判断してまいりたい、このように考えておりますので、どうか御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 蓄電型につきましては、今、市長から答弁いただきましたが、これから定着してくると思ひますので、さらに研究を進めて、必要な対応をとっていただきたいと思ひます。

次に、災害避難施設への蓄電型太陽光発電の設置についてであります。

災害避難施設では、停電の場合、エンジン発電で対処するが、いずれ燃料切れになってしまいます。東北の震災でも、燃料がなくなって使えなくなったと、こういう原動力がなくなったという話も多々あったわけだ。

そうしたことから、避難所に蓄電型太陽光発電を設置しておけば、電源確保で避難者の避難所暮らしがよりよくなると思ひます。

そういった点から、この避難所への蓄電型太陽光発電の設置を検討していただきたいと思ひます。

市長はどう考えるか、お尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

災害発生時に、地域住民が集まる避難所や、あるいは防災拠点には、停電への備えは必要と

考えております。

今後、防災対策を進める中で、太陽光発電や蓄電設備、自家発電設備など、何らかの電源確保の対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、応急救助や医療活動等の広域防災拠点となる総合運動公園におきましては、高知県により、自家発電機などの整備が予定されております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 蓄電型太陽光発電の問題につきましては、今、市長から、今後この問題も含めて、待避所での対策を考えるということですので、それを待ちたいと思います。

次に、大きな2番目の問題で、生活保護行政についてであります。

その1番目に、保護基準の維持向上について、お尋ねします。

生活保護基準額の切り下げをしない取り組みをしていただきたい。

今、政府が生活保護基準の引き下げをしようとしていることに対して、多くの市民から不安の声があがっています。

この引き下げによって、生活保護の家庭はもちろんのこと、一般家庭の暮らしにも大きく影響が出てきます。

今、政府が打ち出している見直しの内容は、今年度から3年かけて6.5%も削減しようとするものであり、これを額にすると、町村部に住み、2人の子供を育てている40代の夫婦で、月額1万5,000円もの減額になります。

現在の基準額でも、憲法で定められた健康で文化的な最低限度の生活とは言いがたいのに、さらなる切り下げは、動物的生存水準となってしまいます。

社会的弱者の生活を悪化させる生活保護基準

額の切り下げに反対し、現状の維持、さらには向上を目指して取り組みを求めます。

市長の考えをお尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保護基準の維持向上についての質問であります。この保護基準の見直しにつきましては、国の平成25年度予算案が示されており、ことしの8月から3年程度で、段階的に減額される見込みとなっております。

保護基準につきましては、生活保護法で定められており、宿毛市が独自に決定できるものではありませんが、生活保護制度に関する国と地方の協議等も開催されますので、保護の基準だけではなく、制度や運用、国の費用負担等につきましても、市長会と足並みをそろえていきたいと考えております。

私自身は、生活保護受給者も含めて、市民の生活を守らなければいけない立場であります。受給者の方が生活に困窮するような保護費の切り下げであれば賛同できませんが、先ほど申し上げたように、動向を見ながら、市長会等と足並みをそろえていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の基本的考え方として、こういう切り下げには反対だというような意味の答弁をいただきましたので、それはそれとして、受けとめております。

けど、実際には市長会、そういうところで議論して、どうなっていくか決めていくということですが、できることならば、市長、そういう場へ出たときに、こういう基準切り下げに反対するような方向でのものを言ってもらえたらと思うわけでございます。

この基準の切り下げは、先ほどちょっと触れ

ましたが、最低賃金とか、就学援助、非課税、それから保育料、国保料、そういったものを含めて、いろんなものに、この生活保護の基準というのは連動してくるわけでございます。

一番わかりやすいのは、毎回、ここでも議論しております就学援助ですね。宿毛の場合は、市町村によって違いますが、生活保護費の130%以下の収入の人に対しては、就学援助と決めているところ。宿毛のように、生活保護基準の100%というふうに決めているところ、いろいろあるわけですが、それ全て生活保護基準が土台になっているわけです。

そういった面から、こういうものに影響を与えてくるということがありますので、今後とも生活保護基準の切り下げについては、できることなら反対するような方向で臨んでもらいたいと思います。

これ以上の答弁は求めません。

次に、必要な人が受けやすい行政対応についてでございます。

宿毛福祉事務所の相談者への対応は、10年前と比べては、随分よくなったと思います。今後とも、生活保護の申請を求める人の申請意見を尊重し、相談者が相談しやすい、親切な対応を心がけていただきたい。

特に、今、問題になっている扶養義務者の証明は、申請者の諸般の事情を十分に把握し、無理な提出をさせないように、求めます。

この点について、市長の考え方をお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保護を受けやすい行政対応の件につきましては、申請書を渡さないなどの行為は、当市では一切行っておらず、相談の段階から、親切で丁寧な対応に努めておるところでございます。

そして、扶養義務者からの書類の徴取に関し

ましては、生活保護法に基づき、適切に実施しているものであり、保護の実施上、必要なものであるため、保護受給者、申請者に対して、丁寧に説明を行い、理解を求めるよう、努めております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほどの質問で、もうちょっと具体的に言うたらよかったと思いますが、この扶養証明ですね、これについては、市長、今、話されたように、生活保護法の中で、こういう規定になっているので、これは出さないかんということは、私も重々わかっているわけです。

ところが、人によって、これを出すことによって、実生活に大きな打撃が出る場合があるわけです。

私も経験ありますが、ドメスティック・バイオレンスですね。こういったことから避難して、住民票をとらずにきているような人、こういう人が、身内にどこにおるということがわかったら困るわけです。

そういったことも含めて、その扶養関係にあったとしても、その人の身上が明らかになってしまうような場合には、緊急避難的に、そういうものはとらずにやれる方法があると思うわけです。

そういった面で、そういうことのないようにということをお願いしたかったわけですが、市長、このことについて、わかっておれば答えていただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ただいまの質問の答弁は、福祉事務所長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 浅木議員さんの、扶養義務者に対する、扶養義務者からの書類の徴取の話があったわけですが、DVであるとか、そういうふうな、いわゆる扶養義務者になり得る方に対して、そういう不利益がないようにということですが、十分、そういうことには配慮しながらやっております。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の件につきましては、各地で問題になっているということから、提起させてもらったわけですが、今、福祉事務所としては、そういう点に配慮して、取り扱いしているということですので、そういうことであれば、宿毛では問題が発生しないという確信を得たので、この件については、今の答弁で了解いたします。

次に、生活保護費の使途の問題でございます。これにつきましては、生活保護費の使途は、世帯の生活維持に自由に使える、こういうことはもう、裁判でも明らかになっているわけでございます。

しかし、その使用内容にいろいろ、重大な問題がある場合は、ケースワーカーが指導するというようなことを、現在もしているのではないかと思います。

先般、兵庫県の小野市で、生活保護受給者のギャンブル禁止条例、こういったものがつくられたわけでございます。

これは、市民に生活保護受給者がパチンコ等に行っている場合に、見つけたら通報してもらって、福祉事務所に配置した警察官OBがかけつけて調査する、そういうことをやっているようでございます。

この生活保護費については、生活維持、向上に使うということですので、私もそういうギャンブル等に使うことについては、ふさわしくな

いと思いますが、この兵庫県の条例では、このことによって、例えば保護の廃止まで検討するような内容になっているわけです。

ここで私が言いたいのは、このギャンブル、生活保護であろうが生活保護でなかろうが、ギャンブルに凝るということは、適当かどうかわかりませんが、依存症に、医療用語で言うならば、依存症になっているという人がおるわけです。もう金がなくなっても、パチンコなり、そういうものにいかなければ、もう自分がおれんというような、全ての金を使い果たすというようなことも聞いたこともあるわけでございます。

生活保護世帯の人でも、そういう人がないとも言えません。そのことから、私は、そういう依存症になっている人に対しては、ただ厳しくということじゃなしに、これは依存症から脱却する、医療的措置があるようでございます。こういったものについて、個人に対する、そういう圧力という言葉が適当かどうかはわかりませんが、いろいろな、廃止するぞとか、いろいろなことじゃなくて、医療的措置で、この依存症から脱却できるようにするべきじゃないかと思っております。市長はこのことについて、どうお考えか、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、保護費の使途についてでございますけれども、保護費のうち、毎月の生活費などは、基本的には、本人に対して、金銭給付を行っており、本人がその生活費の中でやりくりをするものですけれども、病気等で判断能力がない方については、社会福祉協議会を通じての金銭管理をお願いするなど、被保護者の状況に応じて、対応をしております。

そして、アルコール依存やギャンブル依存で、金銭管理ができていない、できない受給者の場合は、必要な治療を行う必要があるため、必要

に応じて入院治療の助言を行ったりします。

ただし、そのような場合でも、担当ケースワーカーが被保護者の保護費を預かり、支払いなどを代理で行うことは不可能であり、全ては福祉事務所の責務で行うことは無理があるため、扶養義務者や施設担当者等に協力を得て、対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の答弁で、こういう依存症にまで進んでいる人に対しては、それなりの対応をしているということでございますので、この点で了解いたします。

次に、漏給の防止対策についてでございます。払うべき人に払われないという意味でございます。これについて。

生活保護基準以下の収入でありながら、申請できていない人は多数あり、現在、必要な人の2割程度しか受給できていないのが現状であります。

尾崎知事も、我が党県議団が求めた漏給対策について、必要な方が保護を受けられないようなことがあってはならない。必要な人が受けられるよう、取り組むと答弁しております。

こういったことから、生活保護制度の内容はわからない、手続の仕方がわからないという市民が、まだ宿毛にもいると思います。現に、生活保護を受けている人の状態を見て、私の収入は、私が働いた収入は、生活保護の人より低いのに、あの人は働かんと余計もらおうというようなことを言う、そういうことを言っていたという話も聞くわけです。

これは、本人の知識不足ではないかと思うわけです。生活保護基準に働いた金額が足りなければ、その足りない分を生活保護申請して、給付を受けると。年金もそうであります。年金で基準額に達しない場合は、年金を受け取って、

その不足分を生活保護を受けるということができないわけでございます。

働いていたり、年金をもらっていたら、受給資格がないような錯覚を起こしている人も、中にはおるわけでございます。

こういったことから、生活保護制度を、広報等で、市民に広く知らせていただきたい。また、それとともに、この生活保護受給権が市民の権利であることを、十分に知らせていただきたい。この点について、市長の考え方をお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活保護を受けることのできる条件の方が保護を受けていない、いわゆる漏給の防止対策についてでありますけれども、平成24年の6月議会の答弁のとおり、生活保護制度につきましては、宿毛市のホームページにおいて、制度の概要を掲載しておりますし、御相談等がある場合は、福祉事務所や、お住まいの地域に、民生委員さんがおられますので、お気軽に相談いただけたらと考えております。

さらに、生活保護につきましては、さまざまな事情で、生活に困っている方に対して、その程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自分で生活していく力をつけるための援助を行う制度であります。

相談に来られた方に対しては、制度の説明を行う際に、申請する権利を有していることについて、説明を行っておりますし、先の答弁と重複しますが、生活保護制度につきましては、宿毛市のホームページにおいて、制度の概要を掲載しております。

どうか御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から、ホーム

ページ等でお知らせしているということですが、また、福祉事務所へ行けば教えてくれると、これは、私も十分わかるわけです。

しかし、そういうホームページを開いて見る状況にない人ですね。そういう人については、わからないので、今、広報はほとんどの家庭へ配られているので、こういったものにも、例えばシリーズ的に載せていただきたい。こういうものについて、こういう制度がありますよということを、載せていただきたい。

この点について、再度、もうちょっと、この部分についてのみ、答弁いただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほど、お答えいたしましたような対応をしているわけですが、けれども、今後、ホームページに連載的なものも含めて、掲載をという提言でございましたけれども、宿毛市の広報についてということですが、これにつきましては、さまざま、広報を編さんしていく、編集していく、そういうこと等の関係もありますし、内部のほうでよく検討して、そういう必要性があるかどうか、今の時点で。そのことについて、我々として、これから検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ぜひ、前向きに検討をしていただきたい、このように思います。

それでは、次に移ります。

3番目に、宿毛湾港の海上自衛隊基地化についてであります。

その1番目に、……………から、この議会に、海上自衛隊の潜水艦部隊や掃海艇舞臺を、宿毛湾港へ誘致を求める請願書が提出されています。

その請願の中に、海上自衛隊誘致の声が市民間で高まっているとなっています。

私は、今回の請願が初耳ですが、市長はいつごろから聞いていたか。また、市長にも誘致の要請があったかどうか、お尋ねします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、私が発言しました言葉の中で、宿毛商工会議所の会頭の名前を、タケムラアキラ氏と言ったようでございます。この面を、田村 章氏と訂正させていただきます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをさせていただきます。

宿毛湾港の海上自衛隊の基地化についての質問でございますが、宿毛商工会議所による海上自衛隊の宿毛湾港への誘致活動について、いつごろ承知していたかとの質問でございますが、昨年10月に宿毛市商工会議所の田村会頭とともに、海上自衛官の宿毛湾港への寄港促進の要請のために、防衛省を訪問した際、会頭より話が出されましたので、その折に話の内容を拝聴いたしました。

その後、本年2月13日に、宿毛商工会議所より正式に海上自衛隊誘致についての要望書をいただきました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長からは、昨年の10月に耳に入って、本年の2月に文書を受け取ったということでございますので、市長のほうへは、わかっておったということでございます。

さて、そうした中で、次に、これまでも宿毛湾へは自衛隊の艦船が一時的な入港を繰り返しておりました。宿毛湾港は、漁港であり、また商港でありますから、こうした軍用船の入港に

は問題点がありましたが、市民、県民の中にも、米軍艦の入港時のような抗議行動はありませんでした。

しかし、今回の請願は、海上自衛隊員の生活住居を建設するとともに、司令部調査、補給庫、弾薬庫、燃料庫までつくり、宿毛市を海上自衛隊の基地のようにするというものであります。

高知県知事は、これまで、宿毛湾の軍事利用に否定的な見解を出しておりますが、沖本市長は、エスカレートする宿毛湾港の軍事利用について、どのような見解を持っているか、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

エスカレートする宿毛湾港の軍事利用について、どう考えるかとの質問でございますが、これまで宿毛湾港には、自衛艦や米海軍艦船の入港の実績はありますが、隊員の休息や友好親善などのための寄港となっております、軍事利用目的の寄港はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 宿泊所までつくって、現に潜水艦が入ってきて停留する。こういう状況になってくると、まさに軍港化されつつあるという状況になってくるのではないかと思うわけです。

軍事利用ではないと言いますが、じゃあ日本全国で、市長のような考え方やったら、日本全国に自衛隊の軍事利用はないということになってしまうわけでございます。

私は、こういうふうに、常時、こういう自衛隊が停留する、こういう状況が既に軍事利用になっていると、なるんじゃないかという心配があるわけでございます。そういう面で、私とはかなり認識の違いがあるということはおわかったわけですが、市長は今後、こういった誘致につ

いて、きのう、宮本議員の質問の中にもありましたが、どっちの声に耳をかしげるといってもございました、きのう、おとといですね。そういう話もありましたが、市長は、市民の総意に基づいてという答弁があったわけで、この総意が、どこに総意があるのか。総意というのは、どこにあるのか、何を基準にして決めるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

海上自衛隊の部隊が宿毛市に駐留することについて、どのように考えるかということも含めての質問でございました。

これまでも、宿毛市においては、海上自衛艦の寄港誘致を官民協力して、積極的に推進してきた経緯がございます。

今回、宿毛商工会議所から宿毛市議会に対して、海上自衛隊誘致の要望書が出されておりますけれども、天然の良港である宿毛湾港を有効活用することによって、高速道路を初めとする社会基盤の整備促進を図り、物流や観光振興による地域経済の活性化のために、自衛隊の誘致を要望しているものであり、そのことが、直ちに軍港化につながるものとは考えておりません。

私も、自衛隊は軍隊ではない、このような認識もいたしております。

しかしながら、海上自衛隊の部隊が宿毛市へ駐留することに対して、不安を抱く方々もいるものと考えておりますので、今後、海上自衛隊が駐留することによる地域経済への波及効果や、災害における地域への貢献なども踏まえ、議会や市民の皆様と、十分協議を重ねる中で、検討してまいりたいと考えております。

市長の先日の答弁の総意とは何かということでございますけれども、私は、このような市民の皆様、議会や市民の皆様と十分協議を重ねていく中で、そういう全体の流れ、多くのそ

ういう意見を求めていきたいし、そういう中で今後の判断として、総意という言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 総意の問題については、今、市長なりの説明をいただきましたが、今、市長は、経済的効果があるということで、誘致運動は進んでいるということでございますが、一面では、そういう面もあるかもわかりませんが、私は、これには重大な問題があると思います。

この請願書では、瀬戸内海等は法的規制により、潜水状態で移動できないが、宿毛湾はそうした規制がないので、湾内を潜水状態のまま移動できるとしています。

このことは、宿毛湾内の海底を潜水艦が自由に動き回ることであり、宿毛湾の漁場を荒らされる可能性があります。

また、千葉県沖では、自衛隊のイージス艦「あたご」が、清徳丸に衝突し、漁師親子が死亡した事件のように、漁船との衝突事件が宿毛湾で発生する恐れも出てくるわけでございます。

また、自衛隊を潜水艦が頻繁に出入りするようになると、そのうち、米軍の原子力潜水艦も入港するようになる恐れもあります。

宿毛湾の放射能汚染にもつながり、漁業への大きな打撃が考えられます。

私は、宿毛湾の漁業を守るためにも、宿毛湾港を軍港化させるべきではないと思いますが、市長に、再度、この漁業を守る上で、この問題をどう考えているかお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

海上自衛隊の基地化による宿毛湾の漁業への影響につきましては、現時点でどのような影響が出るのか、把握できておりませんが、基地化

の方向が出された場合は、当然のことながら、宿毛湾の漁業への影響がないように、要請してまいらなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長は、宿毛湾の漁業に影響がないようにと、してもらおうというような意味の話がありましたが、私は、実際、軍艦が大量に入ってきたとしたら、そういうことにはならないということを、この目で、呉のほうでも、佐世保へ行ったときも、基地を回ってみてわかるわけです。

佐世保なんかも、ほとんど湾内に漁船は見当たりませんでした。もうほとんど軍用船、そういうものばかりで占領というか、埋められているわけです。

朝の市場へ行ってみても、さほど、宿毛の市場みたいに、にぎわいのある魚の市場にはなっていない。漁業はすたれていくという状況を見てきたわけです。

こういったことから、この相手方に漁場を荒らさないように、壊さないようにという要望だけでは解決つかん問題があるわけです。

こういったことから、一旦入ってきだすと、次から次へ入ってきて、宿毛湾はもう漁港として成り立たなくなる、そういうおそれも出てくるわけでございます。

そこまで考えた、先を考えて、この誘致については、対策を持ってもらいたい、このように思うわけですが、市長、もう一度、見解をお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

漁業者の影響が想定されるのに、そういう先を見越した判断をすべきではないかという質問をいただきましたけれども、当然のことながら、

漁業に悪影響があるという形の中では、漁業者の皆さん方も、それは賛同しないでしょうし、そういう全体の話し合いの中で、このような取り組みについては、進んでいくものというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の答弁は、影響が出るようであれば、漁民が反対するだろうというような考え方の話であります。私はこれは、行政のさきに立つ者として、非常に、それでいいのかなど。

じゃあ、漁民が黙っておけば、漁場が荒らされる状態であっても、どんどんこういうものを入れていくのかという危惧を感じるわけです。

この問題については、これ以上、議論しても並行線になると思いますので、もうこれ以上、この問題については質問しません。

次に、校舎の改築と耐震化について、お聞きします。

この問題につきましては、この議会で多くの議員の皆さんが質問してまいりました。その中で、市長の考え方、かなりの部分がわかったわけですが、私が質問通告をしてあった中でも、重複する部分がありますので、その中の大事な部分だけ質問いたします。

まず、市長は、子供の命を危険にさらす津波浸水地帯への新築に、なぜこだわるのかということですか。

この理由については、新築をしないうちに地震が来たら倒れるかというようなことでしたが、それよりも、この津波対策、これが非常に大事であります。

議会からの要望に基づいて、9月に予算化して、そして高台も3カ所見つかったと。この3カ所のどこにするかは、それぞれ執行部の判断でございますが、その3カ所も見つかって、こ

れから最もつくりやすいところへしていくんだらうかと思っていたら、全部だめ。元のところへ、とりあえず建てると。

このとりあえず建てる割には、20数億かけて、数年使う学校を建てるということについては、非常に疑問があるわけです。議会の指摘するように、耐震対策として、それであと安全なところへ建てるということが望ましいと思うわけです。

この浸水地帯へ学校を建てる理由について、再度お聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

津波の浸水地域である現地に、宿毛小学校を新築するのはなぜかという質問でございました。

この点につきましては、先に質問していただきました議員の皆様にも、答弁させていただきましたが、私としましても、学校施設については、高台に建設することが望ましく、高台への移転を目指していきたい、このように考えております。

しかしながら、高台移転には時間がかかることが想定されており、その間の子供たちの安全、安心を担保するためには、現在地での建設しかないとの判断でありますので、どうか御理解をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今度の議案にも、高台をつかって、そこへ学校を建てる、将来建てるための調査予算と、現在の宿毛小学校の近くへ建てる、この二つの議案が出てきているわけでございます。

同時に、高台へ、これから先、10年単位の間、宿毛小学校を2回も建てかえる、こういうことが実際、許されるんだらうかと私は思うわけです。

咸陽小学校にいたしましても、大島小学校に

いたしましても、宿毛よりもっと海岸線にある。もう宿毛小学校が、今の市長の言うところで新築になった場合、それよりも咸陽小学校、大島小学校、これを先に高台へ建設してくれという要望のほうが強くなって、宿毛小学校を萩原の高台へ建てるということは、いよいよ実現困難になるというふうに私は判断するわけです。

そういった面から、市長はとりあえず、ここへ建ててということでありませぬけど、こういう状況から見ると、もう本当に高台へ建てるつもりかなど。高台は諦めても、ここへ将来的にずっとおけるような施設ということで考えているんじゃないかと思うわけです。

この短期間に二つの、同一学校を2回も建てかえるということは、可能だと本当に考えているのか、そのところを市長にお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

る質問していただきました中で、10年間に宿毛小学校を2回建てることは可能なのかという質問であったと思います。

この点につきましても、重ねて答弁しておりますように、宿毛小学校を高台目指していきたいという方針に変わりはありませんけれども、高台が整備できたとしても、そのほかの学校や保育園などの他の公共施設の状況もありますので、そのときの状況に応じて、できるだけ速やかに高台への移転についても、判断をしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の答弁では、私がこれまで理解していた、1回、宿毛小学校を現在地へ建てて、その後、また10年後ぐらいの完成を目指して、萩原の高台へ建てるということがプランとしてでき上がっているということでないみたいな、今、答弁だったですね。

はっきりした、その時点で考えるみたいな言い方に、今、最後のほうはなったんで、このところは、本当に今後、萩原へ建てるということになるのかどうなのか、そのところ、もう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原の高台の造成、そしてその上に宿毛小学校を建設するというにつきましても、まだまだ、さまざまな要素を、先ほど申しましたような用地のことであるとか、あるいは、国の制度であるとか、あるいは宿毛市の財政状況であるとかいう形は、ずっと議会でも、そして代表者の皆さんの説明でもさせていただきました。

そういう方向の中で、高台は、どうしてもこれは目指していかなければいけない、このような思いで、高台についても、当然のことながら、そこに学校を建設していく、そういう方向の中で、我々としては考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の言わんとすることはわかりますが、私は、これまでの説明から見て、非常に内容が変わってきたというふうに思います。

あそこへ建てるまでの仮の建物という考え方で、今度、宿毛小学校、これ耐震化では、骨組みは耐震化できても、全体的な耐震化はできないから、危ないというようなことで、とりあえず小学校、町の中に建てるという話でしたので。基本は高台というふうに聞いておりましたが、今の市長の話では、これからの財政問題含めて言うたら、こういう話をしてくると、もう建てる必要はないというふうに、私には受け取れるわけです。

こういった提案の仕方、それ自体にも非常に疑問が残るわけです。

特に、小学校の保護者の皆さんの、津波、震災はいつ来るかわからないと。今、耐震ができてない学校では困るということで、耐震対策を求めている部分もありますので、そういった面で、まず子供の命を倒壊から守るということは、必要なわけです。

市長の言うように、これから四、五年かけて小学校ができるとしても、その間は今のままですわね。ということになるわけですので、次の学校耐震化の問題と絡んでしまいますけれども、保護者が、そういうふうに、宿毛市内の全部の学校をまず耐震化してくれという強い要望を持っておりますので、これは市長からの説明ありました、平成27年度ですか。文部省のほうから、2015年度までに完了しなさいというふうな数値も来ており、新聞でも、清水と宿毛はおくれているというふうに書かれているわけでございます。

この学校の全体的耐震化について、市長のプランより早めて、2015年度までに文部省の指示どおりやれるように、前倒しできないか、このことについて最後にお尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、平成27年、2015年ですけれども、までに可能なのかという、また宿毛小学校と松田川小学校の、可能なのかということでございます。

統合校舎建設予定の宿毛小学校と松田川小学校以外の施設については、平成27年度までの耐震化を目標に、耐震化スケジュールを策定し、その取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長から、27年までと。松田川と宿毛以外はということですが、主に松田川、宿毛の皆さんからは、耐震を求める

声が、この間の説明会でも出てましたし、4年間のうちに津波が来たらどうするよと、地震が来たらどうするよという話もございました。

もう、本当だったら、今まで、早いうちに耐震対策はできていなかったらいかん。私も、去年、津のほうへ視察に行ったときに、もうあそこらについては、全部、耐震化が済んでいるというふうに聞いたわけですね。

新聞にも出ているように、高知県はおくれちゅう。その中でも宿毛はおくれちよるという状況の中で、保護者が耐震化を、とにかく耐震化をしてくれと言うて求めているわけですので、松田川につきましても、耐震化をするべきじゃないかと思いますが、これも組み入れて、早いうちにする考えはないか、お尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えを申し上げます。

松田川小も、耐震化を行うべきではないかという御質問でございます。松田川小学校と宿毛小学校は、再編計画の中で統合していくという方向性を明確に出しておりますので、我々としては、そのような方向の中で、宿毛小学校を改築をしていく、そういう形で、この耐震化に対しては、対応をしていく方向であります。

そういう考えでございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の今の考えは聞きました。それぞれ学校の保護者等の要望には、強いものがあるということは、御承知のとおりだと思うわけです。

ことによったら、再編それ自体についても、反対運動が起こってくるかもわからんというような声さえ聞かれるわけです。

そういったことも含めたら、やはり保護者の意見をよく聞き入れた、今後の対処というものは必要でないかと思えます。

もう、これにつきましては、時間も押してまいりましたので、これ以上、質問いたしません。

続きまして、学校教育における暴力の一扫について、教育長にお尋ねします。

この問題につきましては、12月議会でも提起し、教育長の基本的な考え方をお聞きしましたが、1月に入って、大阪市桜宮高校の事件が全国的に問題となりましたので、改めて確認させていただきます。

1番目に、学校教育における暴力の合理化を認めない意識づくりをどう進めるかについてであります。

法律上は、教育現場での暴力は、全面禁止となっています。にもかかわらず、先生が生徒に暴力をふるうことを体罰と言います。この言葉は、教育界でも、またマスコミ用語でも定着していますが、私はこの体罰という言葉は、教師による生徒への暴力を合理化するための言葉になっているように思います。

教育長は、この体罰という言葉はどう捉えているか、お聞かせください。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 浅木議員の御質問にお答えをいたします。

体罰という言葉について、どういうふうに捉えているかということですが、議員のおっしゃるとおり、学校現場であるとか、そういう組織の中で、体罰という言葉が使われておりますし、社会的な体罰という言葉は、余り、私のほうでは耳にしておりません。

例えば、せんだって起きました時津風部屋での力士への暴行というようなこともありましたし、その次の年でしたか、トヨタ自動車のほうでの販売員に対する暴行というようなこともあったというふうに記憶はしております。

そういうところでは、暴行というような言葉を使いますが、現在は、学校現場の中では、体

罰という言葉が使用されているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この体罰ということは、学校だけかと思うたら、今、教育長が言われましたが、ほかでも体罰という言葉を使う。最も新しい問題としては、オリンピックの柔道の中で、これはやっている人は大人ですわね。大人同士で、監督も大人、選手も大人。大人が大人をたたくという状況の中でも、これでも体罰という言葉が、マスコミでそのまま使われているわけですね。

もし、市長なり教育長なりが、自分の意に沿わんことをした部下、職員をたたいたとしたら、これは体罰にはなりませんわね。もう即、暴力と。職場内であっても暴力。それが程度によって、パワハラという横文字で表現されることもありますけど、もう活字になるとしたら、暴力、暴行、こういう言葉になると思うわけです。

これが教育界、教育関係機関でのみ、体罰という言葉で表現されるということは、この先生が子供をたたくことを、ある一定、認めた言葉にもなっているんじゃないかと思うわけです。

こういった面から、今、教育長も言われましたように、この暴力一扫の意識をどうつくっていくか、こういった面について、お聞かせ願いたい。

それとともに、もう一つ、この大阪での事件があった後、この先生の暴力問題について、県教委等から何らかの、それから文部省から、こういうものをどうすることについても、通達なり指示があって、それに対して取り組みをしたかどうか、あればお聞きしたい、このように思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 御質問にお答えをい

たします。

体罰の概念につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

平成24年度の第4回議会で、浅木議員の御質問にもお答えをいたしましたとおり、学校教育法で、校長及び教員は、体罰を加えることはできない、このようになっております。

私も、体罰は許される行為ではないというふうに考えております。

また、管理職を通じて、法令遵守につきましては、たびたび指導をしております。教職員もその認識を浸透しているものと考えております。

今後も、校長会や学校訪問を通じて、体罰は許される行為ではないということも含め、法令遵守を徹底するように、指導を続けてまいりたいと考えております。

また、平成24年第4回議会以降に、体罰についての新たな取り組みとして、高知県を通じて、文部科学省から、児童生徒に対する指導における体罰の根絶について、通知が1月にありました。教育委員会といたしましても、体罰を根絶するように、各学校に通知をしております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） こういう通知がもうあったようですので、それに基づいて、体罰、いわゆる暴力をなくすようにしていただきたいと思っております。

なお、この学校での先生の暴力、これはなかなか表面化しにくい分もあるわけです。こういったことを、どういう認識で把握するか、宿毛市教育委員会として、どう把握するか、そのことについてお聞かせ願いたい。

私は、この暴力は法律違反ですので、これはこういう事案も発生させたら、当事者がきちんと報告するということが必要ではないか。思い余ってたたいてしもたとか、そういうふうにし

てもらわないと、保護者から、こういうことは、子供がされたというて、例えば校長なり教育委員会のほうへ話がやってきたときに、そんなことは聞いておりません。ないと思いますみたいな話をして、問題が大きくなって、最後にはありましたみたいな話になっていくのは、私はいかがなものかと思うので、これは社会的問題に、新聞沙汰等になる、ならんは別にして、そういう子供への暴行を行ってしまったら、それはそれできちんと報告をする。教育委員会も把握しておく。それに必要な措置はとる、こういうことをしてもらいたいと思います。

このことについて、どう考えるか。

なお、いじめ問題については、12月議会で、いじめ、それからアンケートについてはやると、必要に応じてやるということでしたので、それはきょうは質問しません。

今、話した分について、答弁願います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、学校における体罰というのは、絶対にこれは起きてはならないというふうに、私も考えております。

暴行行為について、発生した場合、重大なことについては、事案ごとに学校から報告させるようにしております。

また、軽微なもので、学校ですぐに対処できるものなどについては、学期ごとに報告を受けております。

また、学校は問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応するべきであると思っておりますし、事例があったときには、何をおいてでも、教育委員会のほうに報告をしてもらうようになっております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 教育長の答弁いただい

た分は、非常に大事な部分ですが、私は、そういう暴力を、校長先生も誰も見よらん、管理職も見よらんどこで起こしてしまった場合に、その起こした先生自身が、管理者に知らせないと、むしこんだいうか、表に出んことがあるので、私は、先生に、そういう事柄を起こしてしまった先生に、ちゃんと管理者等に報告して、教育委員会も把握できるようにしてもらいたいということなわけです。これについては、そういう問題を起こした先生がすぐに報告するというものについては、どう考えるかお聞きします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、体罰というのは、閉鎖された空間で起こることが非常に多いですので、そのような場合については、当事者の先生が、直ちに管理職、校長、教頭なりに報告するように、それは各学校に通達しておりますし、そのようなシステムは、宿毛市内の学校には行き届いておると認知しております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、明快な回答をいただきました。そういうことであれば、宿毛市の中では、こういった暴力、体罰というようなことがむしこまれると。言葉は適当でないかもわかりませんが、隠される、こういうことはないものと私は信じております。

この教師の体罰問題につきましては、教師のあせり、余裕のなさが、暴力事案や精神疾患の温床となっているわけであります。教科、部活とも、短期の成果主義が事案の根源になっている、こういうふうにも私も認識しておりますし、マスコミでもそういう捉え方も非常に多いわけでございます。

今後、先生同士が話し合える学校づくり、また教員配置も十分とれるように、教育長のほう

で、ひとつ今後、これからまた努力していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時01分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問に先立ちまして、東日本大震災3年目を迎えました、悪夢のような3月11日、本会議開会の朝の高知新聞のコラムに、次のような一首が載せられていました。

「生きねばと 仮設のそばの 荒地借り 記憶たどりて 野菜種まく」

被災された方々の御冥福と、一日も早い復旧復興を念じ、13番、一般質問をします。

1番に、一時避難場所になる学校高台への避難道路、桜町沖須賀線の整備について。

2、市街地における被災場所の経路について。街区において、災害時における高台や学校への避難経路、幹線経路は、現在、一部の区間において非常に狭く、有事の際、非常に支障が出るものではないかと懸念されているが、平成23年度第1回定例会で、付託、議決がされたことには承知の上で、今度の整備方針について、市長の見解をお聞きします。

1回目の質問。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市における市街地エリアの人口は、約2,500人で、高齢化率も宿毛市の平均値と比較

して5%高い状況でございます。

このような状況を踏まえ、中心市街地活性化の手始めとして、防災減災を目的とした安心安全なまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

宿毛小学校前から、沖須賀地区へ至る桜町沖須賀線は、一部区間約50メートルが非常に狭いため、歩行者と車両の通行時などは、危険な状況であります。

また、この道路は市道であると同時に、都市計画街路としても位置づけられており、市街地の重要な幹線です。

この路線は、平成23年第1回定例会において、中心市街地活性化計画の見通しがつくまでは、執行を凍結するという付帯決議がなされた経緯がございますので、中心市街地活性化基本計画の策定作業を進める中で、事業の妥当性を再度検証し、整備に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

桜町沖須賀線では、少し大きな地震が来ましたら、崩壊するおそれのある家屋が本町から真丁の間に何軒かあります。その中で、特に古い建物は、築90年を超えています。

津波警報が発令されたら、歩いて5分以内に高い建物に避難せよとの国の指針もありますが、町の中には、高層ビルはありません。足腰の弱い老人たちが多数生活しています。

また、真丁のアーケード街もそれに漏れず、修復しなければ、地震が来た場合には、とてもつような状態ではありません。しかし、これもなかなか思うようにははかどっておりません。

それから、上町線と中須賀線以外は、非常に狭い対面道路であり、老人をおんぶしたり、手を引っ張りして、学校や忠霊塔などに避難誘導

は不可能です。やはり車以外に搬送の手段もございません。しかし、今の状態では、狭い道は完全に遮断され、通行不能になることは明らかでございます。

市長は、どのように考えているか、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市街地のそのような建物であるとか、高層の建物が少ないだとか、古い建物が多いとか、道路が狭いとか、そのような状況というのは、本当にそのとおりだというふうに思っております。

そういう原点のところから、先ほど申しましたような策定作業を進めていく中で、その事業の妥当性、再度、検証して、整備に向けた取り組み、これを実施してまいりたい、図ってまいりたい、このように思っておりますので、そのような認識は、そのような形で受け取っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） もう一つ、避難道への看板、誘導路の設置などは、考えておるでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

総務課の危機管理係のほうで、各地域で、地域の座談会を行って、細かくその地域地域の、そのような要望等を聞く中で、そのような防災対策についての検討をしているところでございます。

まちの中におきましても、そのような具体的な要望等がありましたならば、そうした中で、きちんと検討して、設置すべきものはしていく、そのことは当然なことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体、市長がまちのこともよく思ってくれていることは、よくわかりました。

それでは、住居表示について、お伺いします。

昨年12月定例会で、宮本議員が市街地の町名も、中央1丁目から8丁目まで、旧町名を復活できないかとの質問でした。私も、できることなら、旧町名を復活していただきたいとの思いで、質問させていただきます。

確かに、住所表示前の地名は、宿毛市宿毛、宿毛市土居下、宿毛市本町の3地域名でございました。真丁、上町、水道、新町、沖須賀、仲須賀などは、通称名でございました。

しかし、平成6年から2カ年かけて実施されて、1丁目から8丁目までの新しい町名、16年経過しましたが、いまだ町の方は、どここの誰やらさんと言っても、中央がつくと、全然わからないような状態です。

例えば、上町の宮本さん、沖須賀の宮本さん、新町の宮本さんと言えば、一番最初、悪がきの宮本さんが頭にあると思います。それから、沖須賀の宮本さんと言えば、夫婦でよく散歩している宮本さん、そして、新町の宮本さんと言えば、化粧品屋の宮本さんというように、大体、わかるわけです。

上町の上田さんも、ひとつ言えば、沖須賀の上田さん、本町の上田さんと聞かれれば、これも大体わかります。

そういう意味で、16年経過して、中央何丁目というのは、いまだにわかりません。

一番よい例が、まちの人たちが選挙で市役所の投票所に来ますと、受付の女性が、中央ではわかりませんので、旧町名を言ってくださいと、そういう話です。それは、町の人やったら、皆御存じだと思いますけれども。

僕も、中央の5丁目の濱田ですと言うたら、いや、中央5丁目の濱田さんじゃわかりません。

どこの町名でしょうかというから、ああ、旧町名かいと言うたら、真丁の濱田ですと言ったら、ああ、濱田さん、あります。はい、どうぞというような調子でございます。

これは、やはり15年も6年も経過して、いまだにこういうような状態でございますので、できる限り、通称名はいかんと。町名がないからいかんというのではなくて、私は、通称名でも構わんから、通称名を使って、もう一度、再検討してもらえんものでしょうか。

そこで、例えば、区長なんかもわかるように。区長さんなんかも、旧町名の区長さんばかりです。中央1丁目の区長さん、おられますか。中央3丁目の区長さん、この人なんかもおらんでしょう。やはり、旧町名で、沖須賀の区長さんじゃあとか、そういうようなのが、いまだ続いているわけです。でき得れば、もう一度、旧町名を復活していただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宮本議員の質問でもお答えしましたとおり、地域住民の意見をしっかり把握することが重要だと考えております。

しかも、また街を代表する2人の議員さんから、このような意見が出ること、提言が出ること、これは非常に重要だというふうにも思っております。

関係住民の御意見の把握に努めるとともに、まちづくりの一環として、中心市街地活性化協議会等より広い枠の中で議論できるよう、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） もう一度、再質問をします。

12月に宮本議員が質問してから、住居表示

審議会をかけておりますか、開いておりますか、それだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住居表示審議会は、開いていないということでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） そしたら、今言った住居表示審議会は、開かなくてもできるということですね。

それは、審議会はやっぱり開いてからじゃないといけませんか。もしそうなれば、早急にこれも開いていただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど申しました市街地の活性化協議会、こういうところでの議論と、そしてそういう、先ほど言いました住居表示審議会、こういうところとの関係で、順番をきちんと整理しながら、検討をしてみたいと、このように思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） どうもありがとうございました。

一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 1時15分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時27分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

私が最後の質問者になります。この3月11

日から始まった一般質問もきょうで最後になりますが、特に、ことしはスタートの日が東日本大震災の起こった日であったということで、多くの議員の中から、震災関連、またそれにかかわる宿毛市の行政方針に対する質問がありました。

私も、後でする予定ですが、その小学校、中学校の建設については、通告では、2番目にしていますが、3番目、最後の質問に回させていただきたいということで、前もって言わせていただきたいと思います。

それでは、まず、通告の1番目、市長の行政方針について、お聞きをいたします。

市長の行政方針の中に、特に1次産業の産業振興というところに、6次産業化の推進をしていくという文言が、何カ所か出てきます。

6次産業化という形態が、どのような形態なのかについて、まず市長の御説明を願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

6次産業とは、どのような産業形態か、この質問でございますが、1次産業に従事する農林漁業者が、製造、加工を行う2次産業、小売販売を行う3次産業も含めた経営を行う形で産業を行う産業形態で、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業が、6となることから、6次産業と言われております。

1. 5次産業との相違点がございませうということでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） そうですね。1. 5次産業と、市長、言いかけてましたが、もう言うてくれて構わなかったですけどね。

1. 5次産業ということ、よく言いました。

農家が2次的な手を加えて、販売まで行う産業を1.5次というふうに、私が農業をやり始めた時分というか、やりよるときには言っていました。

それが、このごろ、言葉の遊びじゃないですが、1.5次というよりも、6次であるとか、実際にどういう形で農家にお金を引っ張っていくかというか、取っていただくか。農家の所得を、どのように上げていくかということが中心であって、言葉ではないんですよ。

そこを、市長が今考えている1.5次産業と6次産業の違い、また農家にお金をとらす方策について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

1.5次産業との相違点とのことでございますけれども、1.5次産業は、生産物の高付加価値化を目指すことであり、6次産業の生産から加工販売を含めた形態とは異なるものだというふうに理解をいたしております。

先ほど、どのような形で、農家にとって収入となる、そのような方策を取ろうとしているのかという質問もあったとは思いますが、これからさまざまな、事業についての異なるところもございますので、御指摘をいただいていく中で、そのようなところでの答弁もさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） よくわかりませんが、私には、理解のできる答弁を求めてたんですが、私の頭では、多分、私のほうが悪いがでしょうね。理解ができません。

それと、今から考えていくというような答弁をいただきましたが、市長は、25年度の行政方針の中で、6次産業化をやっていくという形

で、書いているんですよ、何カ所も。

「6次産業化を推進し、所得の向上を目指してまいります」、書いているじゃないですか。

「6次産業化がキーワードになる。」一番最初に書いているじゃないですか。

その後もありますよ。

「6次産業化に向けた重点事業として」、と、いうことで書いているじゃないですか。だから、中身が何ですかということを知りたいんですよ。ちゃんと教えてください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

この後、さまざまところでも、具体的な事業の内容等の説明も、質問もしていただけるという思いもございましたので、そのような個々の内容の中で、答弁すべきだという内容のこれからという意味でございましたので、御理解をいただきたいと思っております。

6次産業化の具体的な方向ということでございますけれども、現在、市内の6次産業化に取り組んでいるものとしては、農業分野では、直七生産組合によるナオシチの生産加工から販売まで。また、洋ラン生産者の生産から販売、ブタンやコナツなどの果樹の生産から加工、販売、そして水産業分野では、天然ブリの漁獲から加工、販売などがございます。

今後、さらに農業分野におきましては、農業従事者の高齢化が進んでいることから、集落が一体となって農業経営を行う集落営農組織を創設し、生産物のブランド化などに取り組み、将来的に地元で加工から販売まで目指していくということも、6次産業化の具体的なものと考えております。

市としまして、このような経営活動に対して、経営ノウハウの学習会の提供や、販売活動の促進事業などを通じて、支援をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） わかりました。

今の市のやっている6次産業化の具体的な取り組みについて、市長から、今、何点か報告を受けました。

それについては、これからも一生懸命、やっていただきたいというふうに思いますが、宿毛市の農家の中で、高齢化の進む山間農地の生産者というか、農業家のほうが、はるかに数が多い。産地化できた、集団化できた、今、市長が申されましたブantanであったりナオシチであったり、漁業であったりというところで、ある程度、まとまった形で仕事につけている方は、ほんの一部です。多くの農家が高齢化に悩みながら、どうやって生活していこうかということを考えています。その農家に対しても、これからは光を当てる市政をやっていただきたいということで、次の質問にいきたいと思えます。

集落活動センターというのが、高知県の構想の中で、最終的に130カ所ぐらいをつくっていききたいということで、先月の7日に、高知でその、集落活動センターのパネルディスカッションを含めた会がありました。

私は、その日に、どうしても聞きに行きたいということでおりましたが、たまたま議員協議会が入りましたので、行くことができませんでした。

私の住む橋上地域というのは、宿毛市内でも北部にあり、店舗数が今、3軒、スタンドは楠山の農協のスタンドをやっていたらいい、民間でやっていたらいいですが、そのスタンドが1軒あるだけで、非常に過疎化が進んでいる地域であります。

その地域で何とか、地域の人が生活できる環境整備ということで、私はこの集落活動センターの取り組みについて、勉強をしていきたいという気でおりますが、宿毛市として、この集落

活動センターについて、どのように把握をし、取り組みをするかしないかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

集落活動センターの本市の取り組みについての御質問をいただきました。

高知県の中山間地域対策の取り組みの大きな柱として、平成24年度から実施されております集落活動センター事業につきましては、地域住民が主体となって、旧小学校や、集会所などを拠点に、地域内外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、集落の維持、再生のために、総合的に地域ぐるみで取り組む事業でございます。

それぞれの地域の課題に取り組んでいくことを目的としていることから、地域主導で取り組むことが、センターの継続的、効果的な運営を行っていく上においても、大変重要であり、県が示すセンターの要件といたしましても、集落活動センターを運営する組織が存在することとなっております。

本市におきましては、現在のところ、集落活動センター事業への地域からの要望はございませんが、平成24年度は、集落活動を維持していくために、さまざまな取り組みをしている地域への集落活動センター推進アドバイザー派遣事業を活用したアドバイザーの派遣や、集落活動センター研修会へ、地域から参加していただくなどしており、今後におきましても、地域の課題解決のため、地域と一緒に、取り組みを進めるとともに、各種の情報提供なども行い、地域の取り組みについて、今後も引き続き、支援してまいりたいと考えております。

寺田議員おっしゃられましたように、橋上地

区のこのような現在の状況の中でも、ぜひとも検討していくべき方向ではないかと、私としても思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

橋上についても、認識をしているということで、これからも情報提供であったり、支援をお願いしていきたいというふうに思います。

また、市内には、市街地以外といいますと、平田にしても、山奈にしても、小筑紫にしても、沖の島、また西地区、どこに行っても、そういう過疎化に悩む地域はあるわけですから、市としては、ぜひ、情報の提供、また支援を、市職員全員挙げて支援をしていけるぐらいの心づもりであたっただきたいというふうに思いますし、でき得れば、先ほど言いましたように、橋上には、楠山地区という、奥のほうにスタンドがあるわけですが、この県道4号線、宿毛津島線というのは、56号線の補完道という位置づけもありますし、宿毛市内のガソリンスタンドのほとんどが、浸水予測地域に、宿毛市が一応、中心にしてあるわけですが、行政のほうで、補助ができるのであれば、備蓄を兼ねたスタンドが橋上のあたりにあれば、非常にありがたいなというふうに思いますので、もしそういう、それこそ有利な事業があれば、また市として取り組んでいただきたいというふうに思います。

これについては、今後の課題ということで、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

産業祭の開催場所と、具体的な内容について、お聞きいたします。

産業祭は、この3日間の質問でも、一度出たと思うんですが、11月に開催をするということで、新規の事業調査票のほうで見ると、たし

かNHKののど自慢と一緒に開催をするということで、芳奈の運動公園の中でやろうということで、お聞きをしていましたが、現在に至るまでの具体的な流れ、内容について、わかる部分をお示し願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

産業祭についての質問でございますが、12月議会で、日程は11月中に実施する予定とのことで、報告はさせていただいておりましたが、2月に宿毛市産業祭実行委員会準備会を開催しましたので、その決定内容について、報告させていただきます。

日程につきましては、他のイベント、他市町村のイベント等との調整をする中で、平成25年11月17日の日曜日に開催させていただくことになりました。

また、場所につきましては、12月議会でも、宮本議員の一般質問にお答えをさせていただいたとおり、山奈町芳奈の宿毛市総合運動公園で開催することとしています。

そのほかに、現時点での予定では、総合運動公園の体育館、アリーナの中と外に出店ブースを設け、工業製品を含めた宿毛市の産業製品の展示や、1次産品等の展示販売、そしてその場でいろいろな物を食べていただけるフードコーナーを設置する予定としています。

また、出店ブースにつきましては、屋内、屋外を合わせて100以上のブースを設け、多くの事業者の方に出店していただくことにより、第1回目という産業祭を、盛大なものにしたいと考えています。

そのほかに、幡多の他市町村からの特産品の出店につきましても、検討を行っており、詳細の検討はこれからですが、市内外の多くの方に楽しんでいただだけ、宿毛市の産業発展のきっかけとなるイベントを目指して、取り組んでまい

ります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

今の市長の答弁を聞きますと、私が先ほど、質問の中で言いましたNHKののど自慢とは、一緒にしないということで、認識してよろしいのでしょうか。

私、最初に質問を通告する時点で、一緒にするよな話を聞いておりましたので、なかなか二つの事業を一緒にやるのはどうなのかなというような話を、自分の中で、勝手に理解しとったのかもしれませんが、思っておりましたので、今回、通告をさせていただいてたんですが。

NHKののど自慢は、今回の当初予算に440万余りの予算が計上されておりますが、これは、そしたら単独で事業を行うということによってよろしいのでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

NHKののど自慢大会は、11月3日に行う、このように予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私の早合点ということで、多分、よろしいと思うんですが、産業祭をやるのであれば、宿毛市の産業祭は、これまで行っている清水、大月、三原等々の近隣の市町村の産業祭と違って、また来たいねというように、市内外の、来られる方に思っただけの産業祭に向けて、一生懸命頑張っただきたいと思いますが、市長が選挙前からの公約として、掲げてきた産業祭という大きなイベントが、1年半近くたって、今ぐらいの進捗度合いで大丈夫なのかなという、心配を一言申し添えて、私、次の質問に移ります。

先ほど申しましたように、学校の問題につい

ては、じっくりとやりたいと思いますので、3番目の校区についての考え方のほうを、先に聞かせていただきたいと思います。

これまでの学校の再編の流れというのは、教育長も、前教育長からしっかりと引き継ぎを受けているというふうに思っ、質問をさせていただくわけですが、特に、私の子供たちが通っている橋上小学校、中学校の校区というのは、平成17年度から、これは行革の中で始まった統廃合のところから、中学校が先に統合しますよ。次に、19年には、小学校が、今度は先ですよ。22年度には、また中学校が先ですよという、大人の勝手なというか、大人社会の数の論理と言ってもおかしくはない。何か、大人の話の中で進んできた。

子供たちは、その間に、自分たちの学校はどうなるんだろうということを、いつも、心の中にとどめながら、勉強をしてきたわけです。

私も、小学校のときに、小さな学校から、それほど大きくはないですが、今の橋上小学校に統合をして、現在に至ってますが、やはり小さな心でも、いろいろな心の葛藤はあるわけです。

先月でしたか、大阪の大東市の小学5年生が、統廃合のことについて、遺書を残して亡くなった。これは、非常に、僕にとっては衝撃的でした。やはり、そういう子供たちを出してはいけないというのが、市の教育委員会が考えるべきだというふうに思います。

そこで、今回、私は教育長にお聞きするんですが、そういういろいろな流れの中で、橋上の小学校区から中学校に移るときに、ここ数年、多くの子供たちが校区外に入学をしています。

これは、教育委員会が今まで行ってきた、どっちかと言うと、僕に言わすと、緩い校区制のおかげでなってきたんじゃないかというふうに思いますが、教育長は、現在、この校区についての考え方をどのようにお持ちなのかを、まず

お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 11番、寺田議員の御質問にお答えをいたします。

児童生徒の校区外通学についての御質問でございますが、橋上小学校から橋上中学校へ進学しない児童がいることは、認識をいたしております。

しかしながら、通学する学校につきましては、宿毛市立学校の通学区域に関する規則に基づいて、居住地ごとに定めた学校へ就学していただくことを原則としながら、平成9年1月に、文部科学省から示されました通学指定校変更の弾力的運用に関する通知により、保護者の就労状況から、放課後の児童の監護ができない場合や、いじめ、不登校などを要因とする場合、指定校に希望の部活動がない場合など、指定校変更の要件を定めて、できる限り、保護者や児童生徒の実情に応じた配慮をすることとしております。

なお、指定校変更の要件につきましては、幡多市町村教育委員会連合会によりまして、幡多地域で統一した取り扱いを行っており、新入学児童生徒の保護者へ指定校通知をする際に、その周知を行っております。

次に、校区についての見解ですが、学校教育法施行令に基づきまして、市町村が設置する小学校、または中学校が2校以上ある場合においては、市町村教育委員会は、通学する学校を指定しなければならないこととなっております。

宿毛市におきましては、各小学校及び中学校の校区を定めて、通学する学校を指定しておりますが、現状で定める校区については、適正なものであると考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 校区に対する考え方

というのは、再質問して聞くほどのことではないと思いますので、教育委員会の認識を伺いました。

今、教育長の答弁の中にありましたが、クラブ活動というのが、私は、すごく今、問題になっしょうがじゃないかというふうに思ってます。

これは、確かに今、中学校は全ての生徒が何らかのクラブ活動を、放課後、クラブ活動をしなさいという、多分、方向になっちょると思うんですが、特に少人数の学校になると、クラブ活動には制約が出てくる。当然そうですよね。

10人しかいない学校に野球部をつくれって言っても、それは無理ですし、サッカーも無理ですし、そういう団体の競技については、やはりそれなりの人数がいなくてできない。

ただ、宿毛市内でそれを目指せる学校というのは、中学校は2校あるかないかですよね。それ以外の学校では、団体競技、野球とかサッカーであれば、2校が合同チームをつくって、出場したりということもやっているということも、認識をしております。

それと、個人競技とか、マイナーというか、余り競技人口のいない競技については、なかなか一つの学校で、例えば橋上よりもちょっと大きな学校でも、チーム編成ができない競技なんかも、だんだんできてきてます。

そういうことを考えると、例えば、宿毛市がある施設を使って、市内のそういう競技の子供たちを集める。例えば、陸上であれば、陸上競技を目指す子供たちを、芳奈の運動公園のところで使って、集中的に指導するということでは、例えば、陸上をしたい子供であれば、しっかりとした、施設の整ったところで練習もできるし、体力アップもできてくる。

そのことによって、宿毛市内の中で、競い合いもしながら、子供たちも成長していけるんじゃないかというふうにも考えますが、今、私が

言った、市として、そういう取り組みをするということは、現在、教育長として、お考えになることはできませんか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

寺田議員の御指摘と重なる部分もあるかと思いますが、学校教育における部活動につきましては、スポーツや文化活動に親しむとともに、集団の中で連帯感や責任感を持つ、そういうものを育み、切磋琢磨することで、教育効果の向上を図ることを目的として、行われるものであります。

各生徒が、興味や関心のある部活動に入って、喜びと希望の中で、部活動に取り組めることを、そのことが望ましいと考えますけれども、小規模校におきましては、一定の集団を確保するために、競技を絞って、実施せざるを得ないという状況であり、単独で団体競技のチームを組めない学校については、高知県中学校体育連盟の規定に基づいて、近隣の学校との合同チームを編成して、大会に出場するという場合もございます。

こうした状況はありますが、部活動は、学校教育の一環として位置づけられているものでありますので、部活動を通じて、各学校の教育課程に関連づけた生徒の育成を図っていくということが重要とされております。

そのために、学校教育における部活動のあり方としては、学校ごとの管理と、指導と責任のもとにおいて、活動を進めていく、そういうものであらうと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 言っていることはわかります。ただ、橋上の中で、やはり親も子供も校区外に行くことによって、心の葛藤もありますし、地域の中での交流もぎくしゃくとして

くるところもあるわけですね。そこらあたりは、やはり何らかの方策ができないのかなということ、非常に考えております。また、そのあたりの心のケアというの、教育委員会としては考えていただければというふうに思います。

そこで、次の質問にいくわけですが、僕は、余りよく中身をまだ把握しているわけではないので、私自身としては。

この前、質問をする限りは、ちょっとだけでもいいから調べてみようということで、インターネットを調べてみますと、小規模特認校制度を行っている市町村というのは、全国、北海道からずっとあるわけですね。

高知県内で、高知市内の行川の小中学校だったと思うんですが、もうかれこれ七、八年前にも質問したことがあるんですが、特認校制度を使って、市内の子供たちが通っているという学校があります。ほかの市にも、ちょっとあったと思うんですが、県内でも。やはり、私は、橋上の中学校というのは、施設も、それこそ新耐震に適合した、新しい校舎であり、教育環境としても、非常に素晴らしい、手前みそになるかもしれませんが、素晴らしい環境がある。

スクールバスが、毎日朝、楠山まで子供たちを迎えに行っていますので、例えば、宿毛から通う気持ちのある子があれば、バスの出発場所さえ指定しておけば、バスで通学することも可能じゃないかというふうに思うわけですが、橋上中学校についてで聞きますが、特認校制度というのを、宿毛市として採用するという考えはございませんか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

高知県下の中でも、中山間地の人々、それから緑あふれる自然環境、文化など、その地域の風土に触れる中で、心身を健やかに促し、豊か

な人間性を培い、明るく、伸び伸びとした教育を目指すなどとして、校区制の特例である特認校制度を活用した学校運営がなされている学校があるということは、お聞きしております。

その学校の詳しい運営などについて、検証はいたしていませんが、特認校で学ぶ意義はあるのではないかと考えています。

しかしながら、本市におきましては、複式学級の改善を図りながら、学校の適正な規模、適正な配置を考慮して、学校再編計画を策定し、学校を再編成することにより、教育効果を図るように取り組んでいるところであり、現在のところは、特認校を設定するように考えてはおりません。しかし、貴重な御意見を拝聴させていただきました。どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） その特認校ですが、私たちの学校というか、橋上の学校は、3年ほど前ですか、実際、特認校じゃなしに、校区外から2人の子供が、それはちょっと、いろいろと問題を抱えていた子供たちですが、途中から編入してきて、笑顔で卒業していきました。これは、前教育長に申し上げたところではありますが、そういう風土であるというか、周りの環境も、非常に子供たちに優しい地域であります。

ぜひ、考えていただきたいと思うのは、その学校が、先ほど申しました統廃合であったり、スポーツの問題であったりということで、本当ならば、校区内の子供たちが全部来れば、今の倍ぐらいの子供の数があったのが、だんだん減って、減り過ぎてしまったということで、教員の数にしても、なかなか正規の教員が配置できないような状態に陥っていったということの、責任の一端は、僕は教育委員会にもあるんじゃないかというふうに思っています。

そういうところで、ぜひ考えていただきたいし、特に、現在、事務職もそうなんですが、養護教諭が配置をされておられません。

これは、大きな学校とか、小さな学校とかにかかわらず、養護教諭、心のケアをできる教諭というのは、やっぱり1校に1人は必要だと、私は思っています。

この部分については、宿毛市が単独でも配置をすべきじゃないかというふうに思っていますので、この部分について、教育長の御見解があればお聞きをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

二つのことを御質問いただいたと思います。

特認校ではないけれども、子供たちを受け入れる要素があれば、橋上中学校にも、学校として、地域として、きちんと受け入れることができる、そういう方策もあるのではないかという御質問でした。

特認校については、先ほどお答えをいたしましたけれども、いろんな条件で、学校に行けない子供であるとか、それから、どうしても学校では勉強したいけれども、校区の中の学校に行けない子供については、いろいろな方策があると思いますので、その中の一つとして、橋上中学校を選択することは可能であるというふうに考えます。

次に、養護教諭の件についてですが、このことにつきましては、従前、私も教員をやっておりました時代にも考えておりましたし、現在、この教育長の職につきましても、県のほうとの交渉を行っているところです。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

できるだけ、そういう方向になればいいなと

いうことを、ちょっと希望があるような話もいただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

まず、これは先ほど、最後にさせていただいた問題ですので、小学校の耐震化の可能性。耐震化というか、小中学校の耐震化ということで、通告をさせていただいてますが、この問題につきましては、11日から、一昨日からの質問の中で、4名、5名ぐらいの方が質問をしてきた部分ですので、それこそ重複は、できるだけ避けたいと思いますが、市長の本音の話を聞きたいというふうに思いますので、御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、宿毛小学校、現在の宿毛小学校の耐震化の問題についてですが、これは、ここ1カ月余りの新聞報道の中でも、市長の答弁がぐらぐらとふらついているんじゃないかというふうに感じている保護者、また議員も少なくないんじゃないかというふうに思うんですが、この宿毛小学校は、耐震はできないと、市長は言ったというふうに思っているんですが、もう一度お聞きをいたしますが、宿毛小学校の現在の小学校の校舎の耐震についての、市長の見解をお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校については、建築後50年を経過していることから、倒壊防止の対策だけでは、南海地震の揺れから、子供たちの安全を担保するのは難しいのではないかと考えております。

このため、宿毛小学校校舎の耐震化を図る上では、倒壊防止対策と合わせて、大規模改修が必要となってくると考えておりますが、大規模改修には7億円近い費用が想定されます。

また、大規模改修には、仮校舎を建設する必要がありますが、教育環境の面からも、望ましいとは考えておりません。

多大な経費と費用がかかることや、費用対効果、教育環境から判断して、宿毛小学校の耐震補強については、現実的ではないと判断したものです。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 50年を経過して、市長の考えの中では、耐震化しても意味がない、金がかかり過ぎるといふ、印象論だけで言っているように聞こえるわけです。

ここに、ちょっとこういう質問をするというところ、いろいろと資料を提供してくれる友人がおりますので、一つ御紹介をさせていただくと、市長も調べたら、いろいろと、市長ですので、いろんな資料が集まってくると、すぐ集まると思うんですが、これは、宿毛市にも縁のある早稲田大学の小松幸夫さんという方のレポートの一節なんですが、この建物の耐用年数、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数というものの考え方は、財務省令の法定耐用年数というものであって、どっちかと言え、償却年数である。

建物を建てた、建物の支払いであったり、というところの部分であるというふうには書いてあるわけですね。

建物は、それこそ人間と同じで、寿命というのは、一人一人違う。一つ一つの建物で違うと。コンクリートの寿命というのは、65年以上ありますよ。例えば、欧米であれば、100年たっている鉄筋コンクリートの建物もあるというふうなことを書いているわけですね。

実際、宿毛小学校が、現在の、どのような状態なのかというのを、一度も調べずに50年以上たっている建物なので、もう改築しかないのだ。耐震する意味のない建物だということ、非常に乱暴じゃないか。

やはり、しっかりと調査をした上で、こんなに悪いんですよ。もう耐えられない建物なんで

すよということを、しっかりと示した上で、新築なり移転を考えるべきじゃないかというふうに思うんですが、一昨日の質問の中で、それをあらかず数値があるというふうに、市長は言ったと思うんですが、あるんですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

そのような判断をする数値ということではなくて、図面上の中に、さまざまなコンクリートの厚さであるとか、基礎の深さであるとか、そのような具体的な数値を記載をした資料があります。ということでございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） コンクリートの厚さであるとか、基礎の厚さ、それは1次診断の資料でしょう。1次診断以降、何もしてないということじゃないんですか。もう一度、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 1次診断とか耐力度調査はやっておりませんが、現在、2次診断やっておりませんので。

ただ、その建築時における、その当時の図面というのがありまして、そういう一つの数値という言葉に限ってみれば、そのようなところの資料が存在をしているということです。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 50年前に建築した時点で、例えば、基礎はこんな基礎をしました。3階建ての建物を、これだけの建物を建てました。それを今回の議案の判断材料にしてくれということですか、違うでしょうか。

少なくとも、9月議会で特別委員会の中で、高台を目指すべきであると。それと同時に、宿毛小学校の現在の建物がどうなのかは、調べるべきやという、議会としての議決もなされたと

思っているんですが、市長は、特別委員会の議決、議会の議決は、非常に重いという答弁をしていますが、その重さをどう受け取ったんですか。お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

特別委員会のそのような報告、そして議会における決議であるということで、耐震化をしてという内容については、執行部としても受けとめておりますけれども、そうした中で、執行部として調査した中で、非常に、先ほど、冒頭にお答えいたしましたように、そこにおける子供たちの安全をきちっと守るという形の耐震化をしていくには、困難だということを判断をした。そういうことで、いわゆる簡易な耐震化だけでは不可能ではないかということで、判断した結果でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この判断は、市長ひとりでしたんですか。

議会としては、特委の委員が8人ですかね。8人の特委が半年間かかって協議をし、最終案をまとめ、議会の本会議場で11対2という議決をもって、市長に対して調べなさいと言ったんですよ。言えよ。

それを、多分、無理だろうから、子供たちの安全安心という名のもとに、耐震診断もしない、何もしない形で、私たち議会に、もう無理だから、この学校を新築することに同意をしてくれて、どういうことから僕たちは判断したらいいんですか。どんな学校だっていうのも、何もわからずに、ただ見ただけで、古いですね。古いから建てかえましょうか。

一時期、高度成長期にスクラップ・アンド・ビルドという、壊して建てかえたらええやいかという時代もあったかもしれん。今は、建物であつたり、橋であつたり、長寿命化ということ

で、リフォームしてでも長く使おう。財政的にも厳しい宿毛市で、何校も学校を一度に建てる予算はないと思いますよ。その中で、もたせるものはもたせていこう。高台に移ろうという発端は、2年前の3月11日の大震災の大津波を見て、震災の後、津波の来るところに学校は建てたらいかんねというのが、考え直すきっかけになったんじゃないですか。

今、7.2メートル、7.3メートルと言われる津波が来るかもしれないというところに、新たに学校を建て直そうという議案を、議案というか、そういう構想を、市長は示しています。

それを、私たちが、市長の言うとおりにやねって判断をする、判断材料は示すべきなんですよ。

ここでも4年近くかかる。高台で、早くいけば、8年でできる。4年のタイムラグのために、20数億の投資をするだけの、宿毛市に余力があるんですか。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校の構造についての2次診断、あるいは昨年3月議会で否決されましたので、耐力度調査、これもやっておりません。

そうした中で、我々の学校プロジェクトチームの中で、建設課の技師も含めた詳細な調査の中で、非常に厳しいのではないかという判断をいたしましたわけでございます。

そういう点で、最後に質問ございましたけれども、10年間に宿毛小学校を2回建てることは可能なのかという質問もいただきましたけれ

ども、この点についても、重ねて答弁しておりますように、宿毛小学校は高台を目指していきたい、そういう方針にかわりはございませんけれども、高台が整備されたとしても、ほかの学校や保育園など、他の公共施設の状況もありますので、そのときの状況に応じて、できるだけ速やかに、高台への移転についても、判断してまいりたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） プロジェクトチームで耐震化についての可否を諮ったということで、その資料を出していただきたいと思いますが、出せますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

今議案の中にも、予算のこともありますので、委員会の審査のときに、そのプロジェクトチームの中で、参考といたしました資料等については提出させていただきますし、また、現地の宿毛小学校についても、視察をしていただいて、状況等の、そういう判断もしていただきたい、このように執行部としては考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） どういう資料があるのか。また、私も委員会の一員でありますので、その2次診断は行わないけれども、この学校を耐震するには、耐えがたいという資料は、つぶさに見させていただきたいと思います。

こればかりで時間とつてもいけませんので、次の質問にいきます。

9月議会において、市長は、みずからの発言として、これは市長の政策と何とかという、ホームページの中にも書いているわけですが、適地調査の結果を踏まえて、市民や保護者に説明

を行い、議会の意見を伺う中で、最終的に場所を決定した予算を、議会に提案したいという書き方をしていますよね。10月のところでしたかね。

ただ、これを見た市民、保護者の中には、2月22日に、市の、ここの3階で説明会というのですか、懇談会を開くまで、市のほうから何の話もなかったと。私たちの意見はどこで聞いていただけるんだろうかという話が、僕のところにも入ってきました。

市長は、自分の公約というか、自分の言葉として、皆さんの意見も聞きますよということを書いてながら、今回の予算に、その人たちの意見は一切入らない。当然ですよ、11月から編成して、2月の議案を上程する前に開いたわけですから。

これは、市長として、どう思いますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議会の適地調査の報告もいただきまして、我々としては、高台の適地調査を、委託として実施をしておるところでございました。しようとしている状況でございましたので、当然のことながら、その結果が出てくる、そういうことの中で、比較、私自身の思いとして、例えば前にも答弁差し上げたんですけども、工期であるとか、費用であるとか、地権者の状態であるとか、その高台の状況等、そこに建設できる可能性があるかどうかということも判断をしながら、市民の皆さん、あるいは保護者の皆さんとも、その段階から話し合わないと、あの段階でこういう話をしても、なかなか方向として出せる状況ではございませんでしたので、保護者の皆さんには、そのような会を開催して、説明するという機会はもちませんでした。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長は、選挙公約の中でも、公平公正な市政を行います、説明責任を果たしますよということ、大きな公約として掲げてきたんでしょう。

その中で、皆さんの意見聞きますよって言ったんですよ、自分で。言ったんでしょう。それが、何も、自分の言ったことに責任を持たずに、予算編成に間に合わないの、何も、話もせずに出しました。私たち、プロジェクトチームですか、プロジェクトチーム、大好きですよ。プロジェクトチームの中で話し合っ、決めました。だから、これが皆さんのために一番いいんです。いいって思っていないから、今回、陳情が出たんでしょう、要望が。

この小学校、中学校のPTA、また保育園から出てきた陳情、要望書について、どう思いますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの、前段の公約との関係におきましては、いわゆるこの適地調査の結果が出てからの話というふうに、私としては判断をしておりますので、先ほど申しましたように、そのような意見を持つ場を構えていなかったということでございます。

その後、適地調査が、ことしになって出てきて、そして市内のプロジェクトチームで協議をし、そして議会に説明をし、そして保護者の皆さんに説明をさせていただいたという形でございます。結果的に、あのような形での要望や、意見書等が寄せられていることに関しましては、やはり説明が十分でなかったということは明らかになりましたけれども、我々としては、そのような一つの反省とともに、これからは、松田川小学校の保護者の皆さんや、それぞれの保育園の保護者の皆さんにも、一生懸命、この議会での説明した内容も含めまして、合意

をしていただく、納得していただく。また、その中で可能な限りの意見をいただく、こういう形で、今後も市民の皆さんの意見を聞いていく方向の中で、それは進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、そうでした、思い出しました。

まず、最初に、聞かんといかんことがありました。

市長は、2月22日、保護者、また地区長の代表の方と話す機会がありました。この場には、松田川小学校の保護者の代表も来られてた。和田校下の区長さんも何人か来られていた。

市長は、松田川小学校のところに、中学校を持っていこうということ、つくらない理由として、砂防危険区域という言葉を出して、あこには学校はつくらんのだという話をされた。

それは、私の12月議会のところ、認識に間違いがあるということで、謝罪をされたというふうに、私はとらえているわけですが、御本人はどう思われているかわかりませんが、せっかく、実際に言われた保護者が来てたわけですよ。謝罪をいたしましたか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

そのような、2月22日には、そのような話はしておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 残念ですよ。せっかくええ機会やったのに。私はそう思います。

やはり、今、市長、先ほどから言いますように、出してしまってから、何か決まってから言う、する。

例えば、今、P連とか、保育園の保護者は、手を振りかざしたわけですよ。こんなが許せんて。けんかの手前ですよ、言え。ば。

そうじゃなくて、話し合いからいけるところから行くと、もっとすんなりといくところを、わざとことを荒立てて進めようとするので、どこかでぶつかるんですよ。

もっと配慮をして進めるべきじゃないですか。自分の公約も、説明責任を果たして、公平公正にやっていくって、自分で言っているわけですから。もっと配慮していくべきなんですよ。

だから、いろんなところで、市長の言うことが信じられない。どんな方向に行くのかわからないということになるんです。

今回も、宿毛小学校予算として、現地と高台、両方、予算出して、両方やらせてくれるって言う予算議案を出してきたので、自分たちは、判断に苦しんでるんですよ。

どうしたらいいのか、これが例えば、高台一本で、調査をします。そのことによって、問題点が種々出てきて、なかなかこの場では進めにくいと。子供たちに迷惑がかかるので、早急に子供たちの安全を守るために、学校を建てるためには、ここしかないという話であれば、議会ももうちょっと判断する考え方があると思うんですが、両方出してきて、片一方がいかんかもしれんけん、片一方出しましたって、そんなもんじゃないです。

私も、たまたま14年ぐらいしか議会の議席にはおりませんが、こんな予算が出てきたことは初めてです。

自分が判断できないんで、こっちに預けますって言う予算の出し方はおかしいと思いますよ。

例えば、すばらしい女性が2人いる。どっちも好きや。どっちも好きやし、甲乙つけがたいので、両方に申し込んだって、そんなこと許されますか。私はいかんと思います。

市長のお考えをお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ただいま、寺田議員の言われた例には当たらないと思うんですけれども。

我々としては、とにかく高台を目指したいと。不測の事態もある、さまざまな時間的なものや、物理的なものもある。しかし、子供たちのその安全を、何とか守らなければいけない。高台に、学校はどうしてもつくらなければいけない。

しかし、そうした中で、さまざまな困難さがある。そうした中で、時間的な、建築していく時間のずれということ、当然ながら想定をして、同時にではなくて、時間が経過する中で、そのような予算を有効な執行ができるように、そういう二つの予算を、現在、計上しているということでございまして、現在の小学校に、もう既に建てれるような言い方、受け取られるかもしれないけれども、実際は、現場所においても、用地買収が可能なかどうか、これも含めて、まだわからない状況でございます。

しかしながら、これも含めて、とにかく子供たちが、今、この倒壊から、強度の地震が起きた場合に、非常に、これから我々は危惧する部分があるので、ぜひとも早く、現在の学校は建てたい。

そして、高台は、いわゆるほかの学校、保育園のこともあります。高台へ移転していく、全体の計画の中で、宿毛小学校に関しては、萩原の上に行くという形で、明確な方針を持っておりますけれども、それも時間的には、ほかの施設や保育園の状況ともあわせながら、しかも市街地の皆さんの避難場所として、あるいは保育園の建設場所の可能性も含めまして、高台の調査をしたわけでございまして、そういう先を見ながらの、この二つの予算だということをお理解をさせていただきたい、このように思っております。

ます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

たとえば悪いということでしたので、わかりやすく判断できるかなと思って言ったわけですが、多分、奥さんを大事にしている市長には、愚問であったかというふうに感じます。

では、ちょっと聞き方を変えますが、一昨日からのこの高台移転の問題についてですが、萩原ありきという形で、私は進んでいるんじゃないか。

宿毛市内の、宿毛市市街地の背後地ということで、300万の予算を使い、コンサルに委託をして3カ所を選定した。その3カ所とも、宿毛小学校校区としては、問題はないというふうに認識をしているんですが、沖本市長の見解をお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

委託調査で3カ所の候補地としてあがってまいりました。現在は、萩原の高台ということで、議会でも説明をしていく中で、ほぼ、今の校区の構成状況、子供たちの通学のさまざまな人数の割合はあるわけですが、場合によつたら、和田、押ノ川から錦の近くまでの広い校区のある中の学校でございますので、これは教育委員会の分野にもあるわけですが、そういう中で、プロジェクトで決めた方針ということですが、一番やはり、その宿毛小学校の適地は、この市街地の裏であるという、この判断をいたしております。

もし、仮に、これは教育委員会も思っているだろうと思うんですけれども、西のほうに行くということになれば、咸陽や大島保育園とのこれからの存立していく、併存していくあり方として、さまざまな学校の再編ということの中で

も、当然、出てくる課題であるし、その辺のところの、我々の今の再編計画の位置づけの中では、今のこの萩原というところで、一本化して進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 多分、三つの高台の中で、ベストなところと言えば、萩原の場所であるというのは、私もわかりますよ。宿毛の今の市街地に、一番近くて、高台もとれる。高さもとれているところと言えば、一番ベストですよ。

ただ、今の宿毛小学校に通う子供たちの分布図から言えば、だんだん西に振っていってますので、例えば、四季の丘の西側、錦の口のあたりであっても、今の萩原の場所からいうと、直線距離で500メートルぐらいですよ、多分。

隣の大深浦という地名にはなってますが、木材センターの後のところにしても、1キロ以内ぐらいの距離なんです、直線でいえば。

例えば、中角、二ノ宮であったり、押ノ川であったりということの子供たちの通学、4キロ以上をスクールバスで登下校をサポートするという形をとれば、できんことはないですよ。

だから、余りにも萩原地区に固執して、ここしかないけん、ここができんかったらいかんけん、今のところに建てられてくれっていう議論をするのもどうなのか。校区の見直しは、今議会での教育長の答弁でも、日々の中で見直しはかけていかんといかんですっていう答弁をしますよ。それを、学校設置者は市です。教育委員会は、設置については、決定権ないですよ。場所をどこにするかって。どういう学校、どういう規模の学校をつくっていくところには、教育委員会は意見を出せる。出さんといかんところですよ。

学校の設置は市なんです。市長が設置する

んですよ。それをどう使うかは、教育委員会の所管になるんです。

だから、市長が、宿毛の学校を、宿毛小学校をここにするとすれば、例えば錦であろうとできるんですよ。

僕は、子供たちの安全を守り、安心した学校、安心した教育環境をつくるのであれば、萩原に固執して、今の現地が危ない、危ないというか、津波に遭うかもしれないところに学校を建てるのがいいのか、高台で、市長の言い方をかりますと、国調も終わって、地権者も確定し、買おうと思えば買える。造成するにも、もっと早くできる場所があって、校区の見直しは、教育委員会と話しながらやっていけば、今の宿毛小学校の位置に、どうしてもなければならぬという理由はなくなるというふうに思うんですが、市長の見解、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

設置者は確かに市長でありますけれども、校区の設定であるとか、そういう教育的な効果である、あるいは環境である、そういうところは、当然ながら、教育委員会の方向との整合性をとらなければいけない、このように考えておりますので、市長の判断だけでという、私は捉え方ではいけないんじゃないかなというふうに思っております。

お答えとします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 校区の話が出ましたけれども、場所の話は全然しませんでしたね。

いいです、後で言ってください。

校区は、確かにそうですよ。教育委員会が設定するんですよ。ただ、統廃合すれば、校区は変わってくるんですよ。いつまでも昔の校区のままではいけませんよ、なくなった学校もある

んですから。

そんなことを聞いているんじゃないんです。市長がその気になれば、腹を据えてかかれば、何でもできるんですよ、やろうと思えば。本気でやる気があるか、高台に向けて、本気で動く気があるのかというのが見えないから、僕たちは判断に困っているし、質問でも、こういう形になるんですよ。

今の答弁聞いていても、市長は、高台を目指しますと言いながら、どんどん後ずさりしてますよ、言葉の中で。本気度が見えませんよ。

子供たちの安全を守るには、やっぱり高台が一番いいんでしょう。津波の来るところに学校を建てないほうが、親たちも安心して、子供たちを送り出せるんですよ。

ここへ、例えば民地を購入して、学校を建てますよ。ひょっとしたらそれがピロティ方式の、高床式の3階建てぐらいから上に建てるような学校になるかもしれませんよ。そんな学校を建てて、10年後、15年後に学校をもう1校、宿毛小学校をどこか違うところに、高台に建てます。2校建てれんでしょう。一つの学校。

いうように、保育園もあれば、ほかの小中学校もあるんですよ。宿毛市にとって、そんなに余裕のある金はないと思うんですよ、僕も。

だから、高台に動くためには、どうしたらいいのか。それまでに、子供たちの安全を担保するのには、現在の場所の耐震化を、可能性を探ってくれていうことをずっと言ってきたんですよ、この1年。

何もせずに、ただ心証論だけで、耐震化難しいってことを言うから、そんなになるんでしょう。

市長の本気度を見せてください、そこで。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、前段の質問ですけども、学校の高台での、萩原以外の建設場

所等の御提言いただいたんですけれども、やはりこれは、和田地域から含めた、子供たちのこの登校していく今の範囲の中から見ると、非常に適地ではないというふうに、一つは判断をいたしております。

そしてまた、今後の咸陽小学校、大島小学校、この学校との整合性。我々が西地区に、今、高台の造成の、今回、予算も出してありますけれども、ここにおいても、我々としては、将来は保育園や、あるいは給食センターや、学校の統廃合のところも視野に入れて、これはまだ言えるところではありませんけれども、とにかくこれから、国が特措法を成立して、さまざまな事業が展開できるときに、高台がそういう候補地がなければ、建設という形にはなりません。これは萩原の地区も同じなんですけれども。

そういう、これからの事業展開をしていくためにも、まず、土地は構えなければいけない。そういう基本的な考え方もある中で、このような予算を、提案をしようとしているわけでございまして、先ほどから言われる、その高台を目指す、その姿勢を強くあらわせということですけども、当然のことながら、今回の予算、議決させていただきましたならば、現地の皆さんへの説明、これはもうすぐに入って、高台の事業の展開を進めていきたい、このように思っておりますので、私は、そのように、寺田議員が指摘されますけれども、私のそのような思いとは違うと申しますか、私は決してトーンが下がってはおりません。

以上でございます。

○市長（沖本年男君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私はぶれてないという市長の言葉がありました。

私は、予算議案、ほかの議案もそうですが、議案というのは、市長が行政方針を立て、それによって、ことしで言えば、市長の言葉をかり

ますと、11月から予算編成をしてきたと、1年間に。ということにどういう予算を使うという、予算編成をしてきた。

この出してきた当初予算案は、市長のこの1年間を、どう宿毛市という、宿毛丸という船を、どの方向に進めていくかという方針なんですよね。

当然、政治生命をかけて出してきたもんじゃと、私は思っているんです。

先輩議員が、私が議会へ入った当初からよく言われました。市長に対して、予算を否決するっていうことは、不信任と一緒になんだと、いうことを言われました。

どうなるかわかりませんが、私自身は、今の予算案に、わかりましたということが言えない現状が、今、あります。

この予算というのは、市長は、どのような気持ちで予算編成をしたのかについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

予算編成については、るる、今までにも説明をしてきておるといふふうに思っております。

ぜひとも、子供たちの、この学校建設に関しましては、安全性をできるだけ早く、きちっと整備をしていきたい、この思いが全てのその中につながっている、そういうことでございます。

そして、もう一つは、保育園の子供たちや、このような今の、東日本大震災を受けての対応について、ぜひとも早く、これから事業を進めていきたい。そして、さらに言うならば、市民の皆さんの避難路や避難場所、さまざまな防災体制も含めまして、これをとにかく、可能な限り、国が、いや県が想定しているさまざまな被害状況を、できるだけ軽減していく、少なくしていく、そのことが私は、今の私に課せられた任務だといふふうに思っていますので、そのよ

うな思いを持って、大きな柱として、この予算は編成し、現在、提案をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 大きな柱がぐらつかないように、お願いしたいというふうに思います。

もう時間も残り少なくなりましたが、最後に1点、お聞きをしたいのですが。

宿毛小学校と統合されようとする松田川小学校という学校があります。これは、当面の間は、今の形で、学校は残るんですよね。

平成27年度、先ほどの浅木議員のほうでも質問ありましたが、ちょっと僕、理解できてないので、再度お聞きしますが。これは、27年度までの国の、文科省の言われる防災対策というか、耐震補強に、予算的に今の時点からして、間に合うのかどうかについて、お聞きをしたいと思うんです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松田川小学校の保護者には、今後も丁寧に説明をして、この統合の方向で御理解を求めたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 質問が違うでしょう、答弁が。私は、耐震ができるのかと。文科省の言う、27年度までに耐震化をなさいというのに間に合うのかどうかを聞いたわけで、学校の統合をどうこうって聞いたわけじゃないですよ。ちゃんと教えてください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

松田川小学校の、先ほど答弁いたしましたように、校区の皆さんには、とにかく宿毛小学校

と合併していただけるように、一生懸命、説得をいたします。

そして、できる限り早く、この学校の建設は完成をさせたい、このことの思いを伝える中で、納得していただく、そういう方向でこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長の考えはわかりました。

私は、同じ子供を持つ親として、3年、4年は、最低でもかかる。国は、子供たちの安全を守るために、27年度までには、耐震するところについては、予算も出しましょうと。緊急対策の中でやってきている、まだ。その中で、松田川小学校の校下の子供たちを見殺しにするような市長の考え方には、納得がいきません。

1年でも早く、統合したいという気持ちはわかりますが、この子供たちのために、耐震できるのであれば耐震をして、子供たちの安全を守っていくというのが、市長の、学校を設置する人間のいき方だというふうに感じておりますが、それがわからない、優しさのない市長だということ判断して、私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時10分 散会

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第11日（平成25年3月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第63号まで

第2 議案第64号 宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画
審議会条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第63号まで

日程第2 議案第64号

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君

税務課長	佐藤 恵介 君
会計管理者兼 会計課長	弘瀬 徳宏 君
保健介護課長	村中 純 君
環境課長	岩本 克記 君
人権推進課長	岩田 明仁 君
産業振興課長	三本 義男 君
商工観光課長	松岡 博之 君
建設課長	岡崎 匡介 君
福祉事務所長	滝本 節 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	立田 壽行 君
教育委員会 委員長	増田 全英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢田 清隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増 信幸 君
学校給食 センター所長	野口 節子 君
千寿園長	杉本 裕二郎 君
農業委員会 事務局長	児島 厚臣 君
選挙委員会 事務局長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより、本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第63号まで」の63議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） おはようございます。

4番、議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第4号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ32ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金770万円、宿毛市ブロック塀等対策推進補助金360万円、合わせて1,130万円の増額についてであります。

大幅な増額がされておりますが、この補助金のニーズがふえて、この増額の予算であるのか、この増額の理由について説明願いたい。

次に、議案第6号別冊、平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算（第3号）、ページ6ページ。第6款諸収入、第1項雑入、1目雑入、1節雑入、医師給与費等返還金29万1,000円についてであります。

これまで、このような返還金はなかったと思いますが、どのような経緯で返還金となったも

のか、お聞かせ願いたい。

次に、議案第8号別冊、宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算、6ページ。第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入、1節施設介護サービス費収入2,545万8,000円の大幅な減額について。

この減額は、どのようなことによる減額であるのか、決算委員会でも指摘しておりますが、空床率の解消ということで指摘もしていましたが、どのような状態にあるのかお聞かせ願いたい。

次に、議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ48ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費、13節委託料、市制60周年記念事業会場設営委託料441万円についてであります。

一般質問で少し答弁もありましたが、この市制60周年記念の記念事業として、どこでどのようなものを行うのか。この予算は、どのような形で実施するのか、お聞かせ願いたい。

次に、ページ55ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料、防災計画等作成業務委託料1,050万円についてであります。どのような防災計画を策定を予定しているのか、その中身についてお聞かせ願いたい。

次に、同じく55ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市地域防災対策総合補助金300万円についてであります。

平成24年度は、みんなで備える防災対策補助金として、140万円が計上されておりましたが、今回、名称もかわり、増額もされております。その変更点について、お聞かせ願いたい。

次に、102ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交

付金、幡多博補助金1, 120万円についてであります。

行政方針の説明においても、少し説明をいただきましたが、この幡多博というものがどのようなものなのか、具体的に説明を願いたい。そして、この補助金の算定基準についても説明を願いたい。そして、実施年度、実施内容についても説明を願いたい。

次に、111ページ、第8款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、市営住宅等設計業務委託料1, 100万円についてであります。どこの市営住宅を、どのような計画で建てかえていくのか。この建てかえ事業、総事業費はどのぐらいを見積もっているのかをお聞かせ願いたい。

次に、124ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金、中学生海外交流事業実行委員会補助金50万円についてであります。

この中学生海外交流事業について、その内容、またこれは継続して事業を行っていくのか、その中身についてお聞かせ願いたい。

次に、134ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、キャンプ誘致推進補助金80万円についてであります。

一般質問の中でも少しございましたが、この80万円の予算で、どのようにしてキャンプを誘致していくのか。そして、この交付金の具体的な交付方法についてお聞かせ願いたい。

最後に、139ページ、第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、宿毛市土地開発公社保有土地購入費1億7,044万2,000円についてであります。

今回、購入する土地の内訳、そして、まだ土地公社から購入していない無購入の土地がどの

くらいあって、今後、どのような計画なのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） おはようございます。総務課長、今城議員の質疑にお答えします。

議案第4号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、32ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金770万円、及び宿毛市ブロック塀等対策推進補助金360万円について、御説明いたします。

ニーズについて御質問がありましたが、事業実施件数そのものは余り多いとは言えませんが、問い合わせは多く、潜在的なニーズはかなりあるものと判断しています。

また、25年度は補正がないものとして、最大限多く補正予算を確保するように、国県からの指導のもと、計上しておりますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、55ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節防災計画等作成業務委託料1,050万円について、御説明いたします。

この計画は、市役所全体のBCP業務継続計画を専門のコンサルに依頼して、作成しようとするものです。

現在、作成中の宿毛市防災計画及び津波避難計画、これらとの整合性を勘案しながら、これらの計画が総合的に関連づけられることや、対策の明確化により、国や県の有利な補助制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

同じく19節、宿毛市地域防災対策総合補助金300万円について、御説明いたします。

この補助金は、県の自主防災組織に対する、みんなで備える防災対策補助金が名称変更され、

内容も既存組織の老朽化した資機材の再整備、これができるようになりました。

新規で50万掛ける4組織の200万円。それから、再整備で5万円掛ける20組織の100万円を計上しております。

同じく、139ページ、第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、宿毛市土地開発公社保有土地購入費、1億7,044万2,000円について御説明いたします。

今回の土地は、西町の宿毛団地、雁ヶ池南平土地、それから馬場住土地、宿毛東団地の4カ所、合計2万3,218.79平米を購入しようとするものです。

これにより、未購入土地は、いずれも土地開発基金を充当しております西町の都市計画公共下水道と、小筑紫の汐田土地の2カ所、約9,800平米、額にして約2億6,500万円となります。

これらの土地は、公社の解散時に基金を取り崩し、清算されることとなります。

以上です。

○議長（中平富宏君） 保健介護課長。

○保健介護課長（村中 純君） 保健介護課長、4番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算、6ページ。第6款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、第1節雑入の医師給与費等返還金297万1,000円についてですが、従来、沖の島へき地診療所に勤務する医師につきましては、取り決めにより、毎週月曜日を研修日と定め、けんみん病院での研修を行っていただいております。

しかし、平成24年度、今年度配属された森医師につきましては、週5日勤務のうち、沖の島へき地診療所で4日間、幡多けんみん病院で1日勤務する併任辞令により勤務していただ

ております。

このため、高知県公営企業局県立病院課と、併任職員に関する協定書を締結し、給料、手当及び共済費については、まず宿毛市が全額負担し、併任期間終了後、その勤務実績に応じて、高知県公営企業局県立病院課より、その5分の1の負担分が宿毛市に対して支払われることになっており、今回、金額が確定しましたので、補正させていただいたものであります。

詳細につきましては、宿毛市の負担予定総額は1,485万6,865円でありまして、その5分の1、297万1,373円となりますので、297万1,000円を予算計上させていただいたということです。

今回、併任となった理由につきましては、森医師につきましては、将来、産婦人科を目指しております。産科の勤務実績を取得したいという希望もありまして、今回、けんみん病院での勤務という形になっております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 千寿園長。

○千寿園長（杉本裕二郎君） 千寿園長、今城議員の質疑にお答えします。

議案第8号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）、6ページ。歳入、第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入、1節施設介護サービス費収入2,545万8,000円の減額補正につきまして、御説明します。

主な理由としましては、本年度の施設入所者数84名、在園率、稼働率95%と見込んでいましたが、県に転院変更申請をしたところ、同一ユニット内に施設入所者と短期入所者が混在することが基準違反に当たるとの通知がありました。

このことによって、4床の増床計画ができな

なくなったことから、入所者数80名の定員で運営を行ってきています。

また、入院者数のふえている現状などから、施設介護サービス費収入が大幅な減額収入となる見込みから、減額補正するものです。

平成25年2月末現在の入所者数は79名となっています。平成24年4月1日から平成25年2月末までの実績状況につきましては、入所者数は月平均71.91人、延べ利用日数が2万4,017日、在園率、稼働率は89.88%となっています。

入所者数は、月平均6.72人、延べ入院日数2,055日、外泊者数は、月平均0.01人、延べ外泊日数が3日となっています。

また、死亡者等による退所者数は28名で、月平均2.54人となっております。

空床日数につきましては、645日となっております。退所から次の方が入所されるまでに要した日数は、平均23.8日となっています。

空床解消の目標日数につきましては、1カ月以内として取り組んでおります。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） おはようございます。企画課長、4番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成25年度、宿毛市一般会計予算、48ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費、13節委託料441万円。市制60周年記念事業会場設営委託料について、その内容、それから、いつ、どこで開催するのか、また、予算はどのような形で実施するのかという御質問をいただきました。

議員御承知のように、宿毛市は、平成26年3月31日をもちまして、市制施行60周年を迎えますけれども、私どものほうで、その記念事業を考えておりましたところ、NHK高知放

送局より、平成25年中であれば、NHKののど自慢の実施が可能というお話をいただきました。

プレイベントにはなりますけれども、NHKののど自慢というのは、皆さんにもよく知られている番組でもございますので、ぜひとも宿毛市で実施したいということで、本年11月3日に、宿毛市山奈町芳奈の宿毛市総合運動公園体育館において、開催することといたしております。

441万円の内容でございますけれども、会場、アリーナでございますので、会場に舞台を設営する必要がございます。この舞台の設営料、及び会場については、市民の方々が利用しやすいようにということで、椅子席を確保する。その1,500席分の椅子の借上料、及び設営料、撤去費、それらを含めた441万円を計上させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松岡博之君） 商工観光課長、4番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ102ページ。第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金の幡多博補助金1,120万円について、御説明いたします。

本事業は、幡多地域の自然豊かな風景や、人々によって培われてきた歴史や、独特の文化などが、魅力ある地域の財産の観光資源へと磨き上げ、ここでしか、またこのときしか体験することができない、本物の魅力があふれる観光地を目指して、幡多広域観光協議会を中心に、市町村、観光協会、経済団体を初めとする地域住民が一体となって、一市町村ではなし得ない、広域観光圏を目指すことを目的として、開催に向け、関係機関が連携し、取り組みをしているところであります。

事業実施主体は、高知県、市町村、観光協会、商工会議所、旅行会社や交通機関などで組織する幡多広域観光キャンペーン実行委員会となっており、名称については、通称「幡多博」と呼ばれていましたが、現在は、仮称「幡多広域観光キャンペーン」とし、正式名称は、実行委員会で検討中であります。

本キャンペーンの補助金の算定基準につきましては、平成25年度財団法人高知県観光コンベンション協会、市町村算定基準に基づき案分しております。まず、人口割25%、基準財政収入割25%、宿泊施設収容人員割25%、観光資源割25%で計算し、宿毛市は20.91%で1,196万2,000円となりますが、他市町村の金額を100万単位で切り上げや切り捨てを行っております。

残りを、宿毛市が負担する形になっていまして、案分した金額1,196万2,000円より76万2,000円少ない1,120万円となっております。

キャンペーンの開催期間は、平成25年7月1日から12月31日までの6カ月間で、平成25年6月29日、30日のオープニングイベントを皮切りに、幡多地域各地でイベント開催や観光資源の磨き上げ、着地型旅行商品の造成、各種キャンペーン企画の開催などを行い、12月のクルージングイベントまで、期間を通じて幡多地域への観光客の増加や、事業終了後にも継続できる魅力的な旅行商品の創出などを図るものでございます。

宿毛市といたしましては、今のところ、産業祭と宿毛祭を中心に位置づけておりまして、そのほかにも体験型観光や、着地型旅行券の提案も行っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、今城議

員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ111ページ。第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、13節委託料、市営住宅等設計業務委託料1,100万円についての御質問でございます。

市営住宅再編計画の中で、市営住宅の一部であります改良住宅のほとんどが、新耐震基準以前の建物でございまして、また補強コンクリートブロックづくりのため、耐震補強実施には問題があることから、改築していく方向が示されております。

今回の業務委託は、この改良住宅の改修のための基本計画を策定しようとするものでございまして、建築の優先順位、建築場所、高齢者用等の住宅タイプや必要戸数、道路や公園等の周辺整備等につきまして、地域住民と協議する中で、検討を進めてまいるのでございます。

この作業によりまして、事業の概要が明らかになってまいりますので、その時点で事業費等については、御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、4番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、124ページ。第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、第19節の負担金補助及び交付金、中学生海外交流事業実行委員会補助金の50万円につきましては、国際的な視野を持ち、異文化を体験し、理解するとともに、日本の文化と伝統を尊重する人材を育成することを目的に、海外交流事業を実施しようとするものでございます。

その内訳といたしましては、生徒16名、引率2名で、韓国スンチョン市でのホームステイにかかる旅費が、全体で約120万円の見込みでございますが、そのうち宿毛から下関港までの国内移動にかかる旅費及び引率者の旅費を合わせた50万円につきまして、補助しようとするものでございます。

日程につきましては、4泊5日で、夏休み期間中を予定しております。

また、事業の継続につきましては、当該交流事業は宿毛市の校長会から実施の提案があったものでございまして、実施主体は宿毛市校長会を中心とする実行委員会となりますので、その事業の継続につきましては、今後、校長会とも十分協議し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） おはようございます。生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、4番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ134ページ。第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、キャンプ誘致推進補助金についてでございます。

今回、新規事業といたしまして、キャンプ誘致推進補助金80万円を計上させていただいております。これは、スポーツ団体の合宿を誘致するために、宿毛市内において合宿をする市外の団体を支援するものでございます。

支援する基準等については、来年度、作成いたしますが、新規の団体10万円を、継続して来ていただいている団体15万円を上限として考えております。

より多くの団体が、宿毛でキャンプをしていただけますように、キャンプ誘致の際に活用してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 少し再質問をさせていただきます。

特別養護老人ホーム特別会計についてですが、空床なしでいくサイクルの構築ということで、空床解消日数の目標日数ということで、私は1週間以内と解釈しておりましたが、先ほど、1カ月と答弁されましたけれども、これはどういう目標でやっているのか、再度、お願いいたします。

それから、土地開発公社の土地についてであります。残が2億6,500万の土地がまだ残っていると。土地開発公社の基金は、2億7,400万程度あると思います。今回、解散も可能な金額だと思いますが、解散をする時期について、基金も上回るほどあるので、今季、可能であるのですが、しない理由とかあればお聞かせ願いたい。

それから、のど自慢についてであります。これを福祉センターでやれば、設営費は節約できるんじゃないかと思いますが、その市民体育館でやらなければならない理由、それもお聞かせ願いたい。

そして、ゲスト歌手は決まっているのかどうか。どなたが来られるのか、少しお聞かせ願いたい。

それから、出場したい市民が優先的に出れるような制度があるのかなのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

それから、市営住宅の件ですが、これが名称が設計業務ということになっておるので、少し質問をさせていただきましたが、新規事業調査表ということで、提出を義務づけておるんです

けれども、この項目がなかったんですよ。

新規事業として、やっぱり新規のものは出していただきたいと思いますので、これはお願いになりますけれども、よろしく願います。

それと、キャンプ誘致補助金ということで聞かせていただきましたが、どのような形で、日本全国の可能性のある団体に広報していくのか。一部の団体に偏ってしまわないように、広く、たくさん来ていただきたいので、そのような施策は予定してないのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○議長（中平富宏君） 千寿園長。

○千寿園長（杉本裕二郎君） 千寿園長、今城議員の再質疑にお答えします。

先ほど、私が空床解消の目標日数、1カ月と申し上げましたが、決算等の中では、1週間と申し上げておりましたので、その部分については訂正させていただきたいと思います。大変失礼しました。

空床解消について、どのように取り組んでいるのかとの再質疑でありましたが、1週間ということで、目標日数については取り組んでおりますが、退所してから事前調査及びその入所される方の主治医からの診断書、これは感染予防のためにとっておく部分でありますけれども、それとあわせて家族説明以下、入所日の設定等の中で、1週間としておりますところが、先ほど答弁しましたが、平均23.8日ということになると思います。

このことについては、退所されれば、すぐ入所できるような形で、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしく願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） 副市長、今城議員の質疑にお答えをいたします。

土地開発公社理事長も、私がやっておりますので、その関係で、土地開発公社の解散についての関係を、御説明をさせていただきます。

25年3月末で、高知県から先行取得依頼をされた土地が、4億ちょっとあるわけですが、今のところ、県との協議する中で、2億ちょっとが、25年度に購入していただくということで、残が少し残っています。そういうことで、25年度には、解散ができないというような状況になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、4番議員の再質疑にお答え申し上げます。

3点ほど御質問いただいたと思います。

60周年の記念事業の関係で、まず、会場が市民体育館でなければならない理由ということでございますけれども、これはNHK高知放送局と協議する中で、NHKのど自慢については、いわゆる客席数を1,000から1,500確保したいということで、私どもも既存の福祉センター等を想定いたしておりましたけれども、あそこでは撮影用の資機材等のスペースも、かなり座席をとられるということから、これまでも、以前もそうだったんですけれども、1,500席以上の固定席があるところであれば、そこで可能だけでも、800席ほどしかございませんので、体育館でないとだめだと、NHK側からの注文で、そういう形にさせていただいております。

それから、ゲスト歌手については、今の段階では、まだ確定はいたしておらないようでございます。

それから、出場者が、宿毛市民が優先できるということについては、これはあくまでも申し込みに応じて、NHKのほうで、厳正に審査をして決定することということでございますので、

宿毛市民を優先的にということには、なかなかならないということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、4番、今城議員の再質疑にお答えいたします。

キャンプ誘致推進補助金につきまして、全国にどのような形でアピールして、キャンプ誘致につなげていくのかといった内容の御質問でございました。

これまでにも、私ども、東京、あるいは大阪の旅行業者、あるいはコンサルタントを訪問して、誘致活動を推進してまいりました。

今後、今回、この補助金が議決いただいて、活用できれば、そういったこともアピールしながら、県の観光コンベンション協会といったところにも御協力をいただきながら、積極的に誘致活動を推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 大変よく理解できましたので、以上で質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉でございます。通告によりまず議案質疑をいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算についてであります。

まず、ページ68ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

ねんりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会補助金2,503万9,000円、並びに25年度予算、5款労働費の内訳の中の

ねんりんピックよさこい2013推進強化事業151万7,000円とございますが、市民の関心も高いことについて、事業内容、またそれによって得られる成果についての説明を願います。

続きまして、ページ101、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託費、観光パンフレット作成委託料130万円。同じく、その下段にあります宿毛市観光ポスター作成委託料17万1,000円について、拝見いたしますに、限られた予算の中と考えますが、どのようなことを計画をされているのか。

あわせて15節、工事請負費、観光施設等工事費83万3,000円についても、それぞれ内容についてお尋ねいたします。

以上、1回目終わります。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、1番、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、68ページ、歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節の負担金補助及び交付金のねんりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会補助金として、2,503万9,000円、及び関連予算としまして、89ページ、歳出の第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、4節共済費19万2,000円、7節賃金131万5,000円、13節委託料の中の1万円、合わせて151万7,000円の、合計しましたら2,655万6,000円を計上させていただいておりますが、そのことにつきまして、事業内容とねんりんピック開催に伴う本市のPR効果につきまして、御説明させていただきます。

初めに、ねんりんピックにつきましては、60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典として、全国各地に

において開催されている全国健康福祉祭でありまして、平成25年度は高知県が開催県となり、宿毛市では、剣道の交流大会が実施される予定となっております。

剣道交流大会の実施時期といたしましては、平成25年10月27日から28日の2日間、正味1日半であります。を予定しております。

選手、監督合わせて、最大で560名、チームの関係者や家族等を合わせて、これも最大で1,000名くらいの皆様においでいただけるものと見込んでおります。

続きまして、ねりんピックよさこい高知2013宿毛市実行委員会への補助金2,503万9,000円の内訳としましては、競技役員、競技補助員、医師、おもてなし協力団体等への報償費としまして146万円、旅費としまして234万9,000円を。おもてなし会場の仮設テント設営に伴う委託料としまして、386万3,000円。式典に伴う会場設営費委託料としまして、138万9,000円、シャトルバス等の車両借上料としまして310万6,000円、選手監督等への記念品代としまして200万円などが主なものとなっております。

また、本事業の実施に当たりまして、現在、専任の職員1名、兼任の係長1名の1.5名体制で行っておりますが、平成25年度は、臨時職員を2名雇用し、大会の準備を行ってまいりたいと思いますので、臨時職員の賃金等につきまして、民生費及び労働費総額で256万円を計上しております。

歳入につきましては、40ページの第19款諸収入、第5項雑入、5目雑入、1節雑入のねりんピックよさこい高知2013実行委員会補助金1,448万3,000円を、28ページの第14款県支出金、第2項県補助金、4目労働費県補助金、1節労働諸費補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金151万7,

000円を予定しております。

ねりんピックにつきましては、スポーツや文化を通じた交流大会ですので、剣道の競技を競うことが一つの目的ではありますが、健康づくり教室や地場産品によるおもてなし、また地域の観光地をめぐる観光ミニツアー等につきましても、予定しております。

選手、監督を対象とした市内の観光ツアーや、県下に参集する全競技の選手及び監督、約1万人くらいが見込んでおりますけれども、の方に対しましての、本市の観光パンフレット等を配布することとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松岡博之君） 商工観光課長、高倉議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ101ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節観光パンフレット作成委託料130万円について、御説明いたします。

本委託料につきましては、宿毛市の観光パンフレットを全面的にリニューアルし、より内容を充実させ、観光客の手にとってもらえるパンフレットを作成しようとするものです。

内容といたしましては、新規デザインから印刷、製本までの全てを一括で印刷業者に委託するもので、デザイン等をデザイナーに別途委託するよりも安く抑えられるのではないかと考えております。

なお、パンフレットの仕様はA4判、カラー印刷20ページで、2万部の作成を予定しております。

同じく13節の宿毛市観光ポスター作成委託料17万1,000円について、御説明いたします。

本委託料につきましても、先ほど説明いたし

ました観光パンフレットと同様に、デザインから印刷まで一括で、印刷業者に委託するものがあります。

平成24年第3回定例会で、宿毛市の観光ポスター1種類の作成予算を可決いただきましたが、新たに2種類デザインを追加し、作成しようとするものであります。

B2判のカラー印刷で300枚を2種類、合計600枚の作成を予定しております。

続きまして、同じく101ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費の観光施設等工事費83万3,000円について、御説明いたします。

本工事は、観光施設を改修し、利用客の利便性向上を図るもので、3カ所の施設改修工事を予定しております。

まず、一つ目は、咸陽島公園シャワー室改修工事で、同施設の屋根と壁面の間の吹き抜けへ、海側から、荒天時の際に内部へ雨が降り込み、トイレトペーパーがぬれるなどの不便を来しているのを、降り込みを防ぐ工事を実施しようとするもので、工事費といたしましては、22万8,000円を予定しております。

2つ目は、宿毛サニーサイドパーク公衆便所改修工事で、男女各2基の洋式便器にウォシュレットを設置しようとするもので、工事費といたしましては、15万円を予定しております。

3つ目は、蛸湖ゴルフパーククラブハウストイレ等改修工事で、同施設のトイレの男女各1基を洋式化し、ウォシュレットの設置及び分電盤を落雷から保護する基盤の設置をしようとするもので、工事費としましては、45万5,000円を予定しております。合わせて83万3,000円の予算計上をさせていただいております。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御丁寧な御説明をありがとうございます。

ねんりんピックにおきましては、選手、監督560名、関係の方、サポートを数えますと1,000人近い方が宿毛にお見えいただけるということをお伺いしました。

私どもの所属しております宿毛市連合婦人会でも、宿毛市入り込みの10月27日の初日には、ぜんざい400食、食改さん、農協女性部では、とん汁を合わせて800食、翌日10月28日には、漁協女性部さんが、鯛汁2,000食の御用意をし、おもてなしボランティアをする予定でございます。

こういうことから考えますと、これだけの金額が要るなということは、大変了解いたしました。

また、県全体では、1万人の方が御来高されるということをお聞きまして、絶好のチャンスでもありますので、観光課さんにおかれましては、ぜひ一目ぼれするようなポスターや、パンフレットを作成していただきまして、大いに宿毛を売り込んでいただきたいと存じます。

私たちも、新しいパンフを片手に、笑顔で、心から御歓迎し、ねんりんピックを楽しみたいと存じますので、それぞれ担当なさって、頑張っていらっしゃいます皆様にエールを送りまして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、質疑を行います。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ49ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節役務費、不動産鑑定評価手数料240万円についてであります。新規事業調査票の中にも説明等がございましたが、もう少し詳しい事業の内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、ページ50ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、U・Iターン希望者住宅改修事業補助金100万円についてであります。

この事業は、平成24年度より始まった事業であります。事業の内容と事業の周知方法、そして平成24年度の実績がわかればお伺いをいたしたいと思っております。

次に、ページ73ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、11節需用費、消耗品費として220万3,000円についてであります。新規事業調査票にも記載がありました保育園への防災ヘルメット等の購入費であると思っておりますが、詳しい事業内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、ページ122ページ、第10款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料。宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料450万円と、宿毛小学校敷地造成設計業務委託料1,910万円についてであります。二つの委託料については、一般質問の中でも説明等があったところではございますが、再度詳しく内容の説明をお願いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上で1回目の質疑のほうを終わります。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般

会計予算、49ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節役務費、不動産鑑定評価手数料240万円について、御説明いたします。

この手数料は、西地区の高台確保のための用地買収に備え、不動産鑑定士に依頼して個別の用地の価格を提示してもらおうとするものでございます。全体で51筆を評価していただくための手数料ということでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、5番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、50ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、3目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、U・Iターン希望者住宅改修事業補助金について、御質問をいただきました。

まず、事業内容ということでございますけれども、本事業は、移住者を支援するために、平成24年度より創設をいたしました補助制度でございます。

宿毛市への定住を目的に移住される方に、新たな生活を始めるために必要となる住宅の改修費を補助するものでございます。

移住者が持ち家に住む場合だけでなく、借家に住む場合にも、御活用いただけることとなっております。

補助対象者は、宿毛市に住所を有していないもの、または移住して1年を経過しないもの、5年以上継続して、宿毛市街に居住していたもの。借家とする場合は、その所有者。これは、所有者の委任があれば、借り主でも可能でございます。それから、持ち家とする場合は、移住者を補助対象者となっております。

それから、補助対象経費につきましては、建物の内装、外装、または屋根の改修工事、トイ

レまたはふろの改修工事、水道、ガス、または電気の改修工事、その他、市長が必要と認めるものということになっております。

補助率は、3分の2以内、補助限度額は50万円となっております。

次に、周知方法でございますけれども、周知方法につきましては、宿毛市のホームページを通じて、年間周知を行っておりますけれども、制度創設に当たりましては、平成24年4月号の市の広報においても、市民の皆様を対象に周知、PRをさせていただいております。

それから、24年度の実績でございますけれども、問い合わせ等は10数件ございましたけれども、最終的に補助決定に至った事例はございません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、5番、岡崎議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、72ページ、歳出の第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、11節の需用費の消耗品費の中で、保育所への防災ヘルメット等の購入に係る213万5,000円につきまして、計上させていただいておりますが、そのことにつきまして、御説明させていただきます。

本予算につきましては、平成25年度の保育所入所児童と保育所職員に対し、災害時に飛来物や落下物などによる危険や衝撃から頭部を保護することにより、入所児童と保育所職員の安全を確保することを目的に、ゼロ歳児用の防災頭巾8人分と、児童用442人分、職員用88人分の防災ヘルメットを購入しようとするものであります。

購入費用としましては、ヘルメットをかぶることが難しいゼロ歳児用の防災頭巾が2,41

5円掛ける8人分で約1万9,000円、児童用防災ヘルメットが3,990円の442人分で約176万4,000円、職員用のヘルメットが、同じく3,990円の88人分で、約35万1,000円、合わせて213万5,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、5番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、ページ122ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、第13節委託料の宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料450万円についてでございますが、まず、宿毛小学校と松田川小学校の統合校の改築場所といたしましては、大地震への対応、津波対策を考えると、高台移転が望ましいものでございまして、当初予算において、高台の敷地造成設計の委託料を計上しているものでございますが、一般質問でもお答えさせていただいておりますとおり、移転候補地は地権者が多く、国土調査も未実施であることから、その整備につきましては、相当の期間がかかることが予想されております。

しかしながら、現宿毛小学校は、築50年以上経過をしております、耐震性の確保であるとか、老朽化への対応が喫緊の課題でございまして、子供の安全を第一に考えますと、早期の改築が必要であることから、現敷地の北側隣接地を用地買収することについて、用地買収するための事前準備に係る経費として450万円を計上させていただいております。

次に、同じく13節委託料の宿毛小学校敷地

造成設計業務委託料1, 910万円につきましては、先ほど申しあげましたように、宿毛小学校再編計画において、宿毛小学校と松田川小学校は校舎の改築後に統合する計画でございますが、統合校の改築場所といたしましては、大地震への対応、津波対策を考えますと、高台移転が一番望ましいものでございまして、本事業は宿毛小学校と松田川小学校の統合校の高台移転に向けまして、適地調査で示されております萩原地区における当該エリアについて、敷地造成のための設計業務を委託するものでございます。

なお、地権者への説明会につきましても、これにあわせて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、それでは再質疑のほうをさせていただきます。

U・Iターン希望者、住宅改築事業補助金について、先ほど、説明がございました。24年度から実施して、24年度については、ホームページ等広報紙で広報活動をして、10件の問い合わせがあつて、補助決定には全く至ってないということでございました。

今度、25年度も継続して、この事業を行われる理由として、どうしても継続して、24年度がなかったから25年度少なくするというのもいかないとは思いますが、もう少し周知方法等を、ホームページであるとか、広報紙以外にも、何かできるのではないかと思いますので、この補助金が使えるようにできる方法を、何かあればお示し願いたいというか、お伺いしたいと思っております。

次に、保育所への防災ヘルメット等についてでございますが、これは詳しく説明をいただきましたが、1点だけ、ゼロ歳児は、まず防災頭巾で対応するというので、自分でかぶることはできないと思っておりますけれども、1歳児、2歳

児ぐらいでも、なかなかヘルメットがかぶれるのかなというような疑問点は若干ありましたが、その点は、かぶれるのでしょうか。その点、説明ができればお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

あと、宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料について、質疑をいたします。

たしかこの敷地については、宅地であったり更地であったり、住宅地、建物が建っているところはあると思っておりますが、今回の予算で、宅地部分であるとか、住宅地の部分も調査するのかどうかについて、説明をお願いしたいと思います。

2回目の再質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、5番議員の再質疑にお答えします。

防災ヘルメットのことなのですが、ゼロ歳はなかなか難しいがやないやろかということで、1歳、2歳児はどうやろかというふうなことで御質問をいただきました。

先生のほうにもお話を聞く中で、1歳、2歳児は大丈夫やろかということで、予定をさせてもらっておりますので、御了解していただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、5番議員の再質疑にお答え申し上げます。

U・Iターンの関係でございますけれども、平成24年度実績ゼロで、25年度も継続していく理由は何かということでございます。

平成24年度の問い合わせの中に、25年度には前向きに検討したいという問い合わせもございました。そういったのが、数は少ないですけれどもございましたし、それから、御承知のように、高知県においても、U・Iターンの促

進ということで、積極的に力を入れていくということでございます。

まだまだ、宿毛市では取り組みが甘い部分がございますけれども、今後、県とともに、U・Iターンの推進に向けて取り組んでまいります。

それから、あわせて周知方法についても、全国的には、ホームページが一番有効であろうと思っておりますけれども、24年度からは、フェイスブックも立ち上げておりますので、そういった部分も含めて、可能な限り、周知に努めてまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、5番、岡崎議員の再質疑にお答えをいたします。

本事業は、北側用地の事前準備として、当該用地及び物件の補償費についての調査を行うものでございまして、当該拡張エリア約1ヘクタールでございますが、その中で存在いたします建物と、それに伴う敷地内工作物及び動産の移転補償にかかわる調査となっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質疑をいたします。

宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料で、先ほど、動産と言われましたけれども、あれは建物の中の動産ということでしょうか。

一度答弁を、わかるようにお願いできますか。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教

育次長兼学校教育課長、申しわけございません、岡崎議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど、私が建物と申しましたが、建物とそれに伴う敷地内工作物の移転補償調査でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 大変詳しい説明、ありがとうございます。

以上で、5番、質疑のほうを終わります。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。質疑をいたします。

私が質疑をいたしますのは、議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算についてであります。

まず、この49ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目企画広報費、7節委託料についてであります。

この中の乗合タクシー運行委託料90万でございますが、これについては、新規事業ということで、説明をいただいておりますが、小筑紫の石原線、そして宿毛、藻津を含む西のほうの線について、乗合タクシーを運行するというところでございます。

この事業につきましては、私もタクシーに限定したことなく、いろいろな面で、何回かこの議場でも質問させてもらったのが、今回、やっと予算化されたということで、私も含めて、市民の方々も、本当に困っている人は喜んでいいんじゃないかと思うわけです。

この内容について、詳しく説明していただきたい、このように思います。

次に、同じ予算書の98ページ、6款農林水産費、3項水産費、2目水産振興費、19節負担金補助及び交付金。この中の宿毛市種子島周

辺漁業対策事業費85万9,000円についてであります。

これにつきましては、沿岸漁業の通信機器、これが今度新たに更新されるということでの予算ということになっておりますが、以前からちょっと疑問に思ったんですが、種子島周辺漁業対策につきまして、今度の説明書にも詳しくは書かれておりますが、種子島が日本のロケットの打ち上げの基地になっているということで、そこでの打ち上げによる漁業への影響ということで、お金が出ているんじゃないかと思われるわけですが、実際、どのような被害と申しますか、影響が出ているのか、わかればお知らせ願いたい。

そして、この今回予算化した部分につきまして、大型船というふうなことになってますが、どのような船に、何隻分ぐらい更新していくのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、120ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費。この防水改修工事として420万が上がってます。これは、山奈小学校で雨漏りが多発することでございますが、この工事内容について、説明をしていただきたい。

以前は、非常に各学校で雨漏りが出で、ここで雨漏り議会だったと言われるぐらい、雨漏りの問題を各議員が取り上げたことがあるわけですが、今のところ、今回、山奈小は計画されているわけですが、この内容について、お聞きいたします。

121ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、14節使用料及び賃借料。この中で、AED借上料72万円があります。

これまでは、学校に対して、AEDを購入してきたわけですが、いろいろ部品の損傷等もあって、今回、デジタルに切りかえるということでございまして、この内容について、

お伺いいたします。

次に、防災ヘルメット、123ページの10款教育費、3項中学校費、1目学校施設費、11節需用費。この中の防災ヘルメット購入費があがっています。今回は、中学校の分だということであがっているわけですが、どのようなもので、どれくらい購入するのか。

それとあわせまして、以前にはもう、小学校は購入済ということですが、これがどのように訓練等に活用されているのか、こういうことも含めてお尋ねいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、8番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、49ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の13節委託料、乗合タクシー運行委託料90万円の内容について、御質問いただきました。

本事業につきましては、一般質問でもございましたけれども、公共交通の空白地域であります舟ノ川、石原地区並びに西地区において、買い物でありますとか、通院等のために、それらを支援するために、最低でも週1回のサービスが受けられる地域づくりを目指して、県の中山間地域移動手段確保支援事業補助金、これ3分の2の補助金でございますけれども、を活用して、実証運行を行おうとするものでございます。

実証運行の期間は、本年10月から来年、平成26年9月末までということになっておりますけれども、本年度につきましては、本年10月から来年3月31日までの半年分の予算を計上させていただいております。

内容につきましては、デマンド方式による乗合タクシーということで、今現在は、週に2日、1日3便ということで、地元の区長さん方とは

協議をさせていただいております。

今後、地域の皆様、区長様初め地域の皆様や、タクシー業者と協議を行いまして、地域公共交通会議に諮問の上、最終的には、高知運輸支局の認可を受けて運行するという流れになっております。

ことしについては、先ほど申し上げましたように、全体事業費180万円のうちの半分、90万円を計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、8番、浅木議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、98ページ、第6款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市種子島周辺漁業対策事業費補助金85万9,000円の内容について、御説明いたします。

ロケット打ち上げに伴う被害の状況とのことですが、種子島宇宙センター射場のある種子島周辺海域では、ロケット打ち上げに伴う操業規制によって、水域迂回に伴う燃料の消費量の増大や、操業日数の増などによるコストの増、あるいは漁場の縮小を余儀なくされているなどの影響がございます。

また、近年の原油価格の高騰も相まって、操業コストが増大し、漁業経営は厳しさを増しています。このような状況の中、現在、当該漁場で漁船が利用している衛星通信機器が、システム変更により平成25年度末でサービスが利用できなくなることが明らかとなりました。

早急な更新が必要となっております。このため、宿毛湾漁協がこの新システムに対応した機器のリース事業を行い、漁船の通信手段、これはインマルサット衛星通信電話の一式でござい

ます。これを確保するための経費につき、助成しようとするものでございます。

なお、すくも湾漁協に所属するこの事業に該当する漁船は26隻ありますが、今回、設置する漁船は、沖の島のはえ縄漁船で、近海カツオ・マグロ船19トンでございます。

この漁船にのみ設置すれば、誰でも、どこへでも通話、及びファクスなどが可能となります。

なお、歳入につきましては、29ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、3節水産業費補助金の高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金に増額の85万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、8番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、120ページの第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第15節工事請負費の防水改修工事費420万円についてでございます。

これは、山奈小学校の防水工事を行うものでございまして、山奈小学校につきましては、これまでも雨漏りが多発いたしておりまして、一部分的な、部分的な補修では間に合わなくなっておる現状でございます。

そのために、今回は防水シートによる改修工事を実施するものでございます。

次に、121ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費の第14節使用料及び賃借料の各小中学校AED設置事業でございます。

これは、各学校における救命措置が必要な事故や、疾病に対するため、平成20年度にAE

Dを購入いたしまして、各学校に設置をいたしておりますが、パッド等の消耗品につきましては、耐用年数に合わせて予算化し、これまで対応しておりましたが、非常時のAEDの使用や、校外活動による持ち出し時などの破損等による場合は、常に交換、修繕にすぐに対応できない場合も想定されておりました。

現在、使用のAEDのバッテリー交換が来年度必要であることから、この機会に定期または使用破損後の入れかえが迅速に行われるレンタル契約によるAEDの設置にかえようとするものでございます。

次に、123ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、第11節の需用費、防災ヘルメット購入費でございますが、小学校につきましては、今年度、設置をいたしておりますので、今回は25年度予算といたしまして、市内中学校の全生徒及び全教職員に防災ヘルメットを配布するための予算でございます。

内訳といたしましては、生徒分566人分と、教職員76人分に予備を含めた660人分の予算を計上しております。

なお、小学校の利用につきましては、各学校で行われております避難訓練で使用していただいております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質疑をさせていただきます。

先ほど説明いただきました種子島周辺漁業対策費の問題ですが、これについては、説明内容はほぼわかりましたが、これは既に基準が決まって、交付されているものであります。念のために私が知りたいのは、もう一つ、どれくらい、年間、あそこの島で打ち上げがされているのか。我々が知るの、新聞で見る、成功した

とか、何号が上がったとかいうことぐらいですが、たびたびあっているのかなど。新聞で見る以外にも、間でそういうふうな、漁船が近くへ寄れない状態ですね。こういうことが起こっているのかどうなのか、こんなことがわかればお聞きしたいと思います。

それから、49ページの乗合タクシー運行委託分についてですが、これを実際、どのように地域の意見を取り入れるのか聞こう思ったんですが、もう既にそれぞれコンタクトをとっていると、地区長さんらと、いうことでございますが、この中で、もう一つ、今後、例えば乗合自動車を運行されて、やり始めてから、こうしてもらいたいという要望も出てくると思います。

こういったものに対して、どのように対応していくのか。ことによったら、ほかの路線も、うちも欲しいということも出てくるかもわからないので、余りそこばかり、今あるとこばかりふやすわけにはいかんですが、ある一定、地元の利用者の意見を聞いて、途中で変えていく可能性もあるのか、そこらも含めてお聞きしたい。

できれば、地元の意見、利用者の意見を聞いて、入れていくことが望ましいと思いますが、その点についてどうか。

それから、120ページの、先ほど説明いただきました学校の防水改修工事についてですが、これは、部分的工事は難しいので、防水シートでやるということでございますが、私の心配するのは、果たして防水シートで完全に雨漏りをとめれるのかなという何があるわけです。

これまでも、そういう防水シートだったら大丈夫なのか、これまでの工事では、学校防水対策しても、引き続いて雨漏りが起こることと、多くの学校は屋根をつけて、完全な防水対策。屋根をつければ完全な防水対策になるので、そういうことをしてきたわけですが、これ

から先は、そういう防水対策をするのかなと思
ってましたところ、こういう対応になってきた
ので、この工事で、今後、そういう雨漏りが再
度発生するという心配はない工事なのか不安な
ので、そのところ、お知らせいただきたい。

それから、AEDにつきましては、レンタル
にするということですが、それはそれでいいん
じゃないかと思いますが、今、購入しているも
の、これはもう年数もきたということござい
ますが、これはどういうふうに処分するのか。
向こうへ引き取ってもらうのか。全部ただで戻
すのか、それともどうなるのか。この引き取り
に、今ある分のこれがどうなるのか、これをお
聞かせください。

以上です。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、
8番、浅木議員の再質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般
会計予算、98ページ。第6款農林水産業費、
第3項水産業費、2目水産業振興費、19節負
担金補助及び交付金の種子島周辺漁業対策事業
費補助金85万9,000円の内容の中で、ロ
ケットが年間何回打ち上げられているかの御
質問でございますが、通信衛星や気象衛星など
が打ち上げられていることは承知しております
が、年間何回打ち上げられているのかは、今、
私、承知しておりません。申しわけありません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、8番議
員の再質疑にお答え申し上げます。

乗合タクシー運行委託料に関して、今後、地
元から要請等が出てきた場合は、どのように反
映をしていくのかという御質問でございますけ
れども、先ほど御答弁申し上げましたように、
今回、実証運行ということで、いろんな使い勝

手の、今後、いい形を検討してまいりたいと。
時間でありますとか、あるいは乗降場所、料金
等についても、ことしと来年の1年間で実証運
行を行って、より地域の皆様の使い勝手のいい
ような形に、我々としてはしてまいりたいとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課
長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教
育次長兼学校教育課長、8番、浅木議員の再質
疑にお答えいたします。

山奈小学校の防水改修工事につきまして、屋
根ではないと不安ではないかということござ
いしましたが、防水加工技術も進歩しております
ので、今のところ、私どものほうでは、10
0%とは言えませんが、この防水シート
で十分であるというふうに考えております。

それと、もう1点、AEDのレンタルでござ
いしますが、これは、今現在、使用しておるA
E Dについては、購入しておるものでございま
すので、耐用年数が来たからといって、相手に返
還するようなものではございませんので、御理
解いただきたいと思ます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 1件だけ再質疑をいた
します。

今、AEDの問題について、買い取りしてい
ると、それはもう、私も十分承知の上です。こ
れを今後、レンタルで全部に配置したら要らな
くなるということなんで、これをどう処分する
かということを知りたかったわけです。

そのことについて、お答え願いたい。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課
長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教
育次長兼学校教育課長、浅木議員の再質疑にお

答えいたします。

AEDの処分でございますが、耐用年数がもう来るものでございますので、耐用年数までは使うことは考えておりますのが、その先の処分については、まだ具体的には検討しておりませんので、また検討させていただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 以上をもちまして、私の質疑は終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第2、議案第64号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第64号は、「宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、本議会に提案してあります議案第39号に関連し、「総務課危機管理係」が「危機管理課」となることにより、「宿毛市高齢者交通安全推進協議会」の庶務を「総務課」から「危機管理課」へ変更すること、及び「建設課」が、「土木課」及び「都市建設課」の2課へ再編することに伴い、「宿毛市都市計画審議会」の庶務を「建設課」から「都市建設課」へ変更するよう条例を改正しようとするものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第64号まで」の61議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月15日及び3月18日並びに3月19日、3月21日、3月22日、3月25日は休会したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日及び3月18日並びに3月19日、3月21日、3月22日、3月25

日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月15日から3月25日まで11日間は休会し、3月26日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時00分 散会

陳 情 文 書 表

平成25年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第16号	平成 25. 3.11	現行の宿毛小学校建設計画への反対と即時の市内小中学校の安全性確保を求める陳情について	団 体	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成25年3月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

議案付託表

平成25年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (26件)	議案第4号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第5号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第7号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第8号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第9号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第11号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第12号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第13号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第14号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第15号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第16号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第17号	平成25年度宿毛市一般会計予算について
	議案第18号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第19号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第20号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第21号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第22号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第23号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第24号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第25号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第26号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第27号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第28号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第29号	平成25年度宿毛市水道事業会計予算について

<p>総務文教 常任委員会 (18件)</p>	議案第30号	宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第38号	宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について
	議案第39号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
	議案第54号	宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について
	議案第55号	幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について
	議案第56号	幡多西部消防組合同規約の一部を改正する規約について
	議案第57号	こうち人づくり広域連合同規約の一部変更について
	議案第58号	幡多西部消防組合との間において工事の施行等に関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについて
	議案第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第60号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第64号	宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

産業厚生 常任委員会 (17件)	議案第31号	宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
	議案第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
	議案第34号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
	議案第35号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
	議案第36号	宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
	議案第37号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
	議案第46号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第47号	宿毛市中央ダイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第48号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について
	議案第53号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第61号	市道路線の認定について
	議案第62号	市道路線の認定について
	議案第63号	市道路線の認定について

平成25年
第1回宿毛市議会定例会会議録第6号

1 議事日程

第23日（平成25年3月26日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第64号まで

（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）

（議案第4号から議案第64号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第65号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

第3 請願第2号外2件及び陳情第15号外1件

第4 委員会調査について

日程追加 決議案第1号 議案第17号に対する付帯決議

日程追加 決議案第2号 沖本市長に対する問責決議

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から64号まで

日程追加 決議案第1号 議案第17号に対する付帯決議

日程第2 議案第65号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 請願第2号外2件及び陳情第15号外1件

日程第4 委員会調査について

日程追加 決議案第2号 沖本市長に対する問責決議

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈 淳 司 君
議事係長 柏 木 景 太 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖 本 年 男 君
副 市 長	安 澤 伸 一 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
市 民 課 長	河 原 敏 郎 君
税 務 課 長	佐 藤 恵 介 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
保 健 介 護 課 長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	岩 田 明 仁 君
産 業 振 興 課 長	三 本 義 男 君
商 工 観 光 課 長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福 祉 事 務 所 長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教 育 委 員 会 長 委 員 長	増 田 全 英 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	沢 田 清 隆 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選 挙 委 員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第64号まで」の64議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第64号まで」の61議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（今城誠司君） おはようございます。予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第4号から議案第29号まで」の26議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月15日、18日、19日、21日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月25日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案26件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告をいたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第17号別冊、平成25年度宿毛市一般会計予算、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費、避難道維持修繕工事費100万円についてであります。

委員からは、この事業にかかわる財源はどう

なっているのかとの質問があり、執行部からは、維持修繕なので、国や県の補助はなく、全て一般財源であるとの回答がありました。

また、委員からは、現在、国からの手厚い補助もあり、新たな整備に力を入れているが、今後は、当然、維持管理の費用がかさんでくる。その点をどのように考慮しているのかの質問に対し、執行部からは、今のところ維持管理にかかわる補助制度はないが、一度、避難道をつくれれば、維持管理費がかかるのは当然のことである。今後は、国、県に対して要望をしていきたいとの回答がありました。

同じく、議案第17号別冊、第10款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料について、御報告いたします。

本件につきましては、宿毛小学校の現地改築と、高台用地整備にかかわる予算であります。これに関連して、宿毛小学校の耐震性の問題や、今後の学校再編計画の方向性など、広く質問が出されました。

委員からは、小中学校の耐震については、全ての学校を、平成27年度に100%耐震化できるように、取り組んでいきたいとのことだが、宿毛小学校と松田川小学校の耐震化をどのように考えているのか、との質問があり、執行部から、当然、この2校をこのままにするわけにはいかないが、今の段階では、宿毛小学校と松田川小学校は統合新設を目指している。ただし、今後の再編論議がどのようになるかによっては、松田川小学校の耐震補強ということも考えていかなければならない、との答弁がありました。

また、委員から、再編計画の見直しは、今定例会終了後、すぐに取りかかると認識してよいかとの質問があり、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、宿毛小学校の耐震化に関して、委員からは、宿毛小学校を耐震、大規模改修した場合

の概算費用と、財源はどのようになるのかの質問があり、執行部からは、あくまで概算ではあるが、老朽化対策の水道や電気等の設備改修に2億円程度、非構造部材を含めた大規模改修に2億円程度、I S値に基づく耐震補強、倒壊防止といわれる部分が1億円程度、仮校舎に2億円程度、合計で7億円を想定しているとの答弁がありました。

その後、執行部から、宿毛小学校校舎の現在の構造や施設の現状等について、図面を見ながら説明を受けた後、宿毛小学校の現地視察を行ったが、耐震化の可否に関する決定的な情報の取得には至りませんでした。

なお、本予算中、宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料450万円に対しましては、寺田委員から、萩原地区の高台移転候補地の整備計画期間や、現校舎の耐震化に関する調査結果、また現在地での校舎を改築した場合、高台移転完了後にこの該当施設をどのように有効活用するかを明示することを求める付帯決議案が提案され、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、第2分科会の主な審査概要について、報告いたします。

議案第17号、宿毛市一般会計予算、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金の1、400万円について、委員からは、これは高知県の補助金であり、宿毛市独自の補助金ではない。地域の産業振興を図るのであれば、一定の審査を経て、認可を受けた事業については、宿毛市も何らかの補助を行うべきではないかとの質問があり、執行部からは、今後、そのような方向に目を向けていくかもしれないが、現段階では、そのような計画はないとの答弁がありました。

また、委員からは、自発的な産業振興の取り組みについては、宿毛市も支援を考えるべきで

あるとの意見や、このような県の補助を受けずに、自力で農産品の開発や、販路の拡大に努力している方々もいる。そのような人々への支援も考えてほしいとの意見がありました。

これに対し、執行部からは、そのような方々についても、県の産業振興計画の中での位置づけを検討できると思う。積極的にこの制度について、広報していきたいとの答弁がありました。

続いて、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、宿毛市観光案内板設置工事費34万2,000円に関連して、委員からは、大島桜公園の入り口に看板を設置することのだが、大島中央線を活用して、桜公園に通じる道をつくり、そこに看板を設置するほうが有効ではないかとの質問があり、執行部からは、今のところ、そのような計画はないとの答弁がありました。

また、委員からは、桜公園や咸陽島公園を含めた大島全体の整備計画をつくるべきである。桜公園の遊歩道の整備や、ビーチバレー場の活用方法、海岸線道路の整備など、大島全体を大きな観光資源として捉え、整備を進めるべきであるとの意見がありました。

次に、同じく第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、11節需用費、サニーサイドパーク施設修繕料35万円に関連して、委員からは、サニーサイドパークは老朽化し、ほかの道の駅と比べても見劣りがして、みすぼらしく感じる。施設全体の見直しは考えていないのかとの質問があり、執行部からは、建てかえを検討する時期に来ていることは認識しているが、費用等の問題があり、相当、困難であるとも考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、人が来なくてもうけが少ないため、みすぼらしくなるのである。最も大切なのは立地であり、集客が見込める場所であれば、施設も美しくなる。そういう点で、総合

的にほかの団体とも協力し、場当たりの施策でなく、抜本的な見直しを考えなければならないとの意見のほか、既存の施設やイベントに傾注する守りの観光から、これからはもっと積極的な、攻めの観光が必要ではないかという意見が出されました。

以上で、本委員会に付託されました26議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託されました議案18件についての審査結果を御報告いたします。

議案第30号は、宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、幡多西部消防組合宿毛消防署と合築で建設していました宿毛市防災センターの設置などについて規定する本条例を制定しようとするものであります。

議案第38号は、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定についてであります。

本案は、故兵頭健吉氏からの寄附を原資として設置しています宿毛市立学校施設整備等基金について、同氏の御親族から、故人の意思としては、寄附金の収益金を宿毛小学校の図書購入にのみ充当してほしいとの申し入れがあり、教育委員会の意見としても、寄附者の意思を尊重すべきであるとの判断となりましたので、宿毛市立学校施設整備等基金条例を全部改正し、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例を制定しようとするものであります。

議案第39号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成25年度より、南海地震対策業務の強化のため、総務課の危機管理係を廃止し、新たに危機管理課を新設するとともに、機構改革により、統合再編していました建設課を、業

務量の増大の解消を図るため、土木課及び都市建設課の2課へ再編することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償などに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けた新たな傷害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更されることなどにより、文言などを改める必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、引用している条項を改める必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第42号は、宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員の超過勤務手当の算定方式を労働基準法の規定を充足する算定方式に改めること、及び国においては、平成4年度に制度化されている管理職特別勤務手当を本市でも制度化することについて、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第43号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例などの一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法などの一部改正を考慮し、平成25年4月1日から、長期勤務者などの退職手当に係る調整率を引き下げるとともに、その調整率の経過措置を2年間

設けるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第44号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本市の旅費の支給方法で、旅費条例に記載のない事項については、国家公務員などの旅費に関する法律を準用することとしていますが、事務処理、方法などを明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第45号は、宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国から英語指導助手の新規雇用者の報酬額の運用改善などの通知がありましたので、国の通知に準拠し、平成24年度以降の新規英語指導助手の報酬額の変更時期などを明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第49号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、定期船事業については、利用者などの利便性と、効率的な運営のため、乗船客への発券や、貨物の取り扱いなどについて、定期船が停泊する4カ所で、それぞれ取扱者へ委託していますが、近年、利用者や貨物の減少などにより、委託料が年々減少していることから、基本委託料を1カ月1万3000円から3万1,500円に変更することについて、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第54号は、宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託についてであります。

本案は、議案第30号により提案しています宿毛市防災センターにつきまして、地方自治法第252条の14、第1項の規定により、平成25年5月31日から、宿毛市防災センターの管理及び執行の事務を幡多西部消防組合に委託

することについて、規約で定める必要がありますので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてであります。

本案は、議案第27号、議案第40号及び議案第46号と同じく、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、関係する条文を改めることについて、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、幡多西部消防組合規約の一部を改正する規約についてであります。

本案は、幡多西部消防組合の事務所の位置を、新消防署の完成に合わせて、宿毛市和田1412番地1に変更する必要がありますので、本規約の一部を改正しようとするものであります。

議案第57号は、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてであります。

本案は、こうち人づくり広域連合広域計画が改正されたことに伴い、こうち人づくり広域連合の処理する事務などに変更が生じ、本規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、幡多西部消防組合との間において、工事の施工などに関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについてであります。

本案は、平成24年5月10日に締結した協定の内容につきまして、工事の完成期日を平成25年5月31日までに変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議

会の議決を求めるものであります。

議案第59号及び議案第60号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、沖の島辺地に保育施設を追加すること及び栄喜辺地に簡易水道施設の事業費を増額することに関し、高知県との協議が整いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置などに関する法律第3条第1項の規定により、本計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本議会に提案しています議案第39号に関連し、総務課危機管理係が危機管理課となることにより、宿毛市高齢者交通安全推進協議会の庶務を、総務課から危機管理課へ変更すること、及び建設課が土木課及び都市建設課の2課へ再編することに伴い、宿毛市都市計画審議会の庶務を建設課から都市建設課へ変更するよう、条例を改正しようとするものであります。

以上、議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案18件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浅木 敏君） おはようございます。産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案17件についての審査結果を御報告いたします。

議案第31号は、宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本案は、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されることに伴い、本市に

においても、新型インフルエンザの対策について、総合的に推進、調整するための対策本部を設置することに関し、必要な事項を規定する条例を制定しようとするものです。

議案第32号、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第33号、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

議案第34号、宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

議案第35号、宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

議案第36号、宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第37号、宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでの6議案については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地方分権一括法が公布されたことに伴い、これまで国により定められていた権限が、地方へと権限移譲されたため、本市において、関係のある事項について、それぞれ条例を制定しようとするものです。

議案第46号、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第47号、宿毛市中央ダイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2議案については、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に名称変更されること等に伴い、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、空き家の適正管理について、新たに条例を制定する場合、財産権や行政代執行に絡んで、現状ではクリアしなければならない課題が多いため、むしろ空地の適正管理に関する規定のある本条例に、空き家についても同様の規定を盛り込むことのほうが、現段階では妥当ではないかという理由で、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第50号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第32号から議案第37号と同じく、第2次地方分権一括法の公布により、都市公園の設置基準について、地方公共団体が定めることとなりましたので、これまでの国の施行令を参酌して、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号は、宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電装置や、津波避難施設等を道路区域内に設置する場合の占用料について、新たに規定する必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第52号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第2次地方分権一括法により、下水道の構造の基準等について、各地方公共団体の条例で制定することとなりましたので、これまでの国の取り扱いに準じて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第53号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員の超過勤務手当の算定方式を労働基準法の規定を充足する算定方式に改めること、及び国においては、平成4年度に制度化されている管理職員特別勤務手当を本市でも制度化することについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第61号から議案第63号までの3議案は、ヌカツカ線、大島中央2号線、及び田ノ浦4号線の市道認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上17議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、議案第48号、空き家の適正管理について、この条例では、空き家を廃棄物として取り扱うことになっているが、空き家の適正管理を行うには、実効性が伴わないのではないか。災害時に、倒壊等により避難経路等をふさぐ恐れのある危険な状態の空き家については、積極的に安全策を講ずることができる、(仮称)宿毛市空き家等の適正管理に関する条例として、単独の制定を考えるべきであるとの意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長(中平富宏君) 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありません

ので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第64号まで」の60議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第64号まで」の60議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第64号まで」の60議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第17号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第17号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって、「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、寺田公一君ほか2名から、決議案第1号、議案第17号に対する付帯決議が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「決議案第1号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「決議案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、付帯決議案の提案理由の説明をいたします。

本予算中、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、第13節委託料の宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料450万円については、萩原地区地権者の方々への一日でも早い用地交渉の開始と、印象論ではない、適切な判断基準の定義を求めて、予算執行の前に、次の3点を実施し、本市議会に対して提示することを求めるものです。

1 宿毛小学校移転の適地とされている萩原地区高台候補地に関して、整備計画期間を明確に示すこと。

2 現校舎の耐震化の可能性について、早期に2次診断を実施し、耐震工事に要する概算事業費を積算するとともに、耐震工事を実施する場合と新校舎を建設する場合の費用対効果を比較した資料を提示すること。

3 現敷地内に新校舎を建設した場合、将来的に宿毛小学校が高台に移転した後の利用方法について明確に示すこと。

以上、決議する。

議員各位の賛同を求めて、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「決議案第1号 議案第17号に対する付帯決議」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、「決議案第1号」は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、そのほかの整理を要するものにつきましては、その整備を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、そのほかの整理は、議長に委任することに決しました。

日程第2、議案第65号を議題といたします。
この際、提案理由の説明を求めます。

10番浦尻和伸君。

○10番(浦尻和伸君) 10番、議案第65号、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、先ほど、議案第39号、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、新たに危機管理課が新設され、これまでの建設課が都市建設課と土木課に再編されることに伴い、本市議会の各常任委員会の所管事項を改正するため、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する議案でございます。

よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(中平富宏君) これにて提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第65号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって、「議案第65号」は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

-----・-----・-----

午前10時55分 再開

○議長(中平富宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、「請願第2号外2件及び陳情第15号外1件」の5件を一括議題といたします。

これより「請願第2号外2件及び陳情第15号外1件」の5件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(岡崎利久君) 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました「請願第2号」「請願第4号」と、「陳情第16号」について、審査結果を御報告いたします。

初めに、「請願第2号」は、宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊等誘致についてであります。

本請願は、……………より提出されたものであります。

内容といたしましては、海上自衛隊の誘致は、社会基盤整備のおくれている四国西南地域における8の字高速道路の早期完成に有効であり、鉄道やフェリーなどの利用促進にもつながると確信でき、物流や観光による地域経済浮揚のかぎといえる。

よって、本市議会に対して、海上自衛隊潜水

艦部隊及び掃海艇部隊の誘致について、議決を求めるとの請願であります。

審査の過程で、委員からは、自衛隊が来ればこの地域の安全、安心、特にこれからは地震、津波が起こった場合、いち早く復興に協力してもらえる。インフラの整備も、当然に進むので、市民のためには、ぜひにやらないといけないといった意見や、基地化によって人口がふえれば、多くの人々に地元の食材も買っていただけるので、商工関係者だけが潤うということではなく、一次産業も当然潤ってくるといった意見が出される一方、宿毛市の商業関係の人々は、大変な状況になっているし、市の力も弱ってきているのは事実であるが、宿毛市は、あくまでも軍港としてではなく、1次産業、2次産業、6次産業みたいな形で伸ばしていくことが大事であるといった意見や、地域の安心、安全というが、有事の際には、真っ先に攻撃対象となるといった意見が出されました。

このような審議を踏まえて、採決した結果、本請願を賛成多数で採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第4号、伊方原発の再稼働に反対して廃炉を求める意見書の提出についてであります。

本請願は、……………より提出されたものであります。

内容といたしましては、伊方原発の再稼働を認めないこと。伊方原発を廃炉にするための取り組みを進めることを要望するものであります。

本請願につきましては、参考人の出席を願い、意見を求める中で慎重に審査してまいりました。

審査の過程で、本請願に賛成の委員からは、電力供給における原発の比重の大きさというのはよくわかる。ただ、これによって恩恵をこうむっている人は、原発立地地域の範囲だけでは

なく、いっぱいいるが、事故が起こった場合に、最悪をこうむる地域は限られてくる。

本市のように、その災害をこうむる可能性が高い地域は、原発は危険だと声を上げていくべきであるとの意見や、四電によれば、伊方原発の下を通っている断層は、活断層ではないとのことであるが、中央構造線については、近年、地震は観測されていないが、エネルギーが蓄積して、非常に危険な地域であることが指摘されているとの意見が出されました。

一方、反対委員からは、4,000人の署名を添えて、再度、提出したことは、本当に重いと受けとめている。請願者が我々に訴えたことにも共鳴する部分はたくさんあるけれども、技術がどんどん高まっていく中で、日本の原子力発電というのは、もっともっと、完全に事故の起こらないような体制づくりをしていくべきである。そのためには、とめてしまうのではなく、継続していくことも必要ではないかと思っているし、廃炉にすることは、疑問を感じているとの意見や、伊方原発の再稼働を許さず、廃炉を求める意見書の採択を求める書面の中で、敷地の断層があり、原子炉立地審査指針に違反するという部分があるが、四電によれば、国としては、違反する建物だという指摘はしていない、という見解であり、これは虚偽ではないと思っているとの意見。また、当然、安全でないものを再稼働すべきではないし、安全でないものであれば、廃炉に向けて、取り組むべきだと思うけれども、安全ではないという部分が果たして我々で判断できるのか。判断できないものを廃炉にしなさいと言えるのか。

福島事故を見て、感情的になるのは当然ではあるが、だからといって、火力発電でCO₂を排出して、電力を起こせばいいという話ではない。

太陽光や風力、水力など、いろいろな部分で、

国をあげて考えているので、全体の流れの中で、
どういうふうにエネルギー問題を考えていくの
か、国際社会の中で、経済力を保っていくのか
という部分をトータルで考えて、その結果、段
階的に原発をなくしていったらいいと思う。

一気にここで全てを停止して、廃炉にしなさい
という段階ではないと思うとの意見が
出されました。

このような審議を踏まえまして、採決した結
果、本請願は賛成少数で不採択すべきものと決
しました。

最後に、陳情第16号は、現行の宿毛小学校
建設計画への反対と、即時の市内小中学校の安
全性確保を求める陳情についてであります。

本陳情は、……………
……………より提出されたものであります。

内容につきましては、1、保護者への説明不
足が明らかなままで、かつ計画そのものに不透
明さが残る宿毛小学校建設計画について、断固
反対をする。

2、現在の再編計画自体を再考すべきであり、
現行予定どおりに進んでいない統合計画によっ
て、統合または閉校予定校区の保護者は、大変
困惑した状況となっている。

このように、入学する小中学校の選択にも多
大なる影響を及ぼしている計画に対し、教育行
政も見直しの必要性を示す現状であるならば、
即時の計画凍結を強く望む。

3、中途半端な調査で結論づけず、行政とし
て高台移転への真剣な検討を望む。また、高台
移転を目指していくのであれば、1校への莫大
な予算注入などは計画せず、速やかに市内全
ての小中学校への耐震を実施し、さらには周辺地
域との連携を図り、さらなる安全な避難場所、
避難道などの体制強化を強く望むとの陳情であ
ります。

本陳情につきましては、参考人の出席を願い、

意見を求める中で、慎重に審査してまいりまし
た。

審査の過程で、賛成委員からは、2月22日
に開催された意見交換会で、ある保護者から、
本日の話を聞いて、計画を変更する可能性があ
るのかとの質問に対して、市長は、このままい
きますという話でくくってしまった。

これは、説明会であって意見交換会になっ
ていない。保護者は、市からの何らかの投げかけ
を待っていたが、この意見交換会まで何の連絡
も来なかったとのことであり、保護者への説明
不足という陳情内容はそのとおりだと思ってい
るとの意見や、中途半端な調査で結論づけず、
行政として、高台移転への真剣な検討を望むと
いう部分に関しては、市長は、小学校の高台移
転に向けて取り組むと明言する一方で、高台整
備に関しては、困難性がある。特に、萩原につ
いては、との発言もされており、保護者には理
解ができなかったということだと思ふとの意見
がありました。

これに対し、反対委員からは、中心市街地の
高齢者が津波から逃げる場所を確保するために、
現在地に建てるべきであるとの意見が出されま
した。

その中で、委員からは、陳情内容の再編計画
の即時凍結を望むという部分に関しては、今、
実際に現行の再編計画によって動いている部分
もあり、これを実行すると、影響が余りにも大
きいのではないかとの思いで、この即時凍結と
いう言葉を採用するには、少し疑問がある。

そのため、本陳情に関しては、趣旨採択とす
べきではないかとの発言があり、採決の結果、
賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました請願2件と
陳情1件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員会副
委員長。

○産業厚生常任委員会副委員長（山上庄一君）

産業厚生常任委員会副委員長、本委員会に付託されました請願3号及び陳情第15号の審査結果を御報告いたします。

初めに、請願第3号は、「社会福祉法人清育会大島保育園高台移転地（轟）への土地借上と移転木造新築のお願いについて」であります。

本請願は、……………より提出されたものであり、……………より提出されたものであり、内容といたしましては、築40年を経過した大島保育園の老朽化が著しいこと、また、近い将来、予想される南海地震の津波被害から、子供たちの生命を守り、安全を確保するため、高台である大島轟地区の土地を借り上げて、大島保育園を移転新築することを求めるものであります。

審査の過程で、委員からは、津波被害から子供たちの生命を守るために、高台移転を求めているという請願の趣旨は十分理解できる。ただし、移転場所が特定されることは、今後、進められていく保育園等の再編計画の議論に影響を与える恐れがある。ここは請願の全てを受け入れるのではなく、趣旨のみをくみ取るべきではないかとの意見がありました。

また、市の財政負担を不安視する意見もあり、公設民営よりも法人が独自に新築し、そこに市が必要な補助を行うほうが、国からの補助率もよいなど、財政負担も少なく、運営も順調に進む。その点からいえば、市が新築をするという建築のあり方には疑問を感じるという意見もありました。

以上の意見と請願の趣旨を踏まえ、慎重に審査をした結果、移転場所の特定や建築のあり方には問題点を感じるが、津波から子供たちの命を守るために、高台移転を求めていく趣旨については、十分理解できるという結論に達し、全会一致で趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第15号は、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出についてであります。

本陳情は、……………より提出されたものであり、内容といたしましては、国が施行を目指している子ども・子育て支援新制度は、保護者と保育事業者との直接契約、要保育度の認定、営利化、利用者補助などを推進する仕組みであり、国と自治体の公的責任、最低基準の順守、公費による財源保障を法制度の柱として、子供たちの保育を受ける権利を保障してきた現在の保育制度と比較すると、市町村の保育責任を大幅に後退させ、子供が受ける保育に格差を持ち込むものといえる。

子供の貧困や子育ての困難が広がり、都市部では待機児童が増加しているのに対し、過疎地では、保育の場の確保が困難になっている。

被災地の保育所の復旧、整備も遅々として進んでいない。そうした中で、保育制度改革を進めるのであれば、子供の権利保障の観点から、十分な検討と配慮が必要であり、国と地方自治体の責任のもとに、保育制度の拡充を図れるよう、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

担当課より、制度の実情や導入に向けた計画などの詳しい説明を受ける中で、委員からは、まだ国からは明確な基準等が示されておらず、担当課においても調査を始める段階であり、宿毛市としての方向も固まっていない。

そのような状況では、判断する材料がないという意見がある一方、自治体の公的責任を放棄し、保育の最低基準を緩めてしまう恐れのある制度には大いに問題があり、今後の行方を見守るためにも、継続審査とすべきではないかとの意見もありました。

以上のように、慎重に審査をしてみましたがいりませんが、制度の明確な骨格も示されていない現段階で判断を下すことは、時期尚早との意見が多く、賛成少数で不採択に決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件及び陳情1件につきましての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「請願第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「請願第3号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「請願第2号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、松浦でございます。

先ほど、総務文教常任委員長より、宿毛湾港

海上自衛隊潜水艦部隊等誘致についてを内容とする請願第2号について、総務文教常任委員会として、賛成多数をもって採択すべきとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対をする立場で討論を行います。

委員長報告の中で、海上自衛隊を誘致することで、四国西南地域における8の字高速道路等インフラ整備や、物流や観光による地域経済発展につながる。あわせて1次産業の発展にも大きく寄与するとの報告がなされました。

けれども、このような希望的観測が果たして実現できるかどうかについて、大きな疑問を抱きました。

事実、佐世保からの報告によれば、軍事施設は、そのような願いの障害にこそなれ、絶対に地域経済利用には役立ちません。基地のまち佐世保において、嫌というほど実感をしているという報告を受けております。

そして、潜水艦部隊が宿毛湾港に誘致をされれば、一人宿毛市のみならず、お隣、大月町や愛媛県南予地方の漁業へ与える影響は重大なものがあると考えます。

しかし、漁業へ与える影響についての調査は全く実施いたしておりません。漁業関係者は大変不安を抱いており、私のところへもその声が届いております。

そして、この問題の中身については、商工会議所の関係者は理解しているかもしれませんが、多くの市民は、全く内容について理解できておらず、まさに蚊帳の外であります。

こうした状況下にあって、宿毛市議会だけが宿毛湾沿岸の住民や、市民生活に重大な影響を与える大きな問題について、議会議決をすることは、今後において大きな禍根を残すことになります。

宿毛市は、軍事施設に依存することなく、豊

かな海を初めとする自然を生かし、第1次産業を基盤とする地域の活性化を目指すべきであると考えます。

宿毛市では、ことし初めて産業祭を計画するなど、産業の振興については、これまで以上に重要視をして取り組もうとしております。

事実、平成25年度の宿毛市一般会計予算において、洋ラン農家への補助事業や、宿毛湾の水産物を利用した加工品や新商品の開発など、ブランド化を目指す事業と、宿毛の特性を生かす1次産業の振興に積極的に取り組んでいる事業者に対し、多額の補助金を計画いたしております。

宿毛市は、尾崎知事が積極的に取り組んでおります高知県の産業振興計画に沿った形で、軍事施設に依存しないまちづくりを基本に置いた産業振興こそ、積極的に推進すべきであります。

請願文書の内容のごとき、危険きわまりない潜水艦部隊の誘致については、市民の命と安全を守るという観点からしても、到底、容認できません。

宿毛市議会に提出された請願第2号、宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致についての請願については、不採択とすべきであり、採択とした委員長報告に反対をいたします。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 14番西郷典生君。

○14番（西郷典生君） 14番、全く違う立場から賛成討論をさせていただきます。

ただいま議題となっております請願第2号、宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊等誘致について、賛成の立場から討論を行います。

この請願は、……から提出されたものであります。

請願の要旨にもありますように、国の新しい防衛大綱の中で、平成26年度より増隻が決まったと聞いている海上自衛隊潜水艦部隊及び掃

海艇部隊の誘致について、議会の議決を求めているものであります。

まさに時宜を得た請願であると、私は高い評価をしているものであります。

この請願にありますように、海上自衛隊の誘致をすることがもしてきたならば、社会基盤のおくれている本市を初め、四国西南のインフラ整備に大きく貢献することは確実であります。

さらに、自衛隊が駐屯することになれば、人口減少に歯どめがかかり、地元の農林水産物、魚や野菜を初めとするあらゆる分野において、多大な経済効果をもたらすものと思われま

す。また、近い将来、必ず起こると言われている南海・東南海地震による建物の倒壊等、地域のインフラは壊滅的な打撃を受け、地域住民の生命、財産を奪うことが予想されています。

その上に、この地域、特に海岸部では大津波の襲来も予想されており、さらに甚大な被害をもたらすと言われて

います。その際の復旧、復興、人命救助、これには自衛隊の活動が不可欠であります。これは一昨年の3.11でもおわかりのとおりであります。

そんな部隊が、もし最も近いところに来てくれたならば、被災をした人たちは、大きな恩恵を受けることは間違いないものと確信をしております。

このように、この地域に、地域の発展に大きく貢献できるであろう海上自衛隊の誘致活動は、まさに多くの市民やこの地域の皆さん方が望んでいるものであると思っております。

またとないチャンスが到来しています。ただし、可能性については、まだ全くわかりませんが、そういう状況の中で、この機会を確実に生かし、誘致を成功させるべきと考え、この請願に賛同するものであります。

同僚議員の御賛同を心からお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから討論を行います。

私が討論を行いますのは、請願第2号、宿毛湾港への海上自衛隊潜水艦部隊等誘致についてであります。

この請願については、総務文教常任委員長から採択したと報告がありましたが、私はこの報告に反対する立場から討論をいたします。

この請願は、………
…から、この議会での審議を求め、初めて提出されたものであります。

請願の内容は、先ほど、総務文教委員長から説明のあったとおり、宿毛湾港へ海上自衛隊の潜水艦部隊と掃海艇部隊を誘致する活動の決議を、宿毛市議会に求めてきたものであります。

私がこの請願の内容を検討した中で、幾つかの重大な問題がわかってきました。

まず、1番目に、潜水艦の入港は、漁業への被害が多発する可能性があるのではないかとということであります。

請願書では、瀬戸内海等は海上交通安全法の適用を受け、浮上して航行しなくてはならないが、宿毛湾はそうした規制がなく、潜ったまま、出入国できるとしています。

潜水艦が湾奥深くまで潜水航行をすれば、宿毛湾の海底はかきまぜられ、漁業に甚大な悪影響をもたらすと考えられます。

また、千葉県沖で自衛隊のイージス艦「あたご」が、漁船「清徳丸」に衝突し、沈没させたような事故が宿毛湾でも発生する恐れがあります。

この請願のことが新聞記事に載ったその夜、漁民の方が、どうなるのかと心配している。うちの組合長は反対してくれるのかと電話がありました。

漁業資源と漁民に被害を与える恐れのある潜

水艦は、誘致すべきではありません。

2番目に、潜水艦を守るため、宿毛湾と宿毛市民が犠牲になるのでしょうか。

請願書では、横須賀、呉、佐世保は艦船が集中し過ぎて、敵の攻撃に弱い。宿毛へ分散配備すれば、弱さがカバーできるとしています。

この論法でいくと、敵に狙われる潜水艦を宿毛湾へ配備すれば、今度は宿毛湾や宿毛市民が攻撃的にされることとなります。

潜水艦を守るために、市民を犠牲や恐怖にさらすことはできません。

3番目に、自衛隊に高台や県営住宅までの提供は、自衛隊最優先ではないかということがあります。

また、請願書は、自衛隊の官庁用敷地として、高台と県営住宅を提供が可能としています。市民も欲しい高台、市民が入りたい、安い家賃の県営住宅を、まず自衛隊にささげるのか。これでは、何でも自衛隊最優先の宿毛市にされていく心配があります。

自衛隊の補給庫や弾薬庫、燃料備蓄倉庫など、危険なものとともに暮らすこととなります。

4番目に、海上自衛隊の次に来るのは、米軍潜水艦ではないか。宿毛湾へ自衛隊の艦船が入港することが常態になったと想像していたら、今度はアメリカ軍の艦船が次々と入港するようになってしまいました。

今度の海上自衛隊誘致による潜水艦の入港が始まると、次には、アメリカ軍の潜水艦、ことによったら原子力潜水艦まで押し寄せてくるのではないかと考えられます。

原子力潜水艦は、原子力発電所1基分ぐらいの核燃料を積載しており、時々事故も起こし、危険なものであります。宿毛湾をこうした危険に導く軍事的なものの誘致は、進めるべきではありません。

5番目に、経済優先か、安心と安全優先か。

請願書は、四国西南地域における8の字高速道路の早期完成に有効だとか、鉄道やフェリー等の利用促進、物流や観光による地域経済浮揚のかぎとしています。

確かに、少しは消費もふえるでしょう。隊員の宿舎や弾薬庫、燃料備蓄庫などの建設中は、建設関係の仕事はふえるかもしれませんが。しかし、私は、漁業を破壊する恐れがあり、また毎日危険がつきまとう、不安な暮らしとなる宿毛市にはしたくないと思います。

地域経済の、経済浮揚の大事なかぎを、海上自衛隊に預けるのではなく、農林漁業と第1次産業にこそかぎを託し、徐々にその発展に取り組むことこそ、宿毛の将来の光となるのではないのでしょうか。

また、この請願が急に出され、宿毛市民はほとんどの人が知らないと思います。市民が知らないうちに、この議会で誘致決議をしてしまうことには、大いに問題があります。市民に知らせ、市民の意見をよく聞いた上で、議会としての意思決定もするべきであります。

宿毛市の将来の安全と安心を考える皆さんが、この海上自衛隊誘致決議にきっぱりと反対の意思表示をしてくださいますよう呼びかけ、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第2号」を採決いたします。
本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のお

り決しました。

これより「請願第4号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、松浦でございます。

先ほど、総務文教常任委員長より、伊方原発の再稼働に反対をし、廃炉を求める意見書の提出についてを内容とする請願第4号について、総務文教常任委員会として、賛成少数をもって不採択とすべきものとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対する立場で討論を行います。

原発問題については、昨年の第3回定例会において、四万十市在住の方から提出された同じ趣旨の意見書について、本議会は、賛成少数をもって不採択といたしました。このことに対し、強い憤りを感じた市民は、宿毛市議会の再考を促すべく、……………を結成をし、署名活動を行ってまいりました。

その結果、短期間の取り組みにもかかわらず、約4,000名を超える多数の署名を添えて、今回の請願となったのであります。

やはり、市民は請願内容にうたわれているように、伊方原発に対して多大な不安と政府の原発政策に不信感を抱いております。

議会としては、このような市民の切なる思いに応じてこそ、市民の代表としての役割を果たすことになるのではないかと思わないではられません。

伊方原発は御案内のとおり、日本最大の活断層である中央構造線の上に立地しております。

中央構造線については、近年における地震発生が観測されていないとはいえ、そこには多大

にエネルギーが蓄積をしており、いつ大地震の震源となっても不思議はないとする学者の指摘を待つまでもなく、地震大国日本の考えるべきこの伊方原発の設置場所には、多大の懸念と不安等を拭い去ることはできません。

巨大地震が起きれば、甚大な事故に見舞われる可能性は極めて高く、そのことは、福島第一原発の事故が証明いたしており、幾ら四国電力が安全対策を講じていると豪語しても、巨大な自然の力には手も足も出ないということを、謙虚に認識しなくてはなりません。

どのような対策を講じようが、原発には安全は絶対ありません。

そして、私たちが生活をする宿毛市、伊方原発の南東約50キロに位置しており、ひとたび原発事故が起きれば、数時間で放射能による汚染被害をもろに受けるのであります。

そのことにより、乳幼児や子供たち、妊婦への健康被害は言うまでもなく、漁業を初めとする第1次産業が中心の本市の産業や経済がこうむる被害が甚大になることは明らかであります。

このことは、まさに福島第一原発の事故が教えてくれています。

福島第一原発の教訓に学ばなければなりません。起こった後で嘆いても、意味がないのであります。起こってからでは遅いのであります。事故が起きる前に食いとめなければなりません。まだ間に合います。

以上のことを考えるならば、宿毛市議会に提出された請願第4号「伊方原発の再稼働を許さず廃炉を求める意見書」の提出について、採択すべきであり、多くの市民の願いをくむことなく、不採択とした委員長報告に反対をいたします。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君

○11番（寺田公一君） 11番。私は、請願

第4号の委員長報告に賛成する立場で討論をいたします。

本請願は、伊方発電所の再稼働の中止と廃炉を求めるものであり、昨年6月の議会に出され、9月議会に採択された陳情と同様の内容であります。今回、4,000名にも及ぶ市民の署名を添えての請願の重さは、十分に理解できます。

将来的には、原子力による発電は、安定して供給できる新しいエネルギーができれば廃止をすべきであるという思いは同じであります。

しかし、安全性を確保できない発電所については、国においても、再稼働を認めていないこと。また、太陽光や風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーによる発電は、発電効率や電力の安定的な供給にはまだ時間がかかる現状にあり、火力発電所に頼っている現状についても、現状にはCO₂の排出量の増大や、老朽施設のフル稼働による不安材料などもあります。

また、再稼働に対しては、原子力規制委員会により、より厳しい安全基準が策定されようとしております。

まず、安全を確認できた原子力発電所を再稼働して、市民生活の安定と経済活動の振興を図ることが重要であると考えております。

私たち議会は、出された請願陳情に対して、単純に賛成、反対をするのではなく、しっかりと議論をした上で、判断をすべきであります。

今回の請願も、宿毛市民の現在の生活、経済活動にとって、今、どうすればいいのかを真剣に考えた結果であります。

原子力発電の怖さは目に見えない放射能であります。これは皆さんも御存じのとおりであります。たとえ廃炉にするとしても、何十年もかかる事業となります。

私は、日本人の持つ技術力を信じております。

そして、必ず原子力をコントロールできる力も持っていると思います。

議員各位の賛同を求めて、賛成討論といたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから、「請願第4号」について、討論を行います。

この請願を審査した総務文教常任委員長から、不採択にしたとの報告がありましたが、私は委員長報告に反対する立場から討論します。

この請願は、……から、伊方原発の再稼働に反対して廃炉を求める意見書を決議し、内閣総理大臣と愛媛県知事に届けることを、宿毛市議会に要請してきたものであります。

この請願とほぼ同じ内容の陳情は、9月議会でも議論されましたが、結果は不採択とされました。

この結果に多くの宿毛市民が驚愕しました。県下の多くの自治体で、伊方原発の再稼働に反対する意見書が決議されている中で、伊方原発にこれほど近い宿毛市の議会が、なぜと疑問に感じる市民が集まり始めました。

こうして結成したのが……であります。

会に結集した皆さんは、協議する中で、再度の陳情をすることになりました。

特に、次の陳情のときには、多くの賛同署名も添えて提出しようということになり、11月には宿毛市内で原発についての講演会を開いて、市民の皆さんに聞いてもらいました。

寒い冬場も頑張り、市民一人一人に語りかけて、署名の数、市民の心を積み上げました。

こうして先月末には、4,000名を超えた署名を添え、宿毛市議会議長にこの請願書を届

けたのであります。

私は、こうした市民の皆様の熱意に、心の中で御苦労さまでしたとつぶやきながら、いま一度、この請願を採択することの重要性について、皆さんに訴えます。

一つは、原発の危険性についてであります。

福島原発の事故から2年が過ぎました。前市長は早々と収束宣言を出しましたが、収束どころか、事故原発からは今も放射能は漏れ、避難した住民の方は、いまだに帰還できるめどは立っていません。

この福島原発の事故を受けて、私たちが学んだことは、たった1基の原発が途方もない被害をもたらすということでもあります。

今、日本には、50基もの原発がありますが、あと二、三カ所の原発が事故を起こせば、日本は住むところがなくなります。また、国の財政も立ち行かなくなります。

私たちに最も近い伊方原発も、世界一大きな活断層といわれる中央構造線のすぐ近くにあります。また、伊方原発の敷地内にも、断層があります。

こうした、いつ事故を起こすかわからない危険な原発は再稼働せず、そっと廃炉に導くべきであります。

心配しておりました電力需給につきましても、四国の場合は、今年の夏も計画停電もなく、乗り切れました。四国内の発電能力については、四国電力が原発の202万キロワットを除いて、499万キロワットあります。

これに電源開発の233万キロワット、住友共同電力の91万キロワットなど、四国電力以外が発電している364万キロワットがあります。全てを合わせる、四国内の発電量は863万キロワットとなります。

昨年夏の最大需要が526万キロワットでした。四国電力の発電量だけでは足りないので、

不足すると予測される分を、電源開発等から融通してもらうようにしておけば、四国の電気は大丈夫と言えます。

なお、火力発電は、先ほど、寺田さんの話にもありましたが、CO₂を排出するという面があります。これは、できるだけ早く、自然エネルギーを拡大していく必要があります。

宿毛市でも、今年、メガソーラーや木質バイオマス発電が取り組まれています。今、私たちの生活の中でも、可能な節電に取り組む必要があります。このように、原発がなくても、四国の電気は足りています。

高知県の中では、危険な伊方原発に極めて近いこの宿毛市の議会は、このたびの請願をぜひ採択すべきであります。

宿毛市の未来のために考えて、署名を訴えた人、また署名をした4,000人余りの皆さんの御苦勞に答えていただくよう訴えるときともに、いま一度、心から御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第4号」を採決いたします。本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第15号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから討論を行います。

私が討論を行いますのは、陳情第15号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出についてであります。

この陳情について、産業厚生常任委員会副委員長から、不採択にしたと報告がありましたが、私はこの報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、公的保育の拡充を求める大運動高知県実行委員会の代表者が、政府が2015年4月1日からの実施を目指している子ども・子育て支援制度について、その問題点を指摘し、国と地方自治体の責任のもとに、保育制度の充実を図るよう、国に求める意見書の提出を宿毛市に要請してきたものであります。

その趣旨は、児童福祉法24条において、保育を受ける子供の権利を保障する行政責任に格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任並びに、全ての子供の保育を受ける権利を明記し、市町村の保育実施義務を政省令に反映させることなど、6項目にわたって保育制度の充実を求めるものであります。

今回の保育制度改定の特徴は、国と地方自治体の保育に対する責任を大幅に縮小し、株式会社を初めとする営利企業の参入を認め、保育の営利化や、産業化など、保育を、資本によるものへの対象にさせたことに、大きな問題があります。

まず、1番目に、保育における市町村責任を大幅に後退させたことであります。

まず、児童福祉法24条の改定で、市町村の保育実施義務を改編し、これまで市町村の責任で保育所での保育をすとなっていたものを、改定では、認定こども園や家庭的保育事業、いわゆる保育ママ制度であります。ビルの1室などを活用する小規模保育事業などの事業者の誘

致によって、必要な保育を確保するための措置を講ずればよいとし、それまでの市町村による保育所経営など、実施責任を大幅に後退させました。

また、これまで認可保育所の建設や改修整備のために、建設費の4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度が廃止されるため、自治体や事業者が認可保育所をつくりたくてもつけない制度になっています。

2番目に、保育事業者と保護者の直接契約に切りかわります。

保育所への入所手続については、これまでは、市町村が受け付けて、保護者の希望を聞いて、入所先を決めていました。

ところが、新システムでは、保護者の就労状態に基づき、市町村が必要な保育時間を認定します。保護者は、その認定内容をもとに、預かってくれる保育所を探し、事業者と直接契約することになります。

入所者選考も、保育料徴収も事業者が行うため、事業者による入所者の差別や選別、低所得者や障害のある子供が排除されることも懸念されます。

就労時間によって、保育時間を制限することになるため、親が半日勤務の場合には、子供も半日しか預かってもらえないことになります。認定された時間を超過して子供を預ければ、超えた分について、市町村の特別な支援がない限り、自己負担になります。

子供にとっては、半日で帰らされるため、1日保育の子供との間に格差ができ、短時間と認定された子供が多い保育所では、経営の上でも大問題であります。

3番目に、企業参入を認め、保育がもうけの対象にされたことであります。

先ほど述べた営利企業の参入について、幼稚園への企業参入は断念しましたが、保育所型や

無認可の施設による地方裁量型では、企業参入を認めています。

そうして参入してくる企業に対しては、補助金の基礎制限を撤廃する規制緩和も進められています。

自治体から保護者に直接給付される補助金は、保育施設が代理受領することができるようになり、保育のための給付金や保育料などから、剰余金を上げ、株式配当や他事業に回すことについても、制限する規定がありません。

4番目に、国の基準に基づかない保育経営がふえてまいります。

保育所は、職員数や利用定員、面積基準など、多くの内容を国が決めた基準に基づき、運営されてきました。

ところが、新システムにおいては、面積基準は国の基準を参酌するとされており、自治体の判断で基準の引き下げが可能とされ、今後、保育基準の悪化によって、子供に大きなしわ寄せが来ると考えられます。

まだまだ、新制度にはこれ以外にも多くの問題があり、もしこれが政府の目指すとおりになると、子供はもとより、保護者、保育労働者、保育所経営者にも大変な事態になります。

政府は、2015年の本格施行に向け、まず、今年4月に子ども・子育て会議を設置し、そこで事業計画や指針、保育の必要性の認定基準等を検討し、決定するとしています。

その内容は、国会論戦を通じて明らかのように、私が先ほど述べたことが中心になると思われれます。

産業厚生委員会の審査の中でも、この陳情について、時期尚早との声がありましたが、4月から動き出す子ども・子育て会議に反映させるためにも、今、この時期に意見書を出しておく必要があります。

全てが決まってからでは、意見書はほとんど

反映できません。宿毛市だけではなく、全国の幼子の権利を守り、保護者の暮らしを守るためにも、この意見書採択に皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第15号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第16号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第16号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程第4「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（中平富宏君） 暫時休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、今城誠司君ほか6名から、決議案第2号、沖本市長に対する問責決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議案第2号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、沖本市長に対する問責決議の提案理由の説明をさせていただきます。

ただきまして、まことにありがとうございます。

議案第17号の平成25年度一般会計予算につきましては、執行に当たっての付帯決議をいただきましたので、決議内容を真摯に受けとめ、今後の事業の執行に留意してまいります。

また、先ほど、宿毛小学校と松田川小学校の建設問題に関して、市議会や保護者等に対して、十分な説明や意見交換を行わずに、市政に混乱を生じさせたとして、問責決議案が可決されました。

私は、子供たちの安心、安全を確保することを第一に考え、これまで議会や保護者の皆様に説明をしまいったと考えておりますが、結果的に、保護者の皆様に十分に御理解をいただけなかったことは、まことに遺憾に存じております。

このたびの問責決議につきましては重大に受けとめ、今後は一日も早く、安心、安全な学校建設に向けて、最大限、努力をしてまいります。

今議会中、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討を重ねながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成25年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、南海地震への対策や、一次産業の振興等、財政状況も考慮しつつ、引き続き、積極的に推進していかなければならないと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康には御留意をいただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長の挨拶は

終わりました。

これにて、平成25年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 西郷典生

議員 高倉真弓

平成25年3月25日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当

議案第16号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成25年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第25号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適当
議案第26号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第27号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第28号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適当
議案第29号	平成25年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適当

平成25年3月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第42号	宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第44号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第45号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第49号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第54号	宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について	原案可決	適当
議案第55号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決	適当
議案第56号	幡多西部消防組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当

議案第57号	こうち人づくり広域連合規約の一部変更について	原案可決	適 当
議案第58号	幡多西部消防組合との間において工事の施行等に関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについて	原案可決	適 当
議案第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当
議案第60号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当
議案第64号	宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成25年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第31号	宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第46号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第47号	宿毛市中央ダイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第48号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第50号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

議案第51号	宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第52号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第53号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第61号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第62号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第63号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成25年3月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 2 号	宿毛湾港「海上自衛隊潜水艦部隊等」誘致について	採 択	妥 当
第 4 号	「伊方原発の再稼働に反対して廃炉を求める意見書」の採択を求める請願について	不 採 択	不 適 当

平成25年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 3 号	社会福祉法人清育会「大島保育園」高台移転地（轟）への土地借上と移転木造新築のお願いについて	趣旨採択	趣旨妥当

平成25年3月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第16号	現行の宿毛小学校建設計画への反対と即時の市内小中学校の安全確保を求める陳情について	趣旨採択	趣旨妥当

平成25年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第15号	子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出について	不採択	不 適 当

平成25年3月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について

- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年3月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
- (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について

- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年3月25日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項

- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

決議案第1号

議案第17号に対する付帯決議について
議案第17号に対し、別紙のとおり決議する。

平成25年3月26日

提出者 宿毛市議会議員 寺 田 公 一
賛成者 宿毛市議会議員 今 城 誠 司
" " 西 郷 典 生

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

議案第17号に対する付帯決議

本予算中、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、第13節委託料の「宿毛小学校用地・物件移転補償調査委託料 450万円」については、予算執行の前に次の3点を実施し、本市議会に対して提示することを求める。

- 1 宿毛小学校移転の適地とされている萩原地区高台候補地に関して、整備計画期間を明確に示すこと。
- 2 現校舎の耐震化の可能性について、早期に2次診断を実施し、耐震工事に要する概算事業費を積算するとともに、耐震工事を実施する場合と新校舎を建設する場合の費用対効果を比較した資料を提示すること。
- 3 現敷地内に新校舎を建設した場合、将来的に宿毛小学校が高台に移転した後の利用方法について明確に示すこと。

以上、決議する。

平成25年3月26日

宿 毛 市 議 会

決議案第2号

沖本市長に対する問責決議について

沖本市長に対する問責を別紙のとおり決議する。

平成25年3月26日提出

提出者	宿毛市議会議員	今 城 誠 司
賛成者	宿毛市議会議員	野々下 昌 文
〃	〃	岡 崎 利 久
〃	〃	浦 尻 和 伸
〃	〃	寺 田 公 一
〃	〃	宮 本 有 二
〃	〃	西 郷 典 生

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

沖本市長に対する問責決議

宿毛小学校の耐震・改築は宿毛市政における最重要課題の一つとなっている。

そのような中、今期定例会において、宿毛小学校の改築、高台移転関連予算が提案されているが、関係者との十分な意見交換を行わない中での予算編成は、保護者を初めとする市民を混乱させ、大きな不信を招いている。

また、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の最終報告に盛り込まれた宿毛小学校の耐震化についても十分な調査に着手することなく、耐震補強に関して否定的な見解を示しているが、議案審議に必要な具体的な資料（裏付け）を欠いたこのような提案の仕方は、執行部として十分な説明責任を果たしているとは到底思えない。

現在提案されている現行敷地内での改築案についても、高台移転後の施設の有効活用について明確な内容が提示されておらず、その計画について市民は大きな疑問をもっている。

このような不透明な市政運営は、「市民の目線に立つ公正・公平な行政」を行うとの公約で当選した市長として、あってはならないことであり、本市議会は、沖本市長に対し猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成25年3月26日

宿 毛 市 議 会

一 般 質 問 通 告 表

平成25年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 高倉真弓君	1 防災について（市長） （1）自助について （2）共助について （3）公助について （4）高台の利活用について
2	1 2 番 宮本有二君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）「市民党」の意味について （2）平成25年度の予算編成について 2 住居表示の見直しについて（市長） 3 新教育委員長の所信表明について（教育委員会委員長） 4 学校再編と宿毛小学校建設について（市長、教育長）
3	6 番 野々下昌文君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）宿毛小学校の移転問題について （2）宿毛小学校の耐震補強について （3）小中学校の総合再編計画について 2 学校施設の耐震化について（教育長） （1）24年度補正予算、25年度予算でどこまで進むのか （2）非構造部材の耐震化について （3）学校施設の老朽化対策について 3 通学路の安全対策について（教育長） （1）危険対策箇所の住民への公表について （2）今後の取り組みについて 4 アレルギー疾患を持った子どもへの給食について（教育長） （1）本市のアレルギーの子どもの把握について （2）お替わり配り方について （3）エピペンの取り扱いについて 5 期日前投票の宣誓書の取り扱いについて （選挙管理委員会委員長）

4	7番 松浦英夫君	<ul style="list-style-type: none"> 1 市長の政治姿勢について（市長） 2 平成25年度の予算編成について（市長） 3 地域懇談会について（市長） 4 地域公共交通問題について（市長） 5 スポーツの振興について（市長、教育長） 6 保育園の防災対策について（市長）
5	3番 山戸 寛君	<ul style="list-style-type: none"> 1 木質バイオマス事業、ペレット製造と発電施設の建設について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業内容と事業の進行計画について (2) 期待される事業の波及効果について (3) 事業進行上の諸課題と市の役割について 2 宿毛市立宿毛小学校の改築について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内小中学校の耐震・改築等の計画について (2) 学校建築費と財源確保について (3) 萩原高台造成の見通しについて (4) 現校舎の耐震化について (5) 新校舎の建設位置について
6	10番 浦尻和伸君	<ul style="list-style-type: none"> 1 市町村合併について（市長） 2 行政方針にある危機管理課について（市長） 3 市職員の人材育成について（資格取得への助成について） （市長） 4 一本釣区画漁業権について（魚礁の設置について）（市長）
7	5番 岡崎利久君	<ul style="list-style-type: none"> 1 第5回宿毛花へんろマラソン2013について（市長） 2 ふるさと納税制度について（市長） 3 防災士について（市長）
8	2番 山上庄一君	<ul style="list-style-type: none"> 1 振替休日のゴミ収集について（市長） 2 高規格道路について（市長） 3 振興計画（総合計画）及び都市計画マスタープランについて （市長）

9	8 番 浅木 敏君	<ul style="list-style-type: none"> 1 循環型自然エネルギーの普及について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 木質バイオマスの活用について (2) 太陽光発電について 2 生活保護行政について（市長） 3 宿毛湾港の海上自衛隊基地化について（市長） 4 校舎の改築と耐震化について（市長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 宿毛小学校の改築について (2) 学校耐震化について 5 学校教育における暴力の一掃について（教育長）
10	13 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> 1 一次避難場所になりうる学校への避難道路桜町沖須賀線の整備について（市長） 2 街区の住居表示について（市長）
11	11 番 寺田公一君	<ul style="list-style-type: none"> 1 市長の行政方針について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 6次産業化の推進の具体的な取り組みについて (2) 集落活動センターの本市の取り組みについて (3) 産業祭の開催場所と内容の具体策について 2 市内小中学校の建設と耐震化について（市長、教育長） 3 校区への考え方について（教育長）

平成25年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3月26日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月26日	同 意
第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月26日	同 意
第 4 号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 5 号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 6 号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 7 号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 8 号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第 9 号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第10号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第11号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第12号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第13号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第14号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第15号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月26日	原案可決
第16号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月26日	原案可決

第17号	平成25年度宿毛市一般会計予算について	3月26日	原案可決
第18号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第19号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第20号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第21号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月26日	原案可決
第22号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第23号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第24号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第25号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月26日	原案可決
第26号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第27号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月26日	原案可決
第28号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月26日	原案可決
第29号	平成25年度宿毛市水道事業会計予算について	3月26日	原案可決
第30号	宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について	3月26日	原案可決
第31号	宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	3月26日	原案可決
第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月26日	原案可決
第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	3月26日	原案可決

第34号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	3月26日	原案可決
第35号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	3月26日	原案可決
第36号	宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	3月26日	原案可決
第37号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	3月26日	原案可決
第38号	宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について	3月26日	原案可決
第39号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第40号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第41号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第42号	宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第43号	宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第44号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第45号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第46号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第47号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第48号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第49号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第50号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第51号	宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決

第52号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第53号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第54号	宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について	3月26日	原案可決
第55号	幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について	3月26日	原案可決
第56号	幡多西部消防組合同規約の一部を改正する規約について	3月26日	原案可決
第57号	こうち人づくり広域連合同規約の一部変更について	3月26日	原案可決
第58号	幡多西部消防組合との間において工事の施行等に関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについて	3月26日	原案可決
第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月26日	原案可決
第60号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月26日	原案可決
第61号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第62号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第63号	市道路線の認定について	3月26日	原案可決
第64号	宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決
第65号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月26日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2 号	宿毛湾港「海上自衛隊潜水艦部隊等」誘致について	3月26日	採 択
第 3 号	社会福祉法人清育会「大島保育園」高台移転地（轟）への土地借上と移転木造新築のお願いについて	3月26日	趣旨採択
第 4 号	「伊方原発の再稼働に反対して廃炉を求める意見書」の採択を求める請願について	3月26日	不 採 択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第15号	子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出について	3月26日	不採択
第16号	現行の宿毛小学校建設計画への反対と即時の市内小中学校の安全性確保を求める陳情について	3月26日	趣旨採択